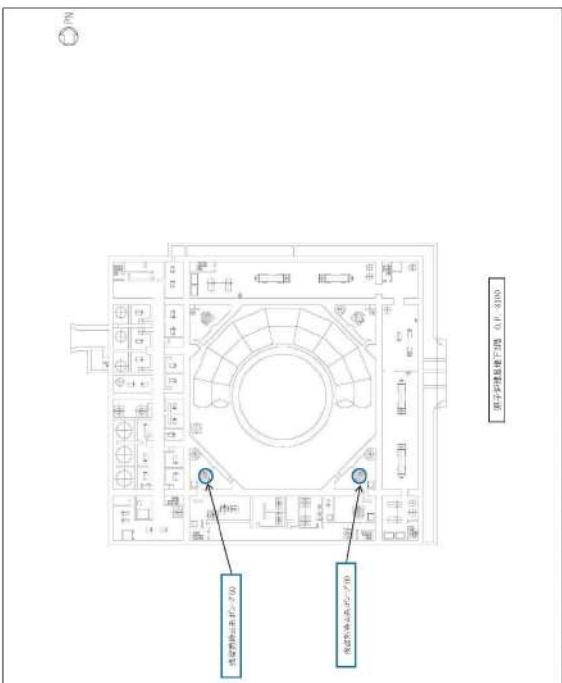
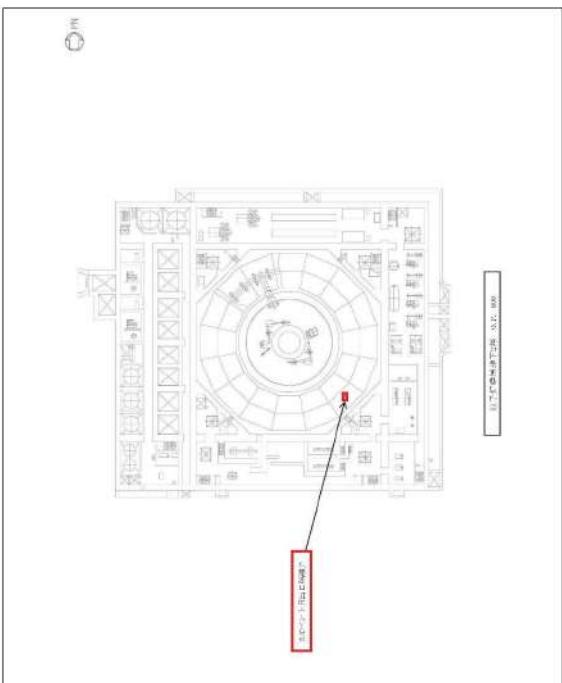
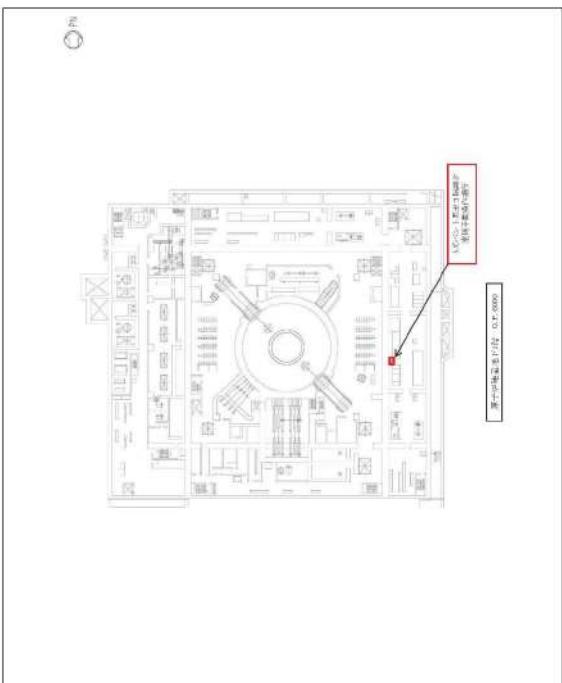


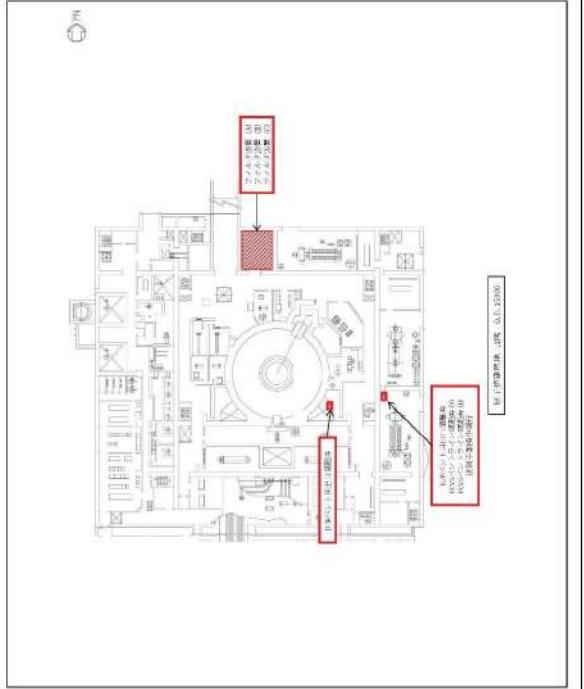
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-30 原子炉格納容器フィルタベント系、翻圧強化ベント系 及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(1/5)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-31 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系 及び貯留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/5)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

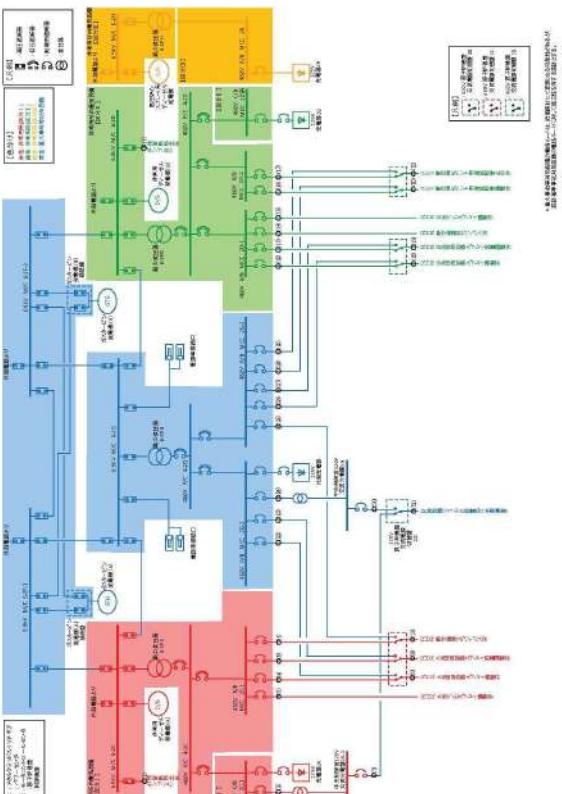
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-32 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系 及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(3/5)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-33 原子炉格納容器フィルタベント系、耐圧強化ベント系 及び燃留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(4/5)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

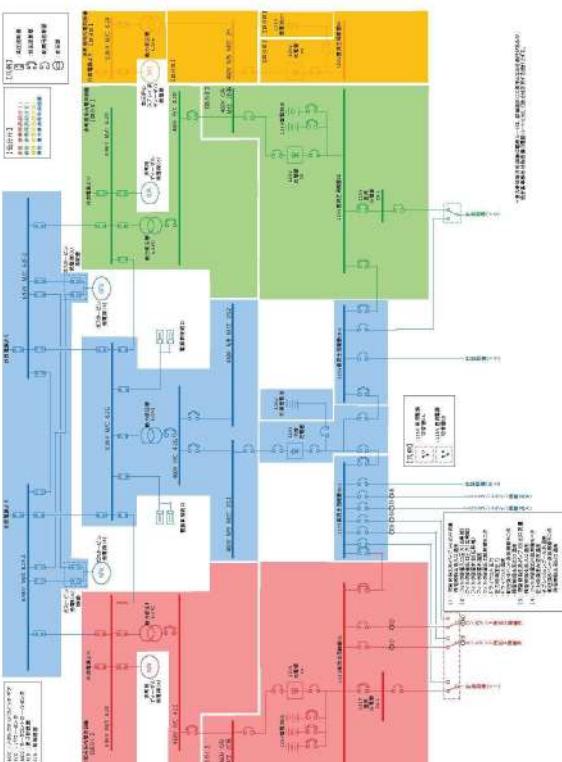
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

図 57-9-34 原子炉格納容器フィルタベント系、前圧強化ベント系  
及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(5/5)

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-35 単線結線図(交流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-9-36 単線結線図(直流) 原子炉格納容器フィルタベント系及び耐圧強化ベント系 [48条]		<b>【女川】</b> 設備・運用の相違 • 48条対応の設備・運用に伴う相違

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
	<p>1. 3. 4 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <p><b>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系</b>は、重大事故等時に原子炉格納容器内を冷却するための重大事故等対処設備であり、当該設備に対応する設計基準事故対処設備は「<b>残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)</b>」である。（図 57-9-37～39）</p> <p><b>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備</b>を表 57-9-14 に示す。</p> <table border="1"> <caption>表 57-9-14 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系の主要設備</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>重大事故等対処設備</th> <th>対応する設計基準事故対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</li> <li>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ポンプ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>海水移送ポンプ(A)</li> <li>海水移送ポンプ(B)</li> <li>海水移送ポンプ(C)</li> <li>大容量海水ポンプ(タイプI)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系ポンプ(A)</li> <li>残留熱除去系ポンプ(B)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>電動弁 (状態表示を含む)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>RHE A系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHEヘッドスプレインライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE海水入口弁</li> <li>RHEサンプリングリード取出止め弁</li> <li>T/B 緊急時隔離弁</li> <li>R/B 1BF緊急時隔離弁</li> <li>R/B 1F緊急時隔離弁</li> <li>海水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ワインドウ弁</li> <li>RHEポンプ吸込弁</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>RHE A系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE A系S/Cスプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系S/Cスプレイ隔離弁</li> <li>RHE熱交換器(A)バイパス弁</li> <li>RHE熱交換器(B)バイパス弁</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>計装設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン流量）</li> <li>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系格納容器冷却ワイン洗浄流量）</li> <li>原子炉格納容器代替スプレイ流量</li> <li>ドライウェル密度</li> <li>ドライウェル圧力</li> <li>圧力抑制室圧力</li> <li>海水貯蔵タンク水位</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系ポンプ出口流量</li> <li>残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備	一	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</li> <li>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</li> </ul>	ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水移送ポンプ(A)</li> <li>海水移送ポンプ(B)</li> <li>海水移送ポンプ(C)</li> <li>大容量海水ポンプ(タイプI)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系ポンプ(A)</li> <li>残留熱除去系ポンプ(B)</li> </ul>	電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>RHE A系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHEヘッドスプレインライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE海水入口弁</li> <li>RHEサンプリングリード取出止め弁</li> <li>T/B 緊急時隔離弁</li> <li>R/B 1BF緊急時隔離弁</li> <li>R/B 1F緊急時隔離弁</li> <li>海水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ワインドウ弁</li> <li>RHEポンプ吸込弁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RHE A系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE A系S/Cスプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系S/Cスプレイ隔離弁</li> <li>RHE熱交換器(A)バイパス弁</li> <li>RHE熱交換器(B)バイパス弁</li> </ul>	計装設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン流量）</li> <li>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系格納容器冷却ワイン洗浄流量）</li> <li>原子炉格納容器代替スプレイ流量</li> <li>ドライウェル密度</li> <li>ドライウェル圧力</li> <li>圧力抑制室圧力</li> <li>海水貯蔵タンク水位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系ポンプ出口流量</li> <li>残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・49条対応の運用に伴う相違</li> <li>・女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却</li> </ul>
機能	重大事故等対処設備	対応する設計基準事故対処設備															
一	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）</li> <li>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）</li> </ul>															
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>海水移送ポンプ(A)</li> <li>海水移送ポンプ(B)</li> <li>海水移送ポンプ(C)</li> <li>大容量海水ポンプ(タイプI)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系ポンプ(A)</li> <li>残留熱除去系ポンプ(B)</li> </ul>															
電動弁 (状態表示を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>RHE A系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHEヘッドスプレインライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁</li> <li>RHE海水入口弁</li> <li>RHEサンプリングリード取出止め弁</li> <li>T/B 緊急時隔離弁</li> <li>R/B 1BF緊急時隔離弁</li> <li>R/B 1F緊急時隔離弁</li> <li>海水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ワインドウ弁</li> <li>RHEポンプ吸込弁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>RHE A系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ流量調整弁</li> <li>RHE A系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系格納容器スプレイ隔離弁</li> <li>RHE A系S/Cスプレイ隔離弁</li> <li>RHE B系S/Cスプレイ隔離弁</li> <li>RHE熱交換器(A)バイパス弁</li> <li>RHE熱交換器(B)バイパス弁</li> </ul>															
計装設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイン流量）</li> <li>残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系格納容器冷却ワイン洗浄流量）</li> <li>原子炉格納容器代替スプレイ流量</li> <li>ドライウェル密度</li> <li>ドライウェル圧力</li> <li>圧力抑制室圧力</li> <li>海水貯蔵タンク水位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残留熱除去系ポンプ出口流量</li> <li>残留熱除去系熱交換器入口温度</li> <li>残留熱除去系熱交換器出口温度</li> </ul>															

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の復水移送ポンプは原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）に設置し、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）の大容量送水ポンプ（タイプI）は屋外に配備し、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）のポンプ（残留熱除去系ポンプ）は原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟内）に設置しており、位置的分散を図る。（図57-9-40～42）</p> <p>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）は、図57-9-43及び図57-9-44のとおり、屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置するガスタービン発電機から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）は、図57-9-43のとおり、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）に設置する非常用ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、ガスタービン発電機と非常用ディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。</p> <p>また、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）使用時の機器への電路と、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会（IEEE）規格384（1992年版）の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-9-15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却の代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P. 10.3m に設置し、原子炉格納容器スプレイ設備の格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P. -1.7m に設置しており、位置的分散を図る。（図57.9.31～32）</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却は、屋外に設置する代替非常用発電機及び可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器スプレイ設備は、ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m に設置するディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車とディーゼル発電機及び代替所内電気設備と非常用所内電気設備とは、それぞれ位置的分散を図る。（図57.9.33）</p> <p>また、代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却使用時の機器への電路と、原子炉格納容器スプレイ設備使用時の機器への電路とは、米国電気電子工学学会（IEEE）規格384（1992年版）の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.9.15に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違 ・49条対応の設備・運用に伴う相違 ・女川：原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）→泊：代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却 ・女川：復水移送ポンプ→泊：代替格納容器スプレイポンプ ・女川：残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）→泊：原子炉格納容器スプレイ設備 ・泊は代替格納容器スプレイポンプへの給電は、代替非常用発電機の他に可搬型代替電源車からの給電も行える。 【女川】 設置場所の相違 ・女川：原子炉建屋地下2階（原子炉建屋原子炉棟内）、原子炉建屋地下3階（原子炉建屋原子炉棟内）、原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）→泊：周辺補機棟 T.P. 10.3m、原子炉補助建屋 T.P. -1.7m、ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m 設置名称の相違（代替非常用発電機）</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>表57-9-15 電路ルート図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)</td> <td>図49-1~12</td> <td>57-9- (49-1~12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(表57-9-15-1)</td> <td>図49-13~25</td> <td>57-9- (49-13~25)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(表57-9-15-2)</td> <td>図49-26~40</td> <td>57-9- (49-26~40)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p style="color: red;">電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図57-9-20及び図57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図			図番号	頁	2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9- (49-1~12)	2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9- (49-13~25)	2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9- (49-26~40)	<p>表 57. 9. 15 電路ルート図 代替格納容器スプレイボンプによる原子炉格納容器内の冷却 [49 条]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th></th> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用 (図 57. 9. 33)</td> <td>図 49. 1~9</td> <td>57-9-<b>58~76</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成）</p>	単線結線図	ルート図			図番号	頁	3号炉動力用 (図 57. 9. 33)	図 49. 1~9	57-9- <b>58~76</b>
単線結線図	ルート図																									
	図番号	頁																								
2号炉動力用(図57-9-43及び図57-9-44)	図49-1~12	57-9- (49-1~12)																								
2号炉計装設備用(表57-9-15-1)	図49-13~25	57-9- (49-13~25)																								
2号炉制御用(表57-9-15-2)	図49-26~40	57-9- (49-26~40)																								
単線結線図	ルート図																									
	図番号	頁																								
3号炉動力用 (図 57. 9. 33)	図 49. 1~9	57-9- <b>58~76</b>																								

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p style="text-align: center;">表37-9-15-1 計安設備用電路 原子炉格納容器代替スライドゲート(4P系) (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故用監視</th> <th colspan="2">設計監査用監視</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td><td>原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P1 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S2</td><td>原子炉格納容器外核スライドゲート</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P2 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S3</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P3 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S4</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P4 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S5</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (SSR) 飢出入口冷却開閉装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P5 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S6</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (作動用アロッカ装置) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P6 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S7</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (復元用ヘリカル) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P7 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S8</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (復元用ヘリカル) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P8 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S9</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P9 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S10</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P10 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S11</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P11 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> <tr> <td>S12</td><td>ドライヴィエリクターブランケット (シグマタブル) 固定装置</td><td>中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート</td><td>P12 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)</td></tr> </tbody> </table>	重大事故用監視		設計監査用監視		S1	原子炉格納容器内核スライドゲート	原子炉格納容器内核スライドゲート	P1 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S2	原子炉格納容器外核スライドゲート	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P2 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S3	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P3 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S4	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P4 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S5	ドライヴィエリクターブランケット (SSR) 飢出入口冷却開閉装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P5 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S6	ドライヴィエリクターブランケット (作動用アロッカ装置) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P6 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S7	ドライヴィエリクターブランケット (復元用ヘリカル) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P7 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S8	ドライヴィエリクターブランケット (復元用ヘリカル) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P8 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S9	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P9 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S10	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P10 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S11	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P11 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)	S12	ドライヴィエリクターブランケット (シグマタブル) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P12 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)
重大事故用監視		設計監査用監視																																																		
S1	原子炉格納容器内核スライドゲート	原子炉格納容器内核スライドゲート	P1 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S2	原子炉格納容器外核スライドゲート	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P2 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S3	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P3 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S4	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P4 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S5	ドライヴィエリクターブランケット (SSR) 飢出入口冷却開閉装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P5 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S6	ドライヴィエリクターブランケット (作動用アロッカ装置) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P6 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S7	ドライヴィエリクターブランケット (復元用ヘリカル) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P7 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S8	ドライヴィエリクターブランケット (復元用ヘリカル) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P8 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S9	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P9 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S10	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P10 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S11	ドライヴィエリクターブランケット (VTR) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P11 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	
S12	ドライヴィエリクターブランケット (シグマタブル) 固定装置	中央制御室 原子炉格納容器内核スライドゲート	P12 原子炉格納容器内核スライドゲート(4P系) (1/2)																																																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
	<table border="1"> <caption>表57-9-15-1 電気設備計画書 原子炉格納容器代替スプレイ冷却損失[99条(2)(2)]</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">泊大飯炉止回門</th> <th colspan="2">原子炉格納容器代替スプレイ冷却損失[99条(2)(2)]</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ボイドガード門(270°開閉装置)</th> <th colspan="2">ボイドガード門(270°開閉装置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 (ボイドガード門)</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S14 ドライカーボン炉</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S15 圧力抑制室互換</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S16 (液体噴射装置含む)インピューラー、ライン(合流点)</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S17 (液体噴射装置含む)インピューラー、B系統管路 ポンプライズポンプ</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S18 (海水供給タンク水位)</td><td>中央制御室</td><td>発電機 (ET系統・レンジ)</td><td></td></tr> <tr> <td>S19 海水供給装置A)出口遮断</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S20 海水供給装置B)出口遮断</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S21 海水供給装置A)入口遮断</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> <tr> <td>S22 海水供給装置B)入口遮断</td><td>中央制御室</td><td>発電機</td><td></td></tr> </tbody> </table>	泊大飯炉止回門		原子炉格納容器代替スプレイ冷却損失[99条(2)(2)]		ボイドガード門(270°開閉装置)		ボイドガード門(270°開閉装置)		S13 (ボイドガード門)	中央制御室	発電機		S14 ドライカーボン炉	中央制御室	発電機		S15 圧力抑制室互換	中央制御室	発電機		S16 (液体噴射装置含む)インピューラー、ライン(合流点)	中央制御室	発電機		S17 (液体噴射装置含む)インピューラー、B系統管路 ポンプライズポンプ	中央制御室	発電機		S18 (海水供給タンク水位)	中央制御室	発電機 (ET系統・レンジ)		S19 海水供給装置A)出口遮断	中央制御室	発電機		S20 海水供給装置B)出口遮断	中央制御室	発電機		S21 海水供給装置A)入口遮断	中央制御室	発電機		S22 海水供給装置B)入口遮断	中央制御室	発電機		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
泊大飯炉止回門		原子炉格納容器代替スプレイ冷却損失[99条(2)(2)]																																																
ボイドガード門(270°開閉装置)		ボイドガード門(270°開閉装置)																																																
S13 (ボイドガード門)	中央制御室	発電機																																																
S14 ドライカーボン炉	中央制御室	発電機																																																
S15 圧力抑制室互換	中央制御室	発電機																																																
S16 (液体噴射装置含む)インピューラー、ライン(合流点)	中央制御室	発電機																																																
S17 (液体噴射装置含む)インピューラー、B系統管路 ポンプライズポンプ	中央制御室	発電機																																																
S18 (海水供給タンク水位)	中央制御室	発電機 (ET系統・レンジ)																																																
S19 海水供給装置A)出口遮断	中央制御室	発電機																																																
S20 海水供給装置B)出口遮断	中央制御室	発電機																																																
S21 海水供給装置A)入口遮断	中央制御室	発電機																																																
S22 海水供給装置B)入口遮断	中央制御室	発電機																																																

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
	<p>表57-9-15-2 核用運送室 原子炉格納容器代替スライド門系統(49条)(15) 重大事件止歟備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">重大事件止歟備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1 代用主冷却剂</td><td>460V R/B/M/C 2D-1</td><td>D1 原子炉格納容器ES-S-1, III 460V R/B/M/C 6-2C</td></tr> <tr> <td>S2 代用主冷却剂</td><td>460V R/B/M/C 2D-2</td><td>D2 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 6-2B</td></tr> <tr> <td>S3 緊急用交流電源引掛作業(1)</td><td>460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2C</td><td>D3 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1</td></tr> <tr> <td>S4 緊急用交流電源引掛作業(1)</td><td>460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2D</td><td>D4 緊急用交流電源引掛作業 2D HEM A 紧急用容器スライド門装置中 HEM B 紧急用容器スライド門装置中</td></tr> <tr> <td>S5 重大事故切替装置(1)</td><td>123V 重油主用機2E-1</td><td>D5 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 2D-1</td></tr> <tr> <td>S6 重大事故切替装置(2)</td><td>123V 重油主用機2E-1</td><td>D6 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM B 紧急用容器スライド門装置中</td></tr> <tr> <td>S7 代用主冷却剂</td><td>460V R/B/M/C 2D-2</td><td>D7 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1</td></tr> <tr> <td>S8 緊急用交流電源引掛作業(2)</td><td>460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2C</td><td>D8 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM A 紧急用容器スライド門装置中</td></tr> <tr> <td>S9 汚染抑制装置</td><td>460V R/B/M/C 2C-4</td><td>D9 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 2D-1</td></tr> <tr> <td>S10 代用主冷却剂</td><td>PC-FMMW・SL・MWH MWU引掛作業</td><td>D10 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM B 紧急用容器スライド門装置中</td></tr> <tr> <td>S11 代用主冷却剂</td><td>460V R/B/M/C 2D-4</td><td>D11 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1</td></tr> <tr> <td>S12 汚染抑制装置</td><td>460V R/B/M/C 2D-4</td><td>D12 460V R/B/M/C 2C-1 HEM A 紧急用容器スライド門装置中</td></tr> </tbody> </table>	重大事件止歟備			S1 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-1	D1 原子炉格納容器ES-S-1, III 460V R/B/M/C 6-2C	S2 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-2	D2 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 6-2B	S3 緊急用交流電源引掛作業(1)	460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2C	D3 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1	S4 緊急用交流電源引掛作業(1)	460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2D	D4 緊急用交流電源引掛作業 2D HEM A 紧急用容器スライド門装置中 HEM B 紧急用容器スライド門装置中	S5 重大事故切替装置(1)	123V 重油主用機2E-1	D5 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 2D-1	S6 重大事故切替装置(2)	123V 重油主用機2E-1	D6 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM B 紧急用容器スライド門装置中	S7 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-2	D7 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1	S8 緊急用交流電源引掛作業(2)	460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2C	D8 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM A 紧急用容器スライド門装置中	S9 汚染抑制装置	460V R/B/M/C 2C-4	D9 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 2D-1	S10 代用主冷却剂	PC-FMMW・SL・MWH MWU引掛作業	D10 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM B 紧急用容器スライド門装置中	S11 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-4	D11 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1	S12 汚染抑制装置	460V R/B/M/C 2D-4	D12 460V R/B/M/C 2C-1 HEM A 紧急用容器スライド門装置中	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
重大事件止歟備																																									
S1 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-1	D1 原子炉格納容器ES-S-1, III 460V R/B/M/C 6-2C																																							
S2 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-2	D2 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 6-2B																																							
S3 緊急用交流電源引掛作業(1)	460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2C	D3 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1																																							
S4 緊急用交流電源引掛作業(1)	460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2D	D4 緊急用交流電源引掛作業 2D HEM A 紧急用容器スライド門装置中 HEM B 紧急用容器スライド門装置中																																							
S5 重大事故切替装置(1)	123V 重油主用機2E-1	D5 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 2D-1																																							
S6 重大事故切替装置(2)	123V 重油主用機2E-1	D6 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM B 紧急用容器スライド門装置中																																							
S7 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-2	D7 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1																																							
S8 緊急用交流電源引掛作業(2)	460V 原子炉格納容器外交流電源引掛作業 2C	D8 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM A 紧急用容器スライド門装置中																																							
S9 汚染抑制装置	460V R/B/M/C 2C-4	D9 原子炉格納容器ES-S- II 460V R/B/M/C 2D-1																																							
S10 代用主冷却剂	PC-FMMW・SL・MWH MWU引掛作業	D10 緊急用交流電源引掛作業(1) HEM B 紧急用容器スライド門装置中																																							
S11 代用主冷却剂	460V R/B/M/C 2D-4	D11 原子炉格納容器ES-S- I + III 460V R/B/M/C 2C-1																																							
S12 汚染抑制装置	460V R/B/M/C 2D-4	D12 460V R/B/M/C 2C-1 HEM A 紧急用容器スライド門装置中																																							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p>表57-9-15-2 制御用電路 原子炉格納容器代替スライド門扉(49頁)(2/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">監査事務所記載</th> <th colspan="2">監査事務所記載</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 代替生水用防爆</td><td>460V R/B/M/C 36-2</td><td>D13 原子炉格納容器ESS-II</td><td>460V R/B/M/C 2P-1</td></tr> <tr> <td>S14 断熱構造防爆</td><td>460V R/B/M/C 3P-4</td><td>D14 460V R/B/M/C 2P-1</td><td>H6B B 灰 S/C フラッシュ</td></tr> <tr> <td>S15 代替生水用防爆</td><td>460V R/B/M/C 36-2</td><td>D15 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 紧急用交換用引掛作盤(1)</td></tr> <tr> <td>S16 代替生水用防爆</td><td>460V R/B/M/C 3P-1</td><td>D16 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 紧急用交換用引掛作盤(1)</td></tr> <tr> <td>S17 代替生水用防爆</td><td>460V 断熱構造防爆(1)</td><td>D17 トリップチャンネル盤 ESS-I</td><td>125V 緊急電源引掛作盤(1)</td></tr> <tr> <td>S18 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 断熱構造防爆(1)</td><td>D18 トリップチャンネル盤 ESS-II</td><td>125V 緊急電源引掛作盤(1)</td></tr> <tr> <td>S19 代替生水用防爆</td><td>460V 断熱構造防爆(1)・既庄が心 スプリーバ系 ESS-I</td><td>D19 原子炉格納容器ESS-I, II</td><td>960V R/B/M/C 2P-1</td></tr> <tr> <td>S20 代替生水用防爆</td><td>460V 断熱構造防爆(1)・既庄が心 スプリーバ系 ESS-II</td><td>D20 緊急用交換用引掛作盤(2)</td><td>既庄交換器(1) / 既庄</td></tr> <tr> <td>S21 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)</td><td>D21 原子炉格納容器ESS-II</td><td>460V R/B/M/C 2P-1</td></tr> <tr> <td>S22 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)</td><td>D22 460V R/B/M/C 2P-1</td><td>H6B 紧急交換器(1) / H6B</td></tr> <tr> <td>S23 代替生水用防爆</td><td>460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)</td><td>D23 緊急用交換用引掛作盤(2)</td><td>460V 紧急用交換用引掛作盤(2)</td></tr> <tr> <td>S24 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)</td><td>D24 緊急用交換用引掛作盤(1)</td><td>460V 紧急用交換用引掛作盤(1)</td></tr> </tbody> </table>	監査事務所記載		監査事務所記載		S13 代替生水用防爆	460V R/B/M/C 36-2	D13 原子炉格納容器ESS-II	460V R/B/M/C 2P-1	S14 断熱構造防爆	460V R/B/M/C 3P-4	D14 460V R/B/M/C 2P-1	H6B B 灰 S/C フラッシュ	S15 代替生水用防爆	460V R/B/M/C 36-2	D15 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 紧急用交換用引掛作盤(1)	S16 代替生水用防爆	460V R/B/M/C 3P-1	D16 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 紧急用交換用引掛作盤(1)	S17 代替生水用防爆	460V 断熱構造防爆(1)	D17 トリップチャンネル盤 ESS-I	125V 緊急電源引掛作盤(1)	S18 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防爆(1)	D18 トリップチャンネル盤 ESS-II	125V 緊急電源引掛作盤(1)	S19 代替生水用防爆	460V 断熱構造防爆(1)・既庄が心 スプリーバ系 ESS-I	D19 原子炉格納容器ESS-I, II	960V R/B/M/C 2P-1	S20 代替生水用防爆	460V 断熱構造防爆(1)・既庄が心 スプリーバ系 ESS-II	D20 緊急用交換用引掛作盤(2)	既庄交換器(1) / 既庄	S21 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D21 原子炉格納容器ESS-II	460V R/B/M/C 2P-1	S22 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D22 460V R/B/M/C 2P-1	H6B 紧急交換器(1) / H6B	S23 代替生水用防爆	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D23 緊急用交換用引掛作盤(2)	460V 紧急用交換用引掛作盤(2)	S24 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D24 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 紧急用交換用引掛作盤(1)	<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
監査事務所記載		監査事務所記載																																																				
S13 代替生水用防爆	460V R/B/M/C 36-2	D13 原子炉格納容器ESS-II	460V R/B/M/C 2P-1																																																			
S14 断熱構造防爆	460V R/B/M/C 3P-4	D14 460V R/B/M/C 2P-1	H6B B 灰 S/C フラッシュ																																																			
S15 代替生水用防爆	460V R/B/M/C 36-2	D15 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 紧急用交換用引掛作盤(1)																																																			
S16 代替生水用防爆	460V R/B/M/C 3P-1	D16 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 紧急用交換用引掛作盤(1)																																																			
S17 代替生水用防爆	460V 断熱構造防爆(1)	D17 トリップチャンネル盤 ESS-I	125V 緊急電源引掛作盤(1)																																																			
S18 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防爆(1)	D18 トリップチャンネル盤 ESS-II	125V 緊急電源引掛作盤(1)																																																			
S19 代替生水用防爆	460V 断熱構造防爆(1)・既庄が心 スプリーバ系 ESS-I	D19 原子炉格納容器ESS-I, II	960V R/B/M/C 2P-1																																																			
S20 代替生水用防爆	460V 断熱構造防爆(1)・既庄が心 スプリーバ系 ESS-II	D20 緊急用交換用引掛作盤(2)	既庄交換器(1) / 既庄																																																			
S21 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D21 原子炉格納容器ESS-II	460V R/B/M/C 2P-1																																																			
S22 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D22 460V R/B/M/C 2P-1	H6B 紧急交換器(1) / H6B																																																			
S23 代替生水用防爆	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D23 緊急用交換用引掛作盤(2)	460V 紧急用交換用引掛作盤(2)																																																			
S24 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 断熱構造防換用引掛作盤(1)	D24 緊急用交換用引掛作盤(1)	460V 紧急用交換用引掛作盤(1)																																																			

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

文字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
数字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
記号：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
	<p>表57-9-15-2 制御用電源 原子炉格納建屋内搭載スケーリング表 [49条(3)(5)]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">重大事故応急措置</th> <th>設計基準事故に対する適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S85 代管生木制所蔵</td><td>460V R/B MCC-2G-2</td><td>E55 緊急用交流電源切換装置(1)</td><td>460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング装置(3)</td></tr> <tr> <td>S86 代管生木制所蔵</td><td>個別断路器</td><td>E56 460V R/B MCC-2G-1</td><td>AM 制御盤</td></tr> <tr> <td>S27 代管生木制側板</td><td>460V R/B MCC-2G-1</td><td>E57 緊急用交流電源切換装置(1)</td><td>URB-シットスアライアンス安全監査部</td></tr> <tr> <td>S28 代管生木制側板</td><td>個別断路器</td><td>E58 460V R/B MCC-2G-1</td><td>AM 制御盤</td></tr> <tr> <td>S29 代管生木制側板</td><td>460V R/B MCC-2G-2</td><td>E59 緊急用交流電源切換装置(1)</td><td>URB-シットスアライアンス安全監査部</td></tr> <tr> <td>S30 緊急用交流電源引掛線(1)</td><td>460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2G</td><td>E60 緊急用交流電源切換装置(1)</td><td>460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2G</td></tr> <tr> <td>S31 緊急用交流電源引掛線(1)</td><td>460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2D</td><td>E61 緊急用交流電源切換装置(1)</td><td>460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2D</td></tr> <tr> <td>S32 代管生木制側板</td><td>460V R/B MCC-2G-4</td><td>E62 125V 電源分配盤 2A-1</td><td>125V 電源分配盤 2A</td></tr> <tr> <td>S33 代管生木制所蔵</td><td>460V R/B MCC-2G-2</td><td>E63 125V 電源分配盤 3B-1</td><td>125V 電源分配盤 3B</td></tr> <tr> <td>S34 緊急用交流電源引掛線(1)</td><td>(SP) 地点入口門</td><td>E64 原子炉系プロセス制御装置(URS-II-1)</td><td>125V 電源分配盤 3A</td></tr> <tr> <td>S35 代管生木制側板</td><td>460V R/B MCC-2G-4</td><td>E65 原子炉系プロセス制御装置(URS-II-2)</td><td></td></tr> <tr> <td>S36 代管生木制側板</td><td>460V R/B MCC-2G-2</td><td>E66 原子炉系制御機器 ESS-II</td><td>125V 電源分配盤 3B</td></tr> </tbody> </table>	重大事故応急措置			設計基準事故に対する適用	S85 代管生木制所蔵	460V R/B MCC-2G-2	E55 緊急用交流電源切換装置(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング装置(3)	S86 代管生木制所蔵	個別断路器	E56 460V R/B MCC-2G-1	AM 制御盤	S27 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-1	E57 緊急用交流電源切換装置(1)	URB-シットスアライアンス安全監査部	S28 代管生木制側板	個別断路器	E58 460V R/B MCC-2G-1	AM 制御盤	S29 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-2	E59 緊急用交流電源切換装置(1)	URB-シットスアライアンス安全監査部	S30 緊急用交流電源引掛線(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2G	E60 緊急用交流電源切換装置(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2G	S31 緊急用交流電源引掛線(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2D	E61 緊急用交流電源切換装置(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2D	S32 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-4	E62 125V 電源分配盤 2A-1	125V 電源分配盤 2A	S33 代管生木制所蔵	460V R/B MCC-2G-2	E63 125V 電源分配盤 3B-1	125V 電源分配盤 3B	S34 緊急用交流電源引掛線(1)	(SP) 地点入口門	E64 原子炉系プロセス制御装置(URS-II-1)	125V 電源分配盤 3A	S35 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-4	E65 原子炉系プロセス制御装置(URS-II-2)		S36 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-2	E66 原子炉系制御機器 ESS-II	125V 電源分配盤 3B		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
重大事故応急措置			設計基準事故に対する適用																																																				
S85 代管生木制所蔵	460V R/B MCC-2G-2	E55 緊急用交流電源切換装置(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング装置(3)																																																				
S86 代管生木制所蔵	個別断路器	E56 460V R/B MCC-2G-1	AM 制御盤																																																				
S27 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-1	E57 緊急用交流電源切換装置(1)	URB-シットスアライアンス安全監査部																																																				
S28 代管生木制側板	個別断路器	E58 460V R/B MCC-2G-1	AM 制御盤																																																				
S29 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-2	E59 緊急用交流電源切換装置(1)	URB-シットスアライアンス安全監査部																																																				
S30 緊急用交流電源引掛線(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2G	E60 緊急用交流電源切換装置(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2G																																																				
S31 緊急用交流電源引掛線(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2D	E61 緊急用交流電源切換装置(1)	460V 原子炉格納建屋内搭載スケーリング 2D																																																				
S32 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-4	E62 125V 電源分配盤 2A-1	125V 電源分配盤 2A																																																				
S33 代管生木制所蔵	460V R/B MCC-2G-2	E63 125V 電源分配盤 3B-1	125V 電源分配盤 3B																																																				
S34 緊急用交流電源引掛線(1)	(SP) 地点入口門	E64 原子炉系プロセス制御装置(URS-II-1)	125V 電源分配盤 3A																																																				
S35 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-4	E65 原子炉系プロセス制御装置(URS-II-2)																																																					
S36 代管生木制側板	460V R/B MCC-2G-2	E66 原子炉系制御機器 ESS-II	125V 電源分配盤 3B																																																				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<table border="1"> <caption>表57-9-15-2 核動用電路 原子炉格納容器代替スプレ冷却系(49条) (4/5)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事変防止装置</th> <th colspan="2">原子炉格納容器代替スプレ冷却系(49条) (4/5)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S37</td><td>緊急用交流電源切換操作盤(1)</td><td>東芝・サンプリングR/O出力弁盤 123V 直流元力電源2A-1 佐野基盤改修対応点</td><td>123V 直流元力電源2A-1 佐野基盤改修対応点</td></tr> <tr> <td>S38</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2D-4 123V 直流元力電源2A-1</td><td>123V 直流元力電源2A-1</td></tr> <tr> <td>S39</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2G-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S40</td><td>緊急用交流電源切換操作盤(1)</td><td>T/B 緊急用断電开关</td><td></td></tr> <tr> <td>S41</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2D-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S42</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2G-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S43</td><td>緊急用交流電源切換操作盤(1)</td><td>R/B RIF 緊急用断電开关</td><td></td></tr> <tr> <td>S44</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2D-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S45</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2G-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S46</td><td>緊急用交流電源切換操作盤(1)</td><td>T/B 1P緊急用断電开关</td><td></td></tr> <tr> <td>S47</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2D-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S48</td><td>代燃油水箱供給</td><td>460V R/B MCC 2G-2</td><td></td></tr> </tbody> </table>	重大事変防止装置		原子炉格納容器代替スプレ冷却系(49条) (4/5)		S37	緊急用交流電源切換操作盤(1)	東芝・サンプリングR/O出力弁盤 123V 直流元力電源2A-1 佐野基盤改修対応点	123V 直流元力電源2A-1 佐野基盤改修対応点	S38	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-4 123V 直流元力電源2A-1	123V 直流元力電源2A-1	S39	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2		S40	緊急用交流電源切換操作盤(1)	T/B 緊急用断電开关		S41	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-4		S42	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2		S43	緊急用交流電源切換操作盤(1)	R/B RIF 緊急用断電开关		S44	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-4		S45	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2		S46	緊急用交流電源切換操作盤(1)	T/B 1P緊急用断電开关		S47	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-2		S48	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2		<p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
重大事変防止装置		原子炉格納容器代替スプレ冷却系(49条) (4/5)																																																				
S37	緊急用交流電源切換操作盤(1)	東芝・サンプリングR/O出力弁盤 123V 直流元力電源2A-1 佐野基盤改修対応点	123V 直流元力電源2A-1 佐野基盤改修対応点																																																			
S38	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-4 123V 直流元力電源2A-1	123V 直流元力電源2A-1																																																			
S39	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2																																																				
S40	緊急用交流電源切換操作盤(1)	T/B 緊急用断電开关																																																				
S41	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-4																																																				
S42	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2																																																				
S43	緊急用交流電源切換操作盤(1)	R/B RIF 緊急用断電开关																																																				
S44	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-4																																																				
S45	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2																																																				
S46	緊急用交流電源切換操作盤(1)	T/B 1P緊急用断電开关																																																				
S47	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2D-2																																																				
S48	代燃油水箱供給	460V R/B MCC 2G-2																																																				

泊発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

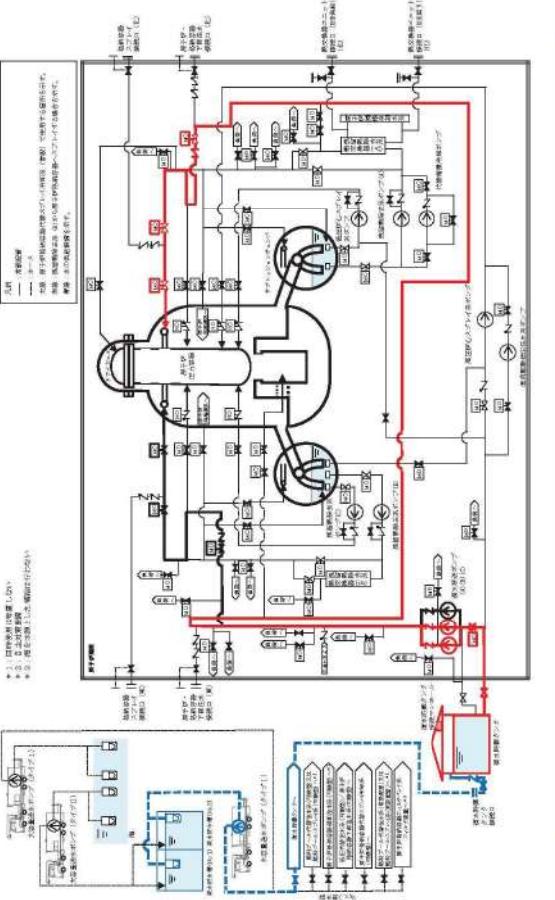
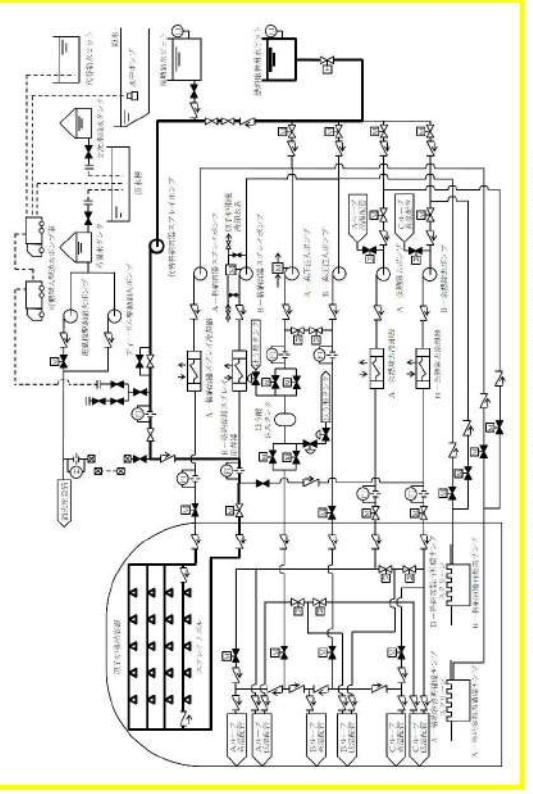
**文字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**数字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**記号**：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし！）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

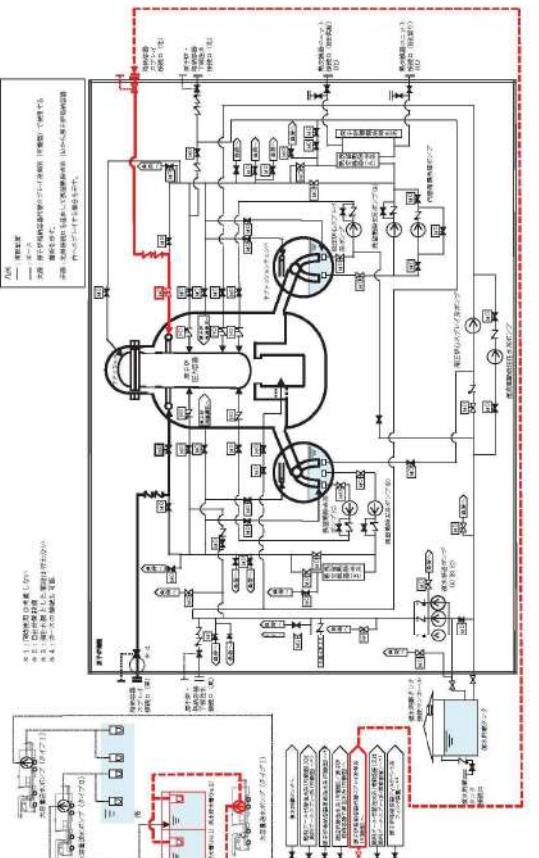
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-37 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）の系統概要図</p>	 <p>図 57-9-38 代替格納容器スプレイボンプによる原水格納容器内の冷却の系統概要図</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-38 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）の系統概要図</p>		<p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

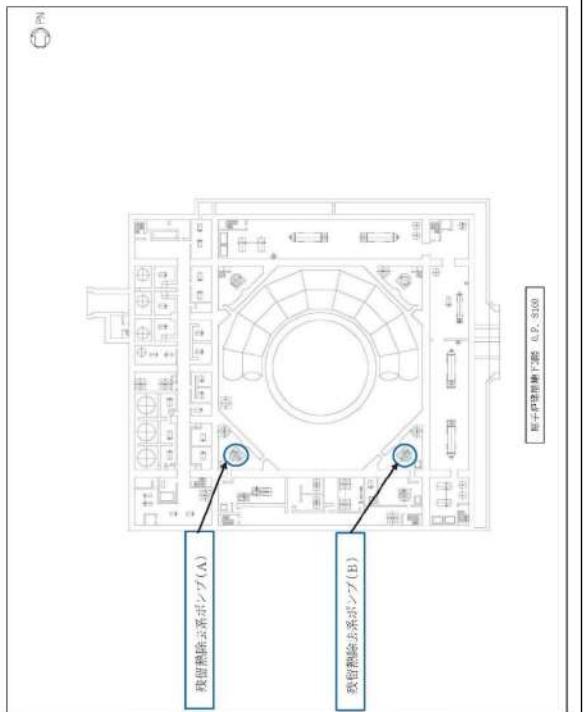
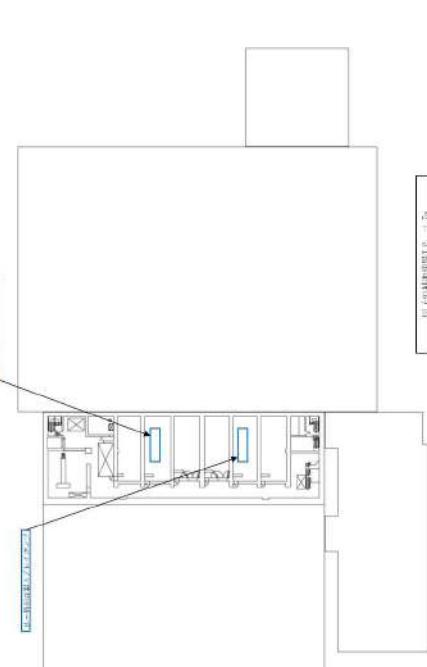
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-39 残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）の系統概要図</p>	<p>図 57.9.30 原子炉格納容器スプレイ設備の系統概要図</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

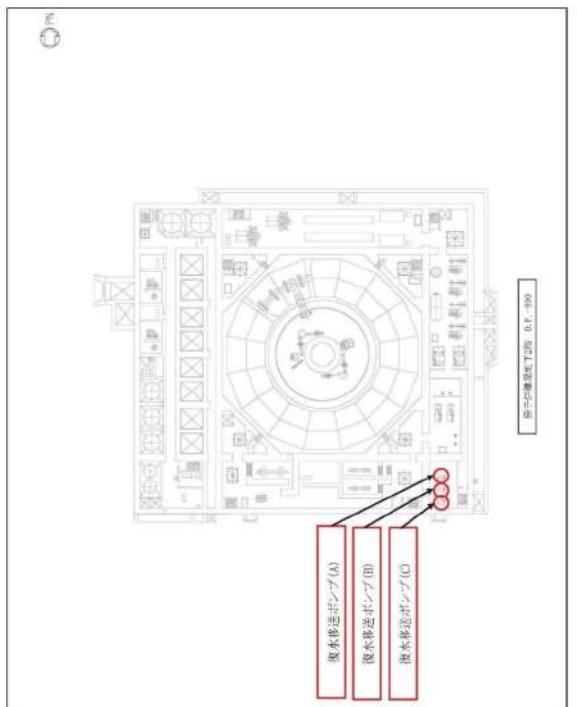
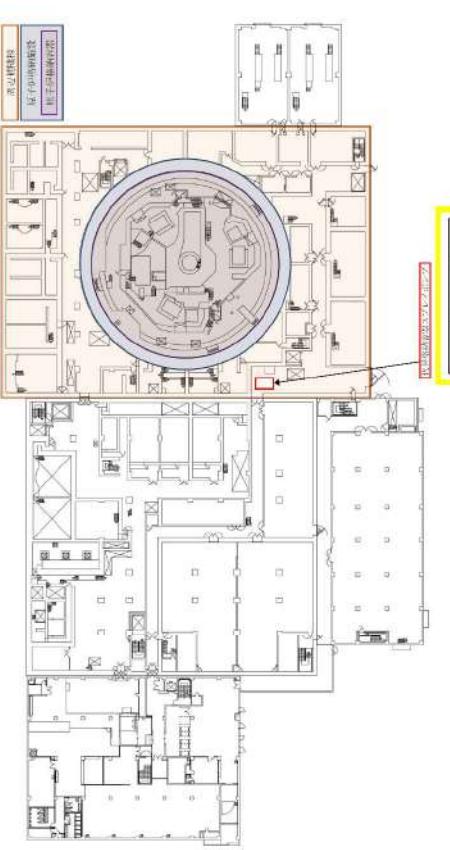
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-40 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配管図(1/3)</p>	 <p>図 57-9-31 代替格納器スプレイによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納器スプレイ設置図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-11 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の配置図(2/3)</p>	 <p>図 57-9-22 (代替格納容器スプレイポンプ)による原子炉格納容器の冷却及び原水が格納容器から給水する設備の配置図(2/2)</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

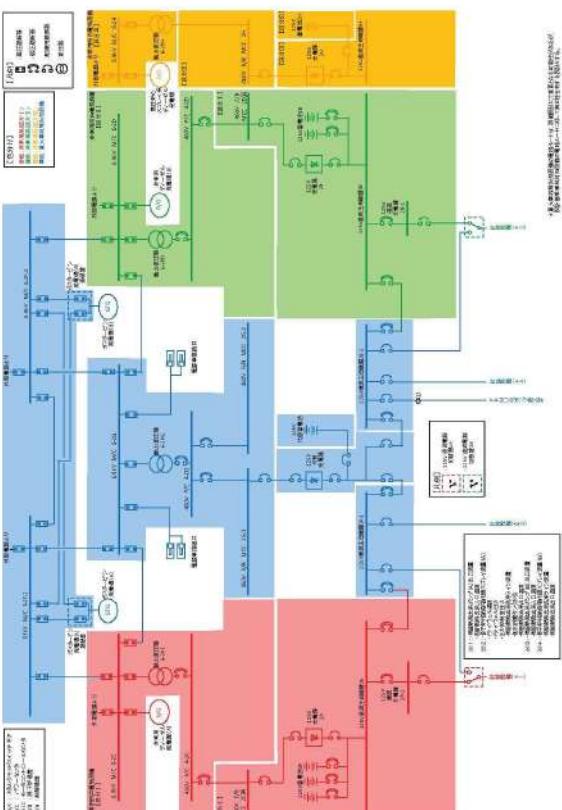
### 第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-9-43 単線結線図(交流) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p>	<p>図 57-9-35 1系統結線図(交流) 代替格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器設備 [49条]</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-44 単線結線図(直流) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 [49条]</p>		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事 故対処設備及び重大事故等対処設備と して必要な設備を設けるという点にお いて同等である。</p>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ            原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は原子炉建屋地下3階(原子炉建屋付属棟内)に設置し、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は屋外に配備し、位置的分散を図る。(図 57-9-51~54)</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)のポンプ(復水移送ポンプ)は、図 57-9-55~57 のとおり、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)及び代替循環冷却系のポンプ(代替循環冷却ポンプ)は、図 57-9-55~57 のとおり、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)及び原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)のポンプ(大容量送水ポンプ(タイプI))は、駆動電源を必要としない方式(付属空冷式ディーゼルエンジン)による設計とし、多様性を図る。</p> <p>(2) 電動弁            復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁、CRD復水入口弁、MUWC サンプリング取出止め弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B BIF 緊急時隔離弁、R/B 1F 緊急時隔離弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁、RHR A系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR B系格納容器スプレイ流量調整弁、RHR A系格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系格納容器スプレイ隔離弁、RHR ヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁及び RHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁は、ガスタービン発電機又は電源車から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、代替循環冷却ポンプバイパス弁、RHR 熱交換器(A)バイパス弁、RCW 代替冷却水不要負荷分離弁(A)、RHR 熱交換器(A)冷却水出口弁、RHR MUWC 連絡第一弁及び RHR MUWC 連絡第二弁は、ガスタービン発電機から代替所内電気設備又は非常用所内電気設備を経由し</p>	<p>なお、格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水の各設備は、以下のとおり多様性及び独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(1) ポンプ            格納容器スプレイポンプは原子炉補助建屋 T.P. -1.7m、代替格納容器スプレイポンプは周辺補機棟 T.P. 10.3m に設置し、位置的分散を図る。(図 57.9. 36~37)</p> <p>格納容器スプレイポンプは、ディーゼル発電機から非常用所内電気設備を経由して電源を受電する設計、代替格納容器スプレイポンプは、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設備を経由して電源を受電する設計とし、多様性を図る。(図 57.9. 38)</p> <p>(2) 電動弁            原子炉格納容器下部への注水の電動弁は、ハンドルを設けて手動操作を可能とすることで、常設代替交流電源設備からの給電による遠隔操作に対して多様性を図る。</p>	<p>【大飯】            記載表現の相違（女川審査実績の反映）  <b>【女川】</b>            設備・運用の相違            ・51条対応の設備・運用に伴う相違            ・女川：原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系→泊：格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水            ・女川：復水移送ポンプ、代替循環冷却ポンプ→泊：格納容器スプレイポンプ、代替格納容器スプレイポンプ</p> <p>【女川】            設置場所の相違            ・女川：原子炉建屋地下2階(原子炉建屋原子炉棟内)、原子炉建屋地下3階(原子炉建屋原子炉棟内)→泊：原子炉補助建屋、周辺補機棟            設置名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>【女川】            設備・運用の相違            ・女川は電動弁操作について非常用所内電気設備からの受電ができない場合には代替所内電気設備からの受電により電動弁の操作を行うが、泊は現場で人力による操作としている。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
	<p>て電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>FPMUWポンプ吸込弁は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、多様性を図る。</p> <p>(3) 計装設備</p> <p>計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。</p> <p>なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)～(3)の多様性を有する設備の電路は、米国電気電子工学会(IEEE)規格 384(1992年版)の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57-9-17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57-9-17 電路ルート図 原子炉格納容器下部注水設備 [51条]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉動力用(図 57-9-55～57)</td> <td>図 51-1～12</td> <td>57-9- (51-1～12)</td> </tr> <tr> <td>2号炉計装設備用(図 57-9-17-1)</td> <td>図 51-13～26</td> <td>57-9- (51-13～26)</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御用(図 57-9-17-2)</td> <td>図 51-27～43</td> <td>57-9- (51-27～43)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p> <p>電動弁の制御回路は、非常用所内電気設備からの受電時と代替所内電気設備からの受電時とで、別々に設置する。(図 57-9-20 及び図 57-9-21)</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	2号炉動力用(図 57-9-55～57)	図 51-1～12	57-9- (51-1～12)	2号炉計装設備用(図 57-9-17-1)	図 51-13～26	57-9- (51-13～26)	2号炉制御用(図 57-9-17-2)	図 51-27～43	57-9- (51-27～43)	<p>(3) 計装設備</p> <p>計装設備は、所内常設蓄電式直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から電源を受電する設計とし、また可搬型計測器による計測が可能な設計とし、多様性を図る。</p> <p>なお、計装設備は複数のパラメータとすることで多様性を有する設計とする。</p> <p>(1)の多様性を有する設備の電路は、米国電気電子工学学会(IEEE)規格 384 (1992 年版) の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表 57.9.17 に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表 57.9.17 電源ルート図 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水[51条]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単線結線図</th> <th colspan="2">ルート図</th> </tr> <tr> <th>図番号</th> <th>頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3号炉動力用(図 57.9.38)</td> <td>図 51.1～7</td> <td>57-9-77～83</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、単線結線図の番号とルート図の番号については、一致させている。</p>	単線結線図	ルート図		図番号	頁	3号炉動力用(図 57.9.38)	図 51.1～7	57-9-77～83	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成）</p>
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
2号炉動力用(図 57-9-55～57)	図 51-1～12	57-9- (51-1～12)																							
2号炉計装設備用(図 57-9-17-1)	図 51-13～26	57-9- (51-13～26)																							
2号炉制御用(図 57-9-17-2)	図 51-27～43	57-9- (51-27～43)																							
単線結線図	ルート図																								
	図番号	頁																							
3号炉動力用(図 57.9.38)	図 51.1～7	57-9-77～83																							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-1 計装設備用電路 原子炉格納容器下部注水装置[51条](1/3) 既存系事例方針別欄</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事例方針別欄</th> </tr> <tr> <th>原子炉格納容器下部注水装置</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1 原子炉格納容器下部注水装置</td><td>写真撮影用 原子炉観察孔1箇</td></tr> <tr> <td>S2 原子炉格納容器下部注水装置</td><td>貯湯計測 原子炉水位容積計</td></tr> <tr> <td>S3 原子炉格納容器下部注水装置</td><td>中央制御室 原子炉水位容積計</td></tr> <tr> <td>S4 ドライパウエル水栓</td><td>中央制御室 原子炉水位容積計</td></tr> <tr> <td>S5 ドライパウエル水栓</td><td>中央制御室 原子炉水位容積計</td></tr> <tr> <td>S6 液体式警報タンク水栓</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> <tr> <td>S7 (ドライパウエルブランジ部 107)液位計</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> <tr> <td>S8 (ドライパウエルブランジ部 108)液位計</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> <tr> <td>S9 (S90)操作出口上部(監視窓)</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> <tr> <td>S10 (荷重アシック上部(監視窓))</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> <tr> <td>S11 (噴気用ホース)用羽根</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> <tr> <td>S12 (電気用ホース)用羽根</td><td>中央制御室 液体式警報タンク水栓</td></tr> </tbody> </table>	重大事例方針別欄		原子炉格納容器下部注水装置	中央制御室	S1 原子炉格納容器下部注水装置	写真撮影用 原子炉観察孔1箇	S2 原子炉格納容器下部注水装置	貯湯計測 原子炉水位容積計	S3 原子炉格納容器下部注水装置	中央制御室 原子炉水位容積計	S4 ドライパウエル水栓	中央制御室 原子炉水位容積計	S5 ドライパウエル水栓	中央制御室 原子炉水位容積計	S6 液体式警報タンク水栓	中央制御室 液体式警報タンク水栓	S7 (ドライパウエルブランジ部 107)液位計	中央制御室 液体式警報タンク水栓	S8 (ドライパウエルブランジ部 108)液位計	中央制御室 液体式警報タンク水栓	S9 (S90)操作出口上部(監視窓)	中央制御室 液体式警報タンク水栓	S10 (荷重アシック上部(監視窓))	中央制御室 液体式警報タンク水栓	S11 (噴気用ホース)用羽根	中央制御室 液体式警報タンク水栓	S12 (電気用ホース)用羽根	中央制御室 液体式警報タンク水栓		<p style="color: red;">【女川】</p> <p style="color: red;">設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対応設備及び重大事故等対応設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
重大事例方針別欄																															
原子炉格納容器下部注水装置	中央制御室																														
S1 原子炉格納容器下部注水装置	写真撮影用 原子炉観察孔1箇																														
S2 原子炉格納容器下部注水装置	貯湯計測 原子炉水位容積計																														
S3 原子炉格納容器下部注水装置	中央制御室 原子炉水位容積計																														
S4 ドライパウエル水栓	中央制御室 原子炉水位容積計																														
S5 ドライパウエル水栓	中央制御室 原子炉水位容積計																														
S6 液体式警報タンク水栓	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														
S7 (ドライパウエルブランジ部 107)液位計	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														
S8 (ドライパウエルブランジ部 108)液位計	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														
S9 (S90)操作出口上部(監視窓)	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														
S10 (荷重アシック上部(監視窓))	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														
S11 (噴気用ホース)用羽根	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														
S12 (電気用ホース)用羽根	中央制御室 液体式警報タンク水栓																														

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-1 計装装置用施設 原子炉格納容器下部注水設備[51条(2)(3)]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">貢入水取扱い装置</th> <th colspan="2">貢入水取扱い装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S33 (機器室入用バッテ下部) S35 (機器室入用バッテ下部)</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td></tr> <tr> <td>S34 (機器室入用バッテ下部) S36 (機器室入用バッテ下部)</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td></tr> <tr> <td>S35 (機器室入用バッテ下部) S36 (機器室入用バッテ下部)</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td></tr> <tr> <td>S37 (バクスル内200°開度遮断)</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部</td></tr> <tr> <td>S34 S35 S36</td> <td>中央給水部 中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部 中央給水部</td></tr> <tr> <td>S38 S39 S40</td> <td>正方形給水部 既存燃焼室用バッテ ライナバッテ</td> <td>中央給水部 中央給水部 中央給水部</td> <td>中央給水部 中央給水部 中央給水部</td></tr> <tr> <td></td> <td>十次給水部 原子炉格納容器内バッテ 代用燃焼室用バッテ</td> <td>十次給水部 中央給水部 中央給水部</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	貢入水取扱い装置		貢入水取扱い装置		S33 (機器室入用バッテ下部) S35 (機器室入用バッテ下部)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	S34 (機器室入用バッテ下部) S36 (機器室入用バッテ下部)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	S35 (機器室入用バッテ下部) S36 (機器室入用バッテ下部)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	S37 (バクスル内200°開度遮断)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	S34 S35 S36	中央給水部 中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部 中央給水部	S38 S39 S40	正方形給水部 既存燃焼室用バッテ ライナバッテ	中央給水部 中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部 中央給水部		十次給水部 原子炉格納容器内バッテ 代用燃焼室用バッテ	十次給水部 中央給水部 中央給水部		<p style="color: red;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
貢入水取扱い装置		貢入水取扱い装置																																
S33 (機器室入用バッテ下部) S35 (機器室入用バッテ下部)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部																															
S34 (機器室入用バッテ下部) S36 (機器室入用バッテ下部)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部																															
S35 (機器室入用バッテ下部) S36 (機器室入用バッテ下部)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部																															
S37 (バクスル内200°開度遮断)	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部																															
S34 S35 S36	中央給水部 中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部 中央給水部																															
S38 S39 S40	正方形給水部 既存燃焼室用バッテ ライナバッテ	中央給水部 中央給水部 中央給水部	中央給水部 中央給水部 中央給水部																															
	十次給水部 原子炉格納容器内バッテ 代用燃焼室用バッテ	十次給水部 中央給水部 中央給水部																																

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**品字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容  
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 朝御用海水路 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">重大事故止回装置</th> <th>原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>代号並水栓部</th> <th>400V R.B. 30°C 25-1</th> <th>D1 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S1</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-1</td> <td>D1 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S2</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-2</td> <td>D2 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S3</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-2</td> <td>D3 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S4</td> <td>緊急用交換器冷却水装置(1)</td> <td>400V 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> <td>D4 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S5</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-2</td> <td>D5 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S6</td> <td>緊急用交換器冷却水装置(2)</td> <td>海水吐水タンク常圧、 海水用給水装置(2)、 ライントラップ</td> <td>D6 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S7</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-2</td> <td>D7 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S8</td> <td>緊急用交換器冷却水装置(2)</td> <td>CDV並水栓部</td> <td>D8 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S9</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-2</td> <td>D9 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S10</td> <td>緊急用交換器冷却水装置(2)</td> <td>MOPDシット作動弁</td> <td>D10 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> <tr> <td>S11</td> <td>代号並水栓部</td> <td>400V R.B. 30°C 25-2</td> <td>D11 MOPD作動弁</td> </tr> <tr> <td>S12</td> <td>緊急用交換器冷却水装置(2)</td> <td>T1D 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> <td>D12 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)</td> </tr> </tbody> </table>	重大事故止回装置			原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)		代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-1	D1 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S1	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-1	D1 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S2	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D2 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S3	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D3 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S4	緊急用交換器冷却水装置(1)	400V 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	D4 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S5	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D5 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S6	緊急用交換器冷却水装置(2)	海水吐水タンク常圧、 海水用給水装置(2)、 ライントラップ	D6 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S7	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D7 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S8	緊急用交換器冷却水装置(2)	CDV並水栓部	D8 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S9	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D9 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S10	緊急用交換器冷却水装置(2)	MOPDシット作動弁	D10 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	S11	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D11 MOPD作動弁	S12	緊急用交換器冷却水装置(2)	T1D 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	D12 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	<p style="color: red;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
重大事故止回装置			原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-1	D1 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S1	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-1	D1 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S2	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D2 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S3	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D3 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S4	緊急用交換器冷却水装置(1)	400V 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	D4 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S5	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D5 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S6	緊急用交換器冷却水装置(2)	海水吐水タンク常圧、 海水用給水装置(2)、 ライントラップ	D6 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S7	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D7 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S8	緊急用交換器冷却水装置(2)	CDV並水栓部	D8 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S9	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D9 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S10	緊急用交換器冷却水装置(2)	MOPDシット作動弁	D10 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							
S11	代号並水栓部	400V R.B. 30°C 25-2	D11 MOPD作動弁																																																							
S12	緊急用交換器冷却水装置(2)	T1D 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)	D12 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17) 原子炉冷却水装置下部注水設備[51表] (17)																																																							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																							
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 前倒用電路 原子炉格納容器下部注入水設備[51条] (2/7)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">重大事象防止設備</th> </tr> <tr> <th></th> <th>460V R/B MC-20-2</th> <th>B3</th> <th>AH922</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S13 代替生水制御室</td><td></td><td></td><td>460V R/B MC-20-1</td></tr> <tr> <td>S14 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>R/B 緊急用引出物作動弁</td><td>D14 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>緊急 B系各部引出物作動弁 緊急用引出物作動弁</td></tr> <tr> <td>S15 代替生水制御室</td><td>460V R/B MC-20-2</td><td>D19 男子立派用引出物 ES-1, III</td><td>460V R/B MC-20-3</td></tr> <tr> <td>S16 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>L18 1F 緊急用引出物作動弁</td><td>D20 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>緊急用交換用引出物作動弁</td></tr> <tr> <td>S17 代替生水制御室</td><td>460V R/B MC-20-2</td><td>D21 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C</td></tr> <tr> <td>S18 緊急用交換用引出物作動弁(3)</td><td>原子炉格納容器内水用 底水用引出物作動弁</td><td>D22 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D</td></tr> <tr> <td>S19 代替生水制御室</td><td>460V R/B MC-20-2</td><td>D23 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C</td></tr> <tr> <td>S20 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>原子炉格納容器内水用引出物作動弁</td><td>D24 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C</td></tr> <tr> <td>S21 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>代替生水制御室</td><td>D25 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D</td></tr> <tr> <td>S22 重大事象防止装置(1)</td><td>145V 重計生水作動弁 2B-1</td><td>I20 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C</td></tr> <tr> <td>S23 重大事象防止装置(2)</td><td>145V 重計生水作動弁 2B-1</td><td>I27 緊急用交換用引出物作動弁(1)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D</td></tr> <tr> <td>S24 重大事象防止装置</td><td>460V R/B MC-20-4</td><td>D30 緊急用交換用引出物作動弁(2)</td><td>460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C</td></tr> </tbody> </table>	重大事象防止設備					460V R/B MC-20-2	B3	AH922	S13 代替生水制御室			460V R/B MC-20-1	S14 緊急用交換用引出物作動弁(2)	R/B 緊急用引出物作動弁	D14 緊急用交換用引出物作動弁(1)	緊急 B系各部引出物作動弁 緊急用引出物作動弁	S15 代替生水制御室	460V R/B MC-20-2	D19 男子立派用引出物 ES-1, III	460V R/B MC-20-3	S16 緊急用交換用引出物作動弁(2)	L18 1F 緊急用引出物作動弁	D20 緊急用交換用引出物作動弁(2)	緊急用交換用引出物作動弁	S17 代替生水制御室	460V R/B MC-20-2	D21 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C	S18 緊急用交換用引出物作動弁(3)	原子炉格納容器内水用 底水用引出物作動弁	D22 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D	S19 代替生水制御室	460V R/B MC-20-2	D23 緊急用交換用引出物作動弁(2)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C	S20 緊急用交換用引出物作動弁(2)	原子炉格納容器内水用引出物作動弁	D24 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C	S21 緊急用交換用引出物作動弁(2)	代替生水制御室	D25 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D	S22 重大事象防止装置(1)	145V 重計生水作動弁 2B-1	I20 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C	S23 重大事象防止装置(2)	145V 重計生水作動弁 2B-1	I27 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D	S24 重大事象防止装置	460V R/B MC-20-4	D30 緊急用交換用引出物作動弁(2)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C	<p style="color: red; font-weight: bold;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
重大事象防止設備																																																										
	460V R/B MC-20-2	B3	AH922																																																							
S13 代替生水制御室			460V R/B MC-20-1																																																							
S14 緊急用交換用引出物作動弁(2)	R/B 緊急用引出物作動弁	D14 緊急用交換用引出物作動弁(1)	緊急 B系各部引出物作動弁 緊急用引出物作動弁																																																							
S15 代替生水制御室	460V R/B MC-20-2	D19 男子立派用引出物 ES-1, III	460V R/B MC-20-3																																																							
S16 緊急用交換用引出物作動弁(2)	L18 1F 緊急用引出物作動弁	D20 緊急用交換用引出物作動弁(2)	緊急用交換用引出物作動弁																																																							
S17 代替生水制御室	460V R/B MC-20-2	D21 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C																																																							
S18 緊急用交換用引出物作動弁(3)	原子炉格納容器内水用 底水用引出物作動弁	D22 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D																																																							
S19 代替生水制御室	460V R/B MC-20-2	D23 緊急用交換用引出物作動弁(2)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C																																																							
S20 緊急用交換用引出物作動弁(2)	原子炉格納容器内水用引出物作動弁	D24 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C																																																							
S21 緊急用交換用引出物作動弁(2)	代替生水制御室	D25 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D																																																							
S22 重大事象防止装置(1)	145V 重計生水作動弁 2B-1	I20 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C																																																							
S23 重大事象防止装置(2)	145V 重計生水作動弁 2B-1	I27 緊急用交換用引出物作動弁(1)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2D																																																							
S24 重大事象防止装置	460V R/B MC-20-4	D30 緊急用交換用引出物作動弁(2)	460V 紧子が連絡又は電気用警報器 2C																																																							

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 制御用電路 原子炉燃料容器下部注水設備 [51条] (3/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">最大事故5%起動</th> <th colspan="2">設計基準動作に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S26</td><td>断熱油冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td>D92 原子炉冷却制御装置 RSS-1, IB R/W 代替冷却管路作動弁 (A)</td></tr> <tr> <td>S26</td><td>断熱油冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td>D93 無効用交流電源冷却管路作動弁 (C) R/W 代替冷却管路作動弁 (A)</td></tr> <tr> <td>S27</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td>D94 無効用交流電源冷却管路作動弁 (D) R/W 保冷冷却水供給電源系統の整流器</td></tr> <tr> <td>S28</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td>D95 無効用交流電源冷却管路作動弁 (E) R/W R/B MWC 2P-4</td></tr> <tr> <td>S29</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S29</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S31</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-4</td><td></td></tr> <tr> <td>S32</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-2</td><td></td></tr> <tr> <td>S33</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>460V 16.8 MWC 2P-1</td><td></td></tr> <tr> <td>S34</td><td>汽蚀生水冷却装置</td><td>163V 16.8 MWC 2P-1</td><td></td></tr> <tr> <td>S35</td><td>緊急断電装置及び警報装置 (1)</td><td>泊川 断電装置及緊急警報装置 25</td><td></td></tr> <tr> <td>S36</td><td>汽蝕生水冷却装置</td><td>無効用冷却水供給</td><td></td></tr> </tbody> </table>	最大事故5%起動		設計基準動作に対する割合		S26	断熱油冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D92 原子炉冷却制御装置 RSS-1, IB R/W 代替冷却管路作動弁 (A)	S26	断熱油冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D93 無効用交流電源冷却管路作動弁 (C) R/W 代替冷却管路作動弁 (A)	S27	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D94 無効用交流電源冷却管路作動弁 (D) R/W 保冷冷却水供給電源系統の整流器	S28	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D95 無効用交流電源冷却管路作動弁 (E) R/W R/B MWC 2P-4	S29	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4		S29	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4		S31	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4		S32	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-2		S33	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-1		S34	汽蚀生水冷却装置	163V 16.8 MWC 2P-1		S35	緊急断電装置及び警報装置 (1)	泊川 断電装置及緊急警報装置 25		S36	汽蝕生水冷却装置	無効用冷却水供給		<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
最大事故5%起動		設計基準動作に対する割合																																																				
S26	断熱油冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D92 原子炉冷却制御装置 RSS-1, IB R/W 代替冷却管路作動弁 (A)																																																			
S26	断熱油冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D93 無効用交流電源冷却管路作動弁 (C) R/W 代替冷却管路作動弁 (A)																																																			
S27	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D94 無効用交流電源冷却管路作動弁 (D) R/W 保冷冷却水供給電源系統の整流器																																																			
S28	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4	D95 無効用交流電源冷却管路作動弁 (E) R/W R/B MWC 2P-4																																																			
S29	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4																																																				
S29	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4																																																				
S31	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-4																																																				
S32	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-2																																																				
S33	汽蚀生水冷却装置	460V 16.8 MWC 2P-1																																																				
S34	汽蚀生水冷却装置	163V 16.8 MWC 2P-1																																																				
S35	緊急断電装置及び警報装置 (1)	泊川 断電装置及緊急警報装置 25																																																				
S36	汽蝕生水冷却装置	無効用冷却水供給																																																				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 前例用電路 原子炉格納容器上面注水設備[51条] (4/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #cccccc;">備考事項(参考) 記載箇所</td> </tr> <tr> <td>S37</td> <td>代替送水用ポンプ 125m 生流水供給管 25t-1</td> </tr> <tr> <td>S38</td> <td>125t 重油主燃焼 20t-1 [FMW] ポンプ3台</td> </tr> <tr> <td>S39</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1</td> </tr> <tr> <td>S40</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S41</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S42</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1</td> </tr> <tr> <td>S43</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S44</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1</td> </tr> <tr> <td>S45</td> <td>代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S46</td> <td>原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S47</td> <td>原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S48</td> <td>原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2</td> </tr> <tr> <td>S49</td> <td>原子炉格納容器内注水装置(1) 460t 原子炉格納容器内注水装置(1)</td> </tr> <tr> <td>S50</td> <td></td> </tr> </table>	備考事項(参考) 記載箇所		S37	代替送水用ポンプ 125m 生流水供給管 25t-1	S38	125t 重油主燃焼 20t-1 [FMW] ポンプ3台	S39	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1	S40	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2	S41	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2	S42	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1	S43	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2	S44	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1	S45	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2	S46	原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2	S47	原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2	S48	原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2	S49	原子炉格納容器内注水装置(1) 460t 原子炉格納容器内注水装置(1)	S50			<p style="color: red;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
備考事項(参考) 記載箇所																																	
S37	代替送水用ポンプ 125m 生流水供給管 25t-1																																
S38	125t 重油主燃焼 20t-1 [FMW] ポンプ3台																																
S39	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1																																
S40	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S41	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S42	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1																																
S43	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S44	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-1																																
S45	代替送水用ポンプ 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S46	原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S47	原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S48	原水冷却用ポンプ KSS-1, III 460t R.B. M.C. 25t-2																																
S49	原子炉格納容器内注水装置(1) 460t 原子炉格納容器内注水装置(1)																																
S50																																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
	<p style="text-align: center;">表57-9-17-2 制御用電路 原子炉格納容器下部注水装置[51条] (5.7)</p> <p style="text-align: center;">既往事例の実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>S51 緊急遮断弁操作装置(1)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S52 緊急遮断弁操作装置(2)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S53 緊急遮断弁操作装置(1)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S54 緊急遮断弁操作装置(1)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S55 緊急遮断弁操作装置(1)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S56 緊急遮断弁操作装置(1)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S59 緊急遮断弁操作装置(2)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S60 緊急遮断弁操作装置(2)</td> <td>4601/原子炉遮断弁操作装置 2C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S61 代替主生水供給</td> <td>既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S62 代替主生水供給</td> <td>既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S63 代替主生水供給</td> <td>既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>S64 代替主生水供給</td> <td>既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	S51 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S52 緊急遮断弁操作装置(2)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S53 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S54 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S55 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S56 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S59 緊急遮断弁操作装置(2)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S60 緊急遮断弁操作装置(2)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C			S61 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1			S62 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1			S63 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1			S64 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1			<p style="text-align: center;">【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
S51 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S52 緊急遮断弁操作装置(2)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S53 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S54 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S55 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S56 緊急遮断弁操作装置(1)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S59 緊急遮断弁操作装置(2)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S60 緊急遮断弁操作装置(2)	4601/原子炉遮断弁操作装置 2C																																																	
S61 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1																																																	
S62 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1																																																	
S63 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1																																																	
S64 代替主生水供給	既往実績無 (A)・既往PQc スブレイ系盤S51-1																																																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>表57-9-17-2 制御用配管 原子炉格納容器下部注水設備[51条(6)7] 資料番号:事務文書No.10000000000000000000</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">常火事務用下部注水設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S65 代替注入装置</td><td>核電制御室(3-C)後ESS-11 AM制御室</td></tr> <tr> <td>S66 代替注入装置</td><td>AM制御室</td></tr> <tr> <td>S67 代替注入装置</td><td>AM制御室</td></tr> <tr> <td>S70 代替注入装置</td><td>460# E.B.MTC-2E-4</td></tr> <tr> <td>S71 代替注入装置</td><td>460# E.B.MTC-2E-4</td></tr> <tr> <td>S72 蒸気由交換器用引出管(1)</td><td>代替注入装置(2)が候3件</td></tr> <tr> <td>S73 代替注入装置</td><td>460# E.B.MTC-2E-4</td></tr> <tr> <td>S74 蒸気由交換器用引出管(2)</td><td>(代替注入装置がシグネチャ量的差)</td></tr> <tr> <td>S75 代替注入装置</td><td>460# E.B.MTC-2E-4</td></tr> <tr> <td>S76 蒸気由交換器用引出管(3)</td><td>BB# 墓地遮蔽室</td></tr> <tr> <td>S77 代替注入装置</td><td>460# E.B.MTC-2E-4</td></tr> <tr> <td>S78 蒸気由交換器用引出管(2)</td><td>BB# 墓地遮蔽室二井</td></tr> </tbody> </table>	常火事務用下部注水設備		S65 代替注入装置	核電制御室(3-C)後ESS-11 AM制御室	S66 代替注入装置	AM制御室	S67 代替注入装置	AM制御室	S70 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4	S71 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4	S72 蒸気由交換器用引出管(1)	代替注入装置(2)が候3件	S73 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4	S74 蒸気由交換器用引出管(2)	(代替注入装置がシグネチャ量的差)	S75 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4	S76 蒸気由交換器用引出管(3)	BB# 墓地遮蔽室	S77 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4	S78 蒸気由交換器用引出管(2)	BB# 墓地遮蔽室二井		<p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>
常火事務用下部注水設備																													
S65 代替注入装置	核電制御室(3-C)後ESS-11 AM制御室																												
S66 代替注入装置	AM制御室																												
S67 代替注入装置	AM制御室																												
S70 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4																												
S71 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4																												
S72 蒸気由交換器用引出管(1)	代替注入装置(2)が候3件																												
S73 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4																												
S74 蒸気由交換器用引出管(2)	(代替注入装置がシグネチャ量的差)																												
S75 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4																												
S76 蒸気由交換器用引出管(3)	BB# 墓地遮蔽室																												
S77 代替注入装置	460# E.B.MTC-2E-4																												
S78 蒸気由交換器用引出管(2)	BB# 墓地遮蔽室二井																												

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

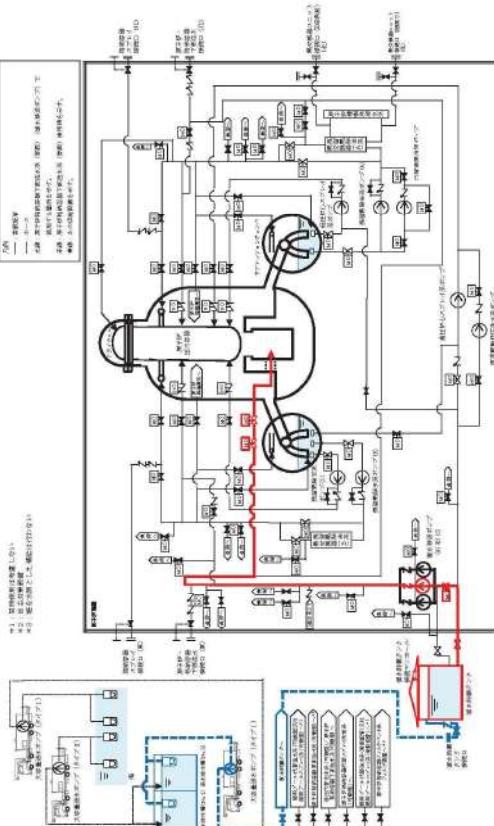
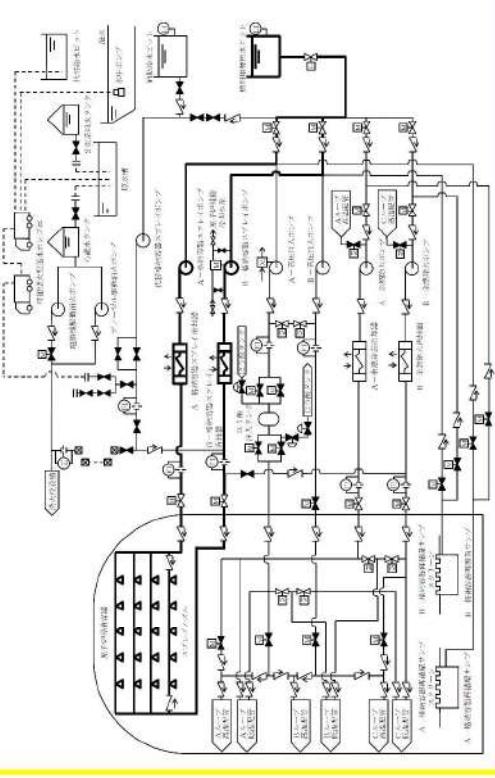
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
	<table border="1"> <caption>表57-9-17-2 制御用配線 原子炉格納容器下部注水設備[51条(7)]</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">重大事故注入装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S79 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-1</td></tr> <tr> <td>S80 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-1</td></tr> <tr> <td>S81 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-1</td></tr> <tr> <td>S82 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-1</td></tr> <tr> <td>S83 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-1</td></tr> <tr> <td>S88 緊急用交換弁(計5台)</td><td>代替用緊急用交換弁(計5台)</td></tr> <tr> <td>S100 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-4</td></tr> <tr> <td>S101 代替主水路弁盤</td><td>400V R/B/MC-2S-1</td></tr> </tbody> </table>	重大事故注入装置		S79 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1	S80 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1	S81 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1	S82 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1	S83 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1	S88 緊急用交換弁(計5台)	代替用緊急用交換弁(計5台)	S100 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-4	S101 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
重大事故注入装置																					
S79 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1																				
S80 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1																				
S81 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1																				
S82 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1																				
S83 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1																				
S88 緊急用交換弁(計5台)	代替用緊急用交換弁(計5台)																				
S100 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-4																				
S101 代替主水路弁盤	400V R/B/MC-2S-1																				

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

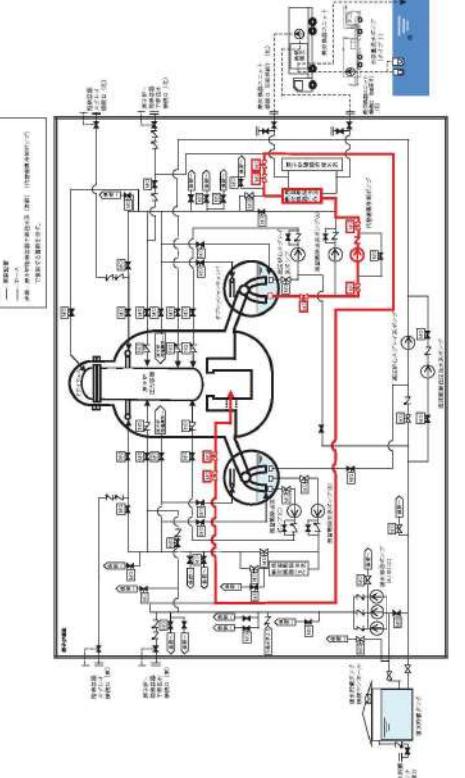
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-45 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)の系統概要図</p>	 <p>図 57-9-53 格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)に於ける泊3号炉格納容器下部への注水の系統概要図</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-46 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)の系統概要図</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

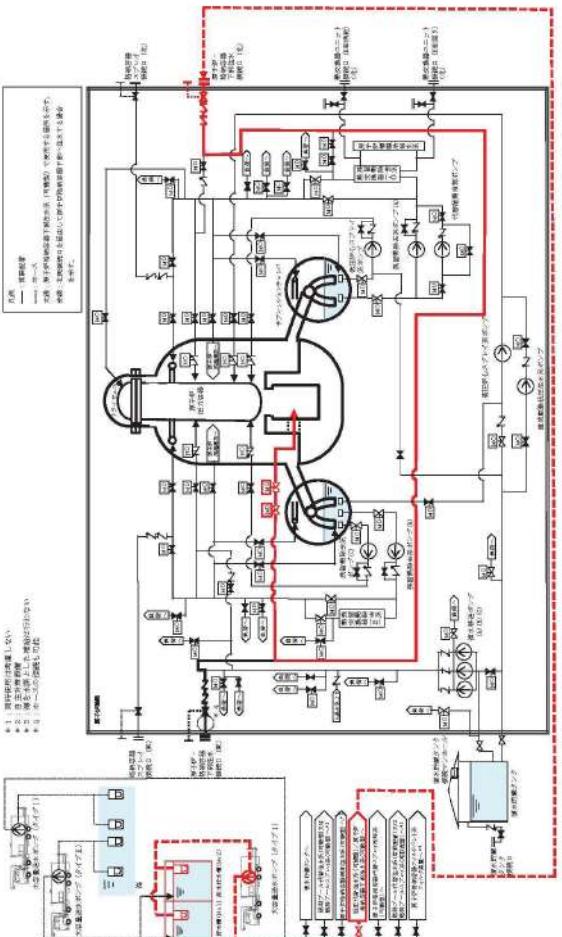
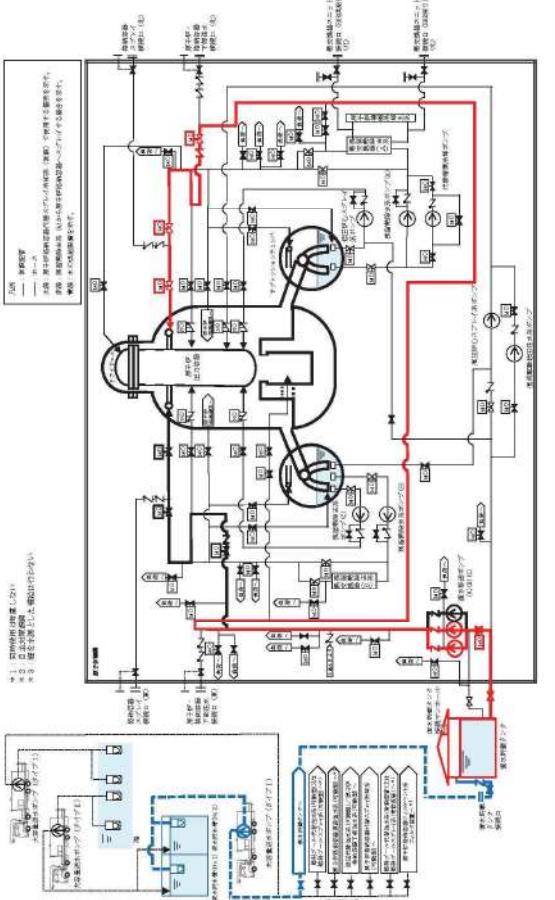
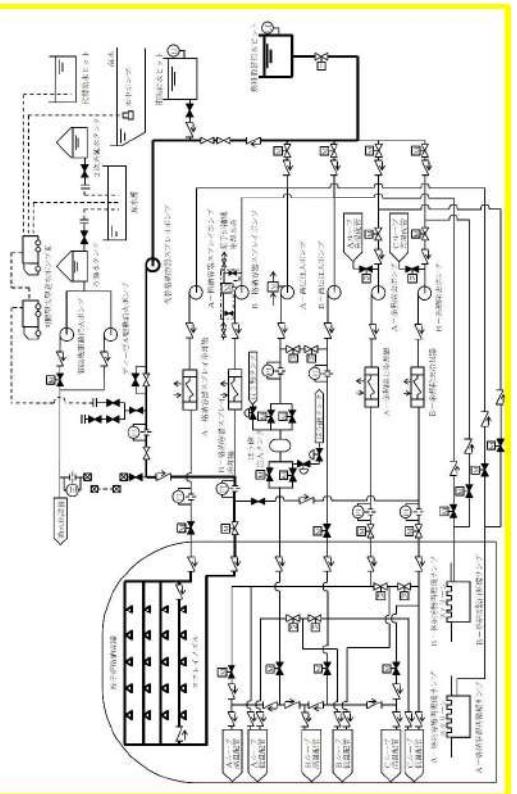
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事 故対処設備及び重大事故等対処設備と して必要な設備を設けるという点にお いて同等である。</p>

図 57-9-47 原子炉格納容器下部注水系（可搬型）の系統概要図

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-48 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)の系統概要図</p>	 <p>図 57-9-35 代替格納容器スプレイボンベによる原子炉格納容器一部の注水の系統概要図</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映） <b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

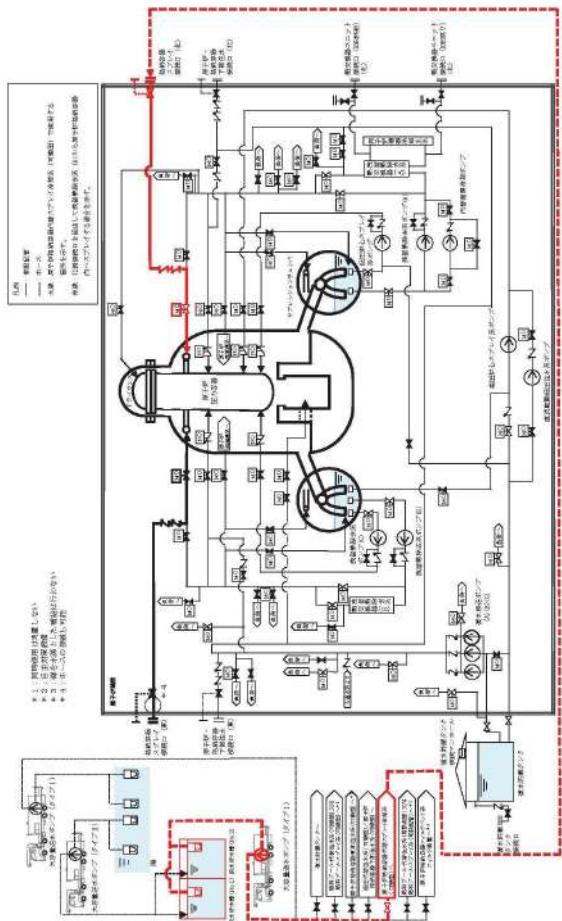
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事 故対処設備及び重大事故等対処設備と して必要な設備を設けるという点にお いて同等である。</p>

図 57-9-49 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)の系統概要図

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事 故対処設備及び重大事故等対処設備と して必要な設備を設けるという点にお いて同等である。</p>

図 57-9-50 代替循環冷却系の系統概要図

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

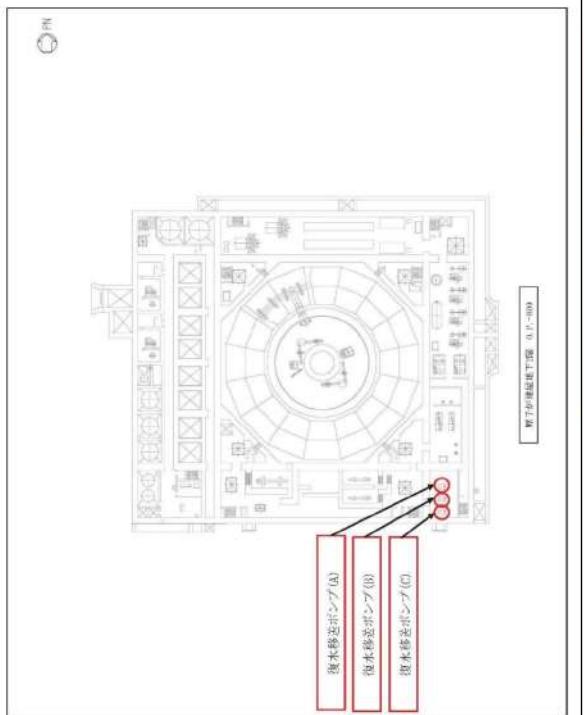
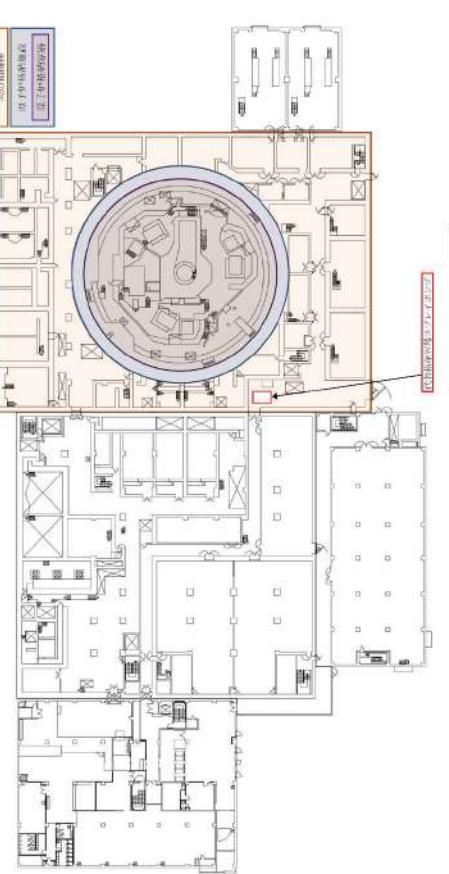
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 67-9-81 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(1/4)</p>	<p>図 67-9-26 格納容器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部への注水及び代替循環冷却系ボンブによる原子炉格納容器下部への注水の配図(1/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-52 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配管図(2/4)</p>	 <p>図 57-9-37 核炉格納器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部へ向かう水の配置図(2/2) 長井核炉格納器スプレイボンブによる原子炉格納容器下部へ向かう水の配置図(2/2)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

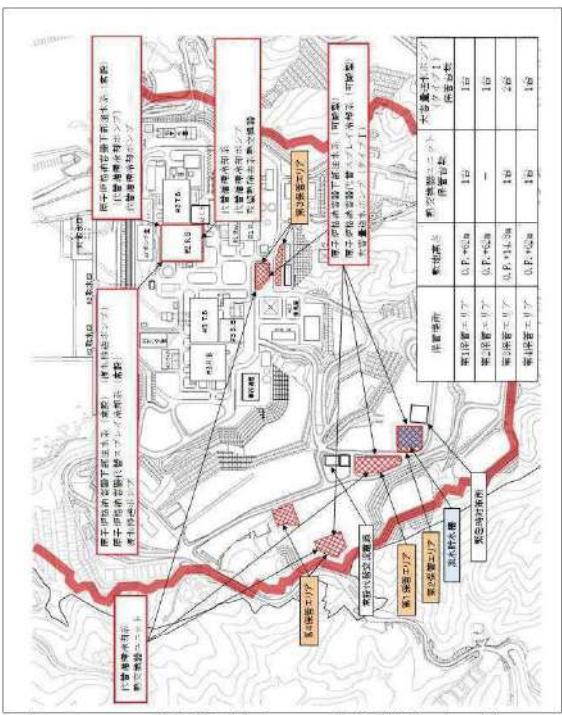
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-9-53 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(3/4)		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

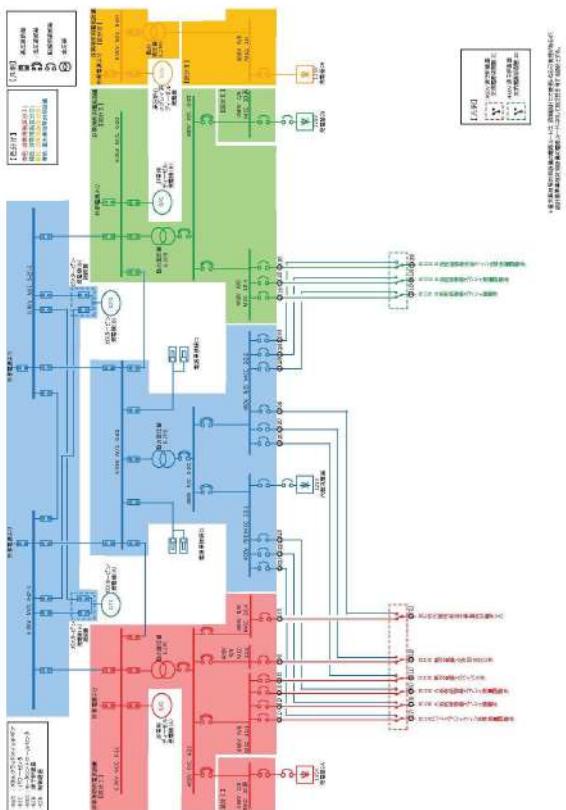
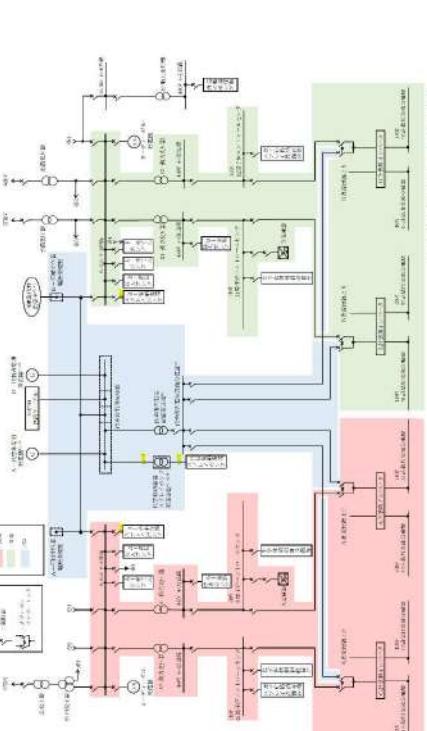
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-54 原子炉格納容器下部注水系、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系及び代替循環冷却系の配置図(4/4)</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> <li>・設備の設置場所に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として位置的分散を図っているという点において同等である。</li> </ul>

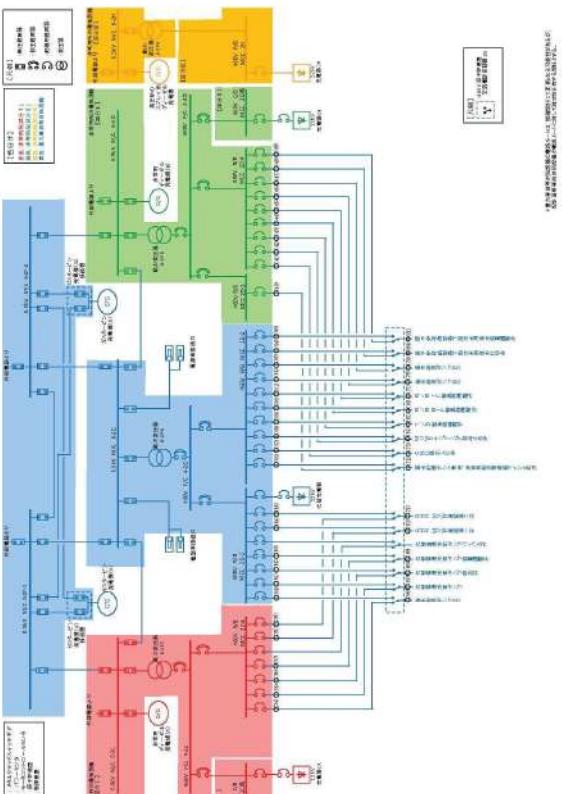
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

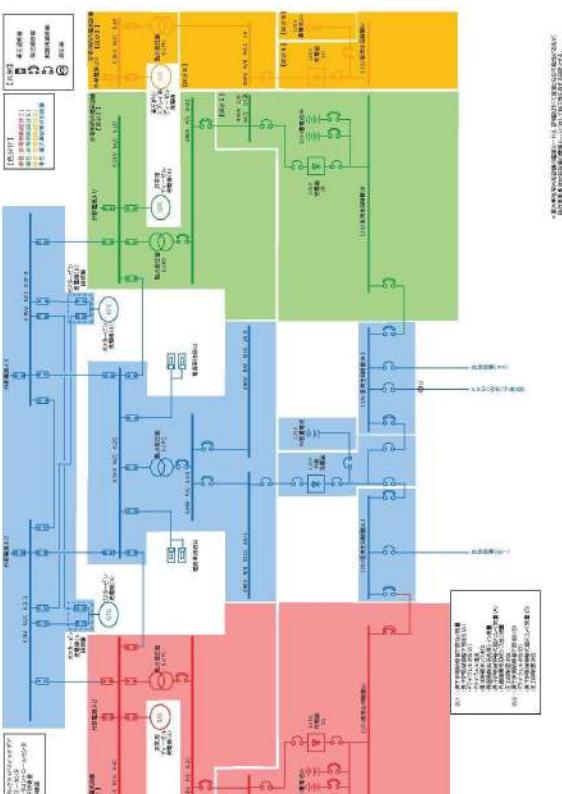
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-55 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (1/2)</p>	 <p>図 57-9-39 単線結線図(交流) 核動器アブレバーによる原子炉格納容器下部注水系 代替格納容器ブレイボンパイによる原子炉格納容器下部注水系(江水15)案</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-56 単線結線図(交流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条] (2/2)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事 故対処設備及び重大事故等対処設備と して必要な設備を設けるという点にお いて同等である。</p>

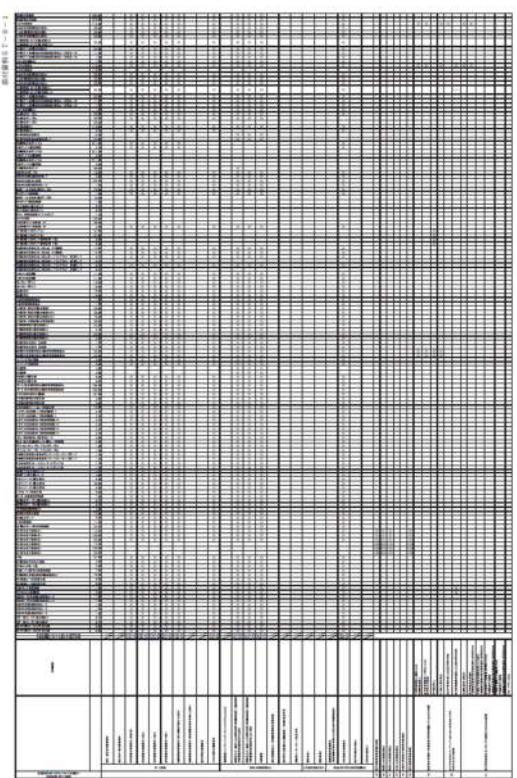
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-9-57 単線結線図(直流) 原子炉格納容器下部注水系 [51条]</p>		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

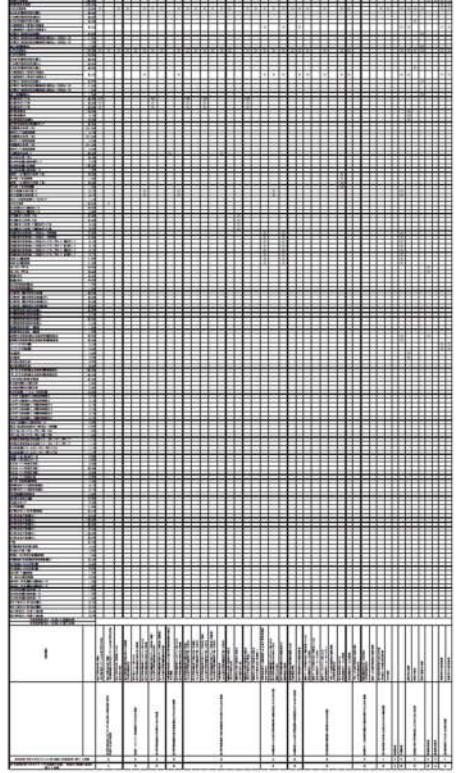
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>給電対象の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給電対象に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な給電対象を選定しているという点において同等である。</li> </ul>

自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

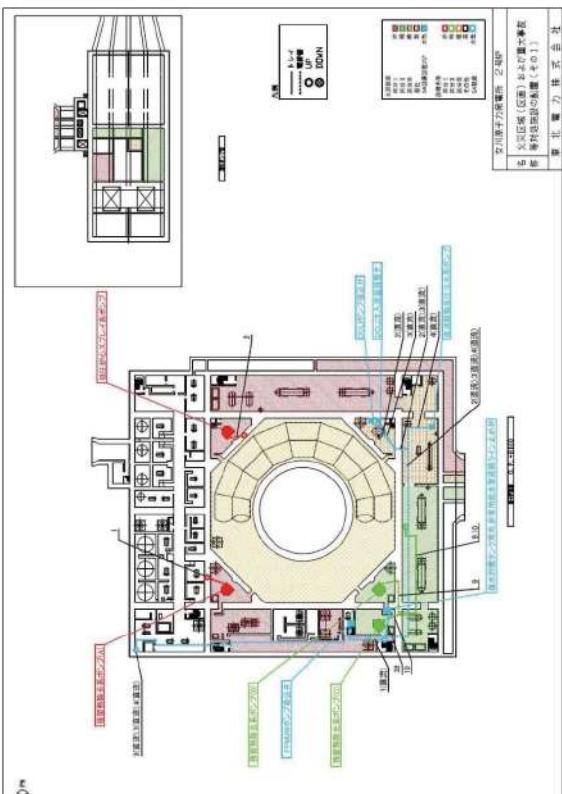
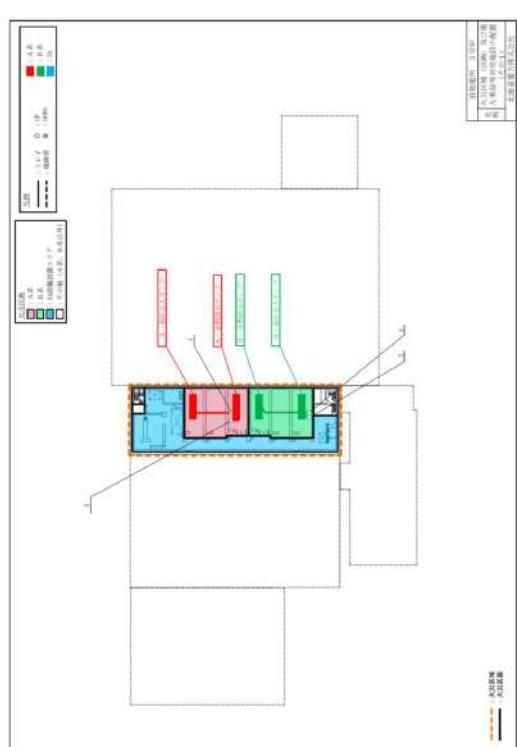
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

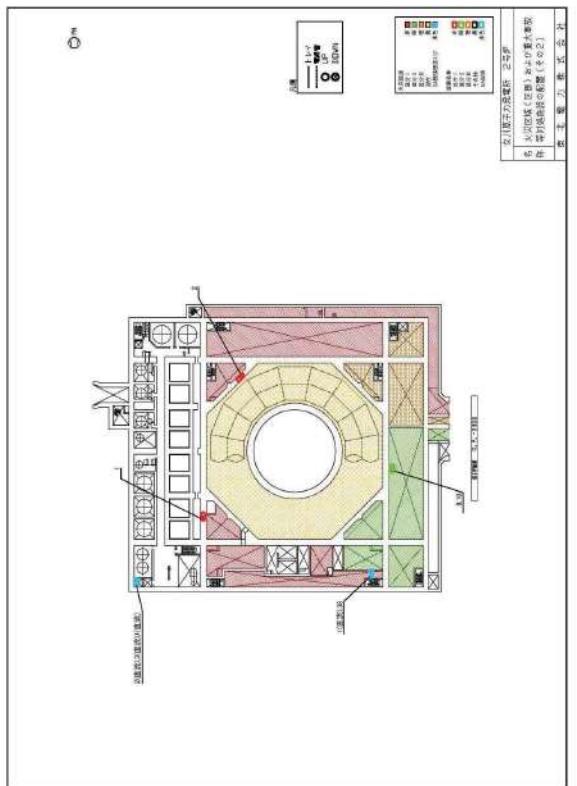
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p> <p>図47-1 3号炉原子炉建屋 T.P.-1.7n</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図47-2 3号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

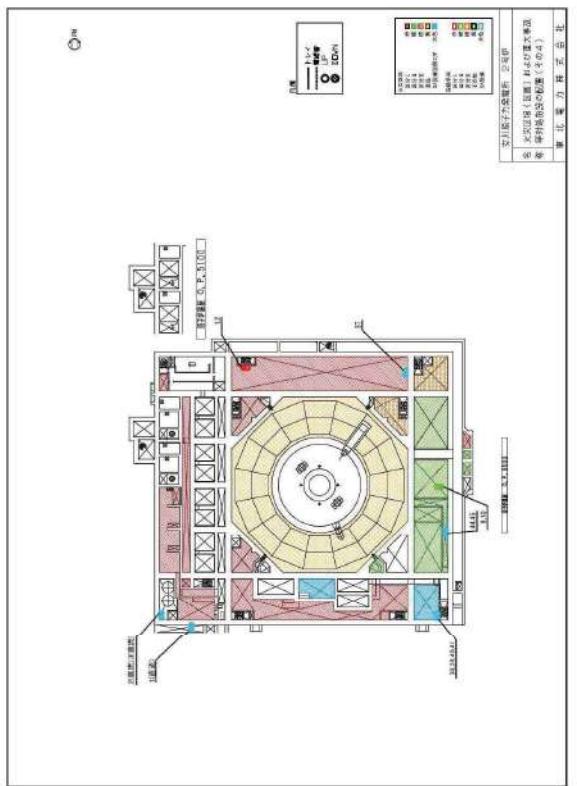
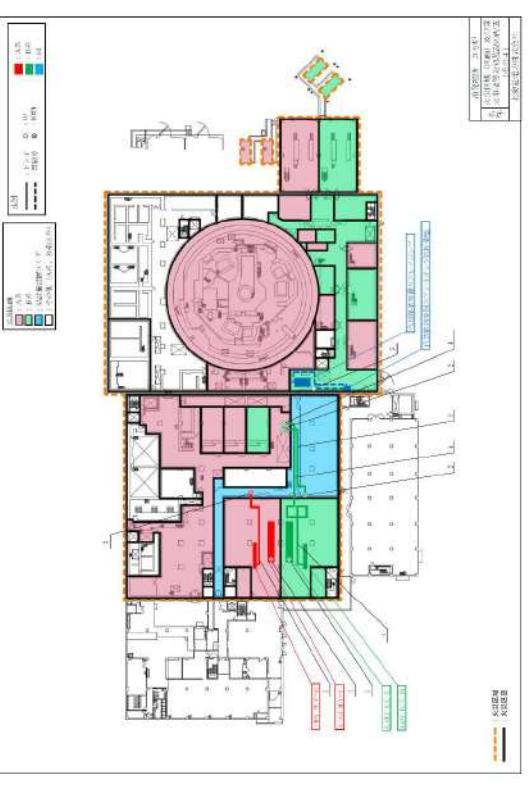
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図47-3 2号炉原子炉建屋 地下2階	 図47-3 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>	 <p>図 47-4 3号炉原子炉建屋 T.P. 10.3m 及び5号炉建屋 T.P. 10.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

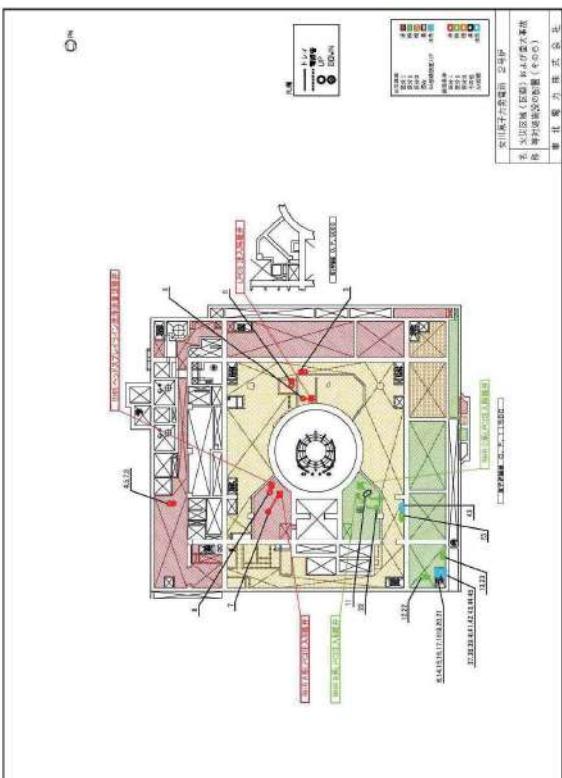
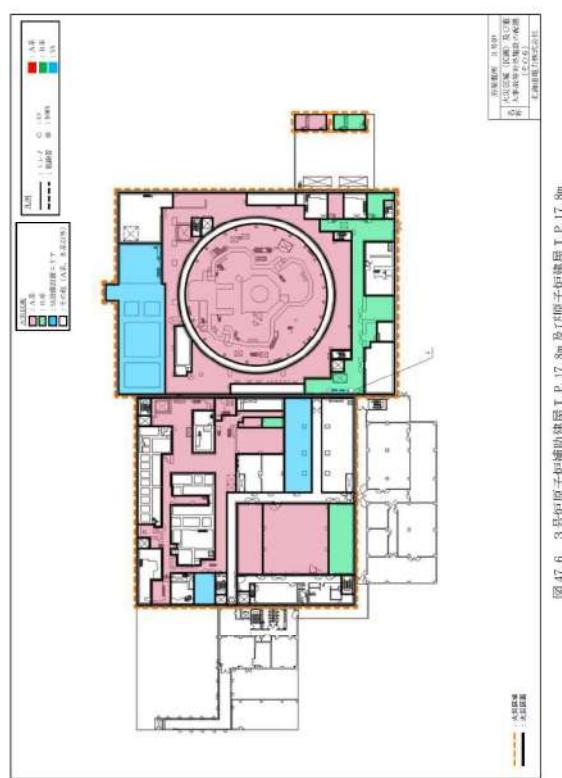
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 47-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	<p>図 47-5 3号炉原子炉建屋 T.P. 10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 10.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図47-6 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

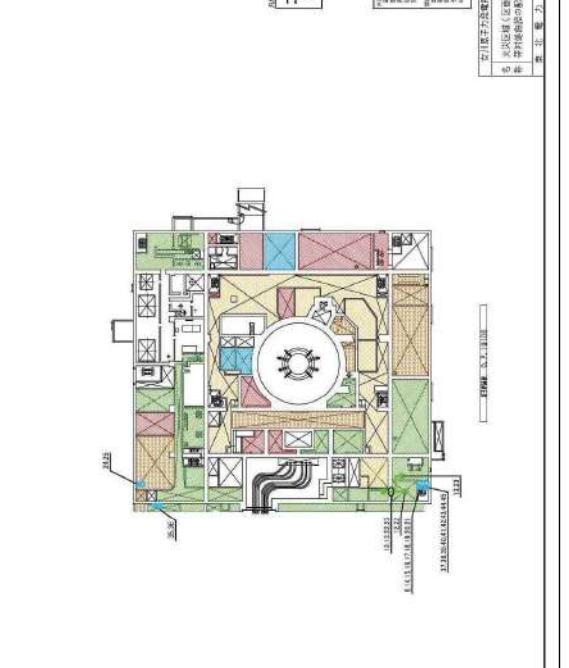
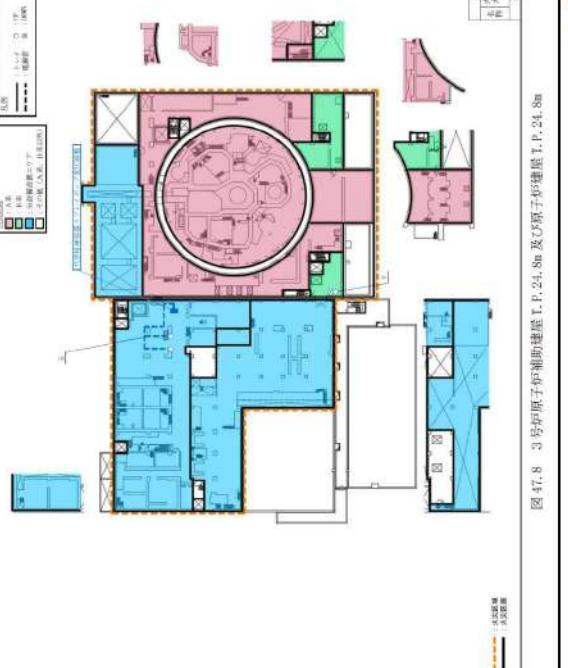
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-7 2号炉原子炉建屋 地上1階	 図 47-7 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m (中間床)	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

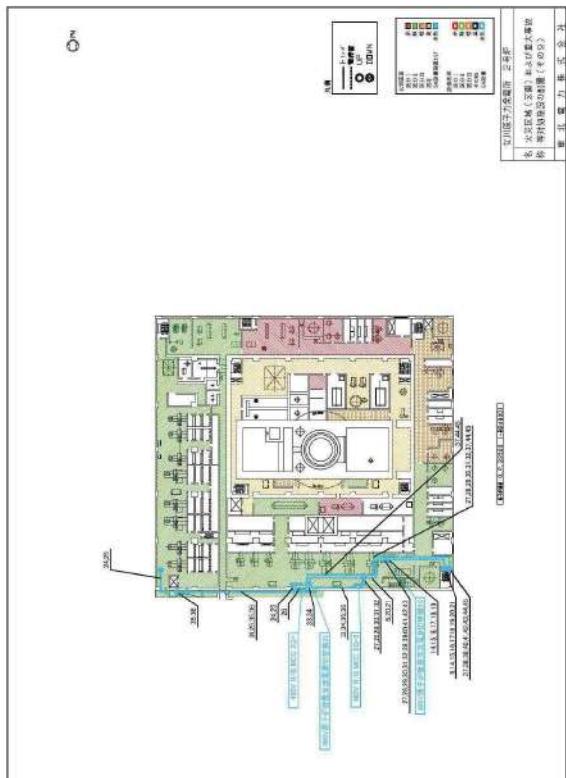
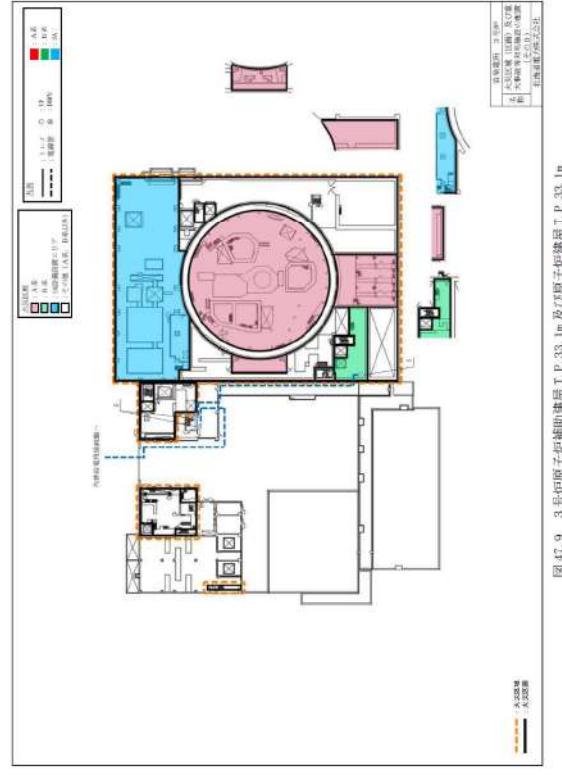
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	 <p>図 47-8 3号炉原子炉建屋 T.P. 24.8m 及び3号炉原子炉建屋 T.P. 24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>	 <p>図47-9 3号炉原子炉建屋 T.P.33.1n 及び原子炉建屋7.P.33.1n</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-10 2号炉制御棟 地下2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

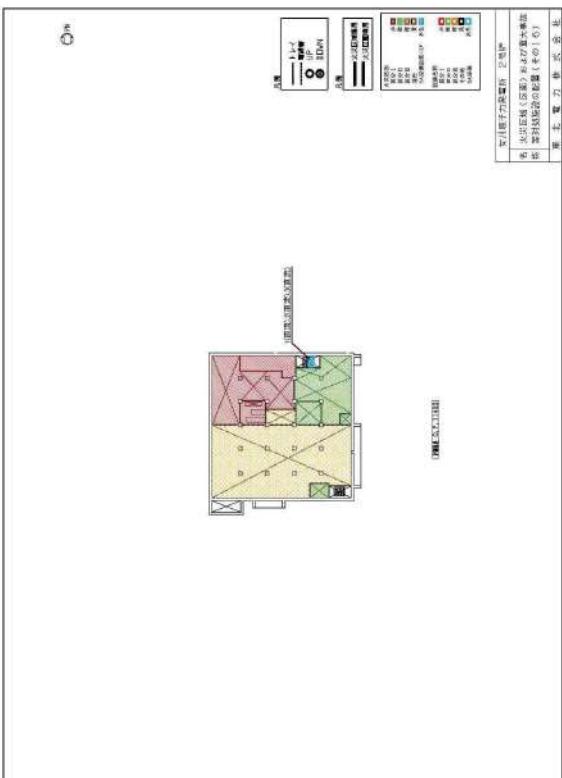
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-11 2号炉制御建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-12 2号炉制御建屋 地下中1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-13 2号炉側面建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

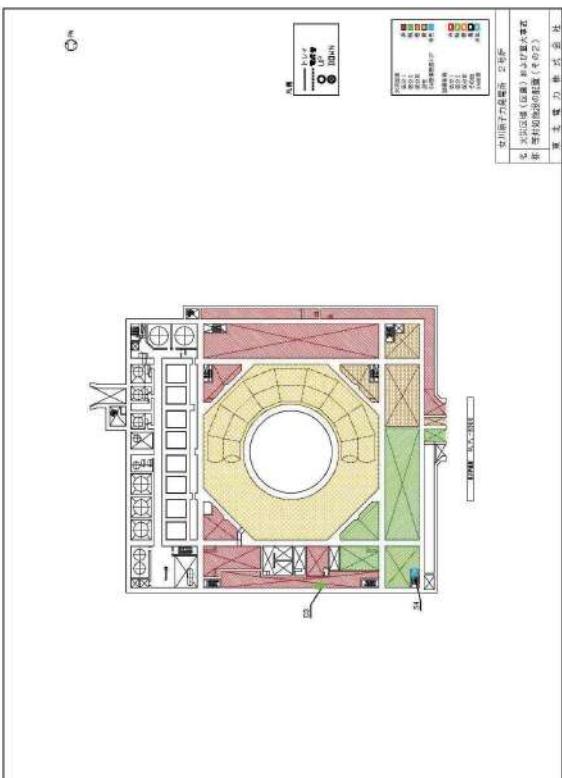
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-14 2号炉原子炉建屋 地下3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

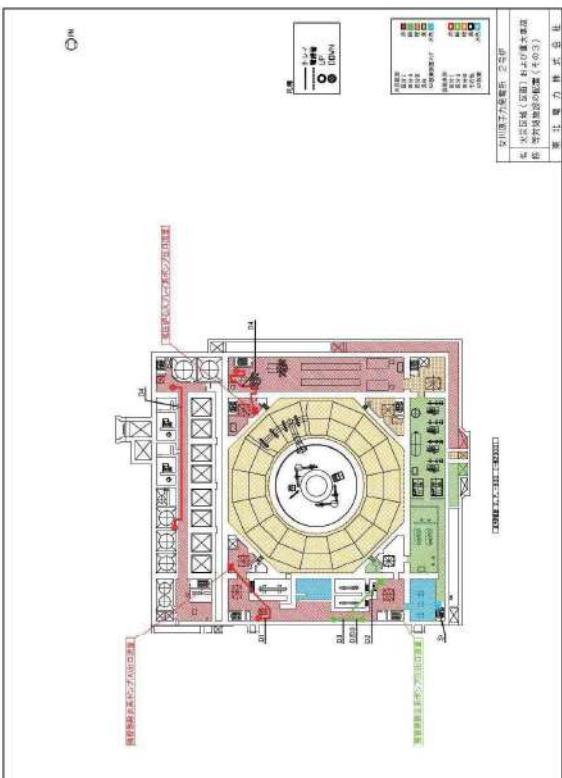
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図47-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

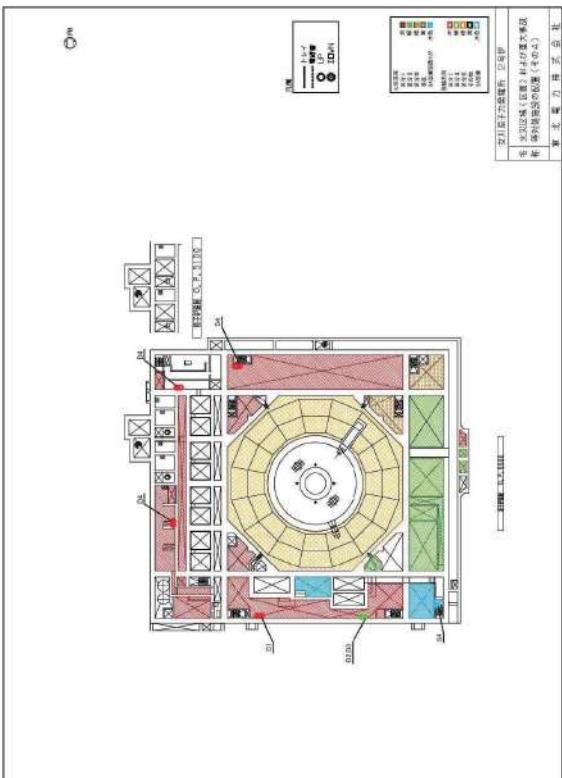
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-16 2号炉原子炉建屋 地下2階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

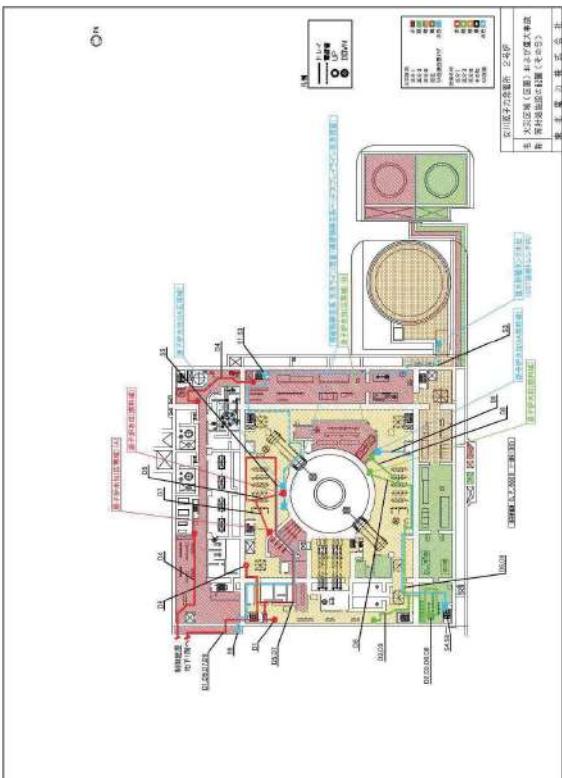
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-17 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

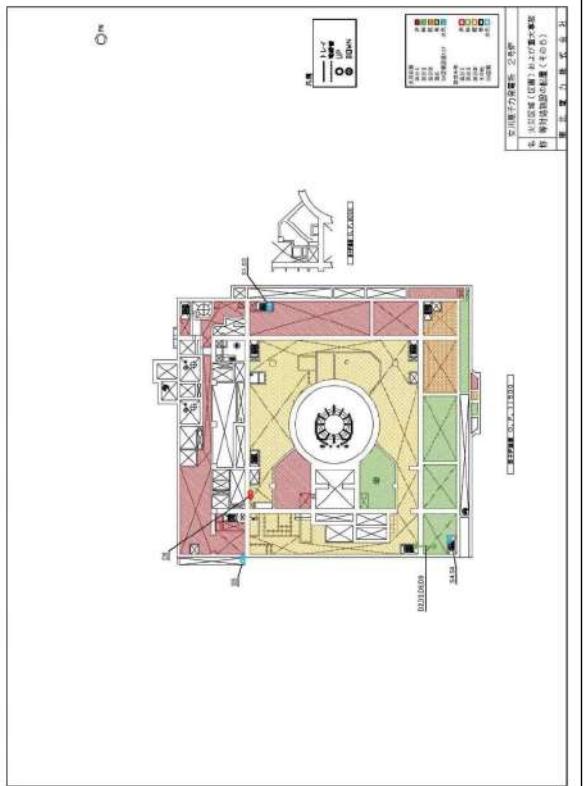
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-18 2号炉原子炉建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

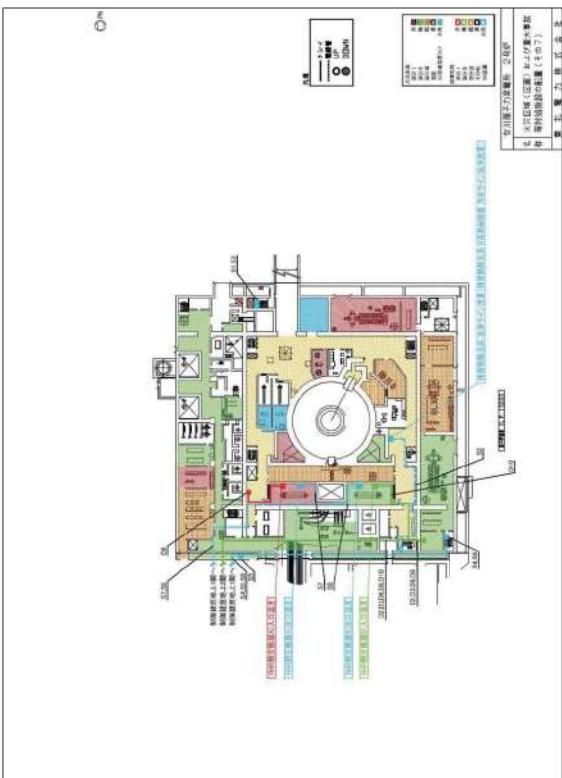
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図47-19 2号炉原子炉建屋 地下中1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

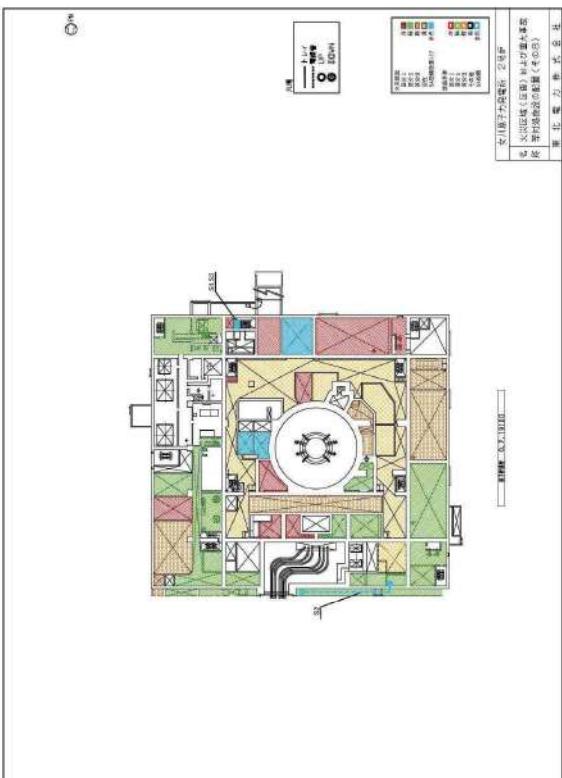
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-20 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-21 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

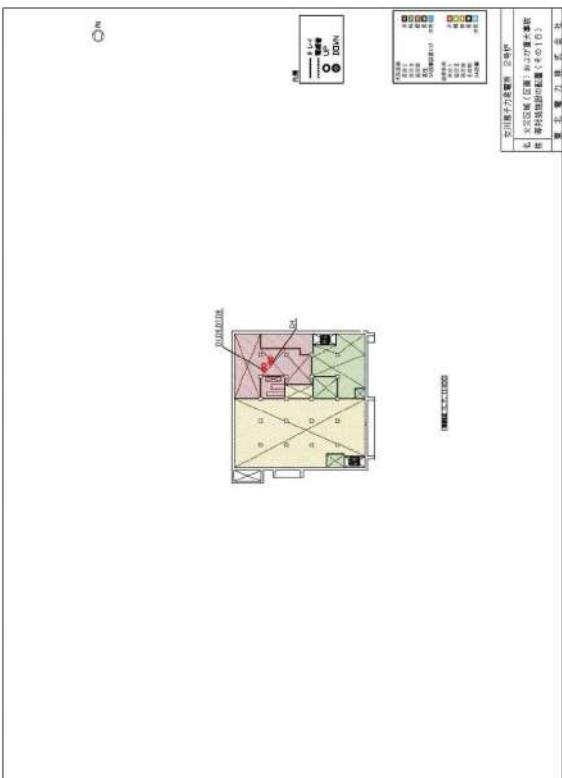
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-22 2号炉原子炉建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-23 2号炉制御建屋 地下1階 枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-24 2号炉建屋 基本構造図 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

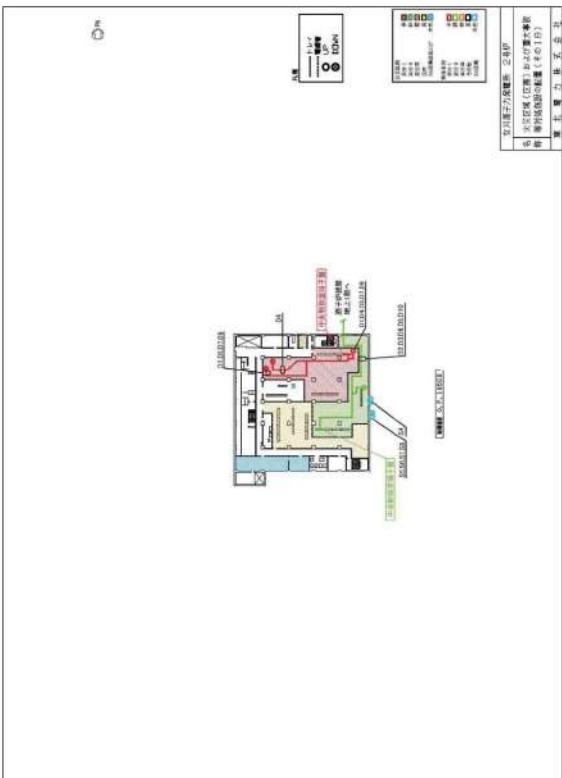
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図47-25 2号炉制御建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

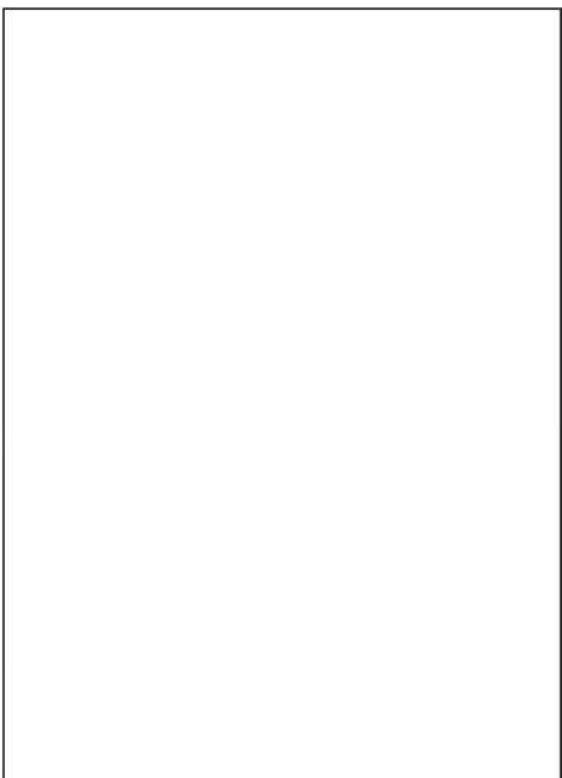
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-26 2号炉制御建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-27 2号炉前御建屋 地上3階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

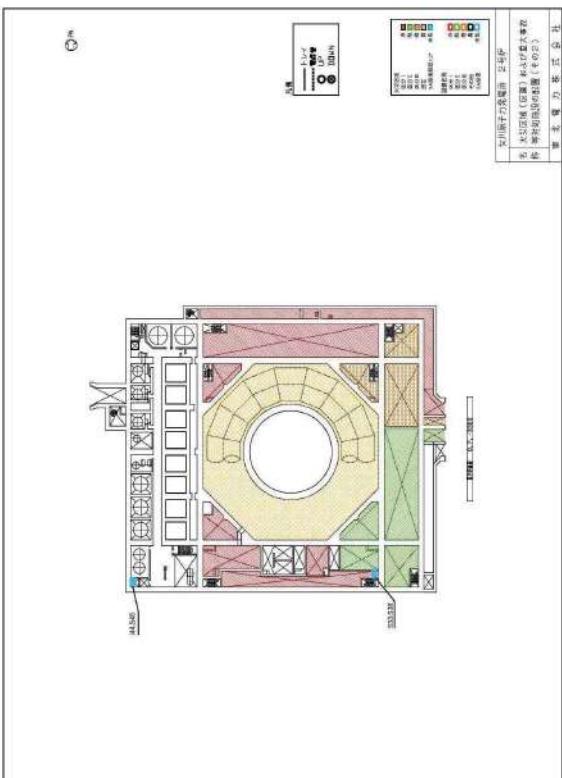
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-28 2号炉原子炉建屋 地下3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

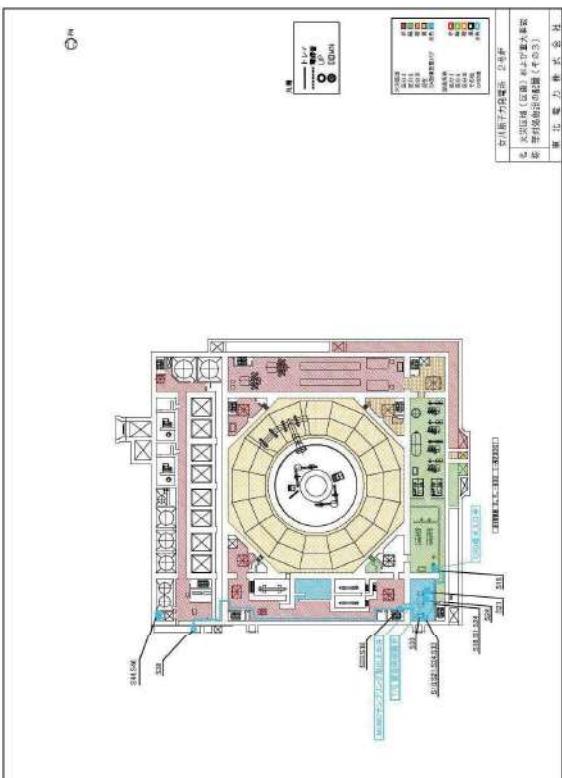
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図47-29 2号炉原子炉建屋 地下中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

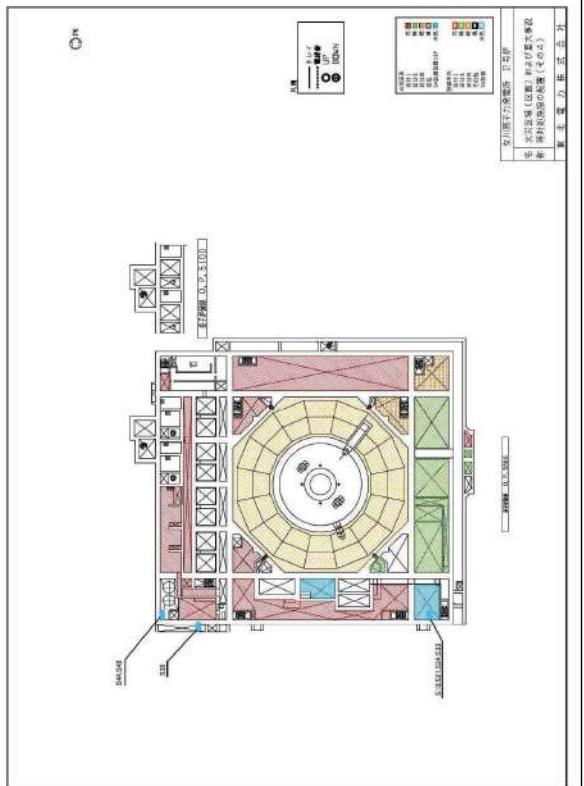
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-30 2号炉原子炉建屋 地下2階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

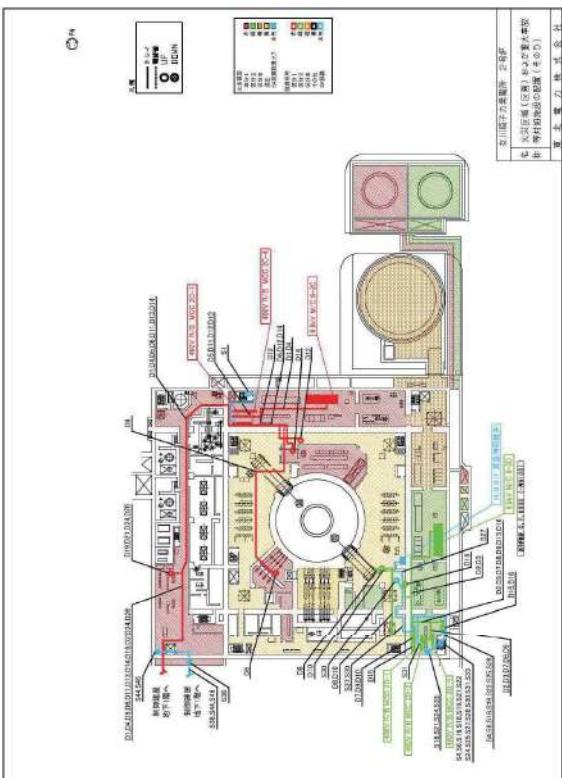
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-32 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

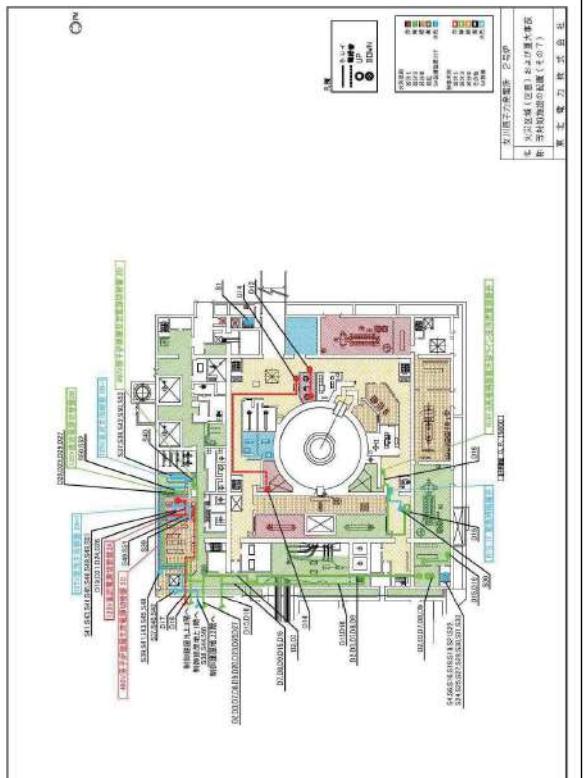
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

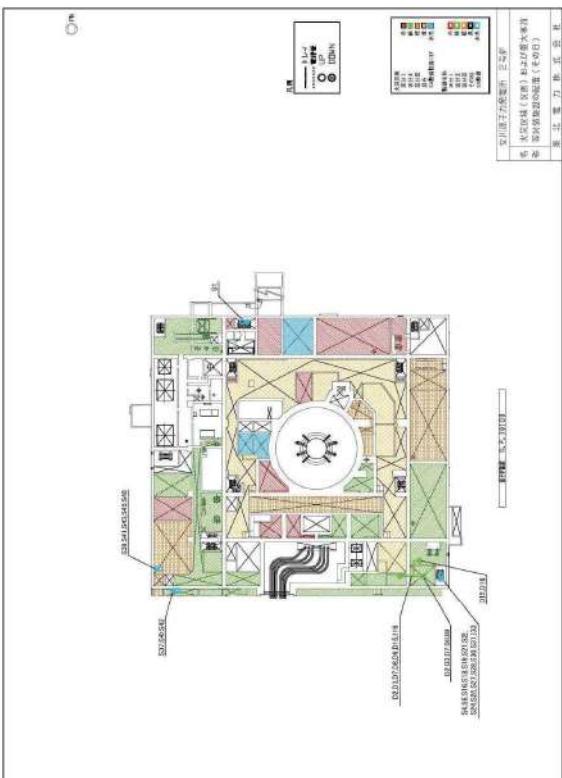
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-34 2号炉原子炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 47-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 47-36 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

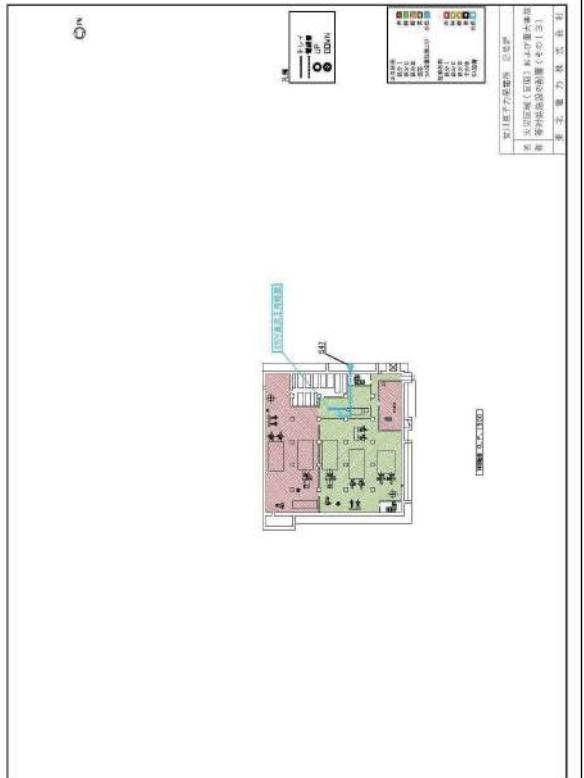
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-37 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

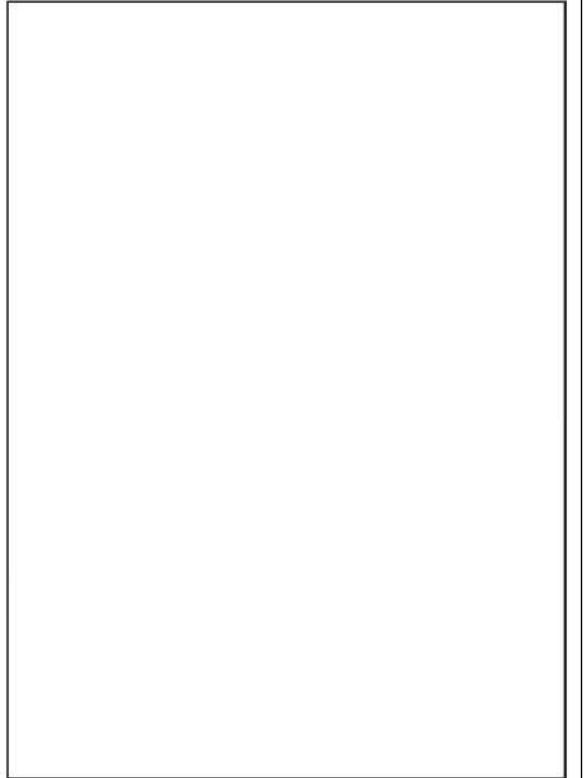
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-38 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

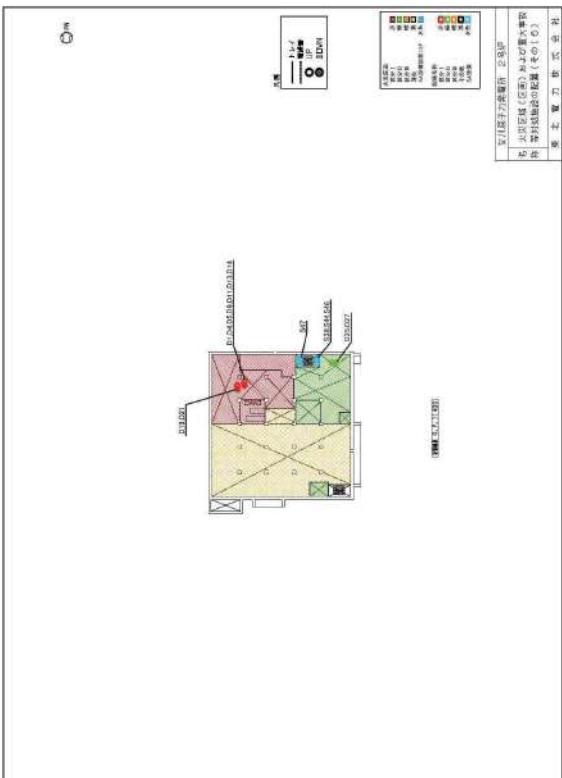
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-39 2号炉制御建屋 地下1階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-40 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

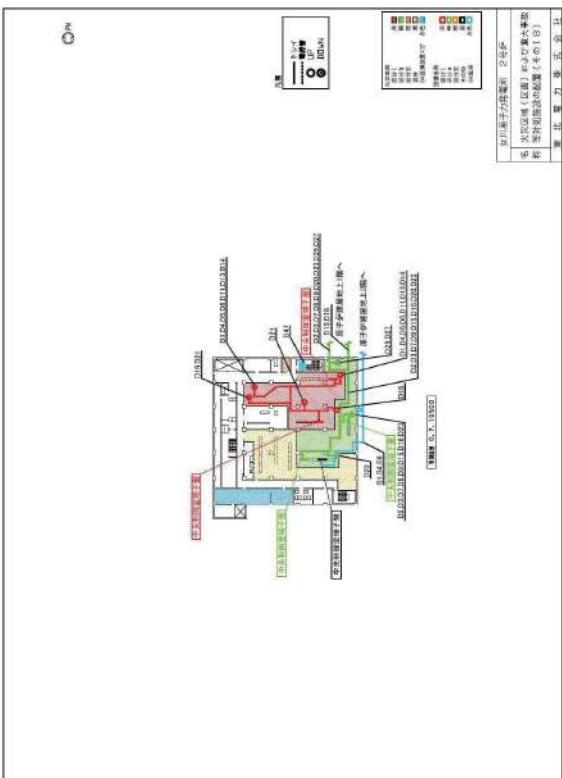
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図47-41 2号炉側面構造 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

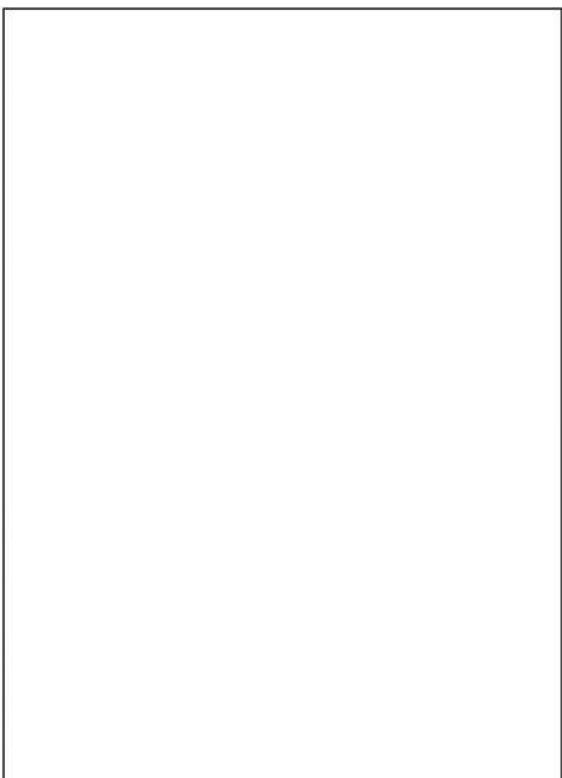
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-42 2号炉側街独屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

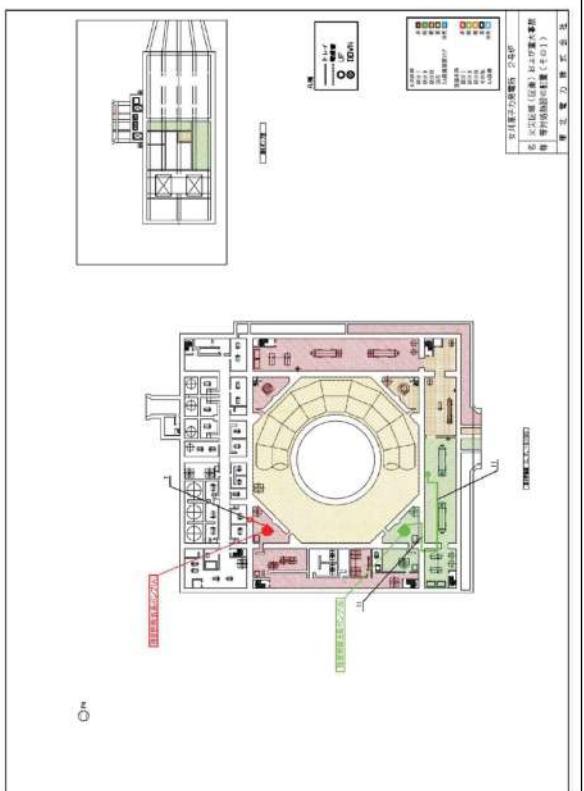
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 47-43 2号炉鋼構造 基本構造 枠組みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

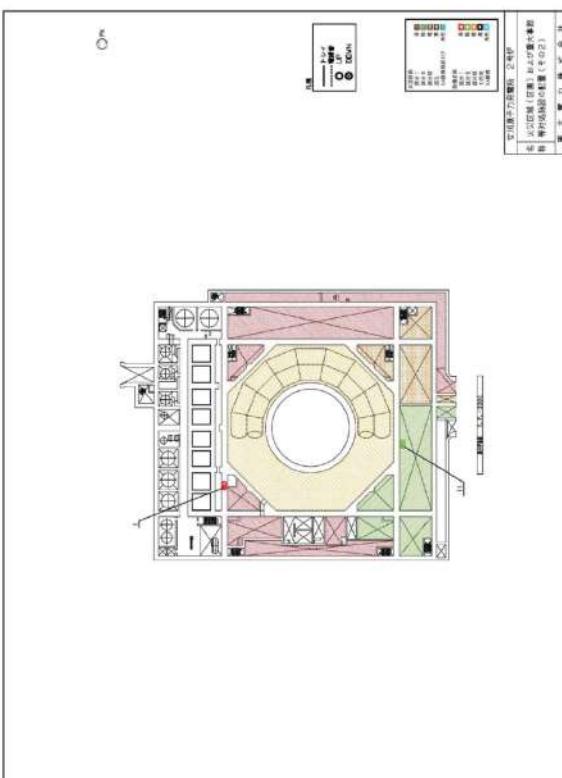
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-1 2号炉原子炉建屋 地下3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

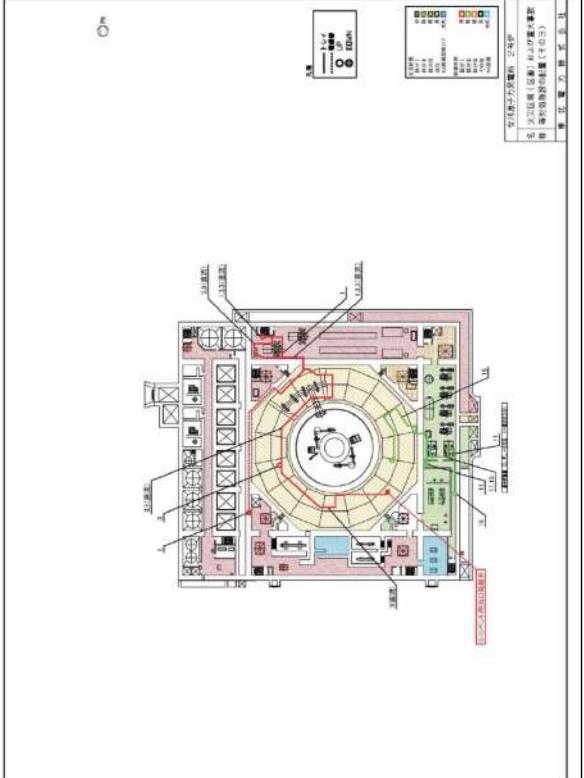
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-3 2号炉原子炉建屋 地下2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

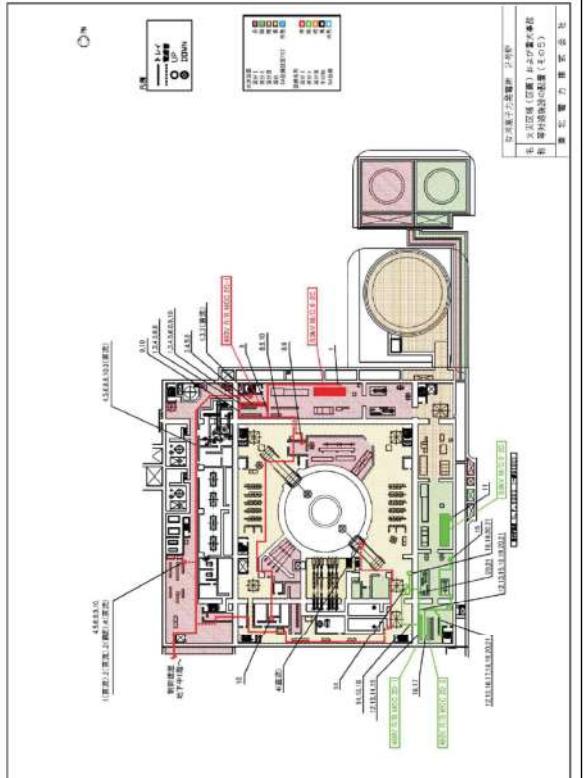
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

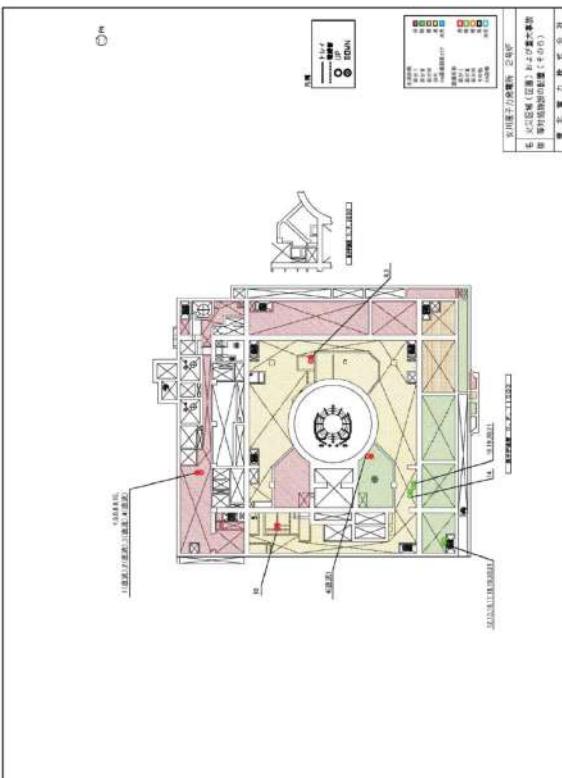
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

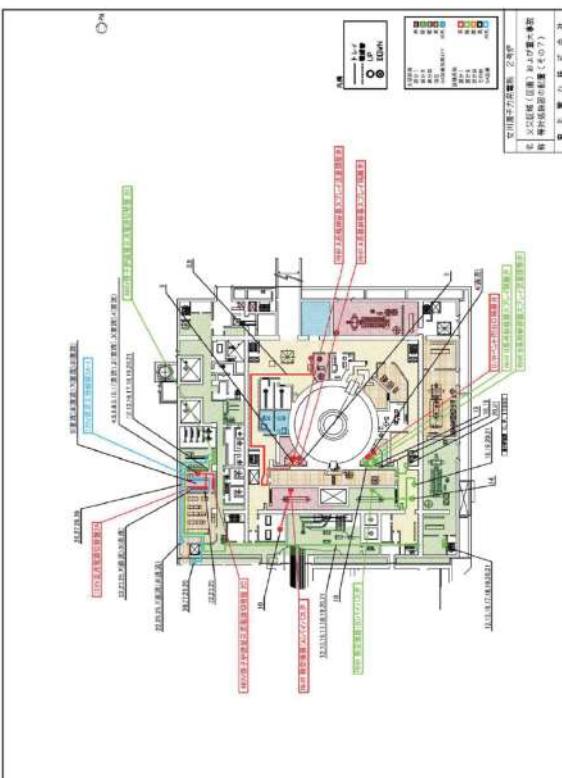
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

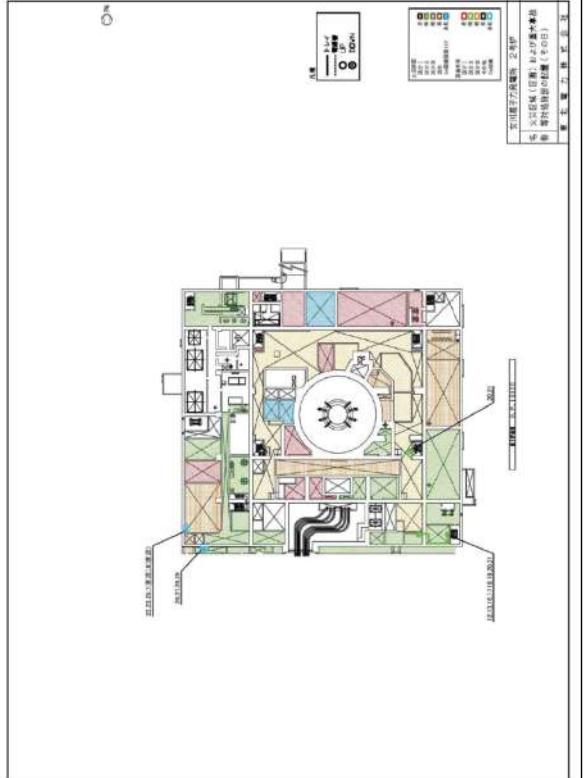
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図48-7 2号炉原子炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

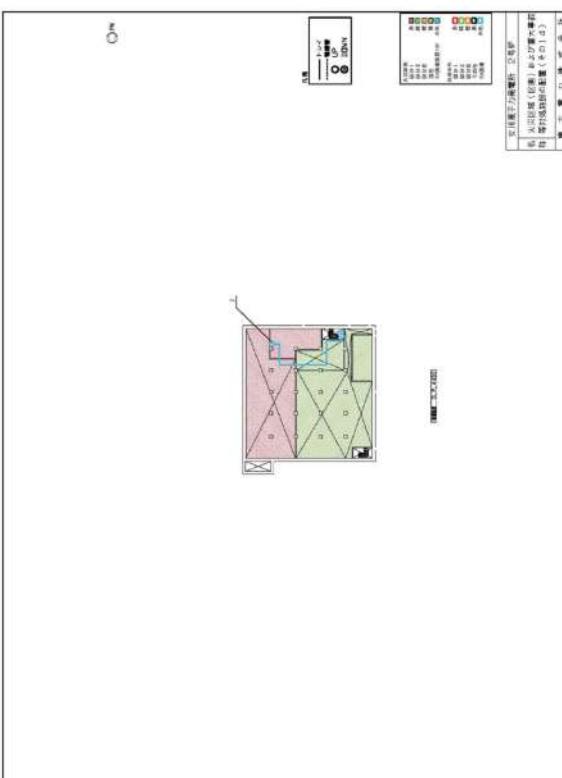
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

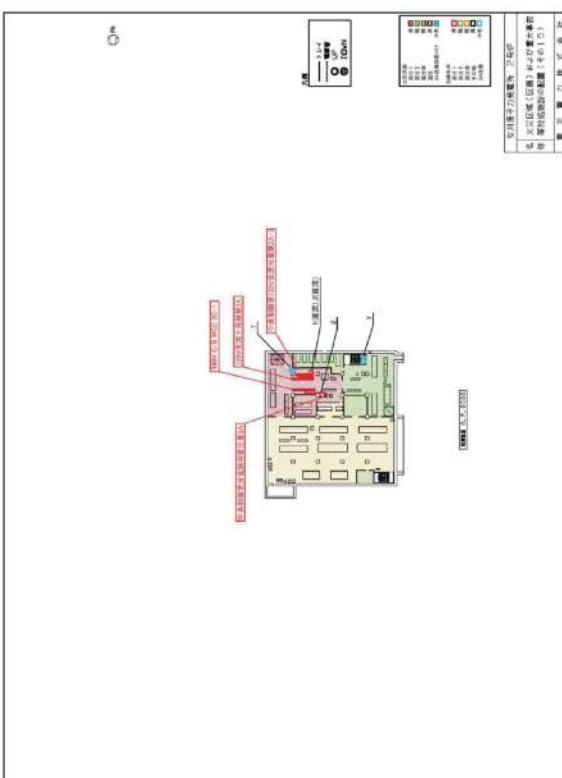
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-10 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

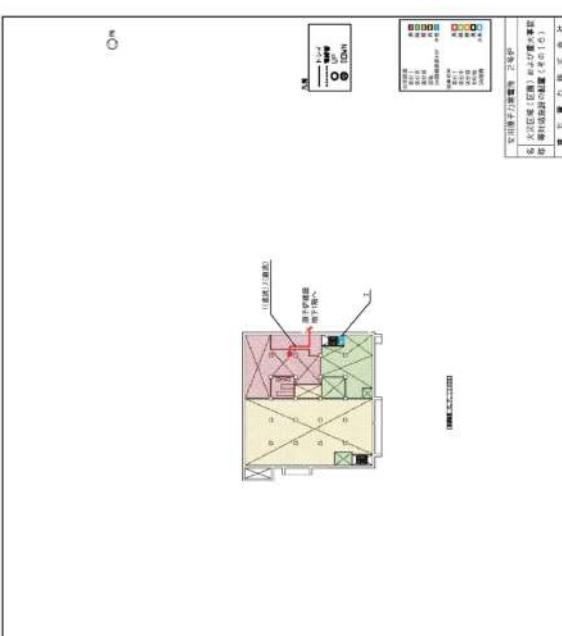
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-11 2号炉制御建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

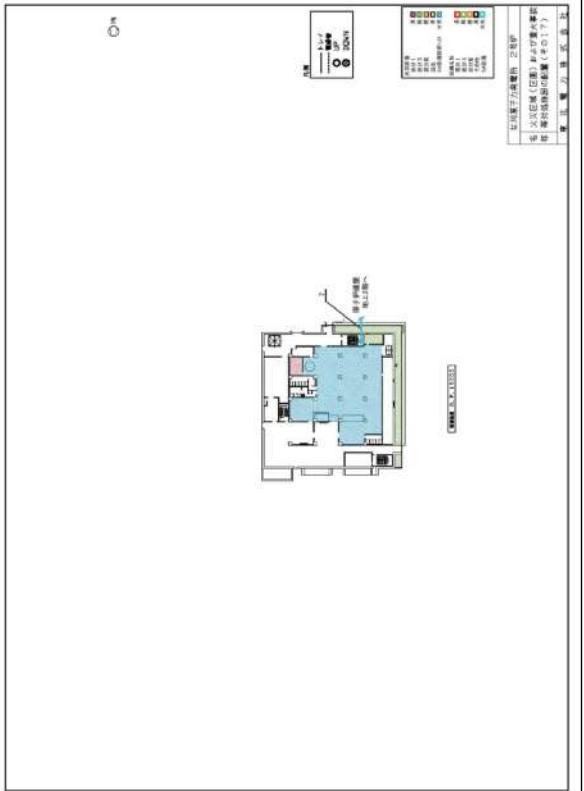
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-12 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

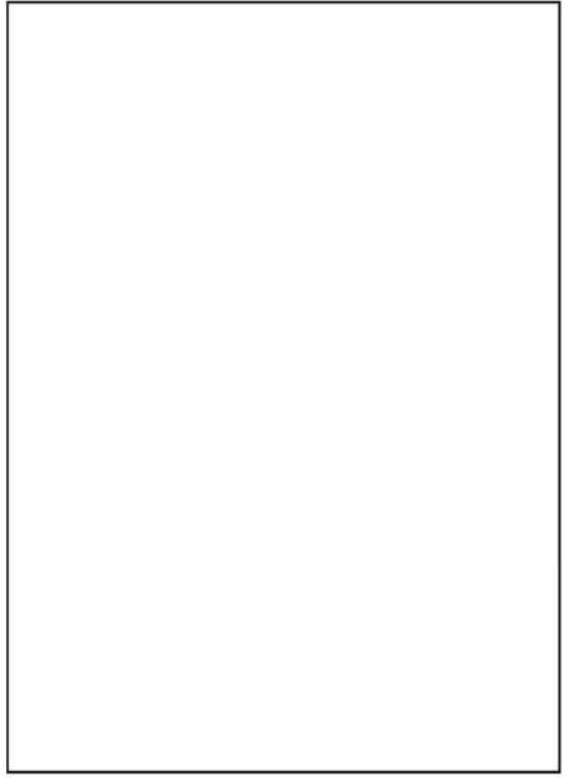
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図48-13 2号炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48号炉用の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-14 2号炉制御建屋 地上3階 枠開きの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 48-15 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

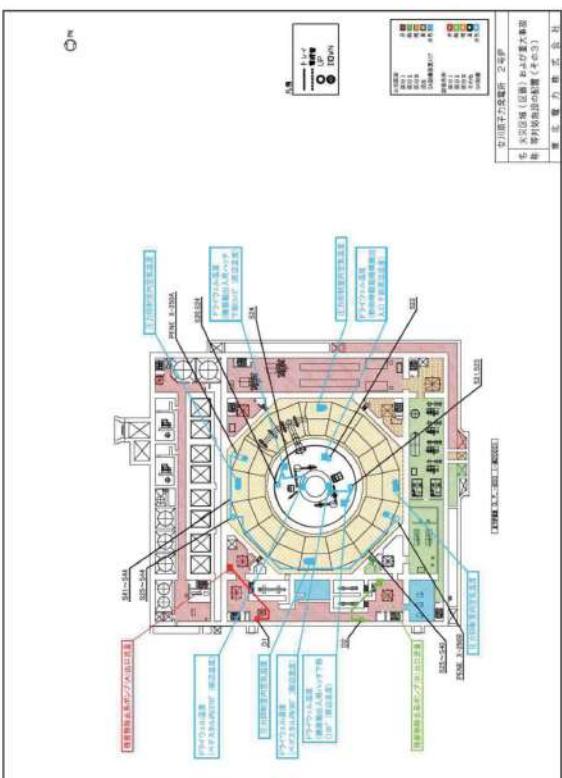
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図48-16 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

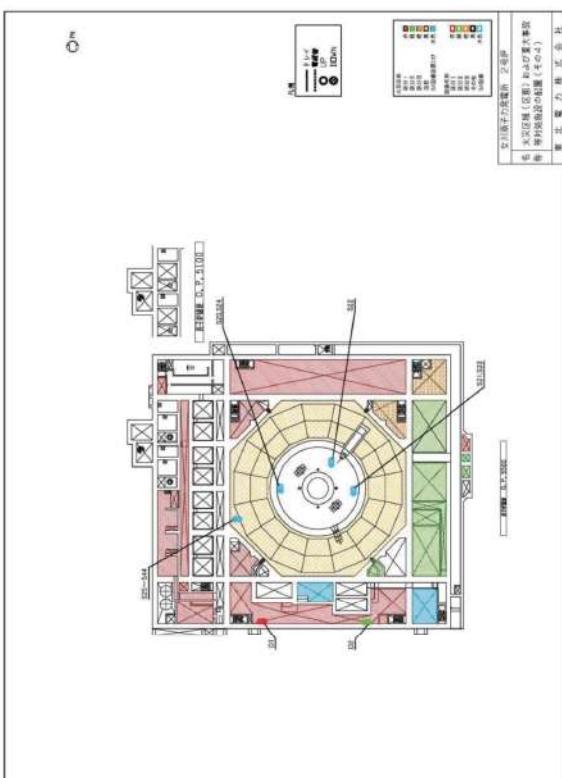
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-17 2号炉原子炉建屋 地下2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

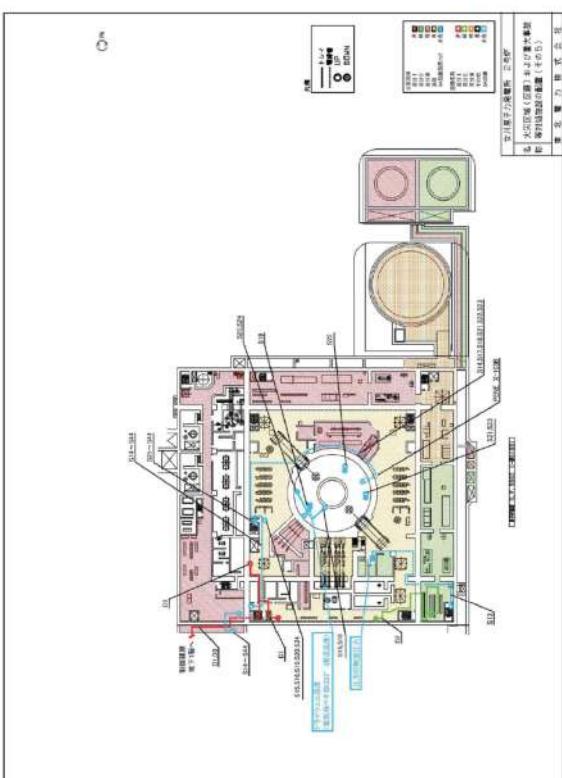
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-18 2号炉原子炉建屋 地下中2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-19 2号炉原子炉建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

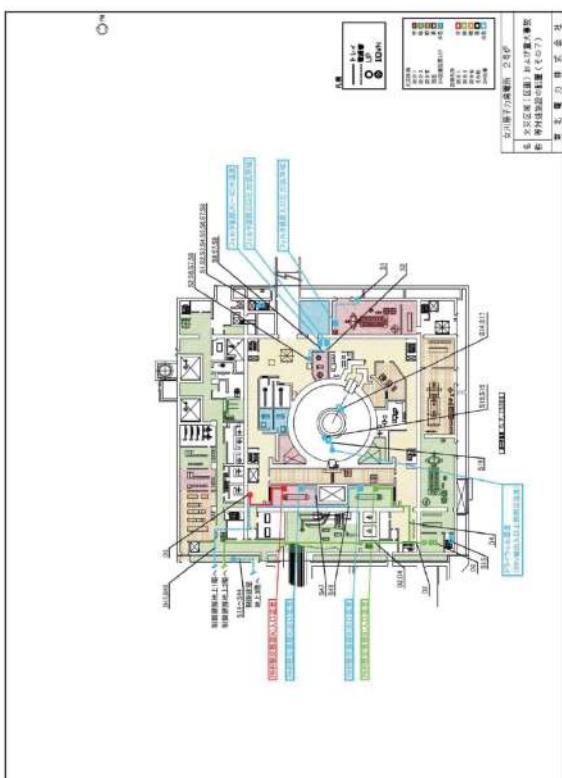
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図48-20 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

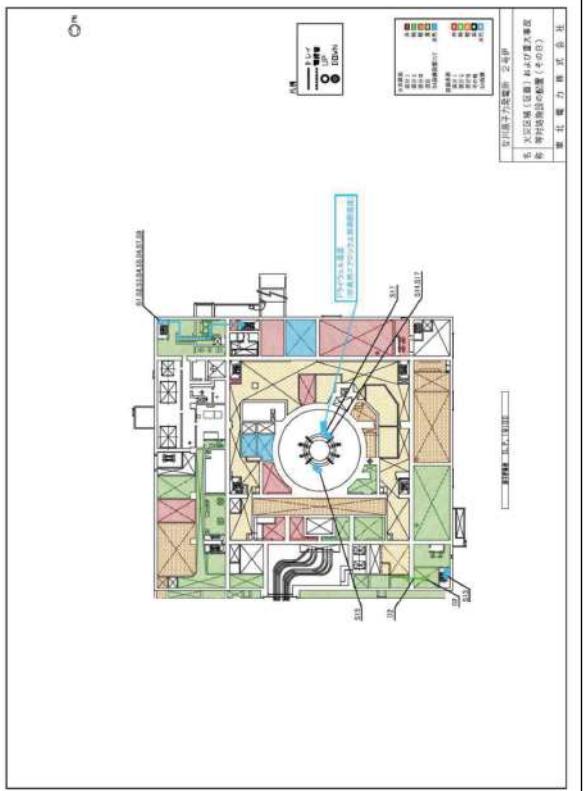
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図48-21 2号炉原子炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川 2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊 3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

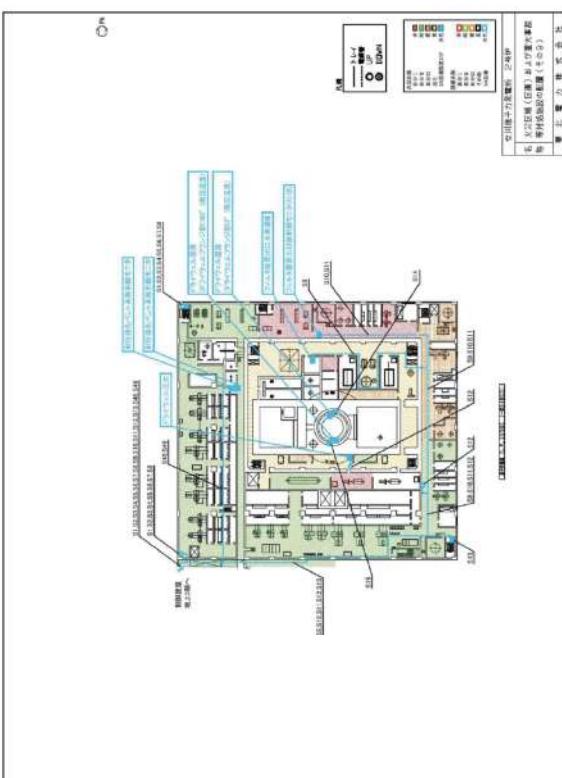
大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 48-22 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-23 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

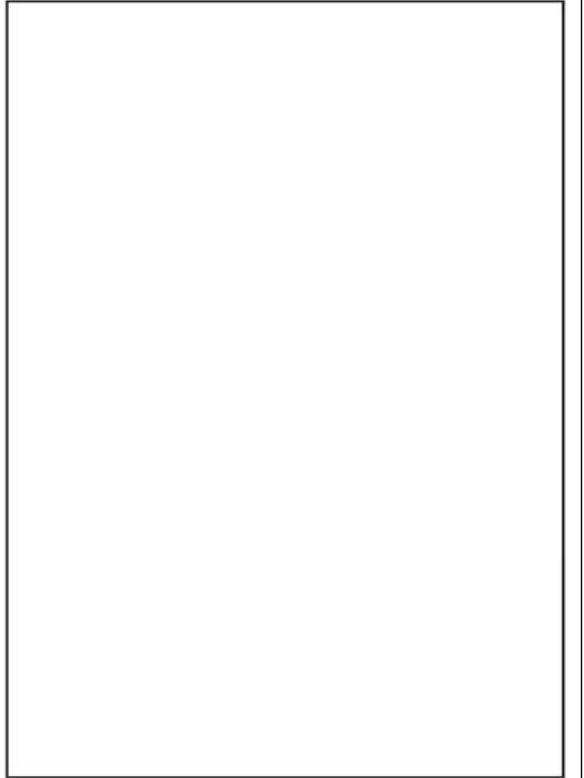
## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

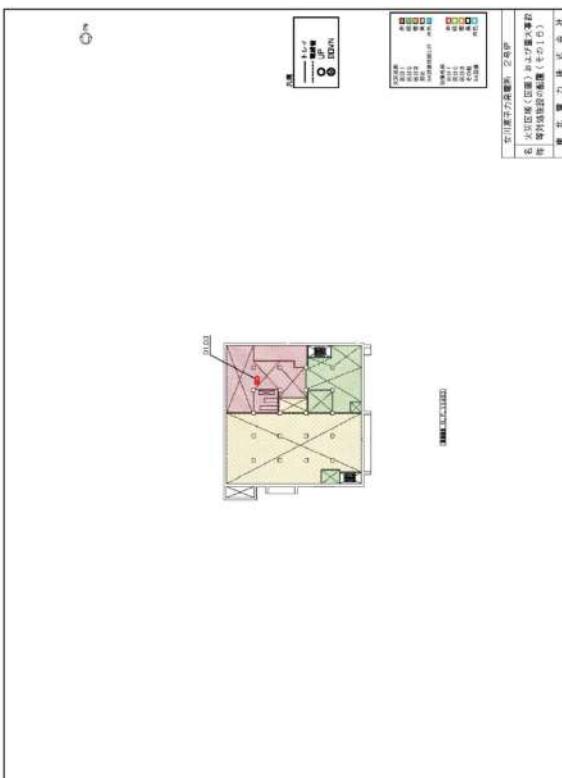
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-24 2号炉原子炉建屋 地上中3階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-25 2号炉制御建屋 地下1階</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</div>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

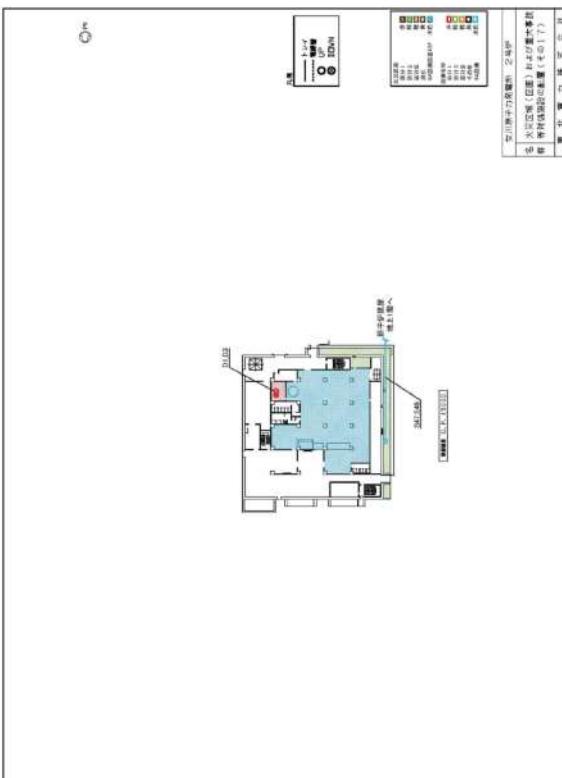
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-26 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-27 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

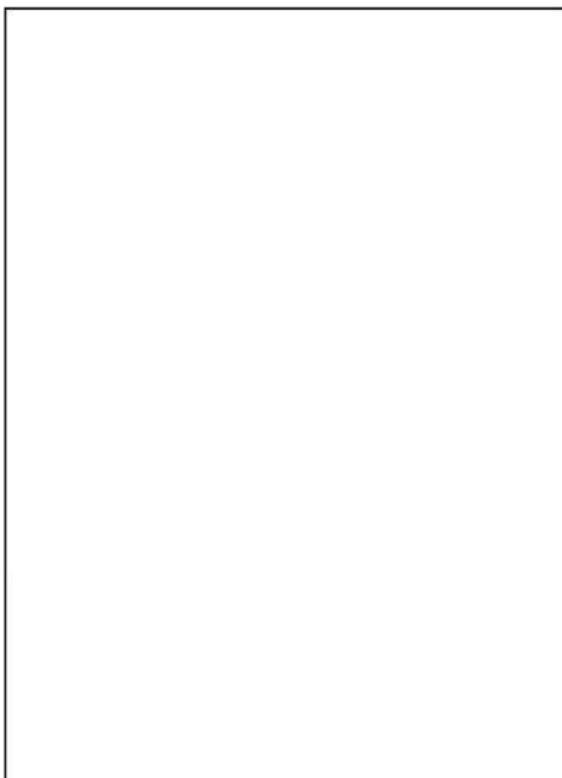
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-28 2号炉制御建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

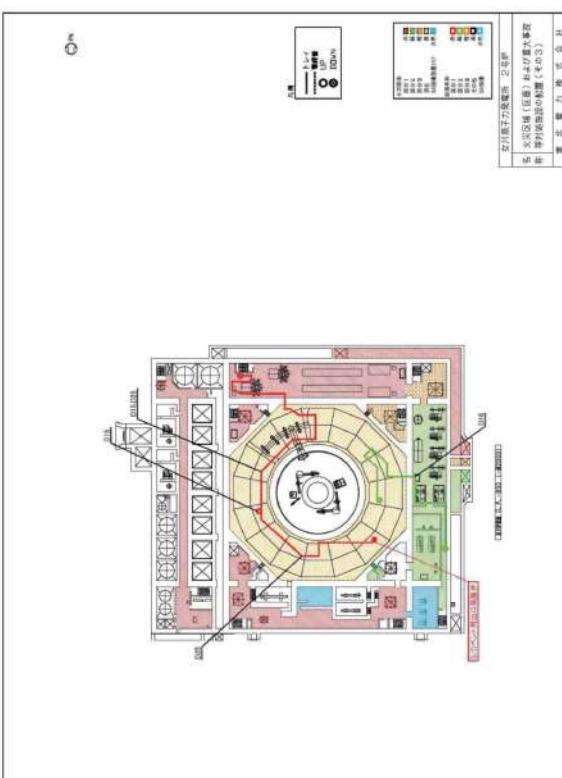
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-29 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>格闇みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <p>・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

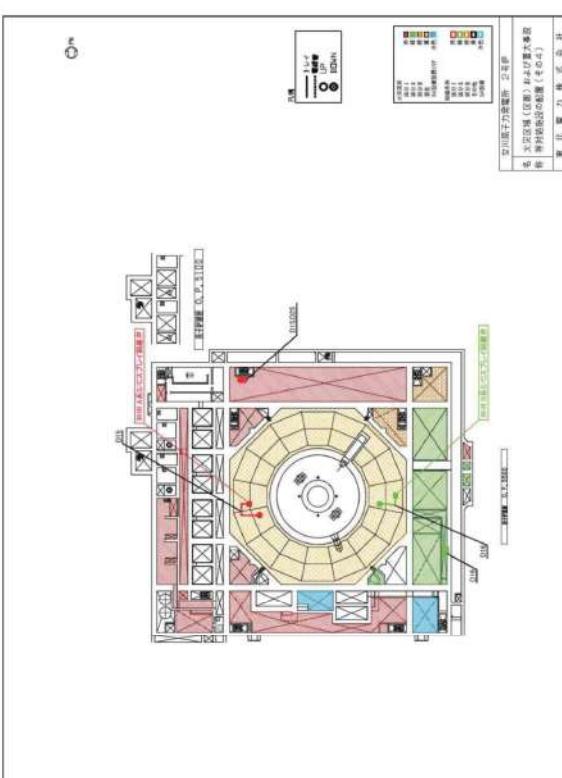
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-30 2号炉原子炉建屋 地下2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

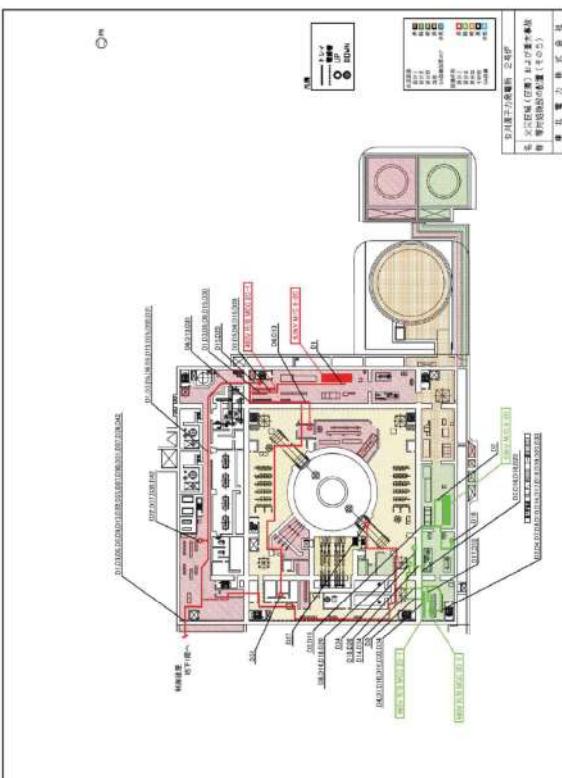
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-31 2号炉原子炉建屋 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

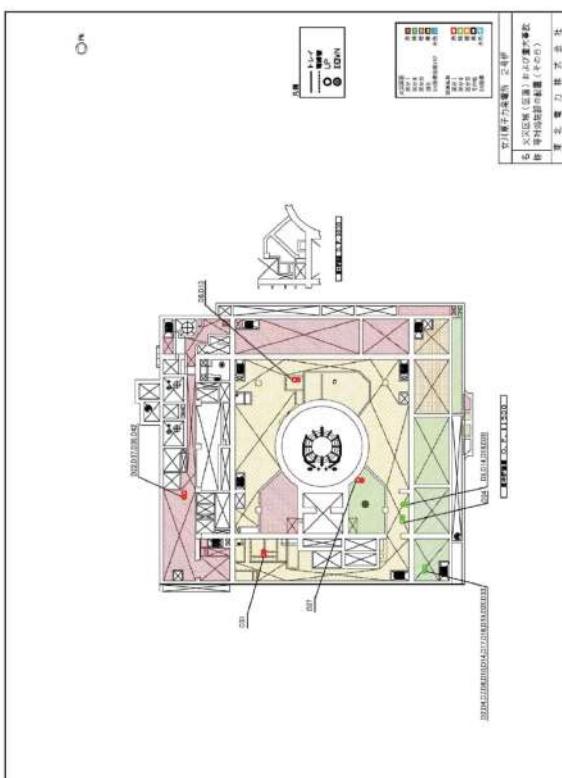
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-32 2号炉原子炉建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

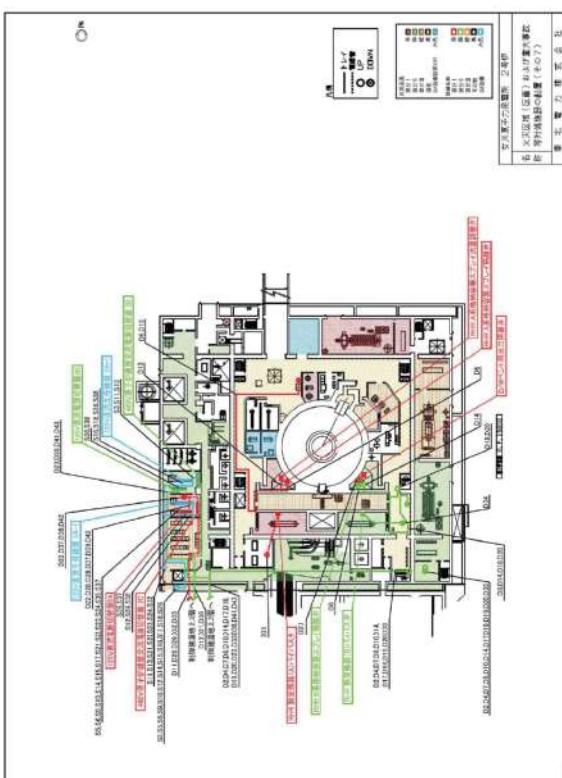
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-33 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図48-34 2号炉原子炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

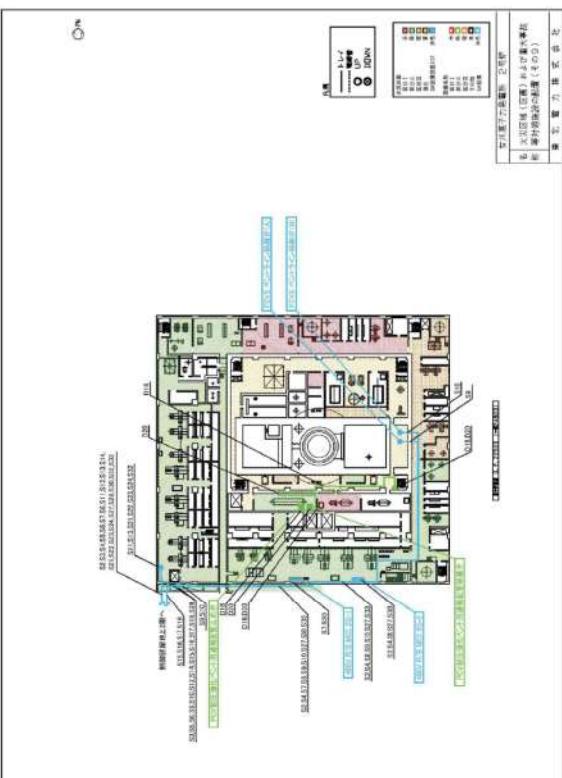
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-35 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

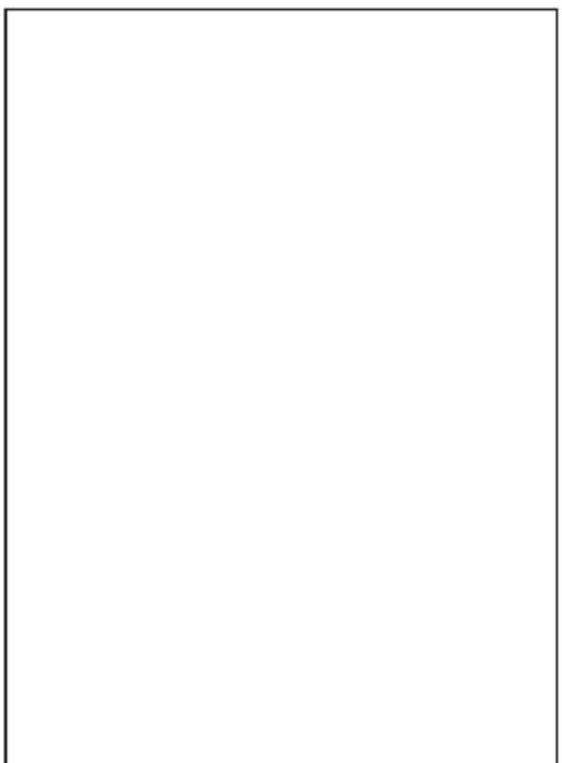
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-36 2号炉原子炉建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

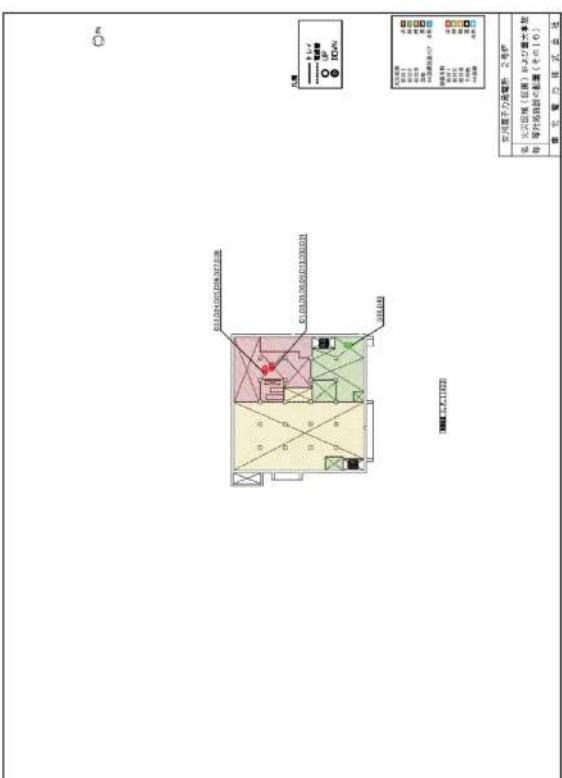
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-37 2号炉制御建屋 地下1階 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 48-38 2号炉建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図48-39 2号炉副脚建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

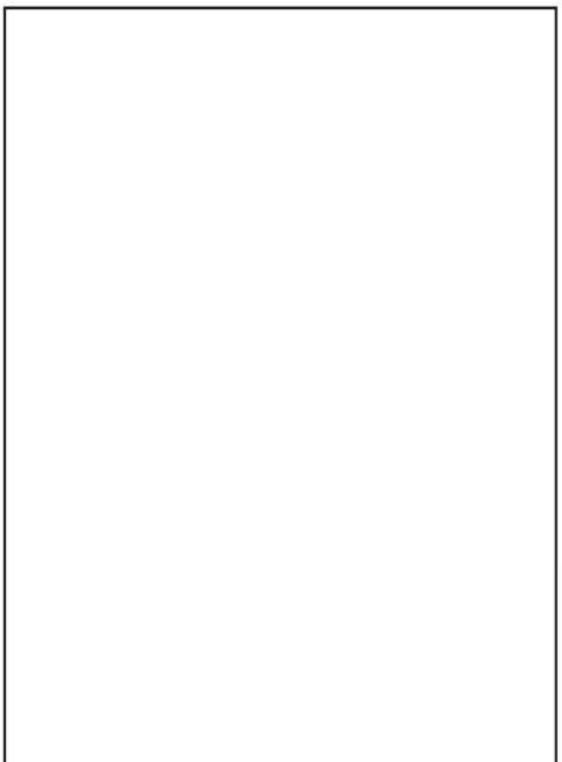
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-40 2号炉制御建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・48条対応の設備・運用に伴う相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

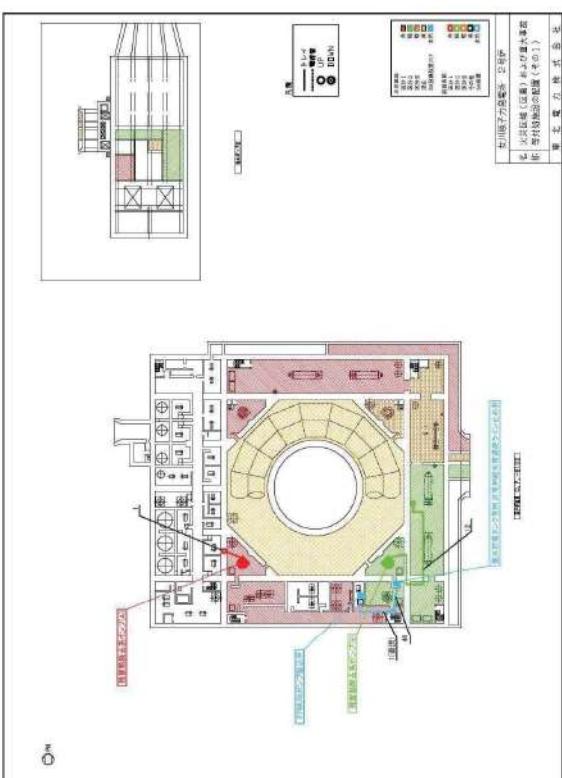
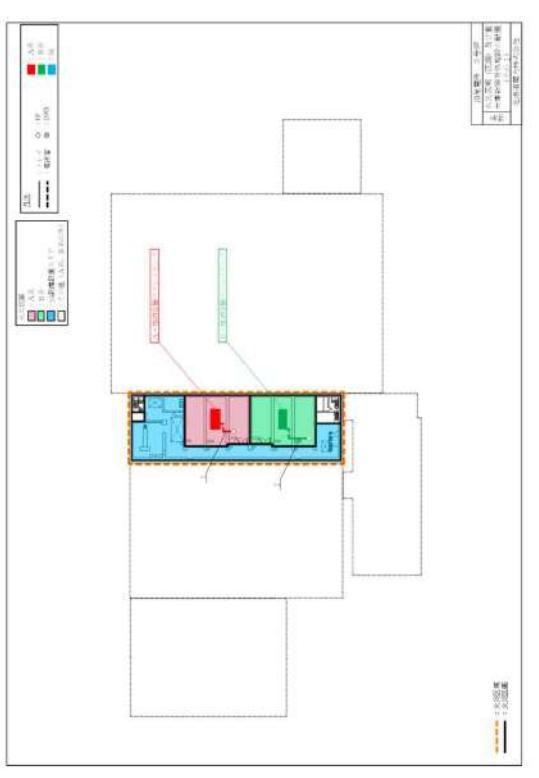
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図48-41 2号炉制御建屋 地上3階 機密の内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違 ・48条対応の設備・運用に伴う相違</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

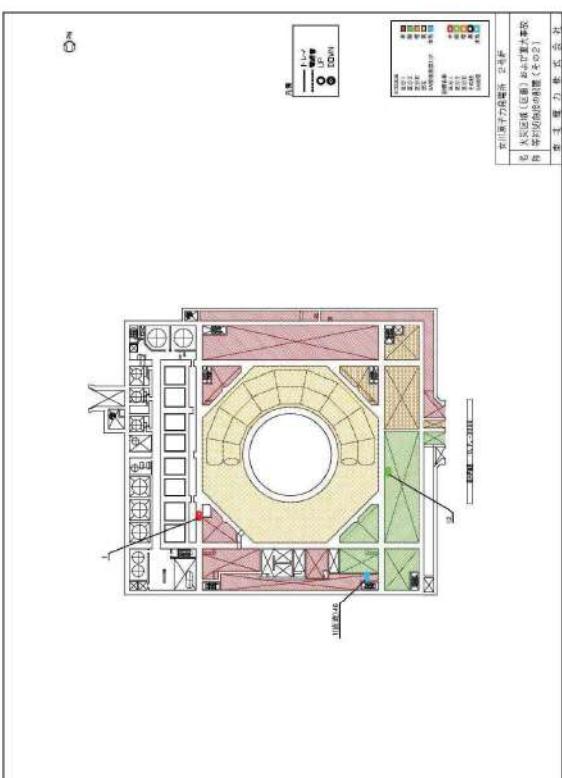
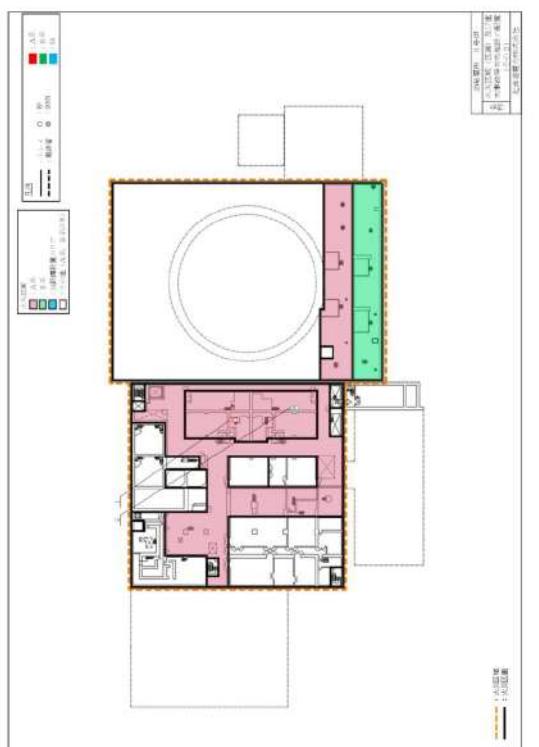
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p> <p>図49-1 3号炉原子炉建屋 T.P. -1.7m</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

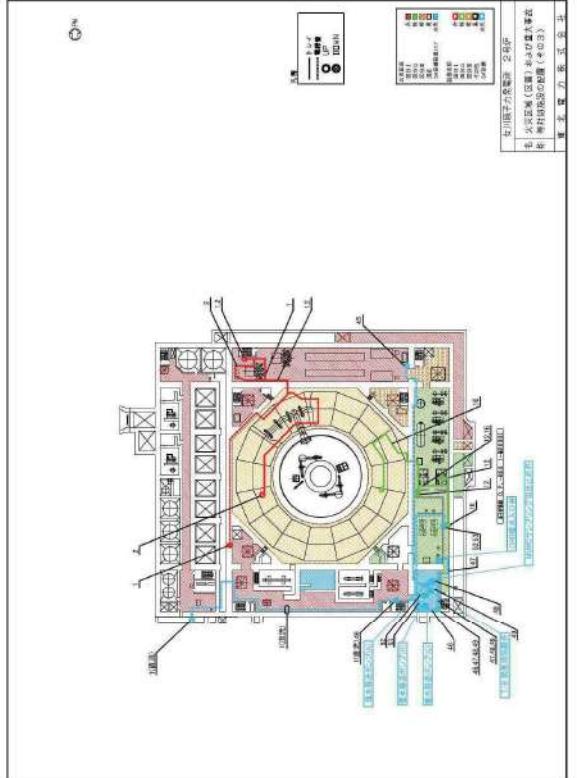
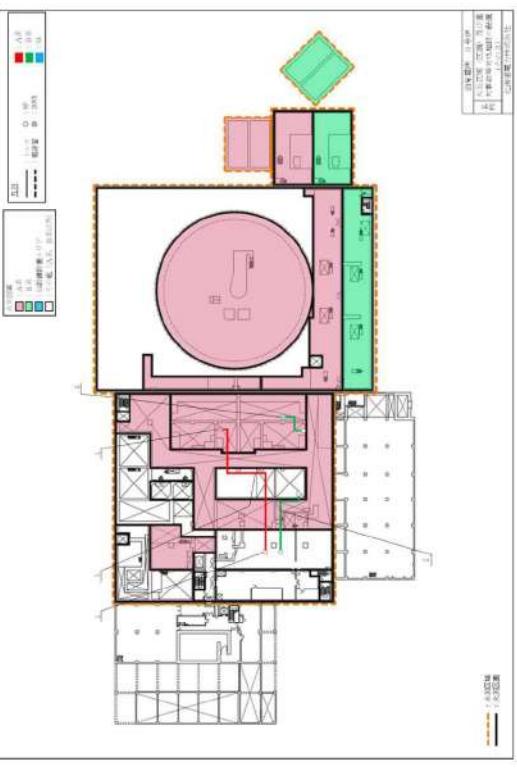
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図 49-2 3号炉原子炉建屋 T.P. 2.8m 及び原子炉建屋 T.P. 2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図49-3 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

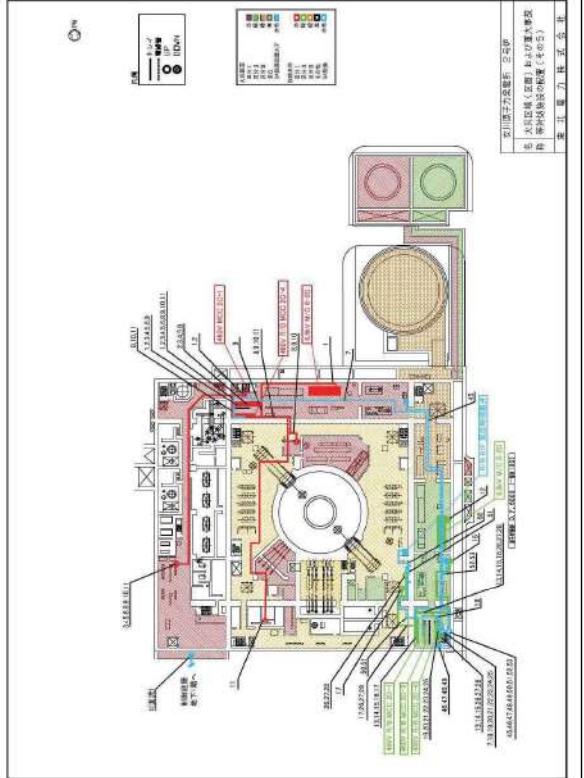
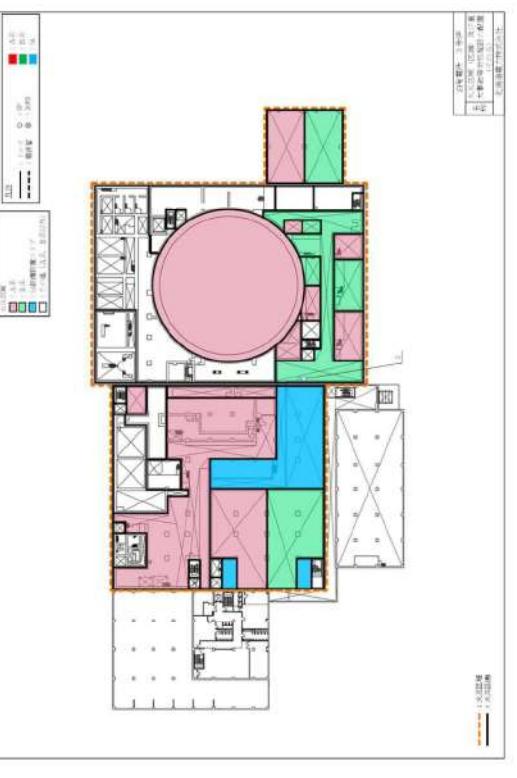
図49-4 2号炉原子炉建屋 地下中2階

図49-4 3号炉原子炉建屋 T.p.10, 3m &amp; O90°矢印 T.p.10, 3m

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

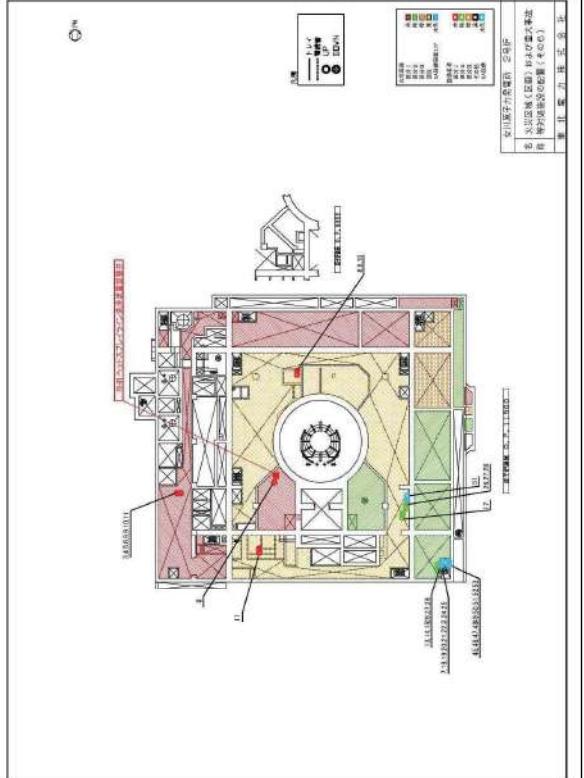
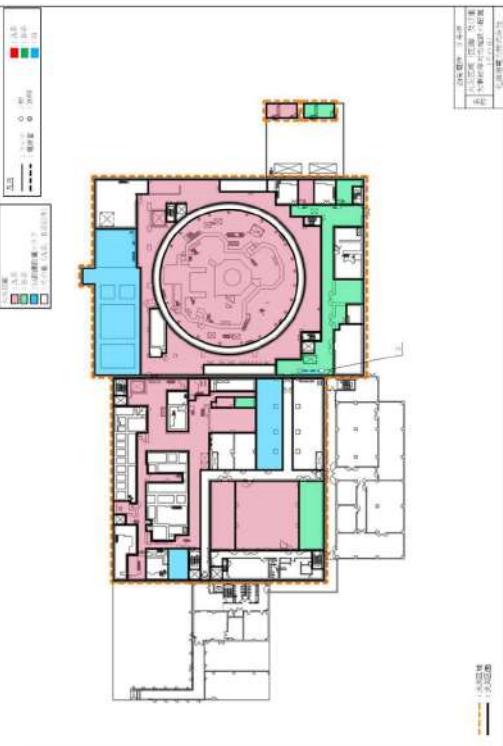
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図49-5 3号炉原子炉輔助建屋 T.P. 10.3m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 10.3m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

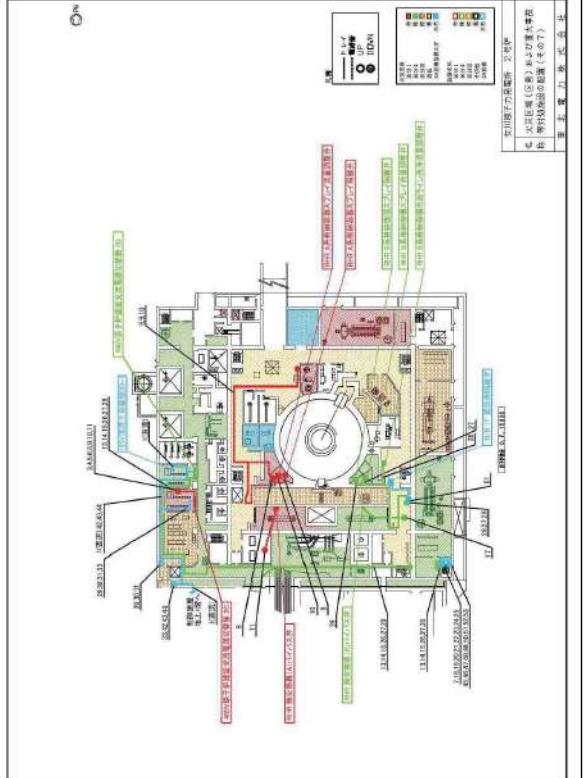
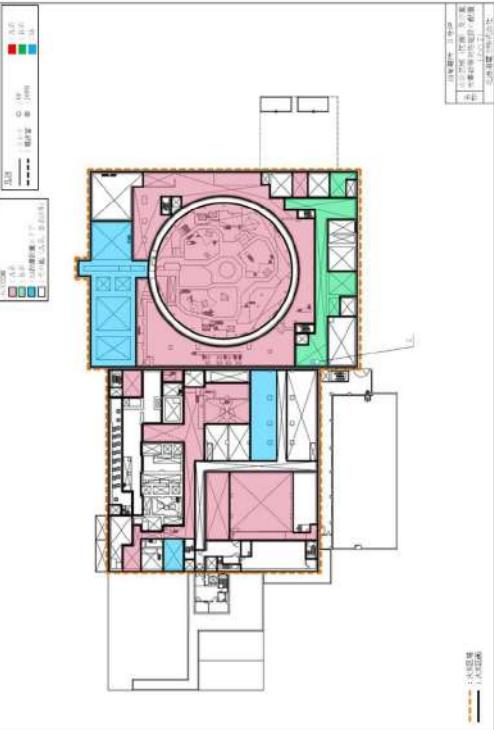
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階	 図 49-6 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 49-7 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

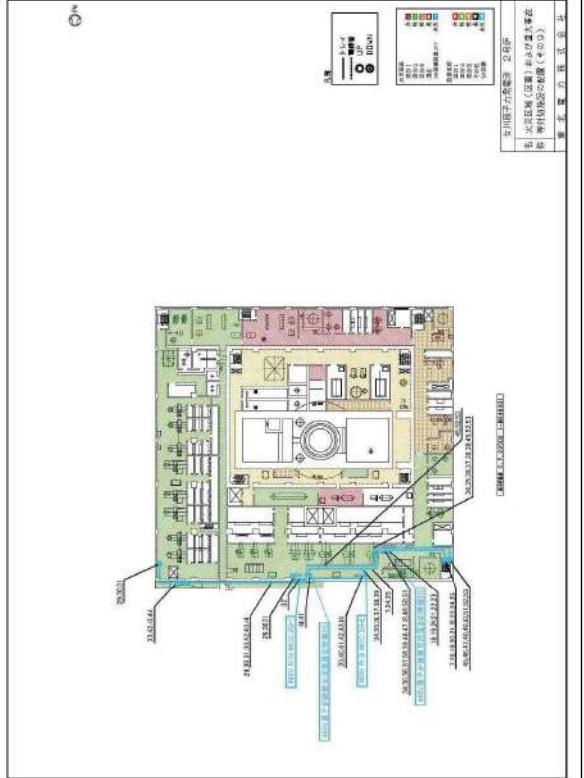
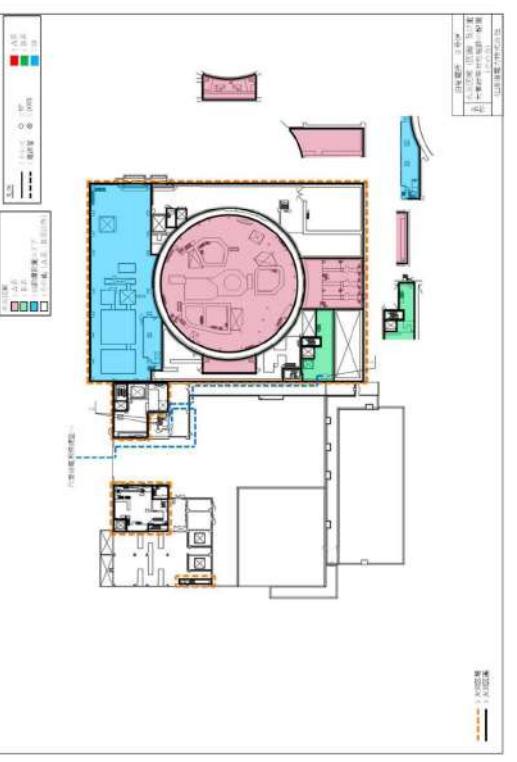
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図49-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>	<p>図49-8 3号炉原子炉建屋 T.p.24.8m 及び原子炉建屋 T.p.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

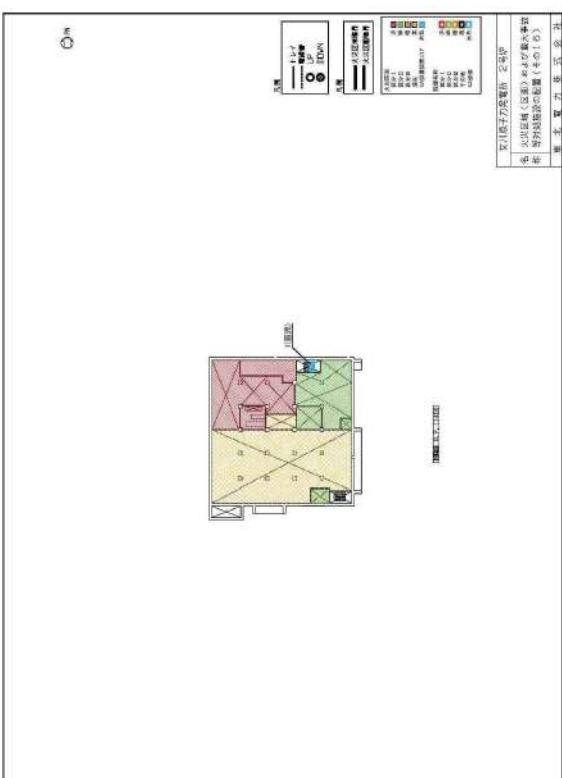
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-10 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-11 2号炉制御棟 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

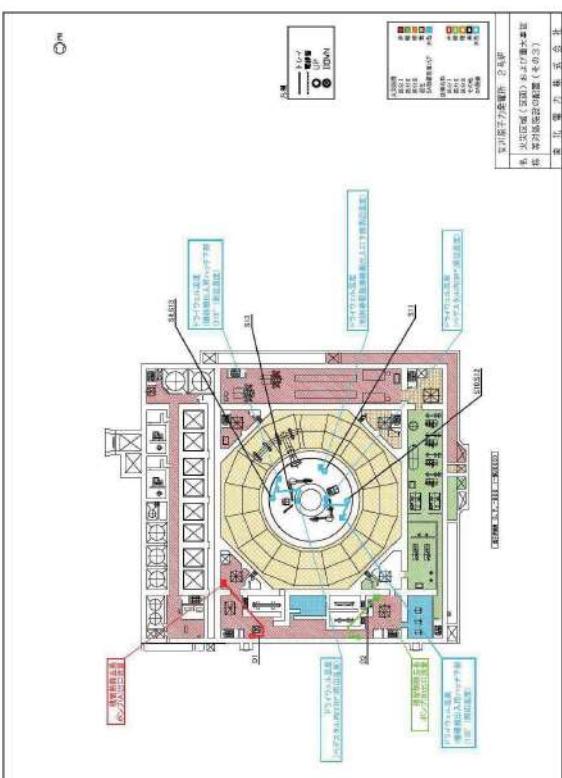
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-12 2号機制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

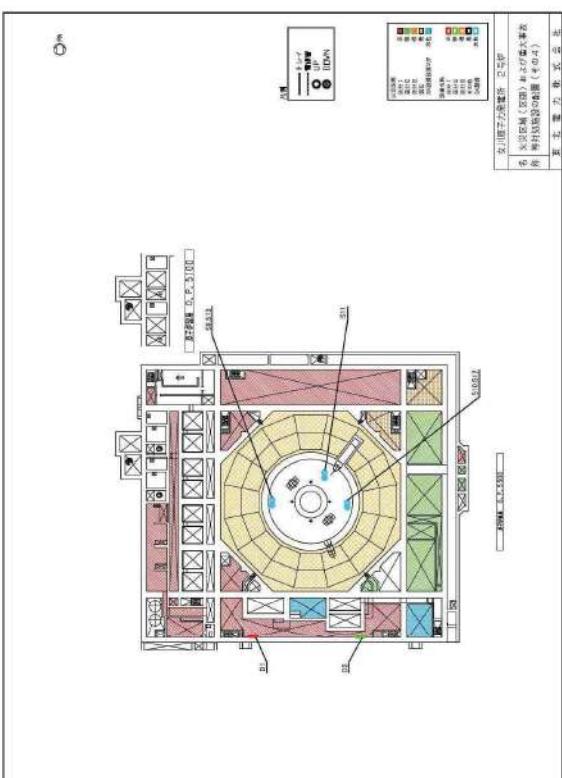
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-13 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

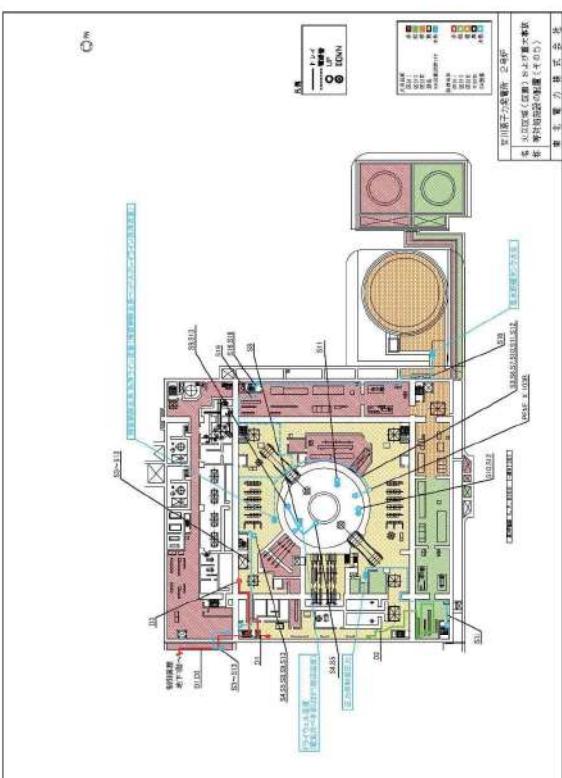
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図49-14 2号炉原子炉建屋 地下中2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

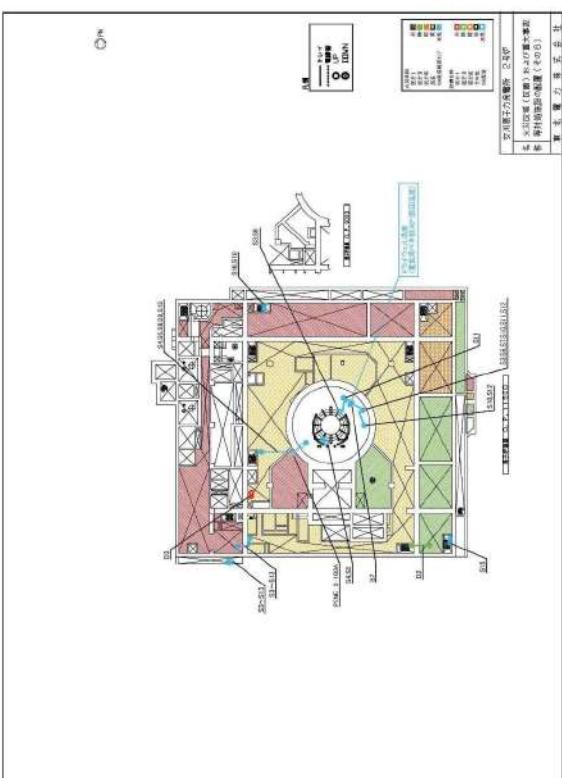
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-15 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

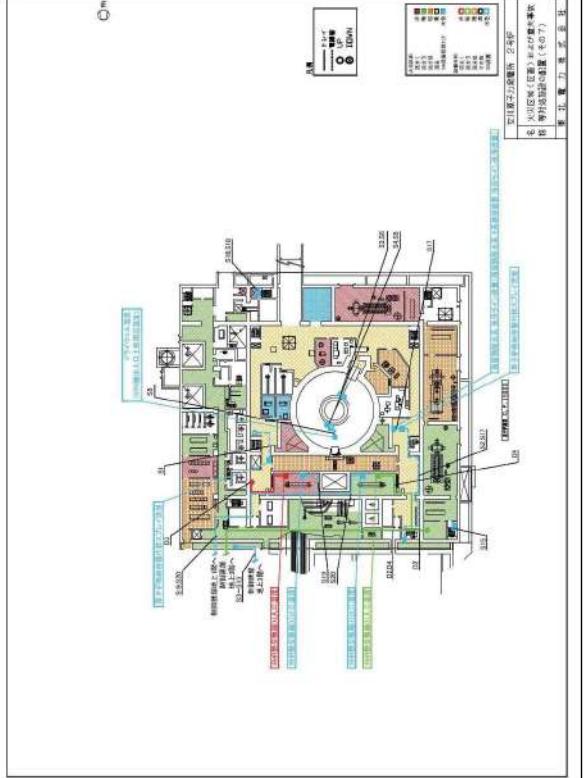
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-16 2号炉原子炉建屋 地下中1階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

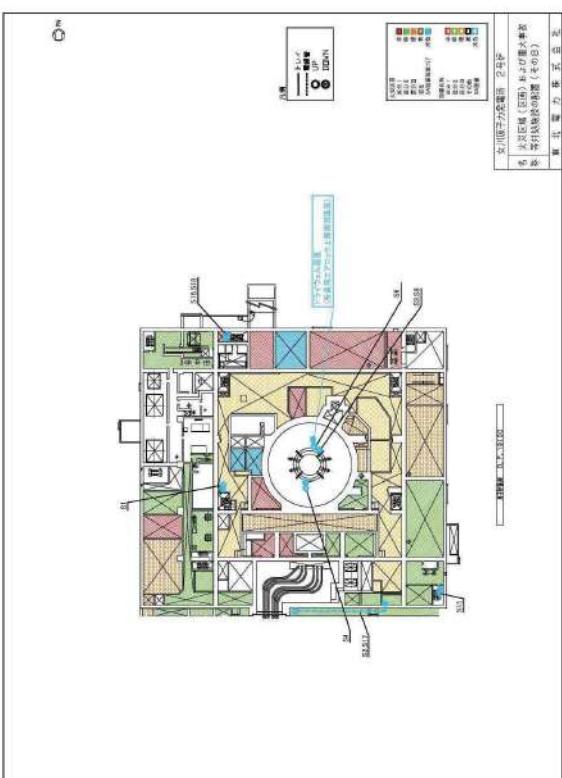
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-17 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

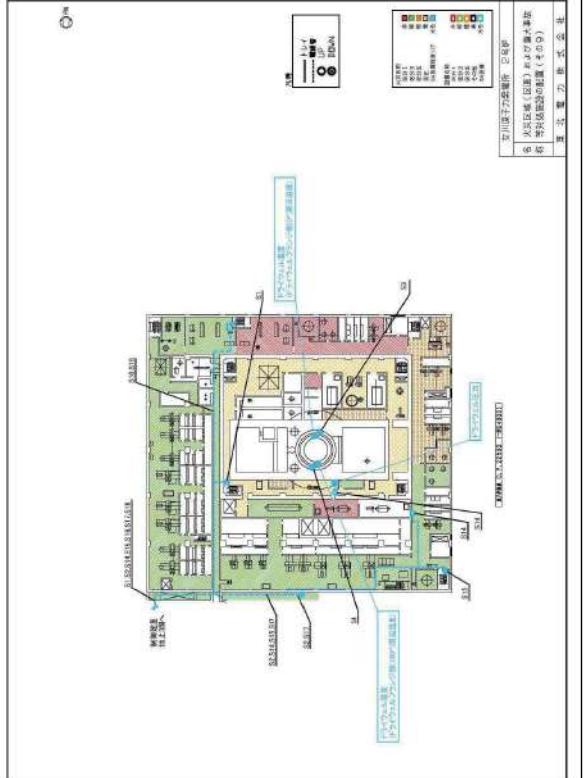
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-18 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

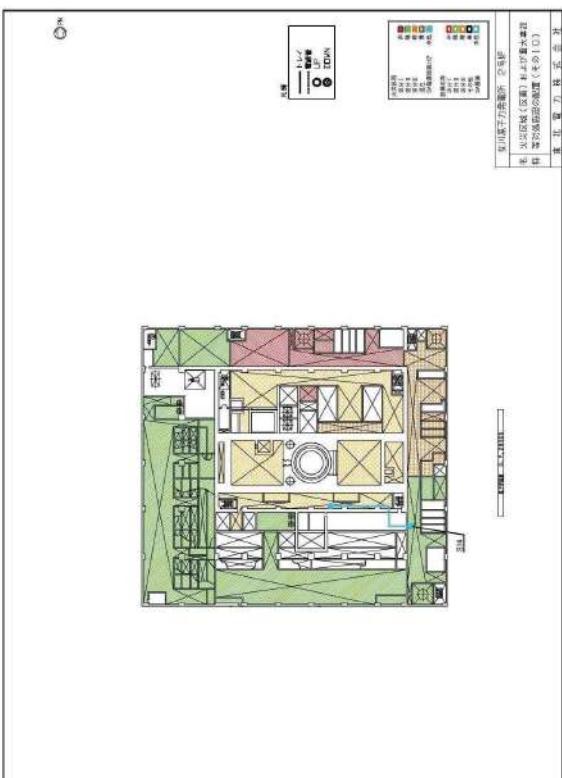
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-19 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-20 2号炉原子炉建屋 地上中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

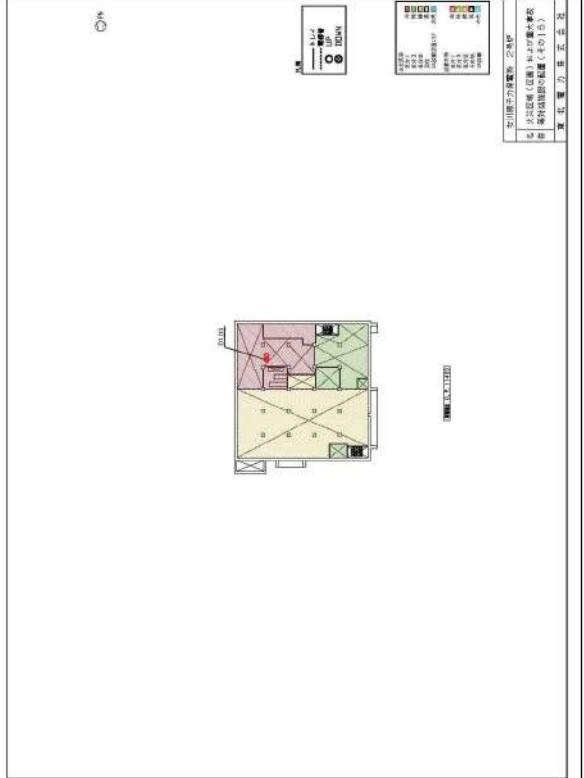
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>図 49-21 2号炉副御建屋 地下1階</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> <small>枠固みの内容は防護上の観点から公開できません。</small> </div>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

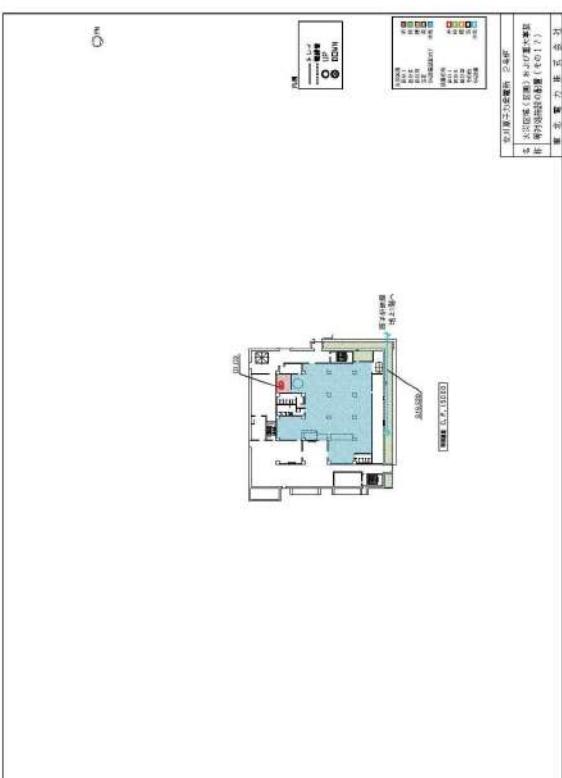
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-22 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

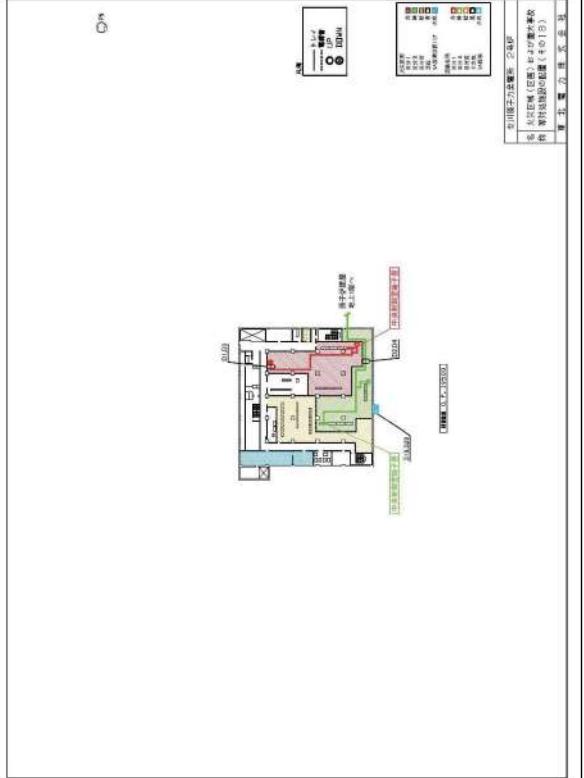
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-23 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

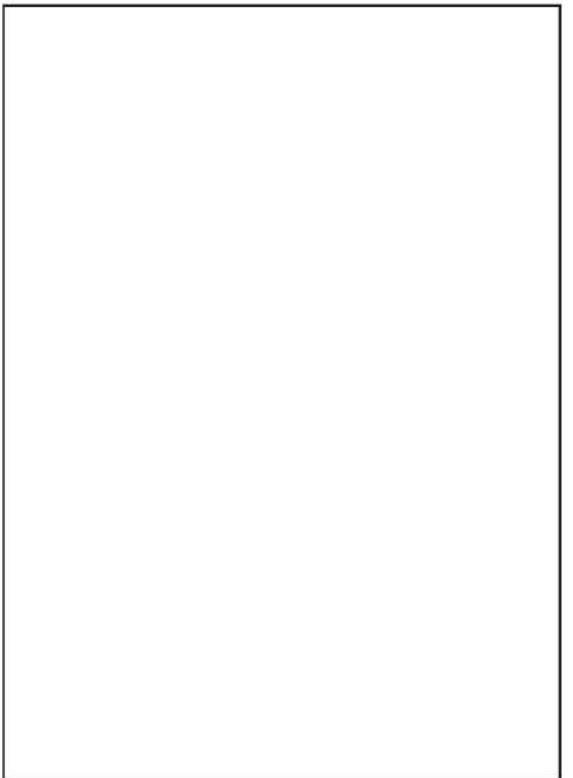
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-24 2号炉制御建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

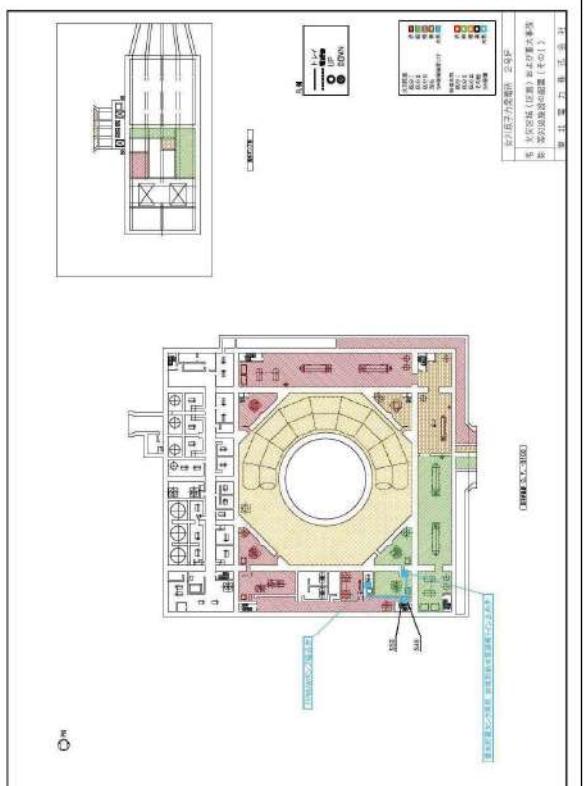
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-25 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

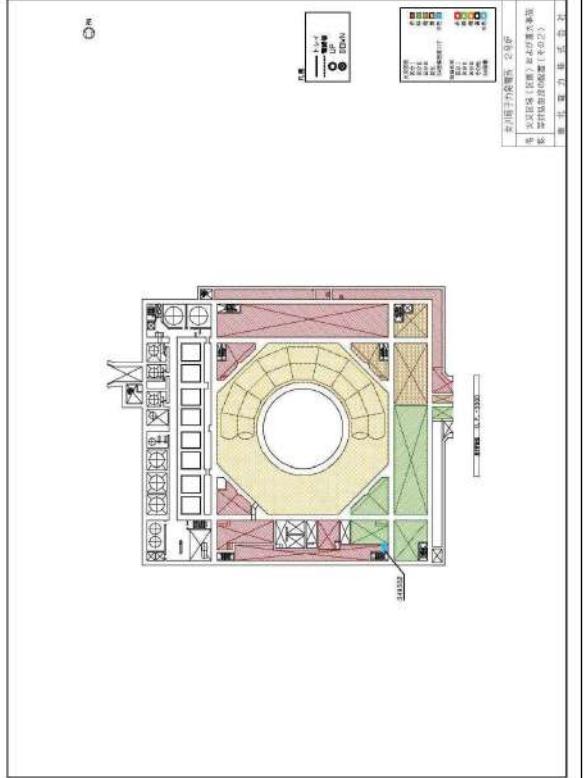
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-26 2号炉原子炉建屋 地下3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

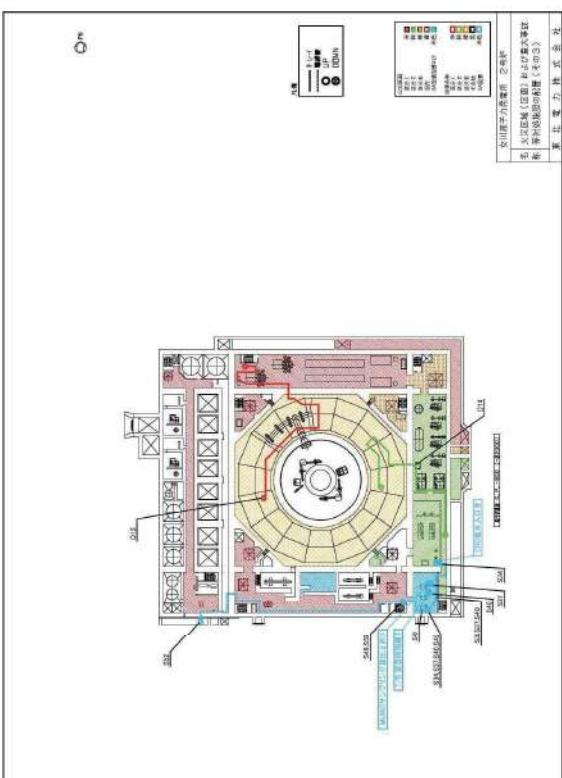
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-27 2号炉原子炉建屋 地下中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-28 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 48-29 2号炉原子炉建屋 地下中2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

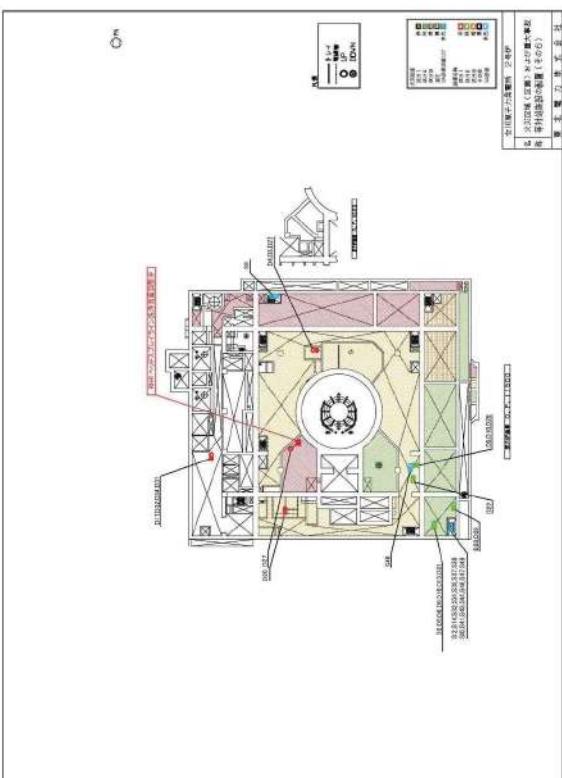
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-30 2号炉原子炉建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

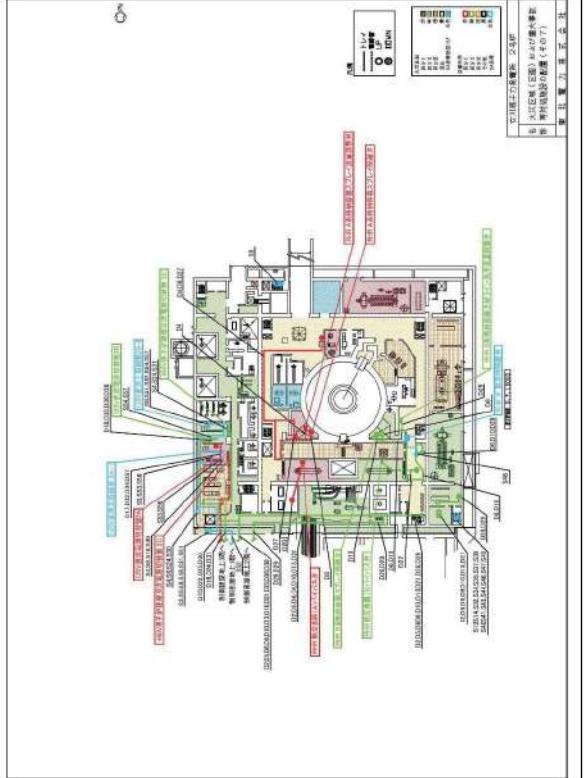
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-31 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

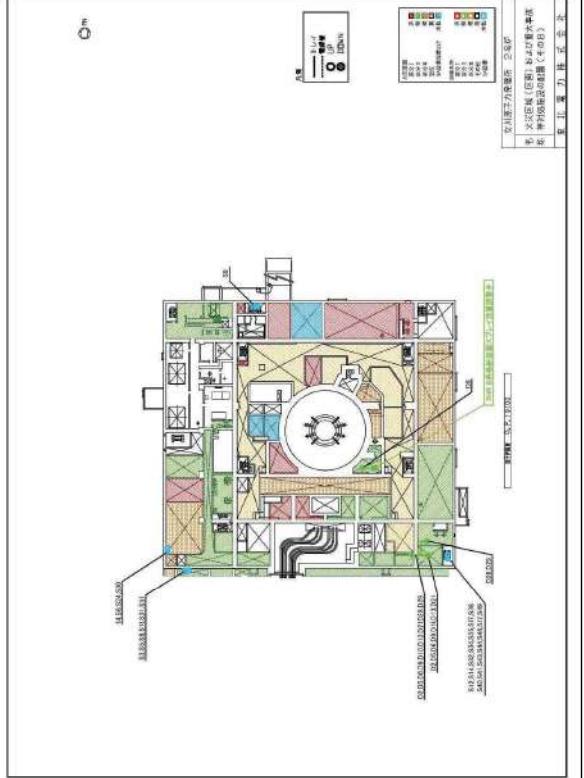
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図49-32 2号炉原子炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

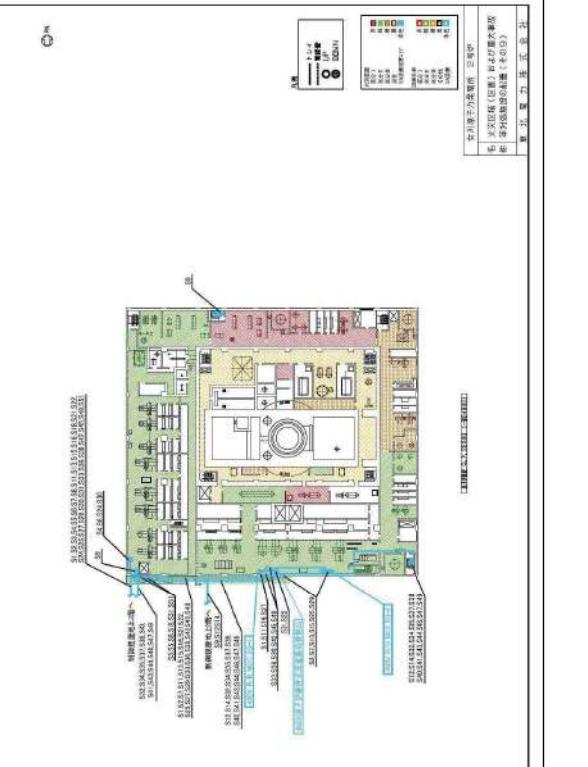
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-33 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 49-34 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

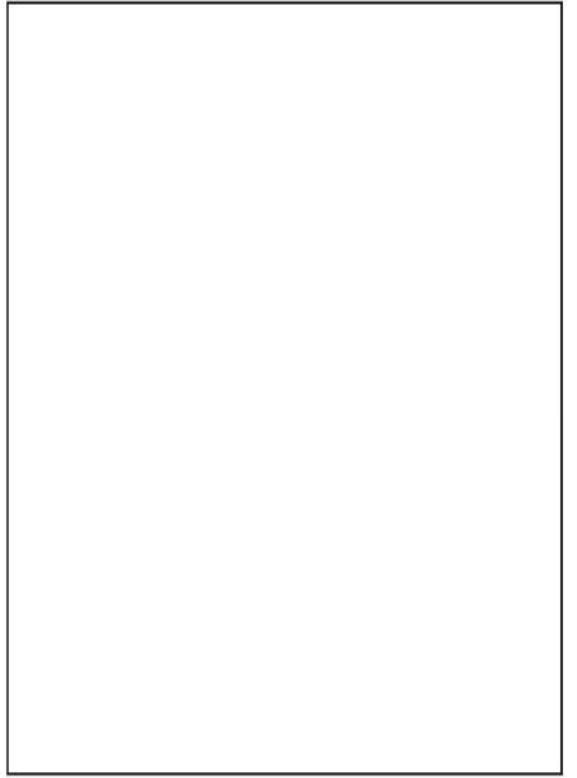
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-35 2号炉原子炉建屋 地上中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

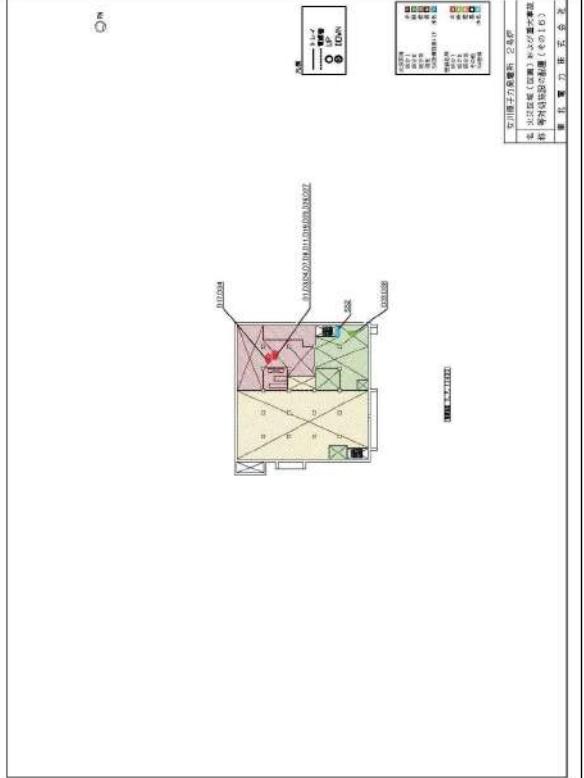
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 49-36 2号炉制御建屋 地下1階</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-37 2号制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

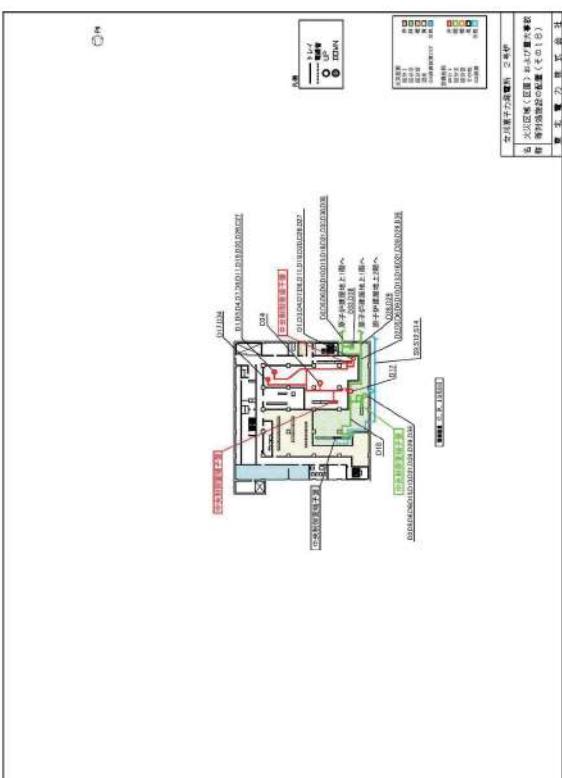
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-38 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

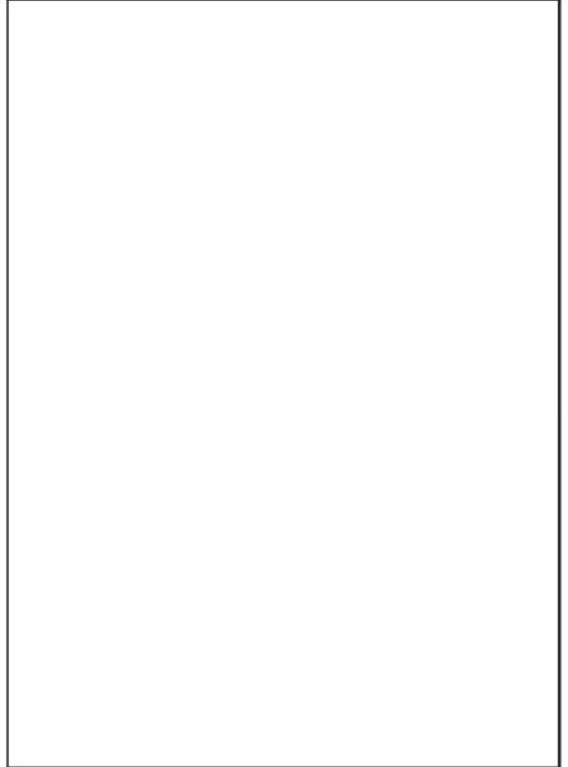
## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 49-39 2号炉制御建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

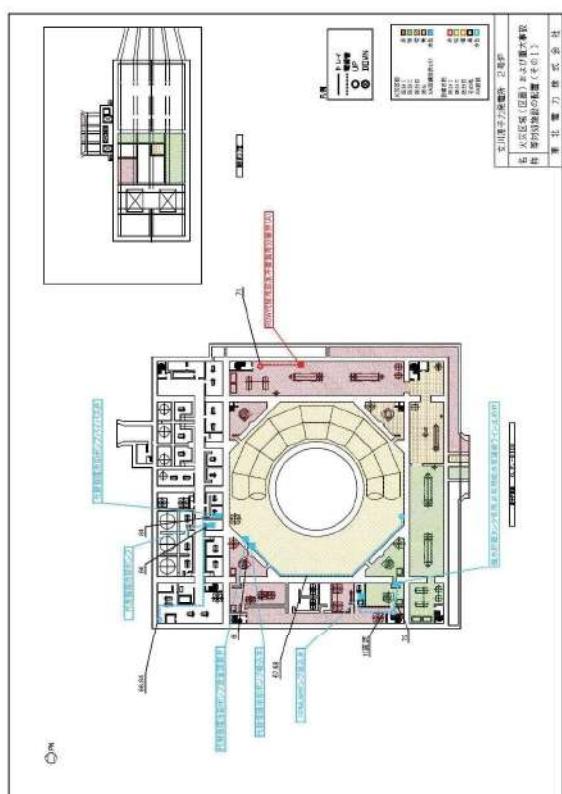
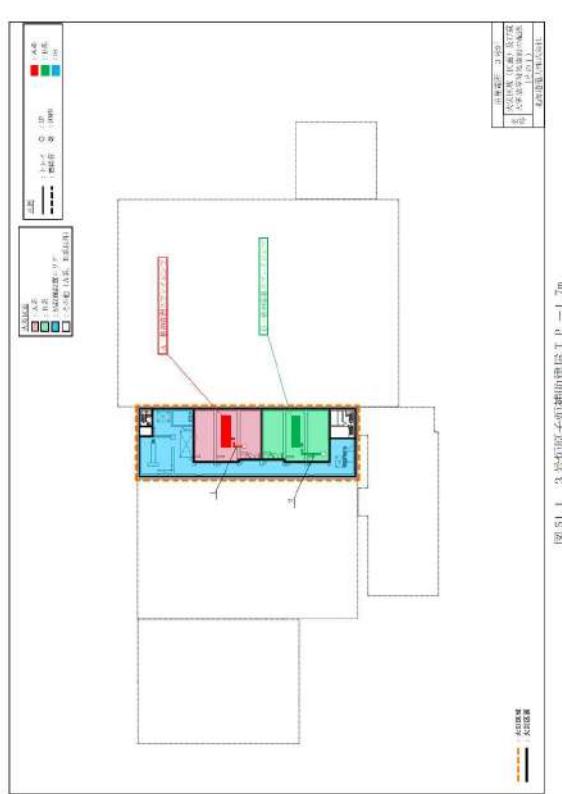
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図49-40 2号炉制御建屋 地上3階</p> <p>枠内への内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

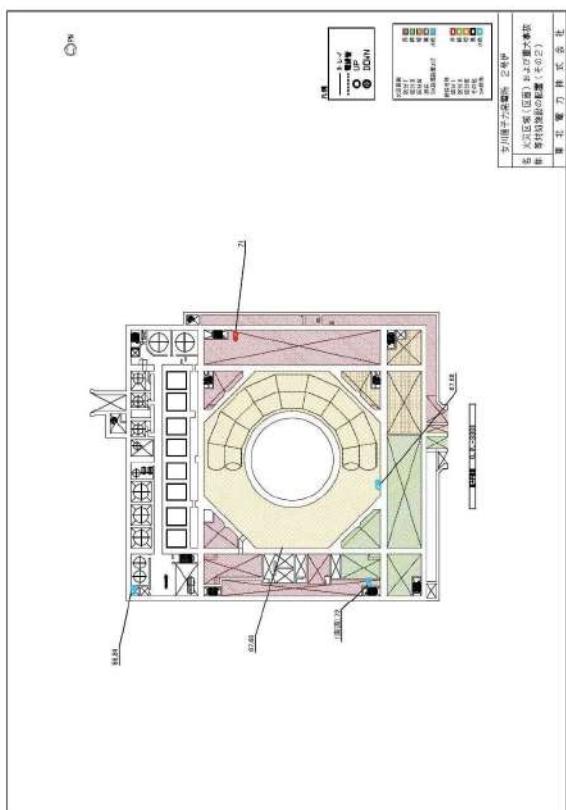
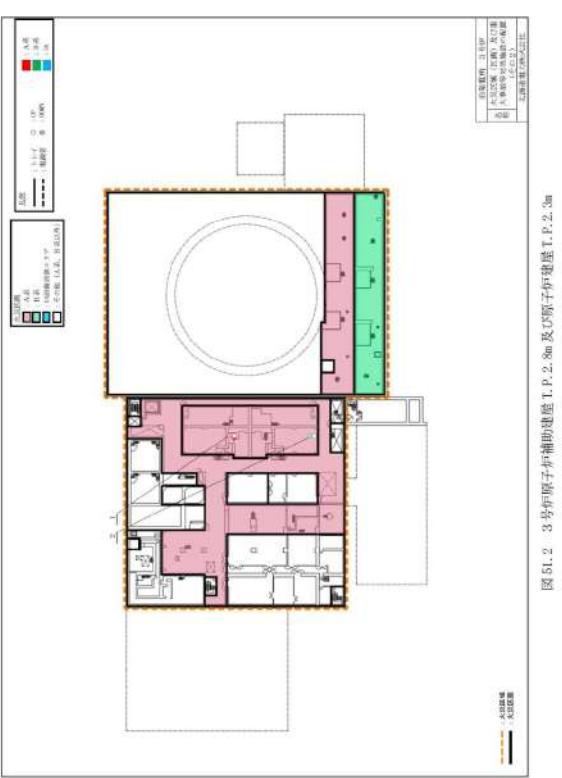
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-1 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>	 <p>図51-1 3号炉原子炉建屋 地下1階</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

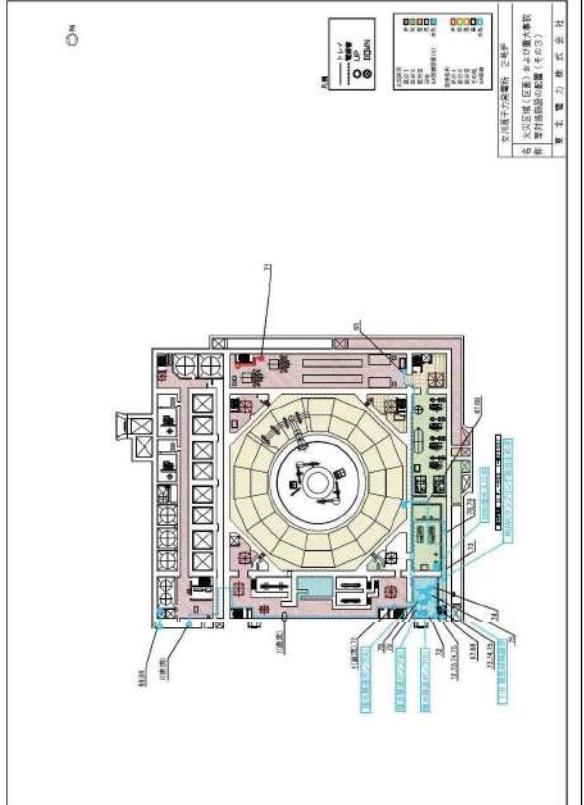
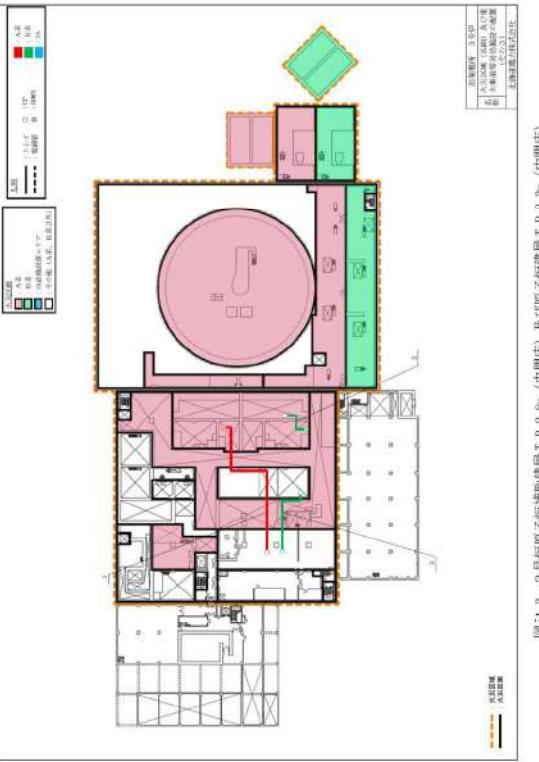
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-2 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図51-2 3号炉原子炉建屋 T.P. 2.3m 及び原子炉建屋 T.P. 2.3m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

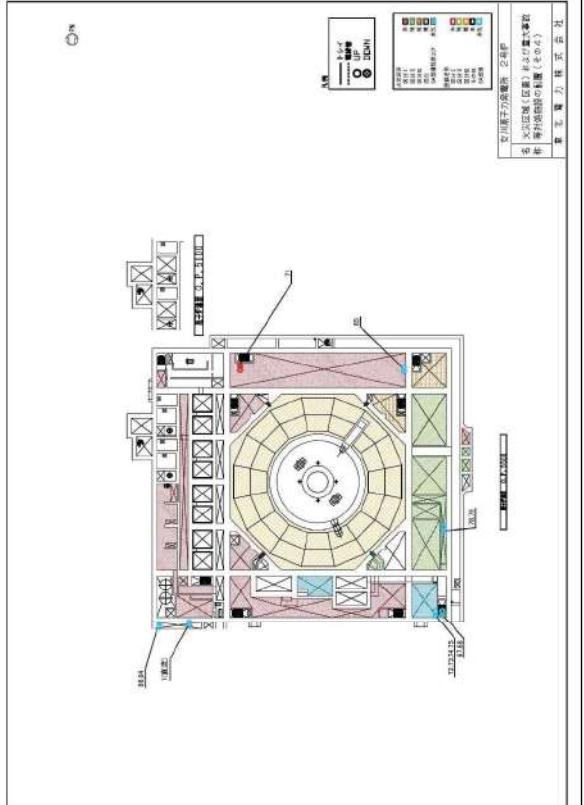
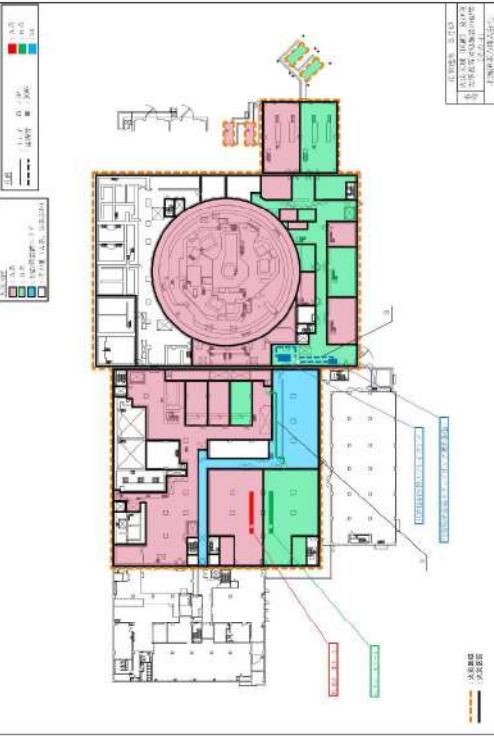
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-3 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図51-3 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床) 及び原子炉建屋 T.P.2.8m (中間床)</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

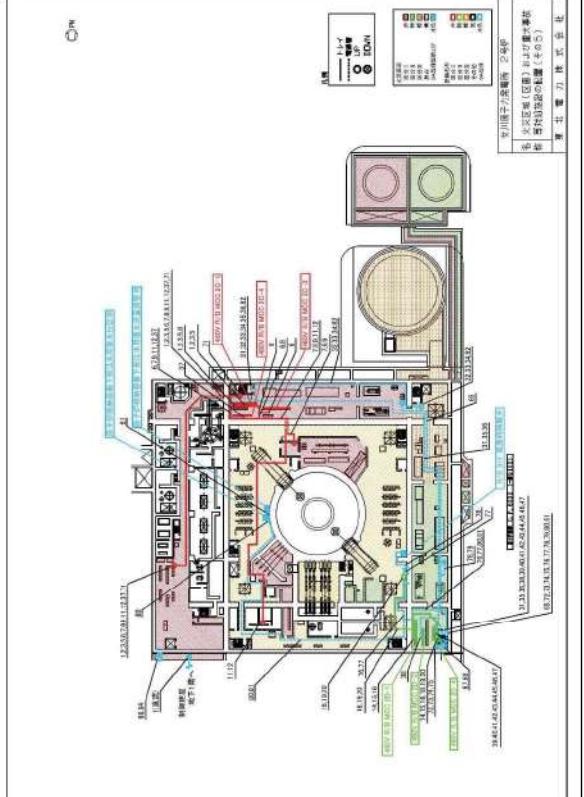
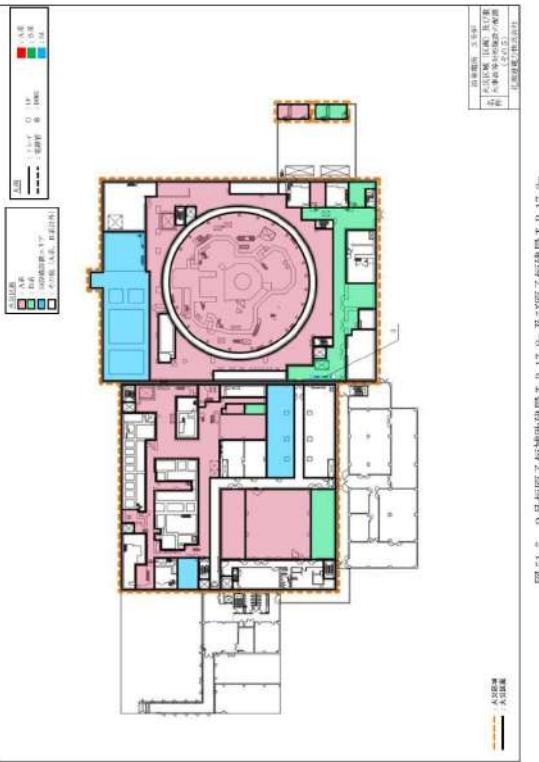
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-4 2号炉原子炉建屋 地下室2階	 図 51-4 3号炉原子炉建屋 地下室1階	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

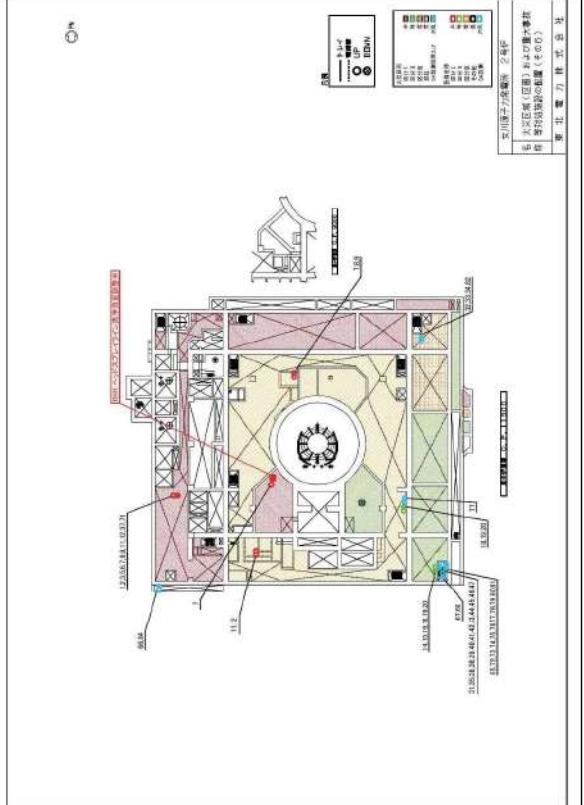
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-5 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p> <p>図 51-5 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m 及び原子炉建屋 T.P. 17.8m</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

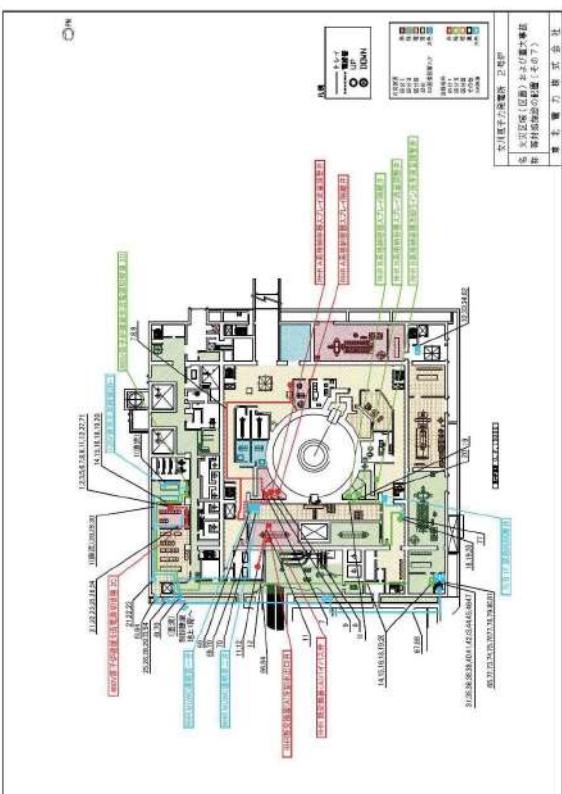
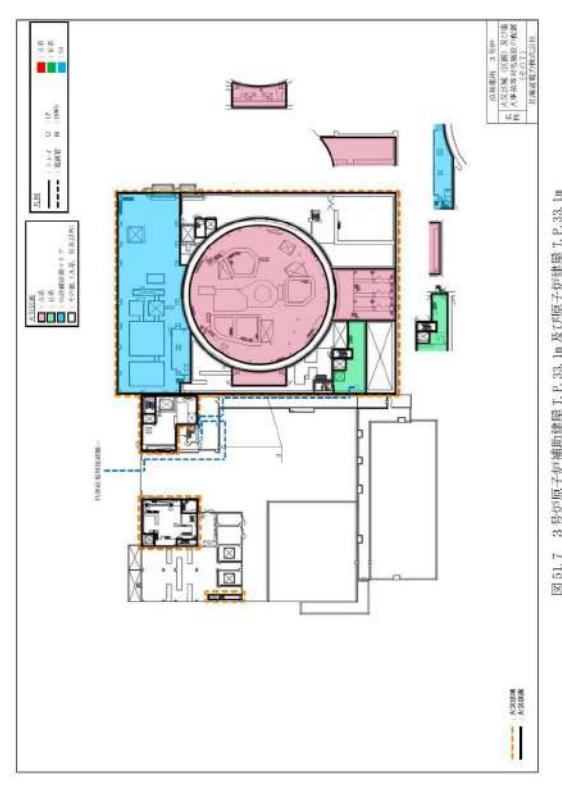
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図51-6 3号炉原子炉建屋 T.P.24.8m 及び原子炉建屋 T.P.24.8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

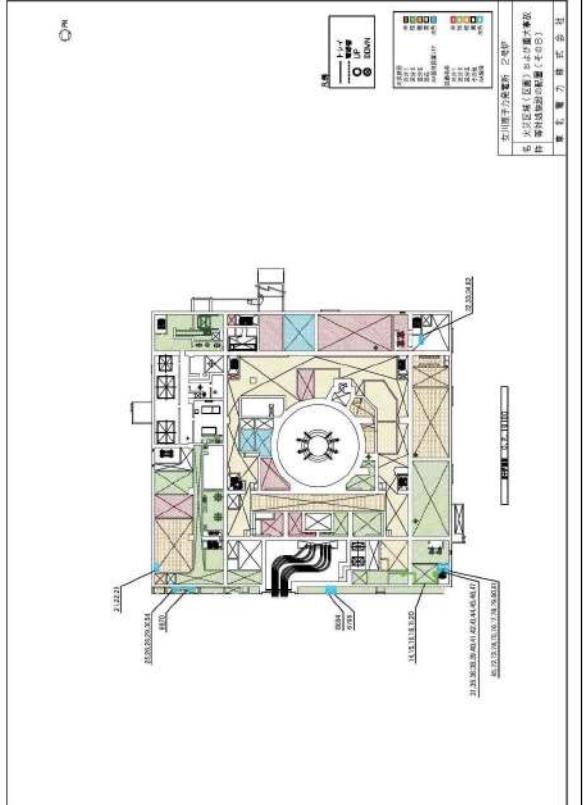
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-7 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図 51-7 3号炉原子炉建屋 1F P. 33, In 及び原子炉建屋 7, P. 33, In</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

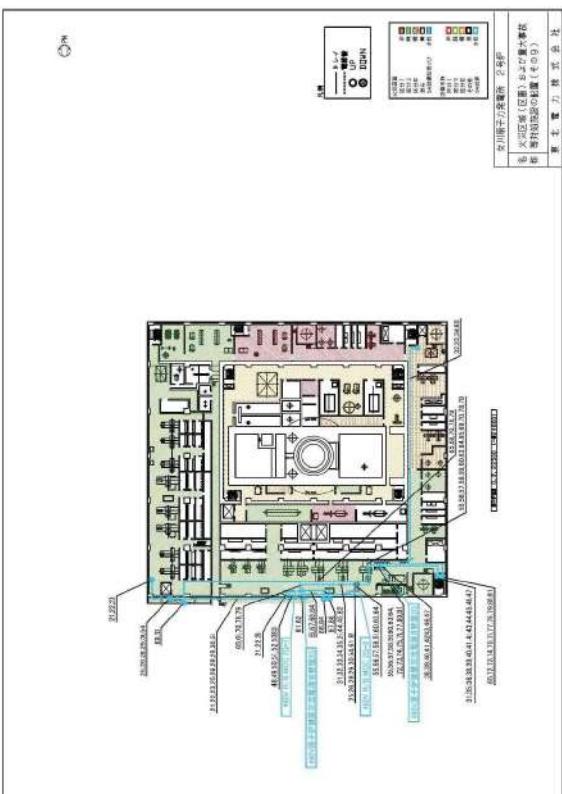
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-8 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-9 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

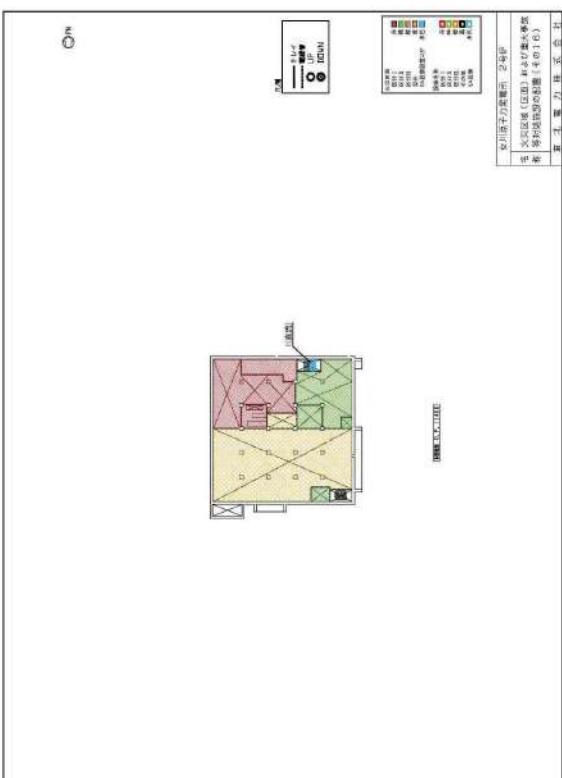
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-10 2号炉制御建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-11 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

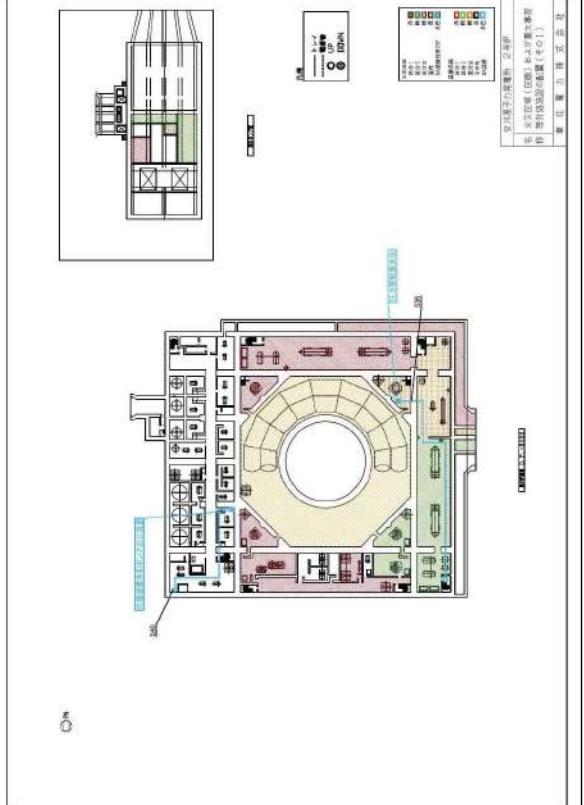
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-12 2号炉建屋 基本構造</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

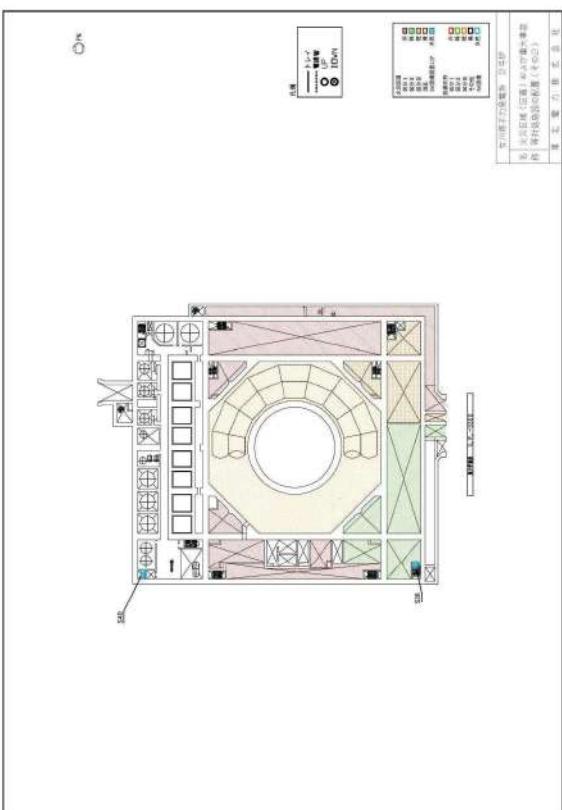
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-13 2号炉原子炉建屋 地下3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

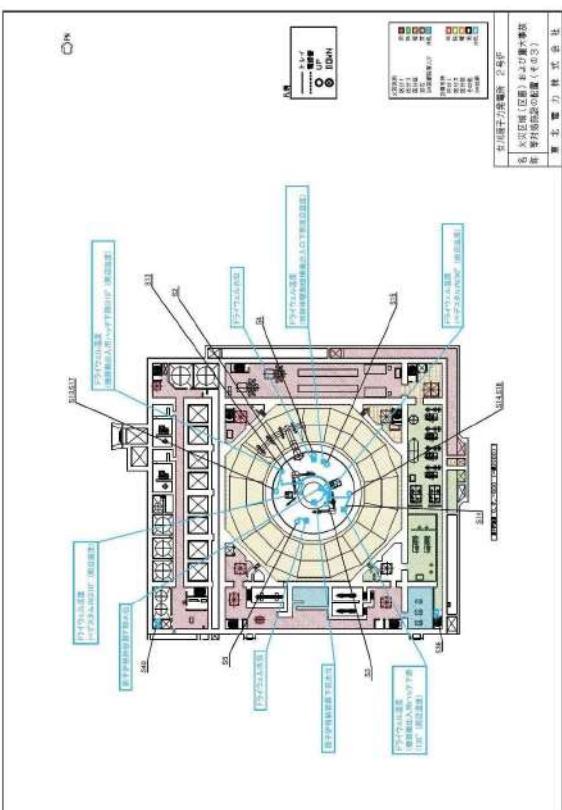
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-14 2号炉原子炉建屋 地下中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

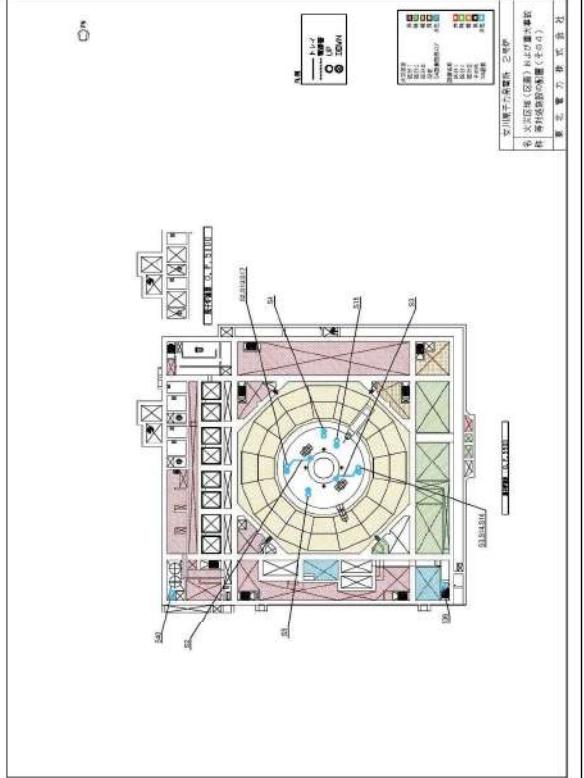
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-15 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-16 2号炉原子炉建屋 地下室 2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

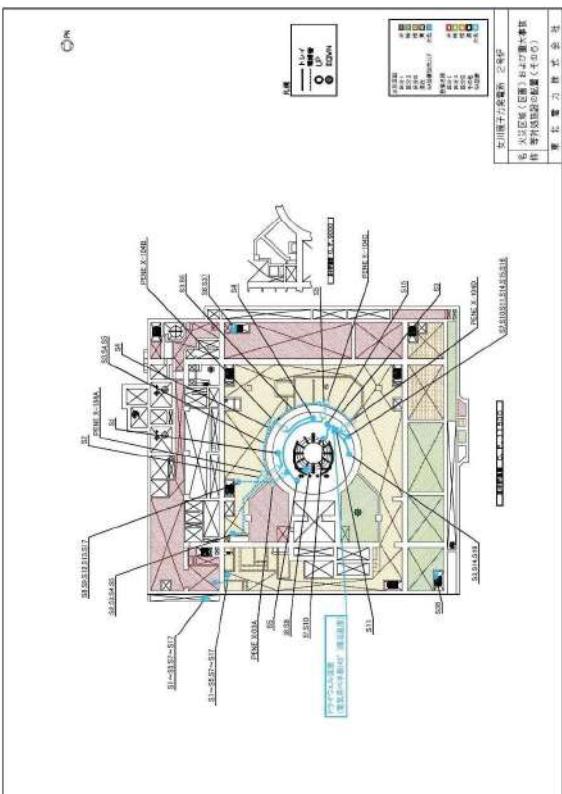
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-17 2号炉原子炉建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

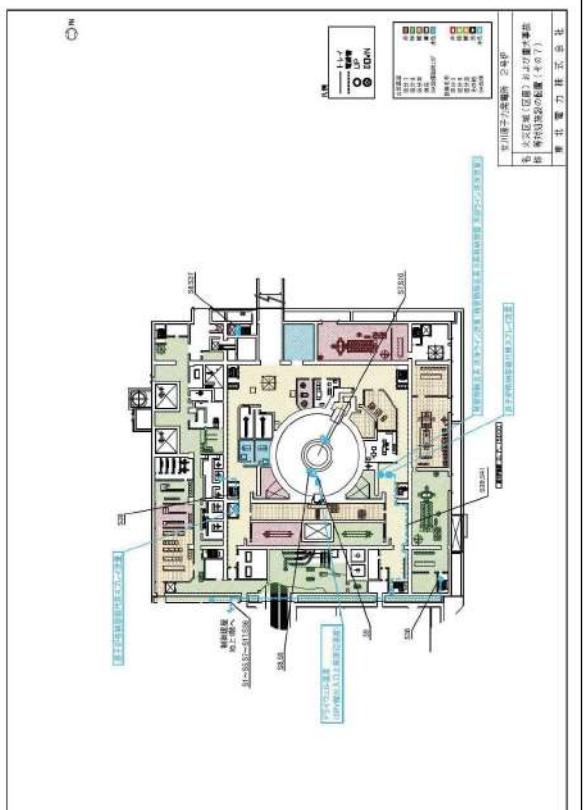
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-18 2号原子炉建屋 地下中1階</p>		<p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

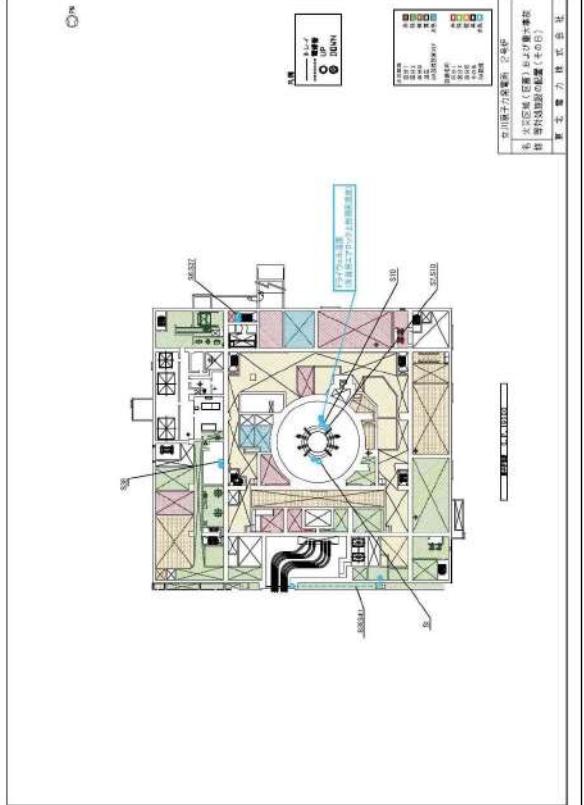
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-19 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-20 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図51-21 2号炉原子炉建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

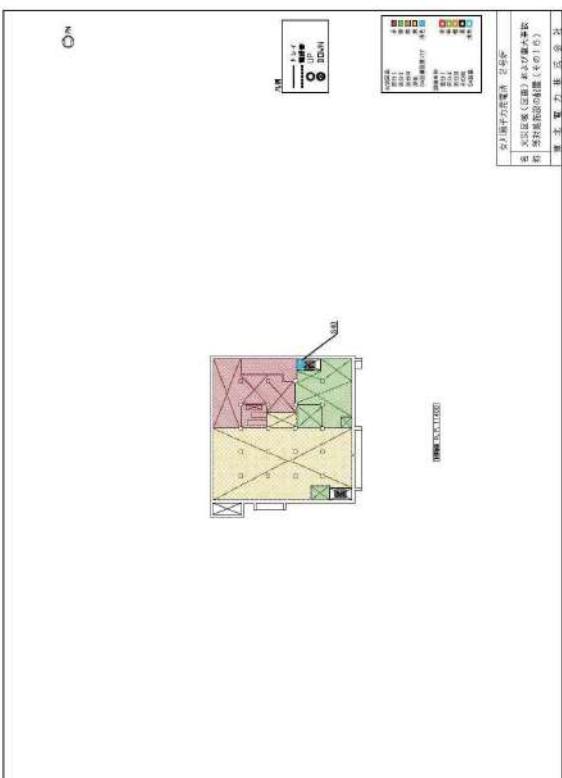
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図51-22 2号炉制御建屋 地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

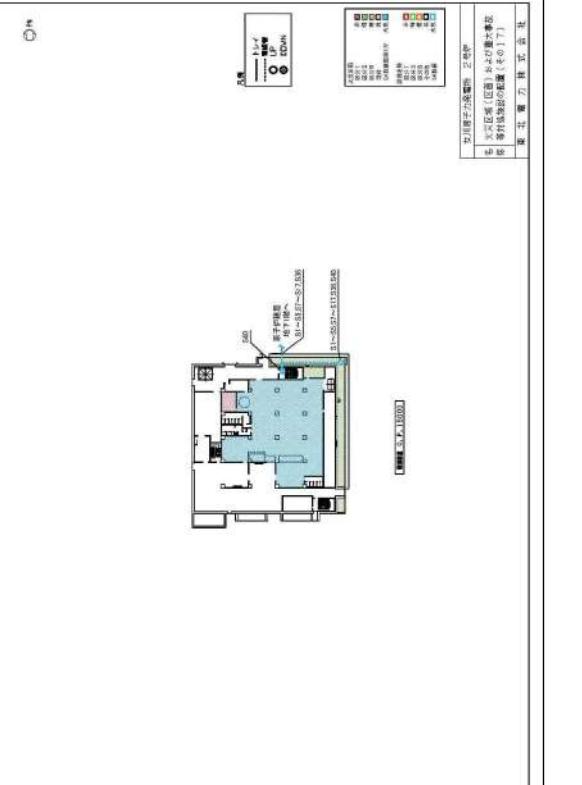
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-23 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所 3／4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	 <p>図 51-24 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-25 2号炉制御建屋 地上2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

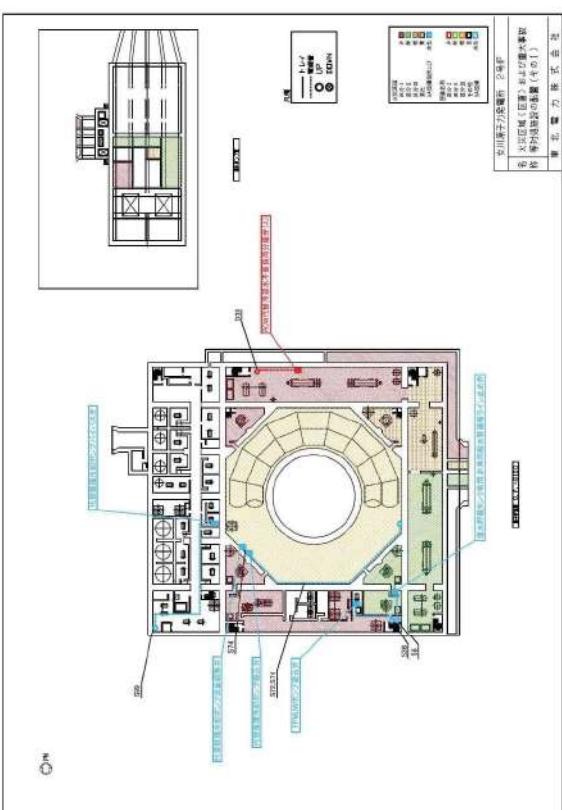
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-26 2号炉制御建屋 地上3階 仲間みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

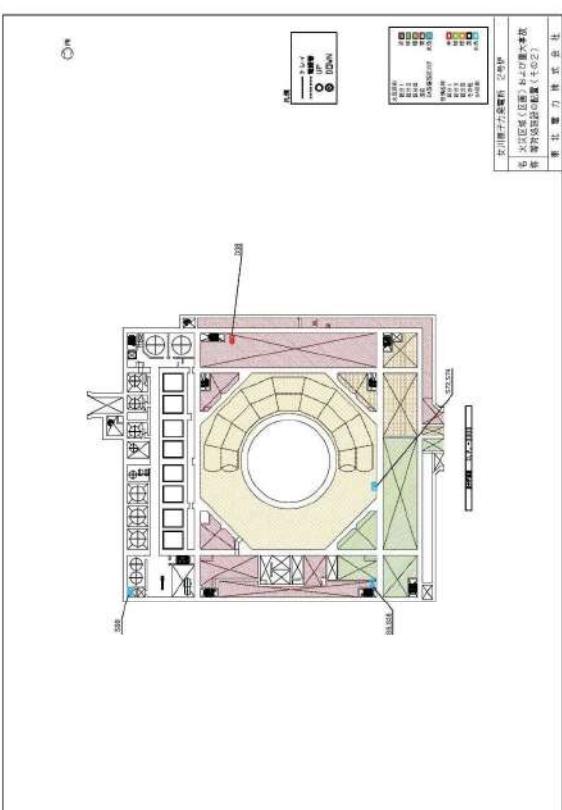
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-27 2号炉原子炉建屋 地下3階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-28 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

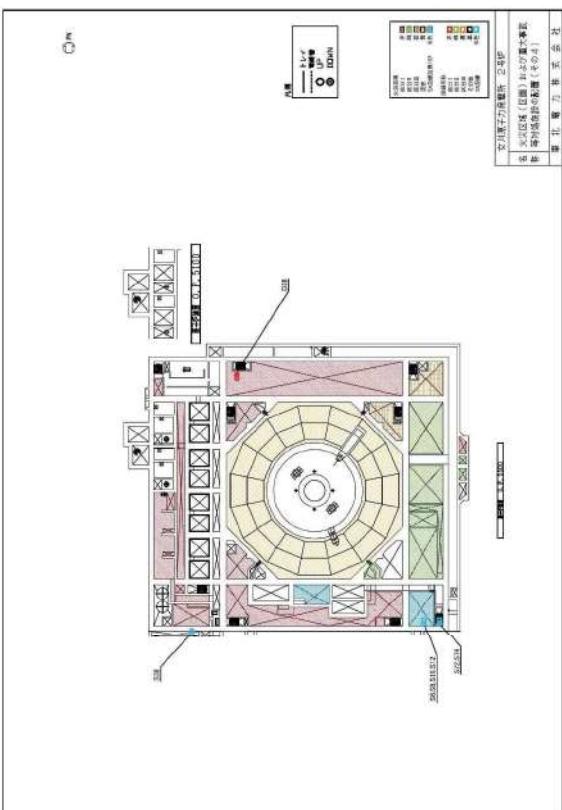
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

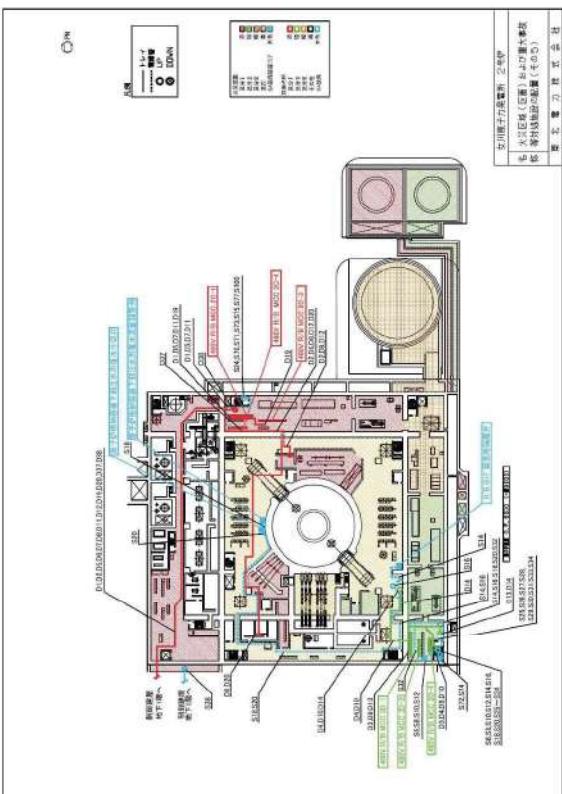
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

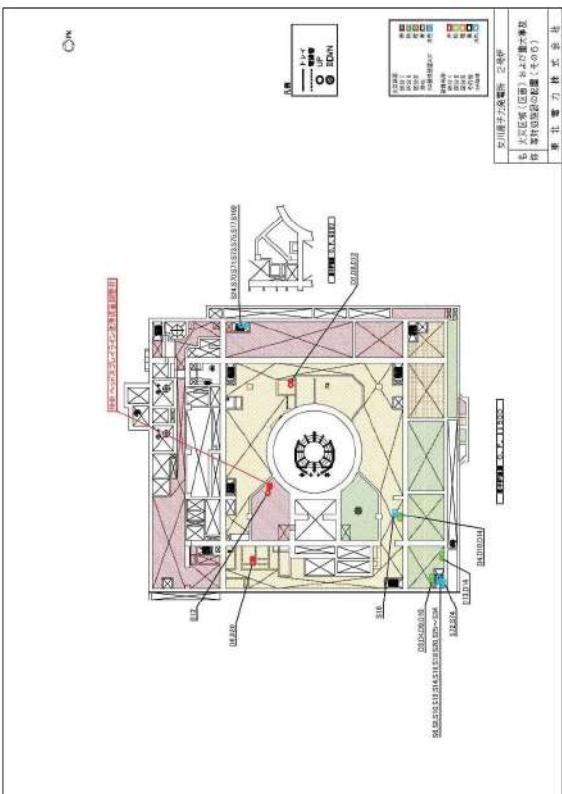
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図51-30 2号炉原子炉建屋 地下中2階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

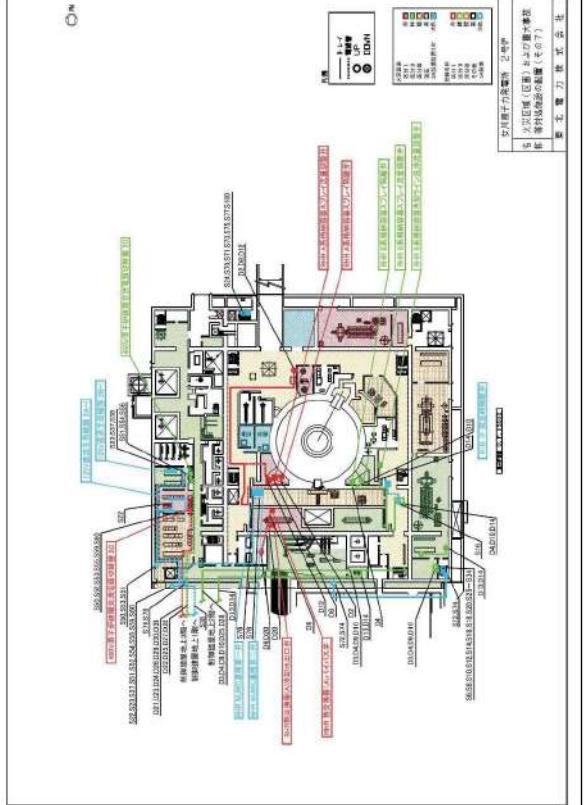
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-31 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-32 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

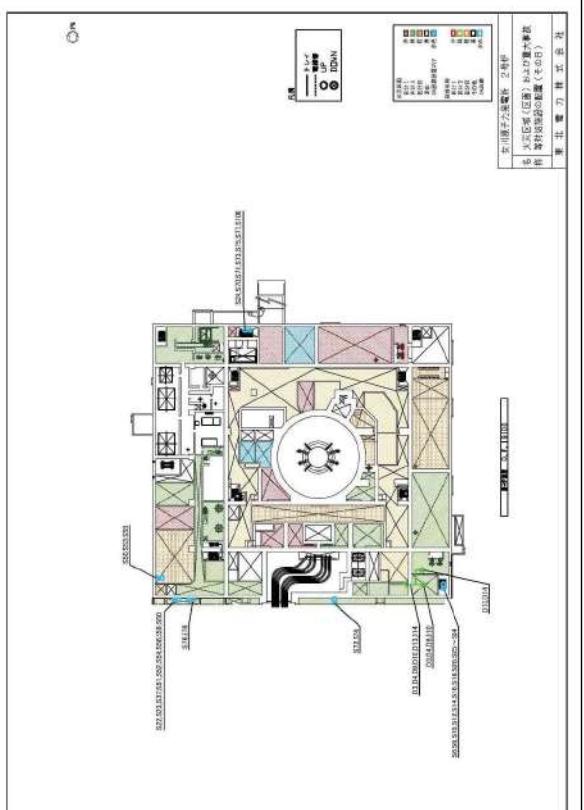
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-33 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

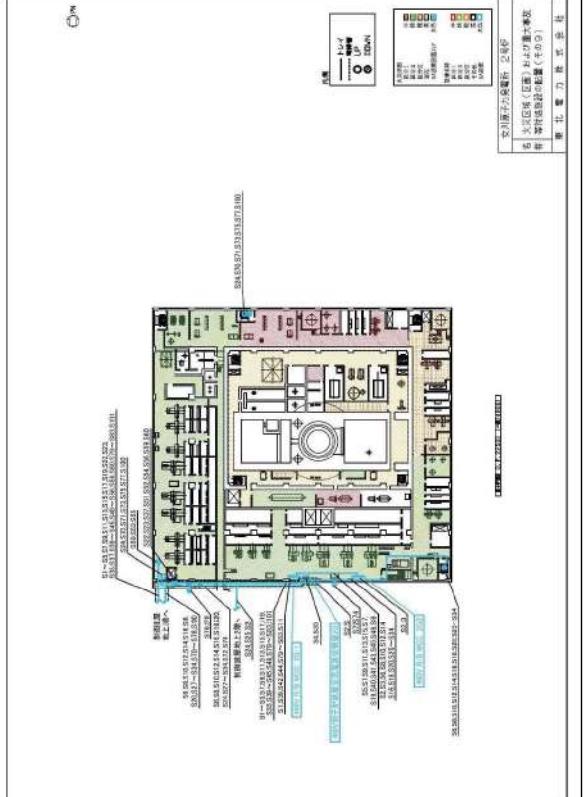
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-34 2号炉原子炉建屋 地上中2階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

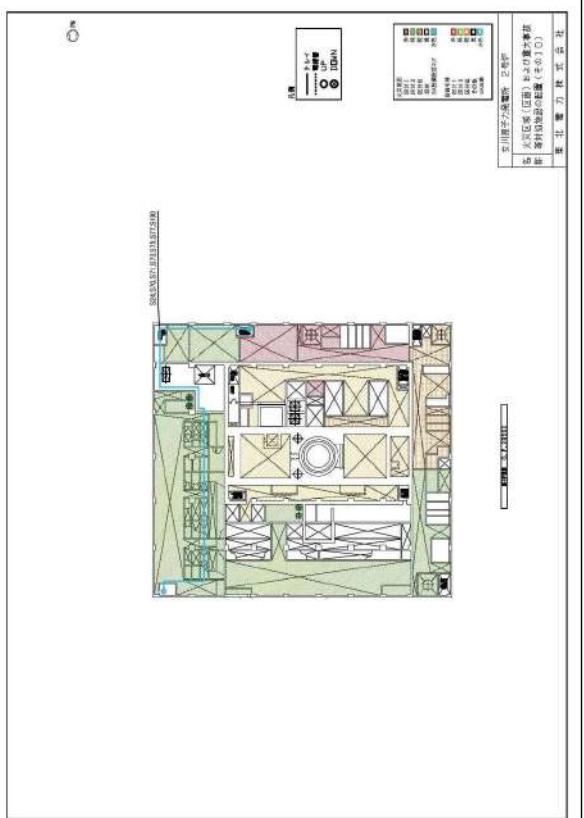
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-35 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

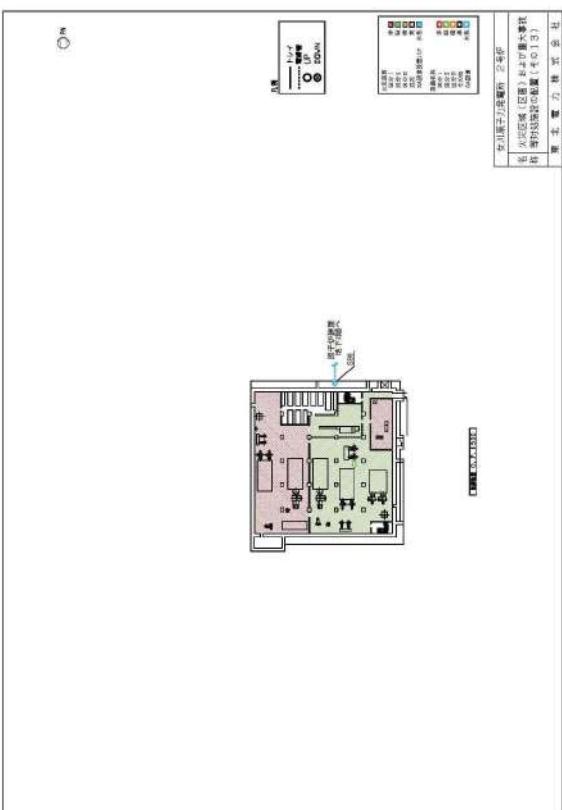
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 51-36 2号炉原子炉建屋 地上中3階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

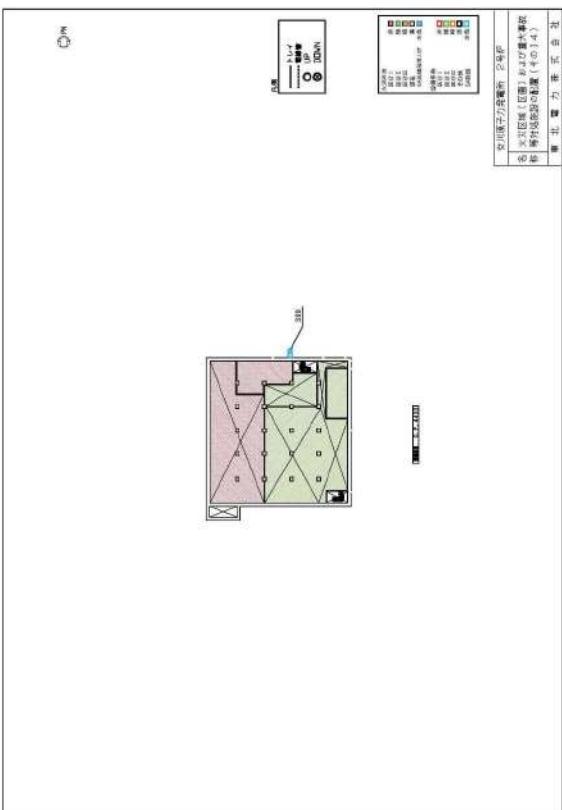
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-37 2号炉制御室 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-38 2号炉建屋建盤 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

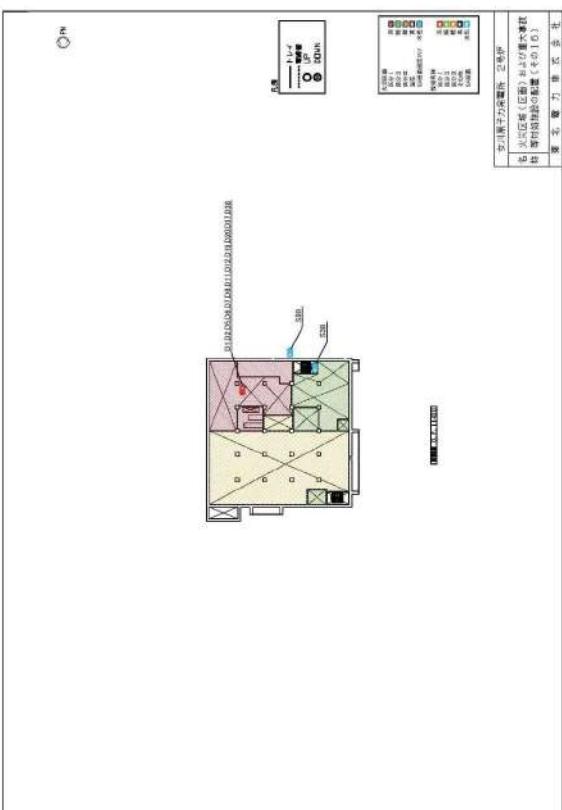
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <small>図51-39 2号炉胡御建屋 地下1階 枠開みの内容は防護上の観点から公開できません。</small>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

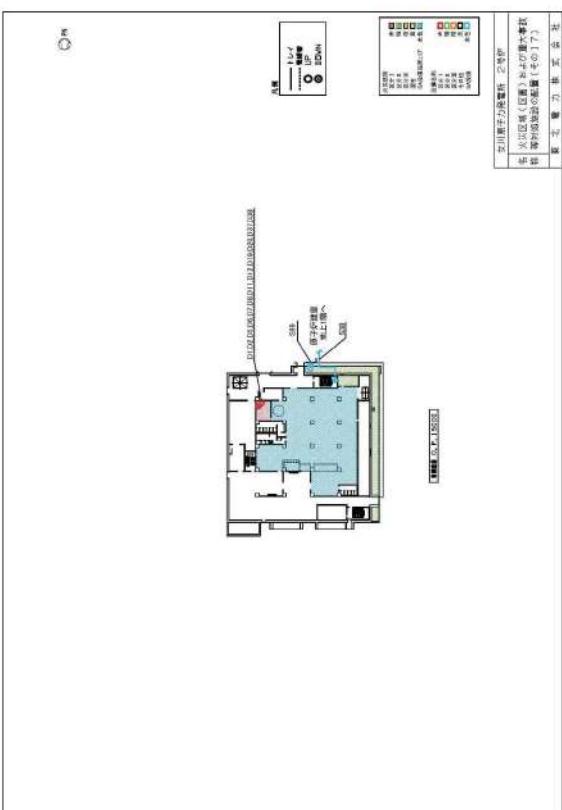
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-40: 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

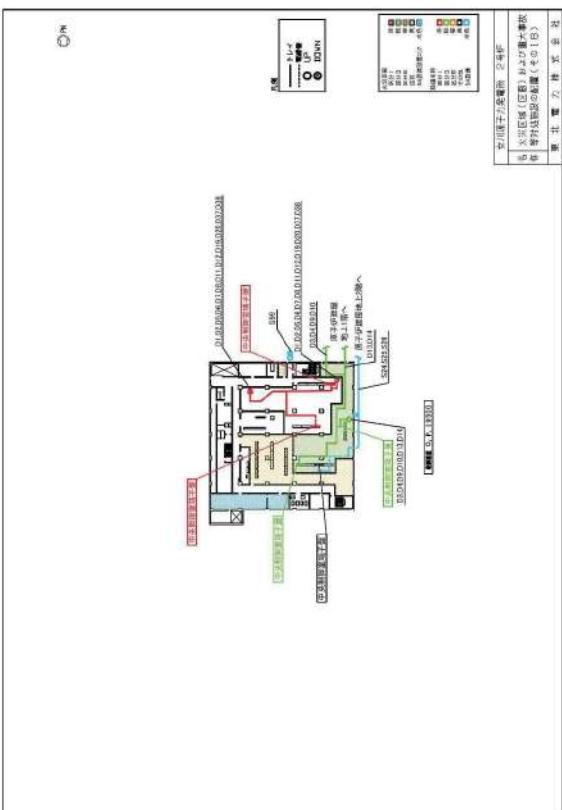
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図51-41 2号炉制御建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

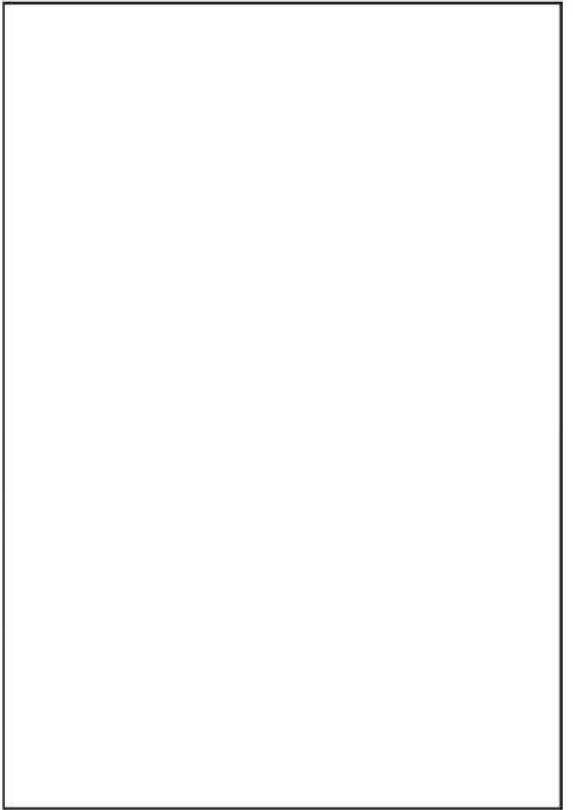
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図51-42 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

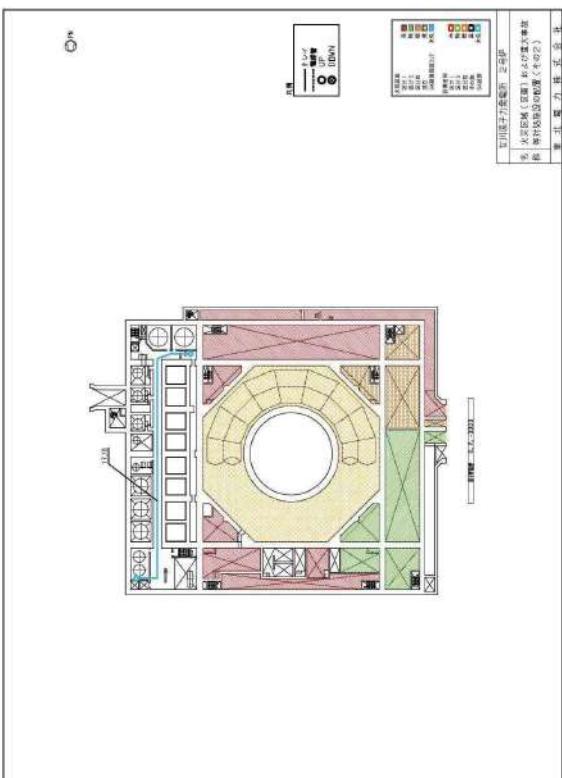
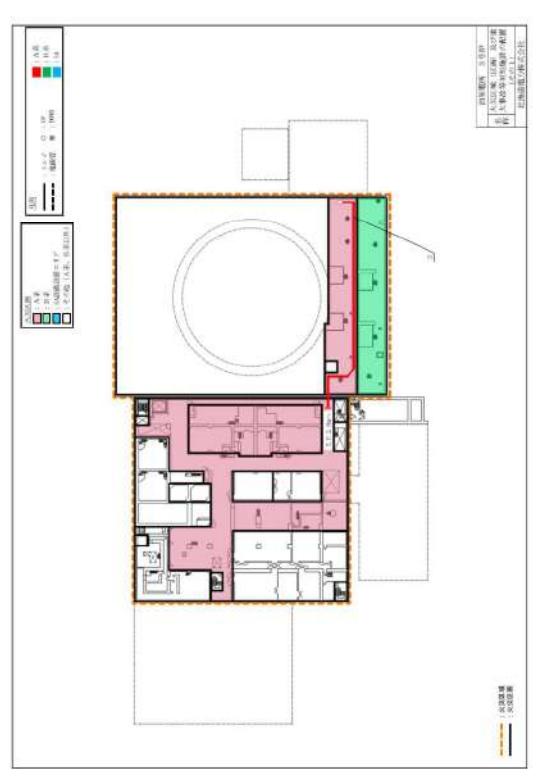
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 51-43 2号炉制御建屋 地上3階 枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</li> </ul>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

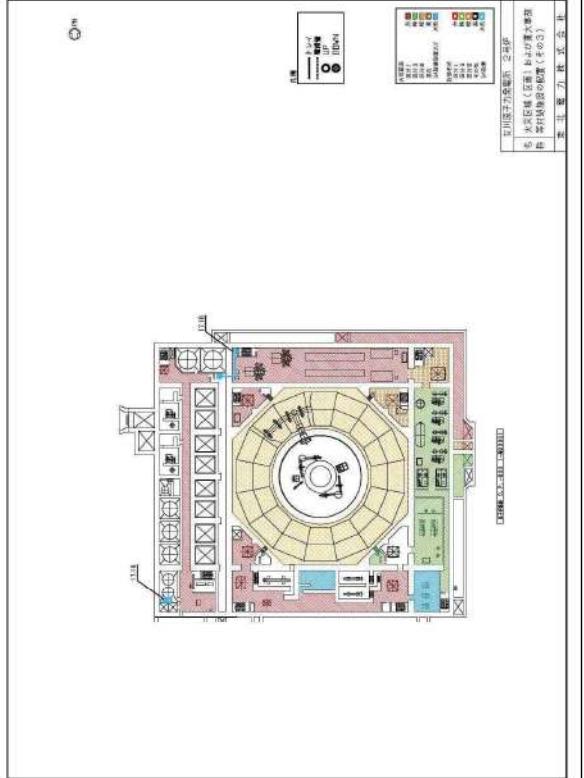
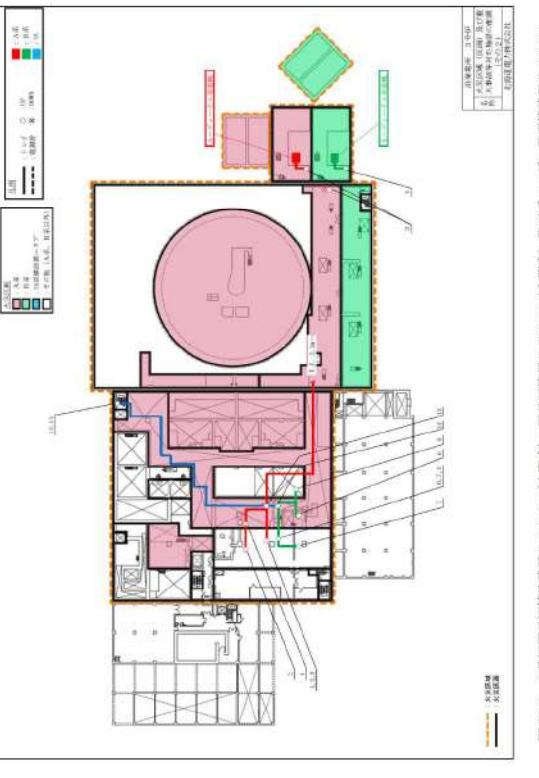
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-1 2号炉原子炉建屋 地下中3階</p>	 <p>図57-1 3号炉原子炉建屋 T.P.2.8m 及び原子炉建屋 T.P.2.3m</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

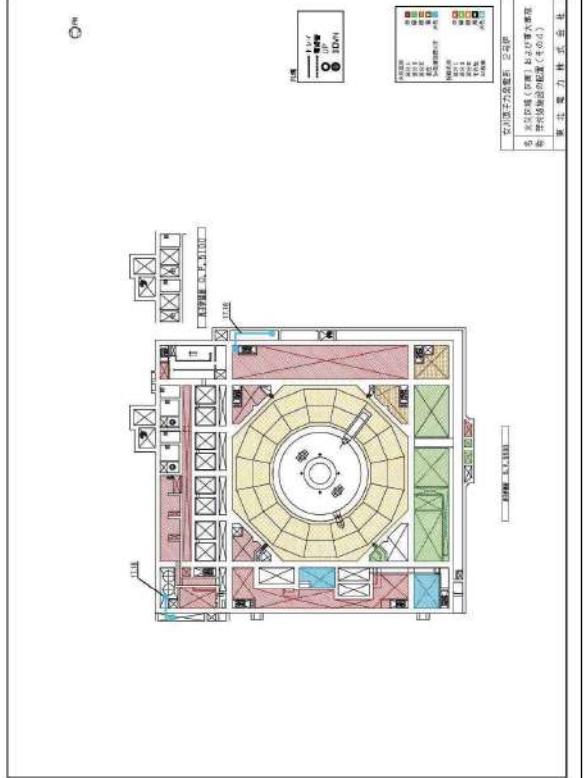
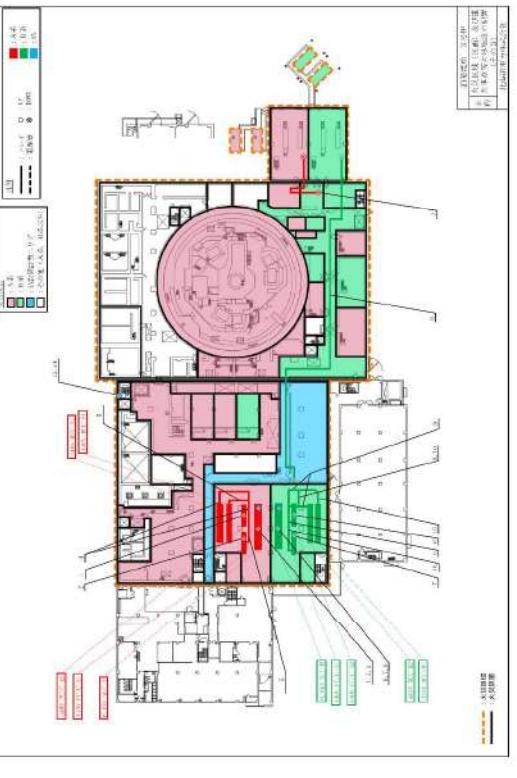
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-2 2号炉原子炉建屋 地下2階</p>	 <p>図57-2 3号炉原子炉建屋 T.P. 2.8m (中間床)、貯子戸地盤 T.P. 2.3m (中間床) 及びディーゼル発電機地盤 T.P. 6.2m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-3 2号炉原子炉建屋 地下中2階	 図 57-3 3号炉原子炉建屋 T.P.10.3m, 原子炉建屋 T.P.10.3m 及びディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同様である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

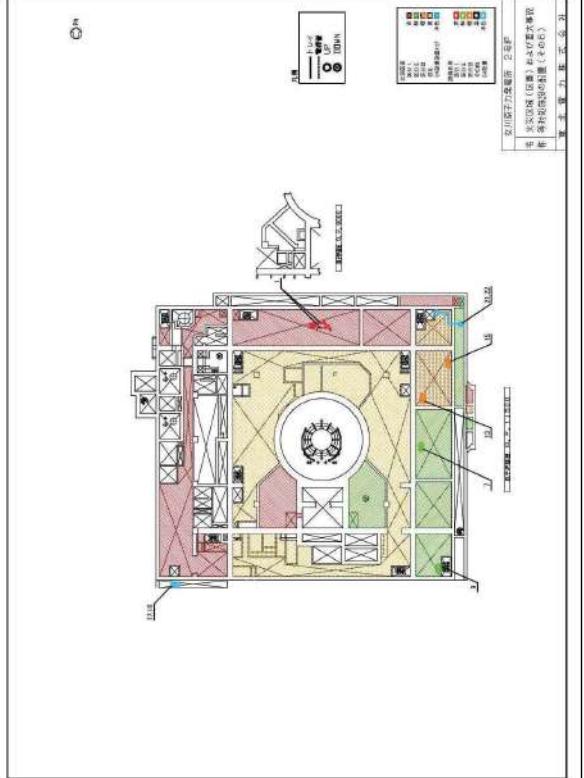
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-4 2号炉原子炉建屋 地下1階	 図 57-4 3号炉原子炉建屋 T.P. 17.8m, 附子炉建屋 T.P. 17.8m 及びゼル空電機建屋 T.P. 18.8m	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

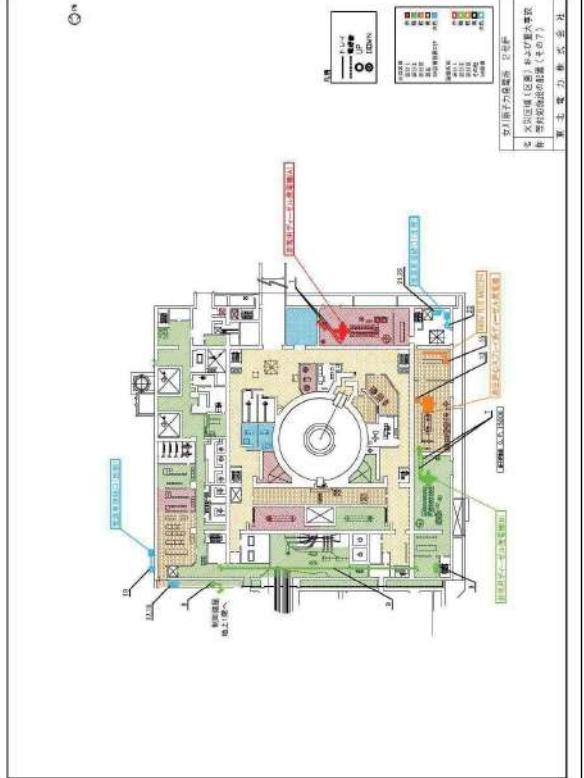
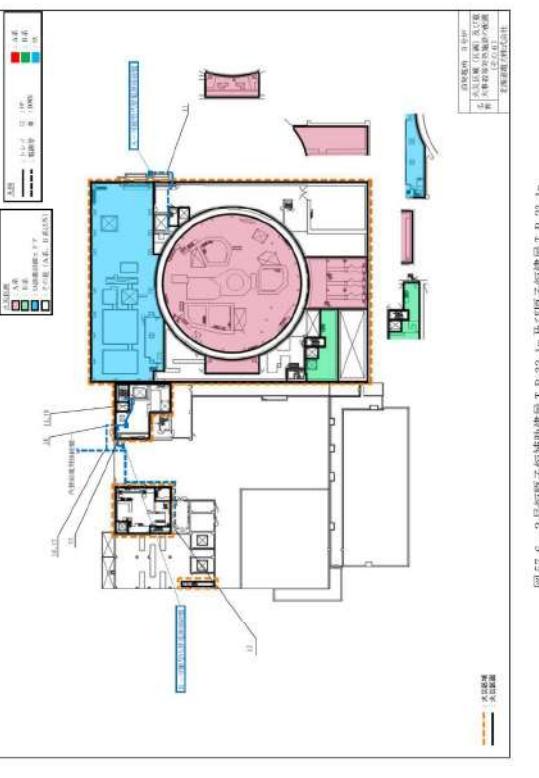
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-6 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57-5 3号炉原子炉建屋 T.p. 24, 8m 及び原子炉建屋 T.p. 24, 8m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同様で ある。</p>

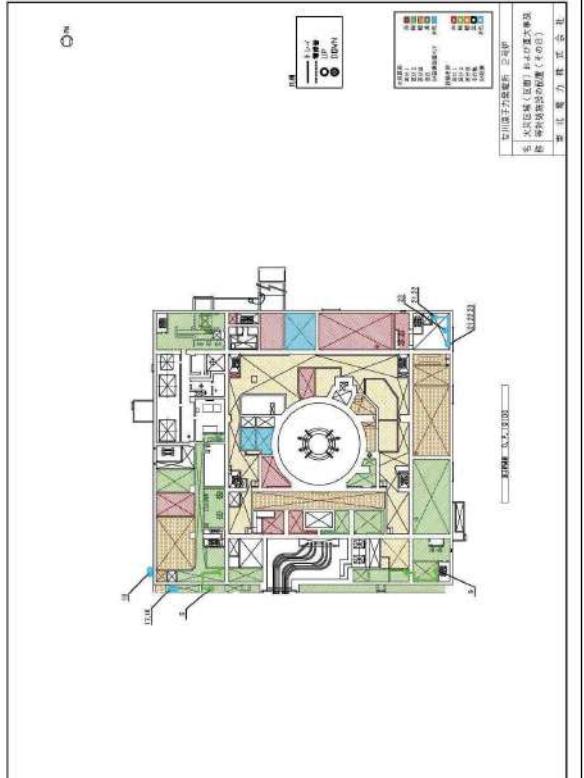
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-6 2号炉原子炉建屋 地上1階</p>	 <p>図57-6 3号炉原子炉建屋 T.P.33.1m 及び原子炉建屋 T.P.33.1m</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

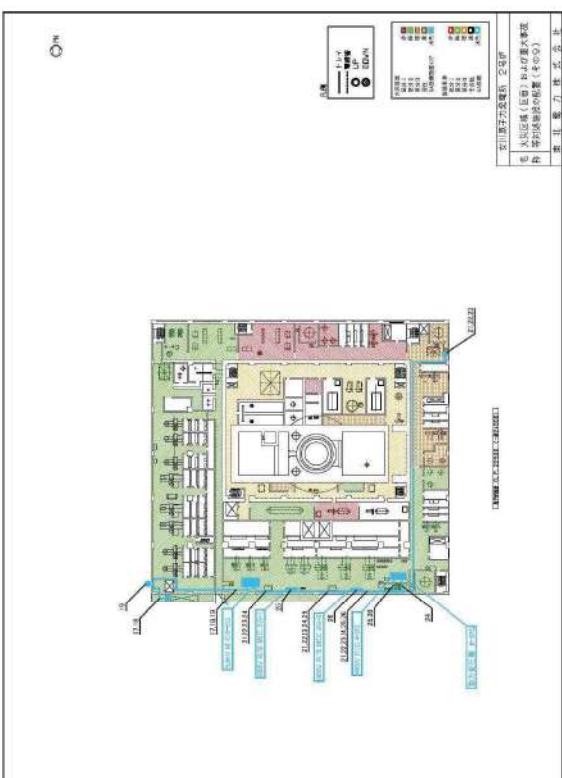
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-7 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 67-8 2号炉原子炉建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

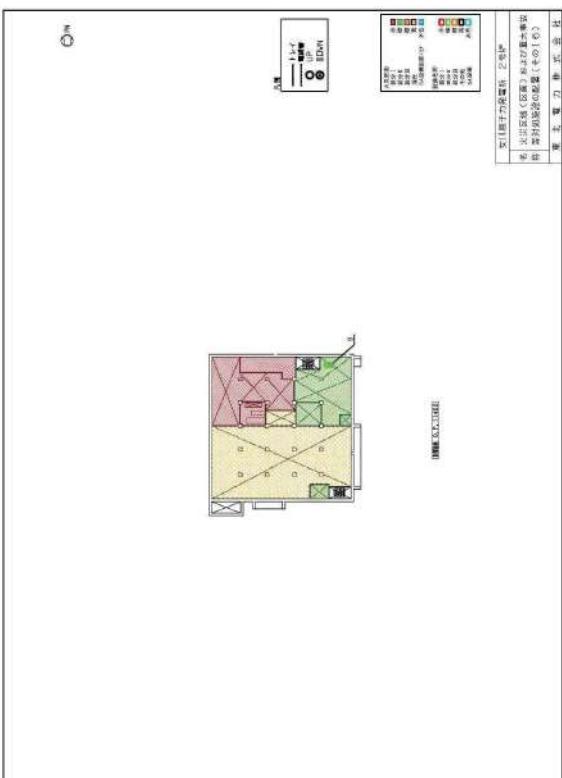
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-9 2号炉地下1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-10 2号炉制御建屋 地下中1階		<p><b>【女川】</b></p> <p>設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-11 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-10 所内常設蓄電式直流電源設備に対する設計方針について	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	57-10 全交流動力電源喪失対策設備について（直流電源設備について）	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>1. 系統概要</b></p> <p>所内常設蓄電式直流電源は2系統（A、B）を有し、系統構成は下図のとおりである。</p> <p>&lt;給電系統概要&gt;</p> <p>(回路可動部)</p> <p>蓄電池</p> <p>DC/DCコンバータ</p> <p>インバータ</p> <p>トランス</p> <p>断路器</p> <p>開閉装置</p> <p>MCU</p> <p>PO</p> <p>CC</p>	<p><b>10.1 概要</b></p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、3系統3組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、分電盤等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの2系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、原子炉隔離時冷却系により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常に直流電源設備の主要機器仕様を表57-10-1に、単線結線図を図57-10-1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを3系統3組（125V蓄電池2A、2B及び2H）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、125V蓄電池2A及び2Bを所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、直流駆動低圧注水系ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ、タービン発電機初期励磁等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、250V 1系統（約6,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から約15分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p><b>10.1 概要</b></p> <p>(1) 直流電源設備の概要</p> <p>非常用直流電源設備は、2系統2組のそれぞれ独立した蓄電池、充電器、直流コントロールセンタ等で構成し、直流母線電圧は125Vである。主要な負荷は各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、計測制御系統施設、無停電電源装置等であり、設計基準事故時に非常用直流電源設備のいずれの1系統が故障しても残りの1系統で発電用原子炉の安全は確保できる。</p> <p>また、万一、全交流動力電源が喪失した場合でも、安全保護系及び原子炉停止系の動作により、発電用原子炉を安全に停止でき、停止後の発電用原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱も、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁により発電用原子炉の冷却が可能であり、原子炉格納容器の健全性を確保できる。</p> <p>非常に直流電源設備の主要仕様を表57.10.1に、単線結線図を図57.10.1に示す。蓄電池（非常用）は鉛蓄電池で、独立したものを2系統2組（A蓄電池及びB蓄電池）設置し、非常用低圧母線にそれぞれ接続された充電器により浮動充電される。また、A蓄電池及びB蓄電池を所内常設蓄電式直流電源設備として兼用する。なお、予備の充電器は、通常時は配線用遮断器により各蓄電池から隔離することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、蓄電池（非常用）と別に、タービン動主給水ポンプ非常用油ポンプ、主タービン用の非常用油ポンプ、非常用密封油ポンプ等へ給電する蓄電池（常用）を設けている。蓄電池（常用）は、約130V 2系統2組（1組当たり約2,000Ah）を設けている。</p> <p>(2) 蓄電池からの電源供給開始時間</p> <p>全交流動力電源喪失に備えて、非常用直流電源設備は発電用原子炉の安全停止、停止後の冷却に必要な電源を一定時間給電できる蓄電池容量を確保している。</p> <p>全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から約55分以内に給電を行うが、万一、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から約8時間以内に給電を行う。蓄電池（非常用）は、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）が使用できない場合も考慮し、電源が必要な設備に約8時間供給できる容量とする。</p>	<p><b>【大飯】</b> 項目名称の相違（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備名称・記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：分電盤⇒泊：直流コントロールセンター</li> </ul> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の計測制御系統施設は計装用インバータ（無停電電源装置）の負荷である</li> </ul> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <p><b>【女川】</b> 炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違</p> <p><b>【女川】</b> 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p><b>【女川】</b> 設備名称の相違（蓄電池）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：125V蓄電池2A⇒泊：A蓄電池</li> <li>女川：125V蓄電池2B⇒泊：B蓄電池</li> </ul> <p><b>【女川】</b> 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>蓄電池（常用）の仕様及び負荷の相違</li> </ul> <p><b>【女川】</b> 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機</li> </ul> <p><b>【女川】</b> 供給開始時間の相違</p> <p><b>【女川】</b> 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川：電源車⇒泊：可搬型代替電源車</li> </ul>

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
		<p>参考：重大事故等対処施設の各条文にて炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために設けている設備への電源供給時間は約24時間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">用途</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用</th> <th colspan="2">(参考)重大事故等対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用</th> </tr> <tr> <th>125V蓄電池2A (区分I)</th> <th>125V蓄電池2B (区分II)</th> <th>125V蓄電池2H (区分III)</th> <th>125V代替蓄電池</th> <th>125V代替蓄電池</th> <th>250V蓄電池</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電池 電圧 容量</td><td>125V 約8,000Ah</td><td>125V 約6,000Ah</td><td>125V 約400Ah</td><td>約2,000Ah</td><td>約2,000Ah</td><td>約6,000Ah</td></tr> <tr> <td>充電器 台数</td><td>1(125V蓄電池2A用) 1(125V蓄電池2B用)</td><td></td><td>1(125V蓄電池2H用)</td><td>1(125V代替蓄電池用)</td><td>1(125V代替蓄電池用)</td><td>1(250V蓄電池用)</td></tr> <tr> <td>充電方式</td><td></td><td></td><td>浮動(常時)</td><td>浮動(常時)</td><td>浮動(常時)</td><td>浮動(常時)</td></tr> </tbody> </table>	項目	用途		設計基準事故対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用		(参考)重大事故等対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用		125V蓄電池2A (区分I)	125V蓄電池2B (区分II)	125V蓄電池2H (区分III)	125V代替蓄電池	125V代替蓄電池	250V蓄電池	蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	約2,000Ah	約2,000Ah	約6,000Ah	充電器 台数	1(125V蓄電池2A用) 1(125V蓄電池2B用)		1(125V蓄電池2H用)	1(125V代替蓄電池用)	1(125V代替蓄電池用)	1(250V蓄電池用)	充電方式			浮動(常時)	浮動(常時)	浮動(常時)	浮動(常時)	<p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：使用済燃料プール ⇌ 泊：使用済燃料ピット</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>記載の左実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉型による非常用電源設備構成の相違</li> <li>・負荷電流の相違により、蓄電池の必要容量が相違する。</li> </ul>
項目	用途			設計基準事故対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用		(参考)重大事故等対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用																															
	125V蓄電池2A (区分I)	125V蓄電池2B (区分II)	125V蓄電池2H (区分III)	125V代替蓄電池	125V代替蓄電池	250V蓄電池																															
蓄電池 電圧 容量	125V 約8,000Ah	125V 約6,000Ah	125V 約400Ah	約2,000Ah	約2,000Ah	約6,000Ah																															
充電器 台数	1(125V蓄電池2A用) 1(125V蓄電池2B用)		1(125V蓄電池2H用)	1(125V代替蓄電池用)	1(125V代替蓄電池用)	1(250V蓄電池用)																															
充電方式			浮動(常時)	浮動(常時)	浮動(常時)	浮動(常時)																															

表57-10-1 非常用直流電源設備の主要機器仕様

項目	用途		設計基準事故対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用		(参考)重大事故等対処設備 (参考)重大事故等対処設備兼用	
	A蓄電池	B蓄電池	A蓄電池	B蓄電池	後備蓄電池	後備蓄電池
蓄電池 電圧 容量	約130V 約2,400Ah		約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah	約130V 約2,400Ah×2組	約130V 約2,400Ah×2組
充電器 台数 充電方式	1(A蓄電池用) 1(B蓄電池用)		1(A蓄電池用) 1(B蓄電池用)	2(後備蓄電池用)	2(後備蓄電池用)	浮動(常時)

表57.10.1 非常用直流電源設備の主要仕様

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備（補足説明資料）

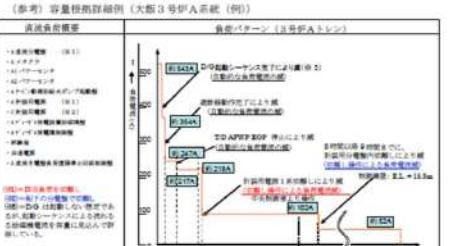
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-1 設計基準事故別機器 重大事故等別途設備と 非常用直流水供給設備 申請範囲図</p>	<p>図 57-10-1 設計基準事故別機器 非常用直流水供給設備 申請範囲図</p>	<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p>

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象にならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2. S A時要求に対する設計方針（容量根拠概要）</b>  S A時（長期全交流動力電源喪失時）は、全交流動力電源喪失開始から8時間以内は中央制御室から、8時間以降は現地で操作にてS A時に給電不要な負荷を切り落とし、給電確保する設計としている。	10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について  全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、原子炉隔離時冷却系による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要なものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。	10.2 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な直流設備について  全交流動力電源喪失時、安全保護系及び原子炉停止系の動作による発電用原子炉の安全停止、1次冷却系においては1次冷却材の自然循環、2次冷却系においてはタービン動補助給水ポンプ並びに主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁による発電用原子炉の冷却及び原子炉格納容器の健全性の確保に必要な設備（制御電源含む）に電源供給が可能な設計とする。これに加えて、全交流動力電源喪失時に必要なものの負荷切離しまでは蓄電池に接続されている設備にも電源供給が可能な設計とする。	<b>【大飯】</b> 項目名称の相違（女川審査実績の反映） <b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映） <b>【女川】</b> 設備の相違 ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違
  (参考) 容量根拠詳細例（大飯3号炉A系統（例）） 	参考：重大事故等対処設備として兼用する 125V 蓄電池 2A は原子炉隔離時冷却系による原子炉注水が 8 時間を超えて 24 時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、原子炉隔離時冷却系は、蓄電池容量以外にもサプレッショングレンチバの圧力及び水温の上昇や中央制御室、原子炉隔離時冷却系ポンプ設置場所である R C I C タービンポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から 24 時間継続運転を行い発電用原子炉へ注水することが可能である。  全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。  (1) 選定の対象となる直流設備 a. 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 (b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備  b. 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。） 2. 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 2.3 全交流動力電源喪失	参考：重大事故等対処設備として兼用する A 蓄電池 及び B 蓄電池並びに重大事故等対処設備である後備蓄電池は、タービン動補助給水ポンプによる発電用原子炉の冷却時に操作する補助給水ポンプ出口流量調節弁が 8 時間を超えて 24 時間まで使用可能な容量を有する設計とする。なお、タービン動補助給水ポンプは、蓄電池容量以外にも中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室の温度上昇を考慮しても、起動から 24 時間継続運転を行い発電用原子炉を冷却することが可能である。  全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設備の選定方針及び対象設備については、以下のとおりである。  (1) 選定の対象となる直流設備 a. 設計基準事故対処設備 設置許可基準規則の第3条～第36条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 建設段階から直流電源の供給を必要とした設備 (b) 追加要求事項がある設置許可基準規則の第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第24条、第26条、第31条、第33条、第34条、第35条において、直流電源の供給を必要とする設備  b. 【参考】重大事故等対処設備 設置許可基準規則の第37条～第62条において、以下のとおり直流電源の供給が必要な設備を対象とする。 (a) 有効性評価のうち全交流動力電源喪失を想定している以下のシナリオに用いる設備（交流動力電源復旧後用いる設備は除く。） 7.1 運転中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故 7.1.2 全交流動力電源喪失	<b>【女川】</b> 設備名称の相違（蓄電池） ・女川：125V 蓄電池 2A ⇌ 泊：A 蓄電池 ・女川：125V 蓄電池 2B ⇌ 泊：B 蓄電池 <b>【女川】</b> 設備の相違 ・泊はB蓄電池及び後備蓄電池からも給電する ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失時に期待する冷却手段の相違

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2.3.1 全交流動力電源喪失（長期T B）      2.3.2 全交流動力電源喪失（T B U）      2.3.3 全交流動力電源喪失（T B D）      2.3.4 全交流動力電源喪失（T B P）</p> <p>2.4 崩壊熱除去機能喪失      2.4.1 取水機能が喪失した場合      2.6 LOCA時注水機能喪失</p> <p>3. 運転中の原子炉における重大事故      3.1 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）      3.1.2 代替循環冷却系を使用する場合      3.1.3 代替循環冷却系を使用できない場合      3.4 水素燃焼</p> <p>5. 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故      5.2 全交流動力電源喪失      (b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定      a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備      (a) 外部電源喪失から1分まで      外部電源喪失時に各ディーゼル発電機の自動起動に必要な設備として、区分I～IIIの各蓄電池（非常用）から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：非常用ディーゼル発電機初期励磁、高圧炉心スプリードイーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路（表57-10-2）      （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>7.1.3 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>7.2 重大事故      7.2.1 霧囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）      7.2.1.1 格納容器過圧破損      7.2.1.2 格納容器過温破損</p> <p>7.4 運転停止中の原子炉における重大事故に至るおそれがある事故      7.4.2 全交流動力電源喪失      (b) 設置許可基準規則の第44条～第58条において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要となる設備</p> <p>(2) 時系列を考慮した直流設備の選定      a. 外部電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備      (a) 外部電源喪失から1分まで      外部電源喪失時に各ディーゼル発電機及びタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）から各ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁に電源供給を行う。電源供給時間は各ディーゼル発電機が起動するまで及びタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの約1分間給電可能な設計とする。</p> <p>直流設備：ディーゼル発電機初期励磁、非常用高圧母線及び非常用低圧母線の遮断器操作回路、補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁）      （表57.10.2）      （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【女川】      設備の相違      ・炉型の違いによる全交流動力電源喪失を想定する有効性評価シナリオの相違</p> <p>【大飯】      記載の左実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】      設備名称の相違      ・女川：使用済燃料プール⇒泊：使用済燃料ピット</p> <p>【女川】      設備の相違      ・炉型の違いによる外部電源喪失後1分までに自動起動が完了する設備の相違</p> <p>【女川】      炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】      設備名称の相違      ・女川：非常用ディーゼル発電機⇒泊：ディーゼル発電機</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		(b) 外部電源喪失から5分まで 外部電源喪失時にタービン動補助給水ポンプの自動起動に必要な設備として、A系、B系の各蓄電池（非常用）からタービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプに電源供給を行う。電源供給時間はタービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの約5分間給電可能な設計とする。  直流設備： <u>補助給水設備（タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプ）</u> （表57.10.2） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)	【女川】設備の相違 ・泊は外部電源喪失から5分後までに自動的に停止する負荷がある  【大飯】記載の充実（女川審査実績の反映）
	b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備 (a) 全交流動力電源喪失から15分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される <u>全て</u> の負荷に15分間電源供給を行う設計とする。  直流設備：蓄電池に接続される <u>全て</u> の負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)	b. 全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う設計基準事故対処設備 (a) 全交流動力電源喪失から55分まで 各ディーゼル発電機から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、蓄電池に接続される <u>すべて</u> の負荷に55分間電源供給を行う設計とする。  直流設備：蓄電池に接続される <u>すべて</u> の負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)	【女川】供給開始時間の相違 【女川】記載表現の相違  【女川】設備の相違 ・給電対象設備の相違 【女川】給電対象設備名称の相違
	(b) 全交流動力電源喪失15分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から15分後には、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、ガスタービン発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される <u>全て</u> の負荷に1時間電源供給を行う設計とする。  直流設備：蓄電池に接続される <u>全て</u> の負荷 (火災防護対策設備、モニタリングポスト、緊急時対策所電源、可搬型代替モニタリング設備、可搬型モニタリング設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)	(b) 全交流動力電源喪失55分後から1時間まで 全交流動力電源喪失から55分後には、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から電源供給を行うため、蓄電池からの電源供給は不要となるが、代替非常用発電機が起動できない場合を考慮し、蓄電池に接続される <u>すべて</u> の負荷に1時間電源供給を行う設計とする。  直流設備：蓄電池に接続される <u>すべて</u> の負荷 (潮位計、火災防護対策設備、無停電運転保安灯、非常灯及び誘導灯、モニタリングポスト／モニタリングステーション、緊急時対策所、通信連絡設備、可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）、可搬型モニタ	【女川】供給時間の相違 【女川】設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機 【女川】記載表現の相違  【女川】設備の相違 ・給電対象設備の相違 【女川】名称の相違 ・給電対象設備名称の相違

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p><b>区分I</b>及び<b>区分II</b>の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため1時間以内にi, ii項に記載の負荷切離し<sup>*1</sup>を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備（電源車）から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。<b>区分III</b>の蓄電池については、負荷の切離しを実施せず、接続される全ての負荷に8時間電源供給を行う。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷 (2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 無停電電源装置の負荷<sup>*2</sup>（原子炉保護系、平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置等） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備：直流照明<sup>*3</sup>、直流照明兼非常用照明<sup>*3</sup>、主蒸気逃がし安全弁、原子炉隔離時冷却系、原子炉水位（広帯域）（燃料域）、原子炉圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン入口蒸気圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）、格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、取水ピット水位計<sup>*4</sup>、無線連絡設備（固定）/（携帯）<sup>*4</sup>、衛星電話設備（固定）/（携帯）<sup>*4</sup>、安全パラメータ表示システム（SPDS）<sup>*4</sup>（表57-10-2） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. <b>区分I</b>及び<b>区分II</b>の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準</p>	<p>リングポスト、可搬型気象観測設備は専用電源から受電するため、蓄電池（非常用）から電源供給を行わない。)</p> <p>(c) 全交流動力電源喪失1時間後から8時間まで</p> <p><b>A系</b>及び<b>B系</b>の蓄電池は全交流動力電源喪失時に電源が必要な負荷に必要時間電源を供給するため、1時間後にi, ii項に記載の負荷切離し<sup>*1</sup>を行い、残りの負荷に対して可搬型代替交流電源設備（可搬型代替電源車）から電源供給できる8時間を経過した時点となるまで蓄電池から電源供給が可能な設計とする。</p> <p>i. 交流電源が回復するまでは期待しない設備の負荷 (2) d項に記載の負荷)</p> <p>ii. 計装用インバータ（無停電電源装置）の負荷<sup>*2</sup>（原子炉保護設備等） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>直流設備：地下水排水設備<sup>*5</sup>、津波監視カメラ<sup>*5</sup>、取水ピット水位計<sup>*5</sup>、水素検知器<sup>*5</sup>、循環水泵の自動停止インターロック<sup>*5</sup>、格納容器サンプル水位上昇率測定装置<sup>*5</sup>、補助給水泵出口流量調節弁、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、加圧器圧力<sup>*5</sup>、加圧器水位、1次冷却材圧力（広域）、1次冷却材温度（広域-高温側）、1次冷却材温度（広域-低温側）、1次冷却材流量<sup>*5</sup>、主蒸気ライン圧力、蒸気発生器水位（狭域）、蒸気発生器水位（広域）、格納容器内温度、原子炉格納容器圧力、補助給水流量、補助給水ピット水位、ほう酸タンク水位、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、原子炉補機冷却水サーボタンク水位、燃料取替用水ピット水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）（表57.10.2） (下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備)</p> <p>*1. <b>A系</b>及び<b>B系</b>の蓄電池は、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を供給するための設備に電源供給を行う設備を兼用していることから、設置許可基準規</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：区分I、区分II⇒泊：A系、B系</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：電源車⇒泊：可搬型代替電源車</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：無停電電源装置⇒泊：計装用インバータ（無停電電源装置）</p> <p>・女川：原子炉保護系⇒泊：原子炉保護設備</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p>	

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>規則第57条電源設備 解析第1項b) を考慮し、中央制御室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護系による原子炉停止及び平均出力領域モニタ、起動領域モニタ、制御棒位置の状態による原子炉スクラム確認は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。なお、同様に無停電電源装置の負荷である燃料交換プロア放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、ドライウェル圧力、サブレッシュンプール水温度及び圧力抑制室水位は、1時間で負荷切離し後、重大事故等対処設備にて監視可能である。</p> <p>*3. 直流照明、直流照明兼非常用照明、取水ピット水位計、無線連絡設備（固定）/（携帯）、衛星電話設備（固定）/（携帯）及び安全パラメータ表示システム（S P D S）はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>則第57条電源設備 解析第1項b) を考慮し、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系装盤室にて簡易な操作で負荷切離しを行う設計とする。</p> <p>*2. 原子炉保護設備による発電用原子炉停止は全交流動力電源喪失直後に行うので、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。また、同様に無停電電源装置の負荷である主蒸気逃がし弁は全交流動力電源喪失時に現場操作を行いうため、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。加圧器逃がし弁は直流電源が喪失している場合は弁操作用バッテリを準備しており、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。原子炉トリップ遮断器、共通要因故障対策盤及び主蒸気隔離弁は ATWS 事象発生直後に動作を期待する設備であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。凝縮液量測定装置、格納容器内温度、格納容器再循環サンプ水位（広域）、格納容器再循環サンプ水位（狭域）、原子炉補機冷却水サーバンク水位、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）は他系統又は他設備により監視可能であり、全交流動力電源喪失後1時間で負荷切離しして問題ない。</p> <p>*3. 地下水排水設備、津波監視カメラ、取水ピット水位計、水素検知器、循環水ポンプの自動停止インターロック、格納容器サンプ水位上昇率測定装置、加圧器圧力、1次冷却材流量はユーティリティ設備として24時間電源供給を行う。</p>	<p>【女川】 設備の相違 ・負荷切り離し場所の相違 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違 ・女川：原子炉保護系⇒泊：原子炉保護設備 【女川】 記載表現の相違 【女川】 設備の相違 ・負荷切離し対象設備の相違 【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、(1)b項で選定した設備（表57-10-3、表57-10-4）については、区分I及び区分IIの蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：代替制御棒挿入機能、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系、主蒸気逃がし安全弁、低圧代替注水系（直流駆動低圧注水系ポンプ）、耐圧強化ペント系、原子炉格納容器フィルタペント系、原子炉建屋内水素濃度、静的触媒式水素再結合装置動作監視装置、使用済燃料プール水位/温度（ヒートサモ式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）、原子炉圧力容器温度、原子炉圧力、原子炉水位（S A）、原子炉水位（広帯域）（燃料域）、原子炉水位（S A広帯域）（S A燃料域）、高圧代替注水系ポンプ出口流量、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系ヘッドスプレイライン洗浄流量）、残留熱除去系洗浄ライン流量（残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量）、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量、原子炉格納容器下部注水流量、原子炉格納容器代替スプレイ流量、ドライウェル温度、圧力抑制室内空気温度、サブレッシュンプール水温度、ドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、圧力抑制室水位、原子炉格納容器下部水位、ドライウェル水位、格納容器内水素濃度（D/W）、格納容器内水素濃度（S/C）、格納容器内空気放射線モニタ（D/W）、格納容器内空気放射線モニタ（S/C）、フィルタ装置出口放射線モニタ、復水貯蔵タンク水位、高圧代替注水系ポンプ出口圧力、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口圧力、直流駆動低圧注水系ポンプ出口流量、直流駆動低圧注水系ポンプ出口圧力、原子炉格納容器下部温度、耐圧強化ペント系放射線モニタ、残留熱除去系熱交換器入口温度、残留熱除去系熱交換器出口温度（表57-10-2）</p>	<p>c. 【参考】全交流動力電源喪失時に蓄電池から電源供給を行う重大事故等対処設備</p> <p>(a) 全交流動力電源喪失から24時間まで 各ディーゼル発電機及び常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から電源供給できない場合（全交流動力電源喪失）を考慮し、(1)b項で選定した設備（表57.10.3、表57.10.4）については、A系及びB系の蓄電池並びに後備蓄電池から24時間電源供給を行う。</p> <p>直流設備：補助給水ポンプ出口流量調節弁、格納容器水素イグナイタ温度監視装置、原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット監視カメラ、出力領域中性子束、中間領域中性子束、中性子源領域中性子束、補助給水流量、蒸気発生器水位（狭域）、蒸気発生器水位（広域）、補助給水ピット水位、1次冷却材温度（広域－高温側）、1次冷却材温度（広域－低温側）、1次冷却材圧力（広域）、加圧器水位、燃料取替用水ピット水位、格納容器再循環サンプル水位（広域）、格納容器再循環サンプル水位（狭域）、主蒸気ライン圧力、原子炉格納容器圧力、格納容器内温度、格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）、格納容器内低レンジエリアモニタ（低レンジ）、原子炉容器水位、格納容器圧力（AM用）、原子炉補機冷却水サーナク水位、ほう酸タンク水位、格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位（表57.10.2）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機 ・女川：区分I、区分II⇒泊：A系、B系 【女川】設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p> <p>【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違 ・給電対象設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備  <b>タービン系制御</b>等の一部制御系についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<b>タービン系制御</b>（表57-10-2）            （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>d. 蓄電池から電源供給を行うその他の設備  <b>蒸気タービン保安装置等</b>等の一部設備についても、蓄電池（非常用）から電源供給が可能な設計としている。これらの設備は、交流電源が回復するまでは系統として機能しない設備であるため、全交流動力電源喪失後1時間で切離しても問題ない。</p> <p>直流設備：<b>蒸気タービン保安装置等</b>（表57.10.2）            （下線部：建設段階から直流電源の供給を必要とした設備）</p>	<p>【大飯】            記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】            設備の相違            ・給電対象設備の相違</p> <p>【女川】            記載表現の相違            ・泊は制御系だけでなく非常用設備への給電も行うため、「設備」と記載</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由																				
条文	内容	表57-10-2 非常用底流電源設備から電源供給する設備										表57-10-2 非常用底流電源設備から電源供給する設備										【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）																		
		追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #3	格納 庫	密封 装置 ×10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	保給可能時間	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #3	格納 庫	密封 装置 ×10	要求 時間	区分I	区分II	区分III	保給可能時間															
3条 保証基準対象施設の地震	無	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
4条 地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
5条 泊波による振幅の防止	有	5-1 急速遮断のメラ 外の仕組み警報する設備*)	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	5-2 (取扱い手配)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
6条 外部からの衝撃による構造の防止	有	-	第26条(原子炉炉内設備)で抽出した設備により監視を行う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第26条(原子炉炉内設備)で抽出した設備により監視を行う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
7条 全電気原子炉施設への不法な侵入 等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
8条 人災による損傷の防止	有	8-1 火災警報装置 4-1-1と同じ)	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	8-2 火災警報装置 4-1-2と同じ)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
9条 泊水による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
10条 災害時の消防設備の維持・点検基準	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	10-1 火災警報装置 4-1-1と同じ)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
11条 安全運転装置等	有	11-1 風速計器	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	11-2 風速計器	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
12条 安全装置	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
13条 事故の拡大の防止	無	-	(電源が必要な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
14条 全文真剣に電源装置を設置	有	-	(電源が必要な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電源が必要な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														
表57-10-2 非常用底流電源設備から電源供給する設備										表57-10-2 非常用底流電源設備から電源供給する設備										相違理由																				
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #3	格納 庫	密封 装置 #7	要求 時間	区分I	区分II	区分III	保給可能時間	条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 #3	格納 庫	密封 装置 #7	要求 時間	区分I	区分II	区分III	保給可能時間	【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）												
2条 設計基準に対する地盤	無	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2条 保証基準に対する地盤	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4条 地震による損傷の防止	有	4-1 火災警報装置 4-1-1と同じ)	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	4-2 火災警報装置 4-1-2と同じ)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
5条 泊波による振幅の防止	有	5-1 火災警報装置 4-1-1と同じ)	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	5-2 火災警報装置 4-1-2と同じ)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
7条 外部からの衝撃による構造の防止	有	-	第26条(原子炉炉内設備)で抽出した設備により監視を行う	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7条 外部からの衝撃による構造の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7条 家庭用原子炉施設への不法な侵入 等の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	8条 水災による損傷の防止	有	8-1 水位計 4-1-1と同じ)	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	8-2 水位計 4-1-2と同じ)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
9条 泊水による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	9条 泊水による損傷の防止	有	9-1 ロータリーアクションカッタ 4-1-1と同じ)	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	9-2 ロータリーアクションカッタ 4-1-2と同じ)	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-
10条 災害時の消防設備の維持・点検基準	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	10条 災害時の消防設備の維持・点検基準	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-											
11条 安全運転装置等	有	11-1 絶縁遮断装置	DB	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	11-2 絶縁遮断装置	DB	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-															
12条 安全装置	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12条 安全装置	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて設備の抽出を行なう)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13条 泊水による温水化及び 海水による温水化及び	無	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	13条 泊水による温水化及び 海水による温水化及び	無	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-											
14条 泊水による温水化及び 海水による温水化及び	無	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-	14条 泊水による温水化及び 海水による温水化及び	無	-	(電源が必要な設備が要求され ない)	-	-	-	-	-	時間 24時間	24時間	24時間	24時間	24時間	-											

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし）

第67回 原子炉設備(品質試験実績)大飯発電所3／4号炉										
女川原子力発電所2号炉										
条文	内容	追加要件項目の有無	番号	電源供給する設備	機能	核心*8	*9	燃料*10	要素時間	供給可能時間区分Ⅲ
15条 核心等	-	「電源が必要な設備が要求されない」	-	-	-	-	-	-	-	-
16条 燃料棒等の貯蔵施設及び貯蔵施設	有	16-1 使用条件(ブール水位／温 度が一定以上)は、 (54-3と同一)]	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
17条 原子炉冷却材圧力パワーランダリ	有	16-2 燃排熱ブール水位	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
18条 水素タービン	無	16-3 燃排熱ポンプル水流量 燃料ブール(ナトリウム漏え い)	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
19条 非常用制御冷却却設備	無	16-4 IPGのシップロア温度 16-5 燃排熱ポンプロア温度	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
20条	-	16-6 過半交換コア燃耗率二・2 16-7 燃料設置工ア燃耗率三・2 16-8 遮蔽二・2 制御二・2	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
21条	-	「電源が必要な設備が要求されない」	-	-	-	-	-	-	-	-
22条	-	「電源が必要な設備が要求されない」	-	-	-	-	-	-	-	-
23条	-	高圧電源システム (47-3と同一)]	DB/ 技張	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
24条	-	低圧電源システム (47-3と同一)]	DB/ 技張	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
25条	-	備用燃焼装置 (47-4-49-2と同一)]	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
26条	-	主電源が止安全弁 (46-1と同一)]	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	○	○	-	24 時間	24時間	-
条文	内容	追加要件項目の有無	番号	電源供給する設備	機能	核心*8	*9	燃料*10	要素時間	供給可能時間区分Ⅲ
14条 全交流動力遮断喪失対策設備	有	-	-	(遮断が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて記載の抽出を行ふ。)	-	-	-	-	-	-
15条 核心等	無	-	(遮断が必要な具体的な設備については、各設備の本文にて記載の抽出を行ふ。)	-	-	-	-	-	-	-
16条 燃料棒等の貯蔵施設及び貯蔵施設	有	16-1 使用燃料ピッカ位位置	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
17条 原子炉冷却材圧力パワーランダリ	有	16-2 使用燃料ピッカト温度	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
18条	-	16-3 使用燃料ピッカモニタ 【本位上昇半時刻差】	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
19条	-	17-1 離合式蓄電池設備(蓄電池充放電) 17-2 蓄電池	DB	交流電源復旧後に使用	-	-	-	8 時間	24時間	-
20条	-	17-3 蓄電池設備(蓄電池充放電) 17-4 蓄電池	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	○	-	-	1 時間	1時間	-
21条	-	17-5 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
22条	-	17-6 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
23条	-	17-7 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
24条	-	17-8 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
25条	-	17-9 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
26条	-	17-10 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
27条	-	17-11 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
28条	-	17-12 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
29条	-	17-13 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
30条	-	17-14 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
31条	-	17-15 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
32条	-	17-16 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
33条	-	17-17 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
34条	-	17-18 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
35条	-	17-19 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
36条	-	17-20 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
37条	-	17-21 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
38条	-	17-22 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
39条	-	17-23 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
40条	-	17-24 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
41条	-	17-25 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
42条	-	17-26 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
43条	-	17-27 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
44条	-	17-28 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
45条	-	17-29 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
46条	-	17-30 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
47条	-	17-31 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
48条	-	17-32 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
49条	-	17-33 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
50条	-	17-34 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
51条	-	17-35 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
52条	-	17-36 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
53条	-	17-37 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
54条	-	17-38 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
55条	-	17-39 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
56条	-	17-40 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
57条	-	17-41 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
58条	-	17-42 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
59条	-	17-43 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
60条	-	17-44 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
61条	-	17-45 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
62条	-	17-46 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
63条	-	17-47 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
64条	-	17-48 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
65条	-	17-49 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
66条	-	17-50 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
67条	-	17-51 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
68条	-	17-52 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
69条	-	17-53 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
70条	-	17-54 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
71条	-	17-55 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
72条	-	17-56 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
73条	-	17-57 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
74条	-	17-58 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
75条	-	17-59 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
76条	-	17-60 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
77条	-	17-61 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
78条	-	17-62 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
79条	-	17-63 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
80条	-	17-64 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
81条	-	17-65 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
82条	-	17-66 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
83条	-	17-67 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
84条	-	17-68 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
85条	-	17-69 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
86条	-	17-70 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
87条	-	17-71 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
88条	-	17-72 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
89条	-	17-73 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
90条	-	17-74 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
91条	-	17-75 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
92条	-	17-76 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
93条	-	17-77 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
94条	-	17-78 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
95条	-	17-79 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
96条	-	17-80 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
97条	-	17-81 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
98条	-	17-82 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
99条	-	17-83 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
100条	-	17-84 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
101条	-	17-85 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
102条	-	17-86 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
103条	-	17-87 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
104条	-	17-88 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
105条	-	17-89 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
106条	-	17-90 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
107条	-	17-91 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
108条	-	17-92 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
109条	-	17-93 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
110条	-	17-94 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
111条	-	17-95 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
112条	-	17-96 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
113条	-	17-97 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
114条	-	17-98 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
115条	-	17-99 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
116条	-	17-100 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
117条	-	17-101 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
118条	-	17-102 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
119条	-	17-103 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
120条	-	17-104 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
121条	-	17-105 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
122条	-	17-106 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
123条	-	17-107 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
124条	-	17-108 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
125条	-	17-109 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
126条	-	17-110 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
127条	-	17-111 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
128条	-	17-112 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
129条	-	17-113 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
130条	-	17-114 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用	-	-	-	-	-	-
131条	-	17-115 蓄電池充放電	DB/ SA	交流電源復旧後に使用						

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	想定 *5 *6 *7	燃料	供給可能時間	
			23-7	1次冷却材ポンプ（圧縮） (68-10と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	A系48 B系48
			23-8	1次冷却材流量（圧縮-高圧 側） (68-4と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-9	1次冷却材流量（圧縮-低圧 側） (68-9と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-10	1次冷却材流量	06/ SA	○ ○	- 8	24時間	24時間
			23-11	主蒸気ティンク力 (68-16と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-12	蒸気発生器水位（圧縮） (68-5と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-13	蒸気発生器水位（圧縮） (68-6と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
23条 計画制御系統比較			23-14	格納容器内湿度 (68-19と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	1時間	24時間
			23-15	原子炉格納容器圧力 (68-18と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-16	原子炉注入流量 (68-12と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-17	原子炉注入流量 (68-17と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	交換通風装置後に使用
			23-18	補助給水流量 (68-4と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-19	補助給水比シッキ水位 (68-7と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間
			23-20	ほうう盤タンク水位 (68-28と同一)	06/ SA	○ ○	- 24	24時間	24時間

【大飯】  
記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現・設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉									
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格付 *9	燃料 *10	要束 時間	区分I	区分II	区分III	失速可能時間	灰色	赤字	青字	緑字	【大飯】	記載の充実（女川審査実績の反映）	【女川】	設備の相違	・給電対象設備の相違							
27条 放射性廃棄物の処理施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
28条 放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
29条 工場周辺における直接燃費からの防護	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
30条 放射線からの放射線警報装置等	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
31条 熊本地震	有	-(61-1と同じ)	モニタリングボスター/モニタリ	DB/ SA	-	-	-	-	-	8	24時間	24時間	-																
32条 原子炉格納建物	無	-(61-1と同じ)	相手機器(固定)/ (機密)	DB/ SA	-	-	-	-	-	8	24時間	24時間	-																
33条 保安電源設備	有	-(61-1と同じ)	安全アラーム表示システム (SPDS)62-3と同じ)	DB/ SA	-	-	-	-	-	8	24時間	24時間	-																
34条 梱物ガイドー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
35条 逆流防止装置	有	-(61-1と同じ)	逆流防止装置(固定)/ (機密)	DB/ SA	-	-	-	-	-	8	24時間	24時間	-																
36条 保守点検装置	有	-(61-1と同じ)	電源供給する設備	機能	炉心 *5	格付 *6	燃料 *7	要束 時間	区分I	区分II	区分III	失速可能時間	A系88 B系88																
26条 原子炉制御室等	有	20-5 (59-1と同じ)	核共震電流・二極化非共振度計	DB/ SA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	専用電源から供給															
27条 放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
28条 放射性廃棄物の貯蔵施設	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
29条 工場周辺における直接燃費等	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
30条 小さな地震	無	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
31条 熊本地震	有	31-1 (63-1と同じ)	モニタリングボスター/モニタリ	DB/ SA	-	-	-	-	-	-	-	-	-		専用電源から供給														
32条 原子炉格納建物	無	32-1 (63-1と同じ)	アニオニア空気弁装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	8	24時間	24時間	-																
33条 保安電源設備	有	33-1 (64-2と同じ)	メタルクラッド断路器装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	1分	1分	1分	1分		交流電源直後に使用														
34条 緊急停電装置	有	34-1 (64-1と同じ)	緊急停電装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	1分	1分	1分	1分		専用電源から供給														
35条 地震遮断装置	有	35-1 (62-1と同じ)	過電圧遮断装置	DB/ SA	-	-	-	-	-	1分	1分	1分	1分		専用電源から供給														
36条 助動水イラー	有	-	(電源が必要な設備が要求されない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉											女川原子力発電所2号炉											泊発電所3号炉										
条文	内容	追加要求事項	番号	電源供給する設備	機能	炉心	格納	*9	燃料	要素	*10	時間	区分1	区分2	区分3	失格可能性評価	【大飯】	記載の充実（女川審査実績の反映）														
37条 重大事故等の防止等	有	-	-	（電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行なう）																												
38条 重大事故等対応施設の設置	本	-	（電源が必要な設備が要求さ れない）																													
39条 地震による損傷の防止	本	-	（電源が必要な設備が要求さ れない）																													
40条 津波による損傷の防止	本	-	（電源が必要な設備が要求さ れない）																													
41条 火災による損傷の防止	本	-	41-1 (B-1と同じ) (8-2同じ)	水素検知器	DB	○	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
42条 特定重大事故等対応施設	本	-	41-2 (B-2同じ)	火災警報装置機器2	DB	○	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
43条 重大事故等対応設備	本	-	(申請対象除外)																													
44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本體界 にすきための設備	本	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行なう）																													
45条 原子炉冷却材圧力パワーダンピング装置等の設置 電源用原子炉を冷却するための設備	本	-	45-1 (8-1と同じ) (20-1と同じ)	高圧止錨主水系	SA	○	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
46条 原子炉冷却材圧力パワーダンピング装置等の設置 電源用原子炉を冷却するための設備	本	-	45-2 (8-1と同じ) (20-1と同じ)	原子炉冷却時冷却系	DB	○	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
47条 重大事故等に対する防止等	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行なう）																													
48条 重大事故等に対する防止の地盤	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)																													
49条 地震による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)																													
50条 津波による損傷の防止	有	-	(電源が必要な設備が要求され ない)																													
51条 火災による損傷の防止	有	-	41-1 (8-1と同じ)	水素検知器	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
52条 特定重大事故等対応設備	有	-	41-2 (8-1と同じ)	火災防護装置機器2	DB	-	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
53条 重大事故等に対する設備	有	-	(申請対象除外)																													
54条 重大事故等に対する設備	有	-	(電源が必要な具体的な設備については、各設備の条文にて設備の抽出を行なう）																													
55条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本體界にすきための設備	有	-	44-1 炉入室 炉子炉干リップ想定炉	化学床精制機器（丸ごとボン ブ、はうかんがシブ、密恐う機 SA	IB/ SA	○	-	-	交流電源復旧後に使用	電源遮断から供給																						
56条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本體界にすきための設備	有	-	44-2 炉子炉干リップ想定炉	補助給水設備（電動噴射給水ボ ンブ）(21-2-同じ)	SA	○	-	-	1時間	1時間																						
57条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を本體界にすきための設備	有	-	44-3 給水ポンプ#3	補助給水設備（タービン動噴射 ポンプ）(21-3-同じ)	SA	○	-	-	5分	5分																						
58条 共通緊急回路直結	有	-	44-5	共通緊急回路直結	SA	○	-	-	1時間	1時間																						

### 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

**灰色**:女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉						泊発電所3号炉		相違理由	
44 条	緊急止水装置に係るための設備	有	追加要 求事項 ◎有無	番号	電源供給する設備	機種	炉心 46	燃料 46 *7	要求 時間	備他回路時間	
				44-6	1次冷却設備 (加圧器惑がし 元) (17-3と同じ)	BR/ SA	○	-	1 時間	1 時間	A系88 B系88
				44-7	主蒸気設備 (主蒸気逃がし弁) (21-4と同じ)	BR/ SA	○	-	1 時間	1 時間	
				44-8	主蒸気設備 (主蒸気隔離弁) (21-5と同じ)	BR/ SA	○	-	1 時間	1 時間	
				44-9	補助給水設備 (補助給水ポンプア ンプ) (出口流量調節弁) (21-5と同じ) (C)	BR/ SA	○	-	24 時間	24 時間	
				45-1	蓄圧注入系統 (19-1と同じ)	BR/ SA			交流電源復旧後に使用		
				45-2	余熱給去設備 (19-2,21-1と同じ)	BR/ SA			交流電源復旧後に使用		
				45-3	補助給水設備 (電動補助給水ポン プ) (21-2と同じ)	BR/ ポン			交流電源復旧後に使用		
				45-4	補助給水設備 (タービン動液池) 給水ポンプ(17-4)	BR/ ポン	○	-	5分	5分	5分
				45-5	1次冷却設備 (加圧器惑がし 弁) (17-3と同じ)	BR/ SA	○	-	1 時間	1 時間	
				45-6	主蒸気設備 (主蒸気逃がし弁) (21-4と同じ)	BR/ ポン	○	-	1 時間	1 時間	
				45-7	補助給水設備 (補助給水ポンプア ンプ) (出口流量調節弁) (21-5と同じ) (C)	BR/ ポン	○	-	24 時間	24 時間	
				45-8	蓄圧注入系統 (19-3と同じ)	BR/ SA			交流電源復旧後に使用		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由									
条文	内容	追加要求事項の有無	番号	電源供給する設備	機能	冷却水	燃料	要耗時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間										【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）																	
												区分I	区分II	区分III	区分IV	区分V	区分VI	区分VII	区分VIII	区分IX	区分X	区分XI	区分XII	区分XIII	区分XIV	区分XV	区分XVI	区分XVII	区分XVIII										
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-1 (19-4cと同じ)	主蒸気源が乏気会弁	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-1 (19-4cと同じ)	低圧代噴注水系(過度遮断弁) 低圧代噴注水系(過度遮断弁)	SA ○	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-2 (19-321-1と同じ)	低圧代噴注水系ポンプ	SA ○	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-3 (19-321-1と同じ)	爆破熱除ガス系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-4 (19-321-1と同じ)	低圧火災スプレイ系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-1 (19-321-1と同じ)	原子炉精機代勢冷却水系	SA ○	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-2 (19-321-1と同じ)	前玉液化ペント系	SA ○	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-3 (19-321-1と同じ)	原子炉精機器フィルタヘン	SA ○	○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-4 (19-321-1と同じ)	精留熱除ガス系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-5 (22-1と同じ)	原子炉精機器記録水系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-6 (22-2と同じ)	原子炉精機器冷却水系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-7 (22-3と同じ)	高止心スプレイ精機合剤水	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
48条 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための設備	有	有	48-8 (22-4と同じ)	高止心スプレイ精機合剤水	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
49条 原子炉精機器室内の冷却等のために設けたもの	有	有	49-1 (19-321-1と同じ)	冷却系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
49条 原子炉精機器室内の冷却等のために設けたもの	有	有	49-2 (19-321-1と同じ)	精留熱除ガス系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-1 (19-1と同じ)	高圧注入系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-2 (19-2-1と同じ)	金剛筋去設備	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-3 (19-3と同じ)	副圧注入系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-4 (21-2と同じ)	補助給水設備(過動補助給水計)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-5 (21-3と同じ)	補助給水設備(過動補助給水計)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-6 (21-4と同じ)	1次冷却設備(加圧器がなし)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-7 (21-5と同じ)	主蒸気設備(主蒸気逃がし)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
46条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	46-8 (21-6と同じ)	補助給水設備(過動補助給水計)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-1 (29-1と同じ)	化学体精留助剤設備(先てんポンプ)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-2 (30-2と同じ)	原子炉精機容器アレイ設備	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-3 (30-3と同じ)	高圧注入系	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-4 (31-2と同じ)	補助給水設備(過動補助給水計)	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											
47条 原子炉冷却材注入ポンプを設置するための設備	有	有	47-5 (31-3と同じ)	給水ポンプアレイ #3	DB/ シブ	SA ○	○	-	24 時間	24時間	24時間	交流電源復旧後に使用																											

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉		相違理由	
条文	内容	起炉要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *5	格納 *6	燃料 *7	燃費 時間	燃費 時間	供給可能時間				
47条	原子炉冷却材ポンプの起動停止手順を合図するための設備	有	47-6 (21-1と同じ)	主蒸気設備（主蒸気急速がまぎ）	BB	○	-	-	1	1時間	1時間	A系*8	B系*9	【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）	
			47-7 〔〕	補助給水設備（補助給水ポンプ） 出口流量調節手元（21-5と同じ）	BB	○	-	-	24	24時間	24時間			【大飯】 設備の相違	
			47-8 〔〕	代用格納容器アレイボンブ	SA							交流電源復旧後に使用		【大飯】 ・給電対象設備の相違	
			47-9 〔〕	余熱除去装置 (W-2-2-1と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用			
			48-1 〔〕	補助給水設備（電動隔離海水ポンプ） (21-2と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用			
			48-2 〔〕	給水ポンプ*3 (21-2と同じ)	BB	○	-	-	5分	5分	5分				
			48-3 〔〕	給水注入系 (21-1と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用			
48条	循環ヒートシングルへ熱を輸送するための装置	有	48-4 〔〕	補助給水設備（補助給水ポンプ） 出口流量調節手元（21-5と同じ）	BB	○	-	-	24	24時間	24時間			【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）	
			48-5 〔〕	原子炉構造冷却海水設備 (22-1と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用		【大飯】 設備の相違	
			48-6 〔〕	原子炉構造冷却海水設備 (22-2と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用		【大飯】 ・給電対象設備の相違	
			48-7 〔〕	主蒸気設備（主蒸気急速がまぎ）	BB	○	-	-	1	1時間	1時間				
			49-1 〔〕	原子炉構造冷却海水設備 (22-3と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用			
49条	原子炉格納容器内の冷却等のための設備	有	49-2 〔〕	原子炉構造冷却海水設備 (22-2と同じ)	BB	○	-	-				交流電源復旧後に使用			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉										女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由																																																																																																																																													
条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *6 *9	燃料	要家 *10	時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *6 *9	燃料	要家 *10	時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *6 *9	燃料	要家 *10	時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間	条文	内容	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *6 *9	燃料	要家 *10	時間	区分I	区分II	区分III	供給可能時間																																																																																																																							
50条 の段落 の後	原子炉格納容器下部の冷却水を停止するための設備	有	50-1 ト系-3-4	原子炉格納容器内水温度計	SA	O	O	-	24 時間	-	-	-	-	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	51条 の段落 の後	原子炉格納容器下部の冷却水を停止するための設備	有	51-1 ト系-3-4	原子炉格納容器内水温度計	SA	O	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	52条 の段落 の後	原子炉格納容器下部の冷却水を停止するための設備	有	52-1 ト系-3-4	原子炉格納容器内水温度計	SA	O	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	53条 の段落 の後	水素発生による原子炉格納容器の液位を防ぐための設備	有	53-1	原子炉格納容器内水温度度計	SA	-	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	54条 の段落 の後	水素発生による原子炉格納容器の液位を防ぐための設備	有	54-1 モード(トサモード)	静的施設式水素発生結合装置	SA	-	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	54-2 モード(トサモード)	燃料ブーム冷却净化系	SA	-	-	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	54-3 モード(トサモード)	使用燃料ボーリング水位／量	DB/ SA	-	-	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	54-4 モード(トサモード)	使用燃料ボーリング上部空間放射線モータ高強度低強度	SA	-	-	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	54-5 モード(トサモード)	使用燃料ボーリング監視カメラ	SA	-	-	O	-	24 時間	-	-	-	-	交流電源復旧後に使用	55条 の段落 の後	工業等への供給物質の供給を抑制するための設備	有	-	(電源)必要な設備が要求され (電源)必要な設備が要求され (電源)必要な設備が要求され (電源)必要な設備が要求され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各設備の本文にて設備の抽出を行う	56条 の段落 の後	工業等への供給物質の供給を抑制するための設備	有	-	(電源)必要な設備が要求され (電源)必要な設備が要求され (電源)必要な設備が要求され (電源)必要な設備が要求され	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各設備の本文にて設備の抽出を行う	57条 の段落 の後	電源設備	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各設備の本文にて設備の抽出を行う
49条	原子炉格納容器内の冷却水の取扱い設備	有	49-3 49-4 49-5	代用格納容器ブレイ設備 原子炉格納容器ブレイ設備 原子炉格納容器ブレイ設備	SA SA SA	*6 *9 *9	代用格納容器ブレイボンプ 原子炉格納容器ブレイボンプ 原子炉格納容器ブレイボンプ	SA SA SA	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	50条	原子炉格納容器の過圧吸収を防止するための設備	有	50-1 50-2 50-3 50-4 50-5	原子炉格納容器内水温度計 原子炉格納容器内水温度計 原子炉格納容器内水温度計 原子炉格納容器内水温度計 原子炉格納容器内水温度計	SA SA SA SA SA	*6 *9 *9 *9 *9	代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ	SA SA SA SA SA	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	51条	心を冷却するための設備原子炉格納容器下部の冷却水の設備	有	51-1 51-2 51-3 51-4 51-5	原子炉格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計	SA SA SA SA SA	*6 *9 *9 *9 *9	代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ 代用格納容器ブレイボンプ	SA SA SA SA SA	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容	52条	水素発生による原子炉格納容器の液位を防ぐための設備	有	52-1 52-2 52-3 52-4	水素発生による原子炉格納容器の液位を防ぐための設備	SA SA SA SA	*6 *9 *9 *9	代用格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計 代用格納容器内水温度計	SA SA SA SA	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	交流電源復旧後に使用	女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 時間	供給可能時間		
										区分I	区分II	区分III
58条 電源設備	58-1 原子炉主力容器温度	有	58-1	原子炉主力容器温度	SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-2 原子炉主力 (23-5に同じ)		58-2	原子炉主力 (23-5に同じ)	DB/SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-3 原子炉主力 (SA)		58-3	原子炉主力 (SA)	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-4 原子炉水位 (広報機) (燃料 流量 (23-4と同じ))		58-4	原子炉水位 (広報機) (燃料 流量 (23-4と同じ))	DB/Sa	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-5 原子炉水位 (SA) (燃報機) 燃料流量		58-5	原子炉水位 (SA) (燃報機) 燃料流量	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-6 漏出蒸気系ポンプ出口 流量 (燃料除熱装置系B系格納部 冷却ポンプ) (漏出流量)		58-6	漏出蒸気系ポンプ出口 流量 (燃料除熱装置系B系格納部 冷却ポンプ) (漏出流量)	SA	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-7 漏出蒸気系ポンプイン流量 (燃料除熱装置系B系格納部 冷却ポンプ) (漏出流量)		58-7	漏出蒸気系ポンプイン流量 (燃料除熱装置系B系格納部 冷却ポンプ) (漏出流量)	SA	O	O	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-8 原子炉除熱冷却剂ポンプ出 口流量 (23-11と同じ)		58-8	原子炉除熱冷却剂ポンプ出 口流量 (23-11と同じ)	DB	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-9 原子炉除熱冷却剂ポンプ出 口流量 (23-11と同じ)		58-9	原子炉除熱冷却剂ポンプ出 口流量 (23-11と同じ)	DB	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-10 口流量 (23-11と同じ)		58-10	口流量 (23-11と同じ)	DB	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-11 口流量 (23-11と同じ)		58-11	口流量 (23-11と同じ)	DB	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
	58-12 漏出蒸気系ポンプ出口流 量 (23-19と同じ)		58-12	漏出蒸気系ポンプ出口流 量 (23-19と同じ)	DB	O	-	-	24時間	24時間	24時間	-
女川原子力発電所2号炉												
59条 水源設備	59-1 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-1	アニューラス空気冷却設備 (23-1と同じ)	SA	DB/ SA	格納 *6	燃料 *7	要求 時間	供給可能時間	供給可能時間	
	59-2 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-2	可燃性ガス濃度計測 ユニット (58-32と同じ)	SA	DB/ SA	格納 *6	燃料 *7	要求 時間	供給可能時間	供給可能時間	
	59-3 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-3	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-4 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-4	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-5 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-5	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-6 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-6	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-7 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-7	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-8 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-8	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-9 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-9	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-10 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-10	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-11 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-11	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
	59-12 本廠構内における原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	有	59-12	純絶縁燃料ビット水位 (MW用) モニタ	SA	-	-	○	24 時間	24時間	24時間	
泊発電所3号炉												
60条 計量設備	60-1 出力測定中性子率 (23-1と同じ)	有	60-1	出力測定中性子率 (23-1と同じ)	SA	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	
	60-2 中間測定中性子率 (23-2と同じ)	有	60-2	中間測定中性子率 (23-2と同じ)	SA	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	
	60-3 半時子測定(半時子率) (23-3と同じ)	有	60-3	半時子測定(半時子率) (23-3と同じ)	SA	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	
	60-4 検査給水流量 (23-4と同じ)	有	60-4	検査給水流量 (23-4と同じ)	DB	○	-	-	24 時間	24時間	24時間	
相違理由												
【大飯】 記載の充実 (女川審査実績の反映)												
【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違												

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉												泊発電所3号炉												相違理由																																																																																																																																																																							
条文	内容	追加事項 ※事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 時間	供給可能時間	区分I	区分II	区分III	条文	内容	追加事項 ※事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *5	格納 *6	燃料 *7	要求 時間	供給可能時間	区分I	区分II	区分III	相違理由																																																																																																																																																																					
56条 計器設備	有	56-13	原子炉格納容器下部注水流量	SA	-	O	-	-	24時間	24時間	-	-	-	56-14	原子炉格納容器下部注水流量	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-15	ドラウエル品質	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-16	土力抑制室内空気温度	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-17	ナラシショーネル水温度	SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-18	ドラウエル吐力	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-19	土力抑制室風圧	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-20	土力抑制室水位	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-21	原子炉格納容器下部水位	SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-22	ドラウエル水位	SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-23	格納容器内水素濃度(D/W)	SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-24	格納容器内水素濃度(S/C)	SA	-	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-25	格納容器内露点気温計操作手	DBV	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	56-26	二段(D/W)(23-13と同じ)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	二段(S/C)(23-14と同じ)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-													
57条 計器設備	有	58-5	蒸気発生器水位(3本線)	DB	O	-	-	-	24時間	24時間	A系#8	B系#8		58-6	蒸気発生器水位(3本線)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-7	(23-13と同じ)	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-8	1次冷却水温度(3本線) -高圧	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-9	1次冷却水温度(3本線) -中圧	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-10	1次冷却水圧力(3本線)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-11	加圧給水圧力	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-12	高圧注水水位	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-		燃科取引水ピクト本位	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-13	(23-26と同じ)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-14	燃科容積換算サブ水位(3本線)	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-15	燃科容積換算サブ水位(3本線)	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-16	主蒸気インジカ	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-17	給注注水流量	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-18	原子炉内容器圧力	SA	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-	58-19	(23-15と同じ)	DB	O	O	-	24時間	24時間	-	-	-	-

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉										泊発電所3号炉										相違理由		
条文	内容	泊燃求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *8	燃料 *9	格納 *10	要求 時間	区分I 1時間	区分II 1時間	区分III 1時間	供給可能時間											
58-21	起動給油ポンプ二台 (2P-1P用)	有	SA	DB/D SA	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	-												
58-28	停出力減滅モータ (23-22用)	有	SA	DB/D SA	○	-	-	1 時間	1 時間	1 時間	1 時間	-												
58-29	フィルタ港面出口放散装置二台	有	SA	-	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-30	燃料棒換装装置 燃熱除去系燃交換装置	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-31	水入口流量 高は炉心スリーブボンブ出 口圧力	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-32	低圧心スリーブ系ボンブ出 口圧力	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-33	断熱除去系ボンブ出 口圧力	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-34	断熱除去系ボンブ出 口圧力	有	DB SA	DB SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-35	海水新蔵タンク水位	有	SA	SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-36	高圧代噴水系ボンブ出 口圧力	有	SA	SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-37	断子隔離冷却系ボンブ 出力	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-38	機械室内部廃熱空気素蒸濃度 (23-1用)	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-39	格納容器内廃熱空気素蒸濃度 (23-1用)	有	DB SA	DB SA	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-40	重テルミナル注水系ボンブ 出ロ流量	有	SA	SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-41	重テルミナル注水系ボンブ 出ロ圧力	有	SA	SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-											
58-42 計器設備		泊発電所3号炉										泊発電所3号炉										相違理由		
条文	内容	泊燃求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	炉心 *6	燃料 *7	要求 時間	区分I 1時間	区分II 1時間	区分III 1時間	供給可能時間												
58-20	格納容器内高レジエニアモニ タ(高シング)	有	SA	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-	A-系88	B-系88										
58-21	格納容器内高レジエニアモニ タ(低シング)	有	SA	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-22	原子炉容積水位	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-23	口積量流量	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-24	格納容器駆動正力 (AM用)	有	SA	SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-25	可搬型温度計測装置 (格納容器 密度)	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-26	B-格納容器アレイ冷却器出 口積量流量 (AM用)	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-27	原子炉冷却水系本サードタンク 水位 (G3-23と同じ)	有	SA	DB/ SA	○	○	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-28	14.9mタック水位 (G3-26と同じ)	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-29	格納容器水位	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-30	原子炉下部キャビティ水位	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-31	可搬型冷却器内水素濃度計 ユニット (G3-2と同じ)	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												
58-32	可搬型アーチワックス水素濃度計 ユニット (G3-2と同じ)	有	SA	SA	○	-	-	24 時間	24 時間	24 時間	24 時間	-												

## 自発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表

**灰色**：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所 2号炉

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電源供給する設備	機能	新規 *8	格納 *9	燃料 *10	要求 期間	区分 I	区分 II	終了可能時間	
58-42 原子炉冷却装置下部温度 計測	電源供給する設備	有	58-42 原子炉冷却装置下部温度 計測	原子炉冷却装置下部温度 計測	SA	-	O	-	24時間 24時間	24時間 24時間	-	-	
58-43 原子炉冷却水系放射線主二 回路計測	電源供給する設備	有	58-43 原子炉冷却水系放射線主二 回路計測	原子炉冷却水系放射線主二 回路計測	SA	O	-	-	24時間 24時間	24時間 24時間	-	-	
58-44 除湿装置	電源供給する設備	有	58-44 除湿装置	除湿装置	SA	O	O	-	4時間 24時間	4時間 24時間	-	-	
58-45 温度	電源供給する設備	有	58-45 温度	温度が必要な設備が要求さ れれば)	SA	O	O	-	24時間 24時間	24時間 24時間	-	-	
59-6 原子炉制御室	電源供給する設備	有	59-6 原子炉制御室	原子炉制御室	SA	-	-	-	-	-	-	-	
60-1 生焼死設備	電源供給する設備	有	60-1 生焼死設備	可燃性ガス二ターニング設備	SA	-	-	-	運用電源から供給	運用電源から供給	運用電源から供給	-	
61-1 緊急時計室所	電源供給する設備	有	61-1 緊急時計室所	緊急時計室所	SA	-	-	-	24時間 24時間	24時間 24時間	-	-	
62-1 通信連絡装置	電源供給する設備	有	62-1 通信連絡装置	通信連絡装置(固定)(携帯) (3点-2点回線)	DB/ SA	-	-	-	8時間 8時間	8時間 8時間	-	-	
62-2 通信連絡装置	電源供給する設備	有	62-2 通信連絡装置	通信連絡装置(固定)(携帯) (3点-2点回線)	DB/ SA	-	-	-	8時間 8時間	8時間 8時間	-	-	
62-3 安全モニタ表示システム	電源供給する設備	有	62-3 安全モニタ表示システム (SDPSU-35-34回線)	安全モニタ表示システム (SDPSU-35-34回線)	DB/ SA	-	-	-	24時間 24時間	24時間 24時間	-	-	
- -	- -	無	D-1 タービン蒸気装置	タービン蒸気装置	常用 系統	-	-	-	-	1時間 1時間	1時間 1時間	-	-

1

- ：区画Ⅲの蓄電池（12V蓄電池2個）から電源供給
- ：建設段階から直流水道の供給を必要とした設備
- ：交流連携が回復するまでは系統として機能しない設備

条文	内容	追加要 求事項 の有無	番号	電機制御する設備	機能	所要 時間 ※5	燃料 ※6	要求 時間 ※7	供給可能時間	
									A	B
59 条 障害復旧手順	有		59-1	中止制御室空調装置	停止	SB	SA	SB	交換部品到着後に使用	
			59-2	アース・ラジオ吸収遮断器 (32-4 と同じ)	停止	SB	SA	SB	交換部品復旧後後に使用	
60 条 監視測定設備	有		59-3	可燃性探知 (SA)	SA	SA	SA	SA	専用電源から供給	
			59-4	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (32-5 と同じ)	停止	SB	SA	SB	専用電源から供給	
61 条 緊急時対策所	有		60-1	可燃性気象観測装置スト	SA	SA	SA	SA	専用電源から供給	
			60-2	可燃性気象観測装置	SA	SA	SA	SA	専用電源から供給	
62 条 危険運搬を行ったために必要な 設備	有		60-3	放射性物質装置	SA	SA	SA	SA	専用電源から供給	
			60-4	電離辐射中---<!-->-->	SA	SA	SA	SA	専用電源から供給	
63 条 通信路を行ったために必要な 設備	有		61-1	緊急時対策所	SB	SA	SA	SA	専用電源から供給	
			62-1	通信路設備 (34-1 と同じ)	SB	SA	SA	SA	専用電源から供給	
			—	蒸気タービン保安装置等	—	—	—	—	1 時間	

- ・文部科学省の取り組みとして標準化していく方針
- ―― 基本的特徴から、直感的感覚を必要とした設計

### 【大飯】

### 【女川】 設備の相違 ・給電対象設備の相違

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(略語)            S/P: サプレッションプール            D/W: ドライウェル            S/C: サプレッションチェンバー</p> <p>*1: 外の状況を監視する設備は、監視カメラ（自然現象監視カメラ、津波監視カメラ）、取水ピット水位計、気象情報システム、気象観測設備等があり、このうち取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信器）及び消火設備（全域ガス消火設備及び局所ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）から給電されるまでの約15分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: 原子炉格納容器フィルタベント系には、フィルタ装置入口圧力（広帯域）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）、フィルタ装置水位（広帯域）及びフィルタ装置水温度を含む。</p> <p>*4: フィルタ装置出口水素濃度については交流電源復旧後に使用する。</p>	<p>*1: 外の状況を把握する設備は、監視カメラ（構内監視カメラ、津波監視カメラ）、潮位計、取水ピット水位計、気象観測設備、公的機関から気象情報を入手できる設備があり、このうち津波監視カメラ及び取水ピット水位計は24時間監視可能な設計とする。</p> <p>*2: 火災防護対策設備で電源が必要な設備は、火災感知設備（火災感知器（アナログ式を含む。）及び受信機）及び消火設備（全域ガス消火設備）であるが、全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）から給電されるまでの約55分に余裕を考慮した約70分間は専用電源から給電可能な設計とする。</p> <p>*3: タービン動補助給水ポンプで電源が必要な設備は、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプであるが、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁は、外部電源喪失からタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁の動作が完了するまでの1分間、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプは、タービン動補助給水ポンプの油圧が確立し、これらのポンプが自動停止するまでの5分間は給電可能な設計とする。</p>	<p>【女川】            記載内容の相違            ・泊は略語を使用していない            【大飯】            記載の充実（女川審査実績の反映）            【女川】            設備名称の相違            ・女川：自然現象監視カメラ⇒泊：構内監視カメラ            ・女川：気象情報システム⇒泊：公的機関から気象情報を入手できる設備            ・女川：外の状況を監視する設備⇒泊：外の状況を把握する設備            【女川】            設備の相違            ・泊の外の状態を監視する設備には潮位計を含む            ・泊の津波監視カメラは全交流動力電源喪失後24時間監視可能な設計とする            【女川】            設備名称の相違            ・女川：受信器⇒泊：受信機            ・女川：ガスタービン発電機⇒泊：代替非常用発電機            【女川】            設備の相違            ・泊は全ての箇所に全域ガス消火設備を使用している            【女川】            供給開始時間の相違            【女川】            設備の相違            ・女川にはない設備の記載            【女川】            設備の相違            ・泊にはない設備の記載            【女川】            設備の相違            ・泊にはない設備の記載</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>*5：代替循環冷却系には、代替循環冷却ポンプ出口流量及び代替循環冷却ポンプ出口圧力を含む。</p> <p>*6：一部については交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*7：使用済燃料プール監視カメラは使用済燃料プール内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料プール水位/温度及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタにて使用済燃料プールの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*8：重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*9：重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*10：重大事故等が発生した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p>	<p>*4：使用済燃料ピット可搬型エアモニタは使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷を防止するための設備であるが、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにて使用済燃料ピットの状態を把握できることから、交流電源復旧後に使用する。</p> <p>*5：重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*6：重大事故等が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止のために必要な設備。</p> <p>*7：重大事故等が発生した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷防止のために必要な設備。</p> <p>*8：後備蓄電池からの給電も含めた供給可能時間を記載している。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備の相違 ・泊ではない設備の記載 【女川】 設備の相違 ・泊は水素濃度計測ユニットを「交流電源復旧後に使用」と整理している 【女川】 設備の相違 ・使用済燃料ピット関連のパラメータについて、交流電源復旧後に使用する設備が異なるが、他のパラメータにより代替監視可能であるという点で同等 【女川】 設備名称の相違 ・使用済燃料プール⇒使用済燃料ピット ・使用済燃料プール水位/温度⇒使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用） 【女川】 設備名称の相違 ・女川：使用済燃料プール⇒泊：使用済燃料ピット 【女川】 設備の相違 ・泊は24時間給電のため後備蓄電池を接続する運用</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

表 57-10-3 全交流動力電源喪失時に電源供給が必要な計装設備

表 57-16.3 全交流動力在額定負荷時的三相額供給為必要公計要設備  
設置許可基準規則

泊発電所 3号炉

### 相違理由

### 【大飯】

[女川]

設備の相違

- #### ・給電対象設備の相違

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

表 57-10-4 有効性評価の各シナリオで直流電源から電源供給が必要な設備

有效性評估

#### 【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）

【女川】  
設備の相違  
・給電対象設備の相違

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57-10-3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>10.3 直流電源設備の電路の独立性について</p> <p>10.3.1 直流電源設備の電路の独立性の基本方針</p> <p>表57.10.3に記載の設備のうち炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための設備のうち重大事故防止設備については、以下のとおり、独立性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：使用済燃料プール ⇔ 泊：使用済燃料ピット</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合</p> <p>図57-10-2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故等対処設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的には、以下の設備が該当する。</p> <p>○原子炉隔離時冷却系 ⇄ 高圧代替注水系</p> <p>図57-10-2 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置する場合)</p> <p>なお、図57-10-3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57-10-3 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合 (高圧代替注水系への電源供給を想定))</p>		<p>【女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はない。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合</p> <p>図57-10-4に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>代表として、以下の設備が該当する。</p> <p>○主蒸気逃がし安全弁(A系) ⇌ 主蒸気逃がし安全弁(B系)</p> <p>図57-10-4 直流電源供給方法 (設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する場合)</p> <p>図57-10-5に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、常設代替直流電源設備又は可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57-10-5 直流電源供給方法 (非常用直流電源設備の機能喪失を考慮した場合)</p>	<p>図57.10.2に示すとおり、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を兼用し設置する設備の電路は独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.2 直流電源供給方法</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載の相違 ・泊は設計基準事故対処設備と重大事故防止設備を別々に設置している設備はないため項目を分けていない。</p> <p>【女川】 設備構成の相違 ・設備の構成に差異があるが、重大事故防止設備の電路が分離された設計であるという点において同等である。</p>
		<p>図57.10.3に示すとおり、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備が機能喪失した場合、可搬型直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路は、所内常設蓄電式直流電源設備を兼ねる非常用直流電源設備から重大事故防止設備へ給電する電路と独立性を有する設計とする。</p> <p>図57.10.3 直流電源供給方法 (所内常設蓄電式直流電源設備の機能を考慮した場合)</p>	<p>【女川】 設備・運用の相違(常設代替直流電源設備)</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

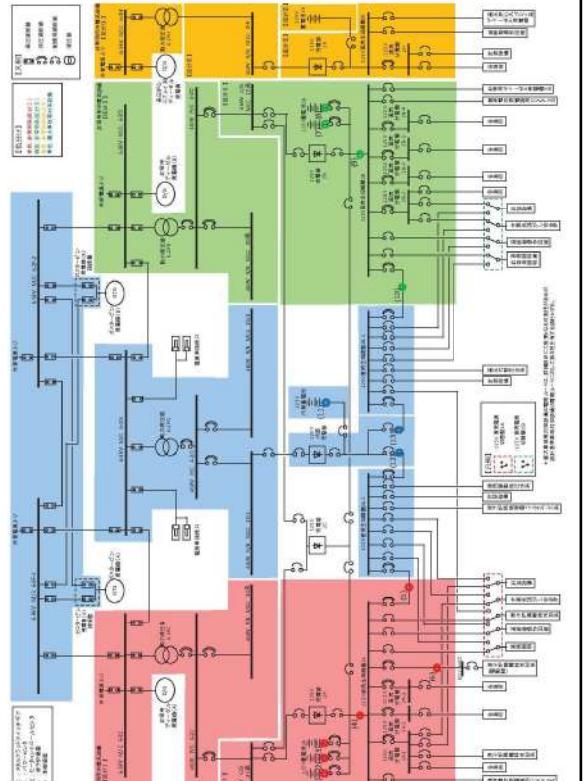
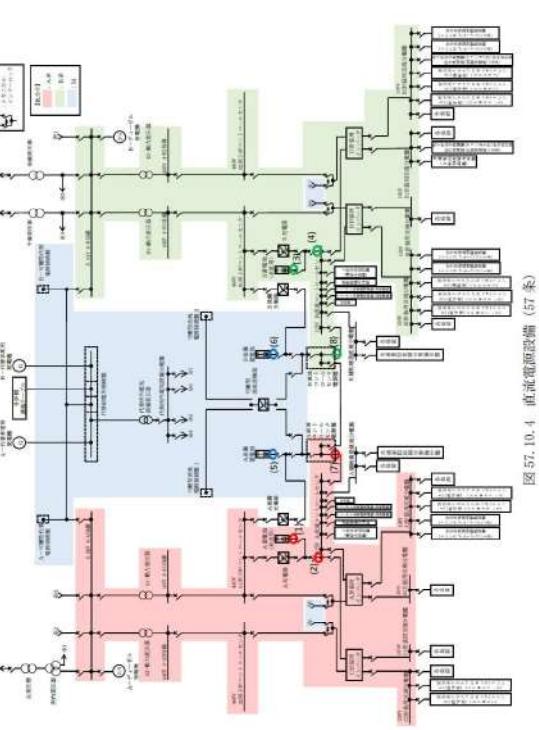
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会（IEEE）規格384（1992年版）の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57-10-5に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表57-10-5 電路ルート図 直流電源設備（57条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th>ルート図</th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図57-10-6</td> <td>図57-10-(57-1~10)</td> <td>57-10-(57-1~10)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図	図番号	頁番号	図57-10-6	図57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)		<p>重大事故防止設備である所内常設蓄電式直流電源設備の設計基準事故対処設備からの独立性は電路を米国電気電子工学会（IEEE）規格384（1992年版）の分離距離を確保することにより、独立性を有する設計とする。</p> <p>具体的な電路については、表57.10.5に単線結線図及びルート図を記載した箇所について示す。</p> <p>表57.10.5 電路ルート図 直流電源設備（57条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単線結線図</th> <th>ルート図</th> <th>図番号</th> <th>頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図57.10.4</td> <td>図57.10.5~6</td> <td>57-10-32~33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単線結線図	ルート図	図番号	頁番号	図57.10.4	図57.10.5~6	57-10-32~33		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p>
単線結線図	ルート図	図番号	頁番号																
図57-10-6	図57-10-(57-1~10)	57-10-(57-1~10)																	
単線結線図	ルート図	図番号	頁番号																
図57.10.4	図57.10.5~6	57-10-32~33																	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

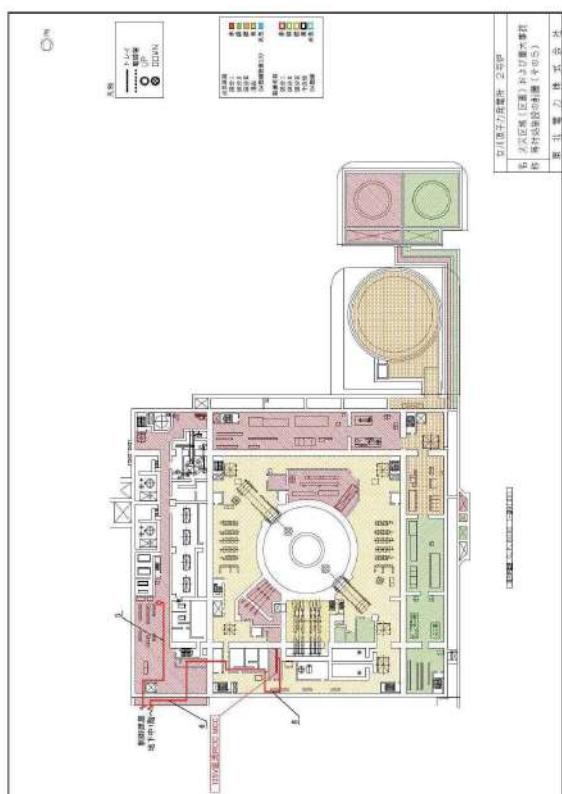
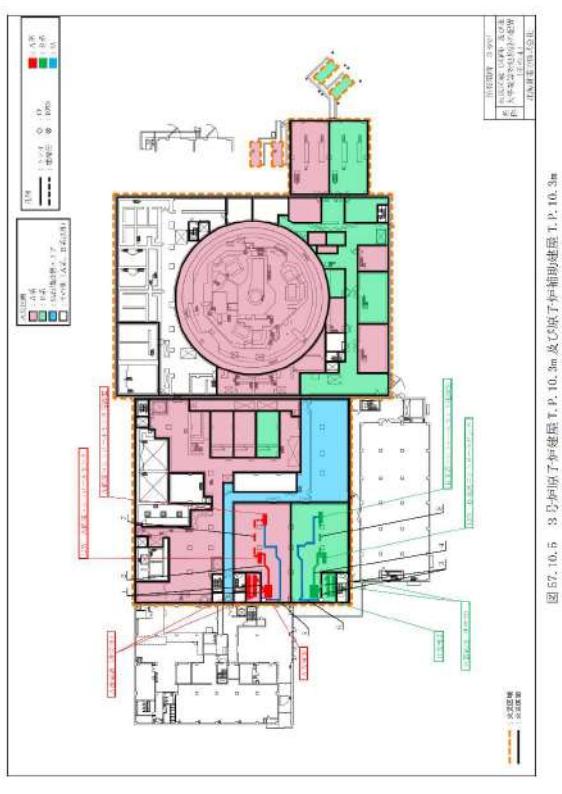
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-6 直流電源設備 (57条)</p>	 <p>図57-10-4 直流電源設備 (57条)</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

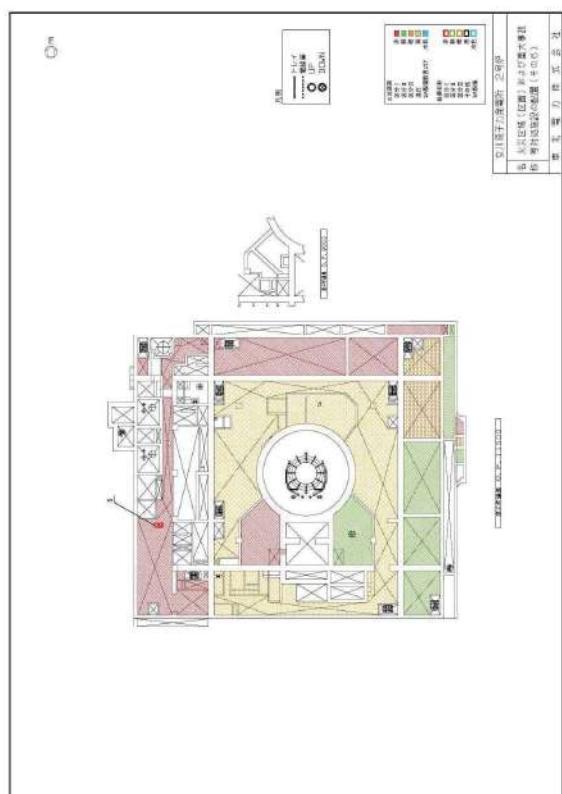
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-1) 2号炉原子炉建屋 地下1階</p>	 <p>図 57-10-5 3号炉原子炉建屋 1.P. 10. 3m及び原子炉建屋 T.P. 10. 3m</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるためであり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

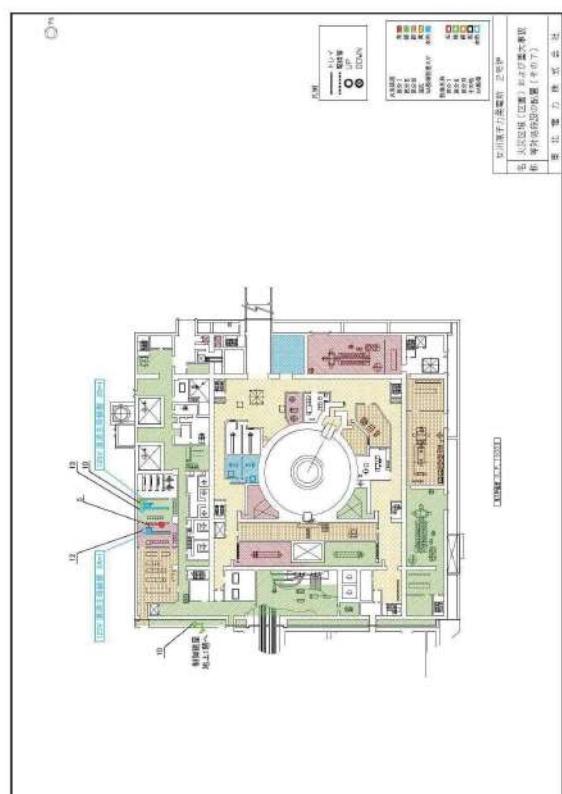
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-2) 2号炉原子炉建屋 地下中1階</p>	 <p>図 57-10-6 3号炉原子炉建屋 T.P. 10.3m (中間床) 及び原子炉制御建屋 T.P. 10.3m (中間床)</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分離された設計である点において同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

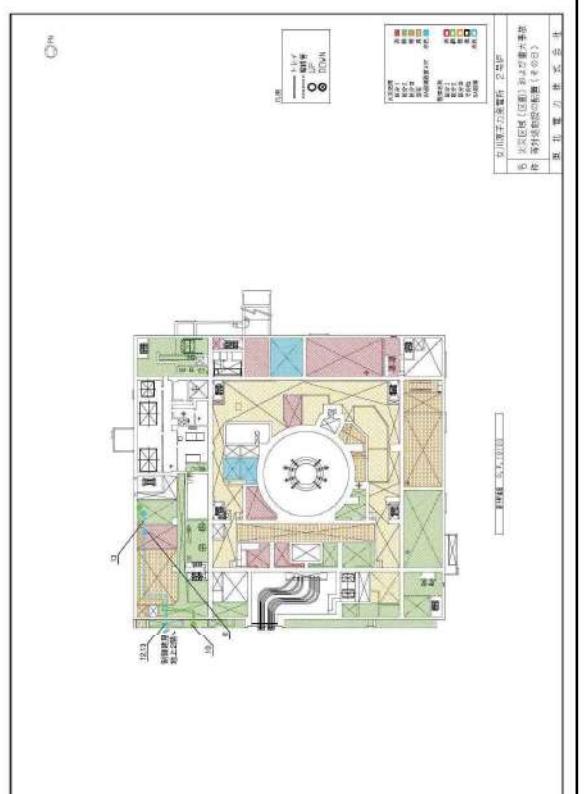
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 図 57-19-(57-3) 2号炉原子炉建屋 地上1階		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

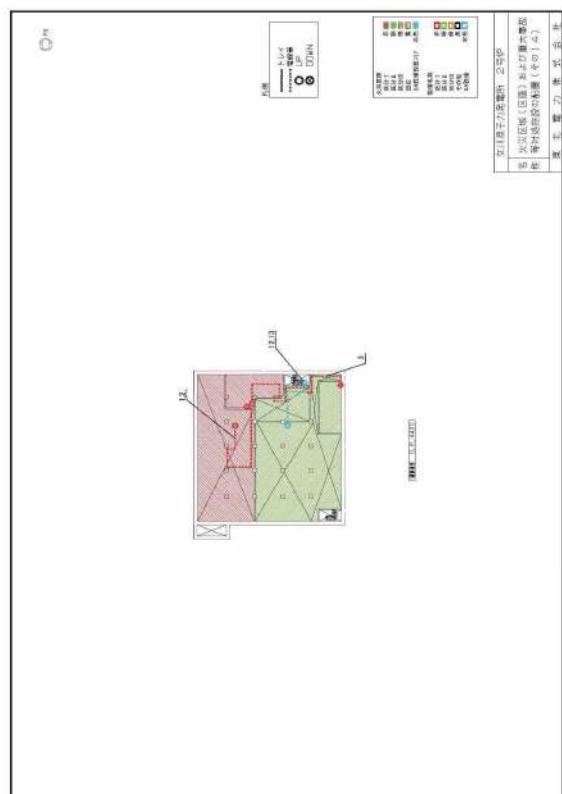
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-4) 2号炉原子炉建屋 地上中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

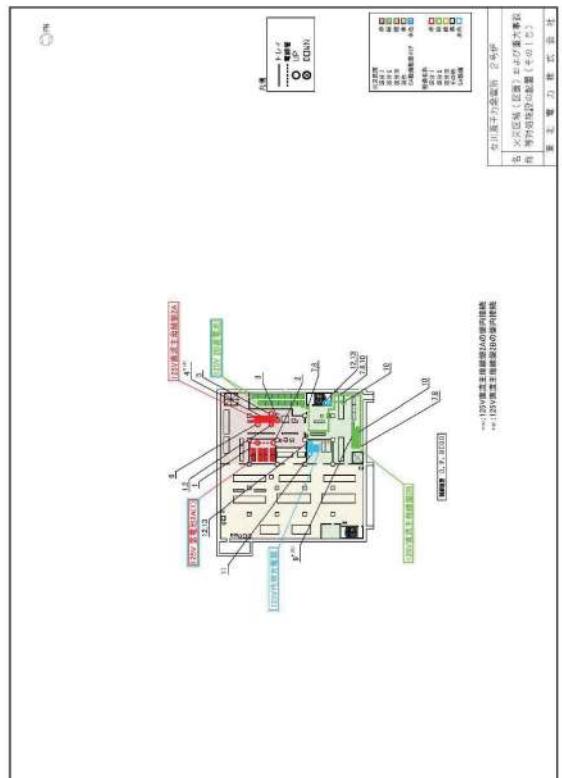
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

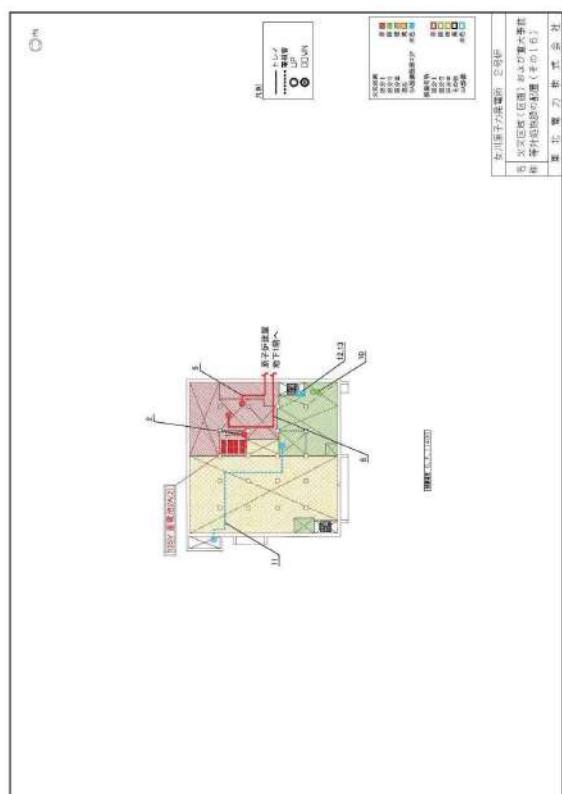
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-5) 2号炉制御建屋 地下2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-6) 2号炉制御建屋 地下中2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-10-(57-7) 2号炉制御建屋 地下1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図57-10-(57-8) 2号炉制御建屋 地下中1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-(57-9) 2号炉制御建屋 地上1階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-10-(57-10) 2号炉制御建屋 地上2階</p>		<p><b>【女川】</b> 設置場所の相違 ・プラント設備の配置場所が異なるため であり、重大事故等対処設備の電路が分 離された設計である点において同等で ある。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-8 タンクローリーによる燃料補給について	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	57-11 燃料補給に関する補足説明資料	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 項目番号の相違

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>本資料はタンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>本資料は可搬型タンクローリーの容量設定根拠に記載した内容について補足するものである。</p> <p>以下、図中並びにタイムチャート中の手順番号は容量設定根拠に記載の手順番号と同じとする。</p> <p>11.1 可搬型タンクローリーの移動及び補給ルートについて</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（タンクローリー）</p>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

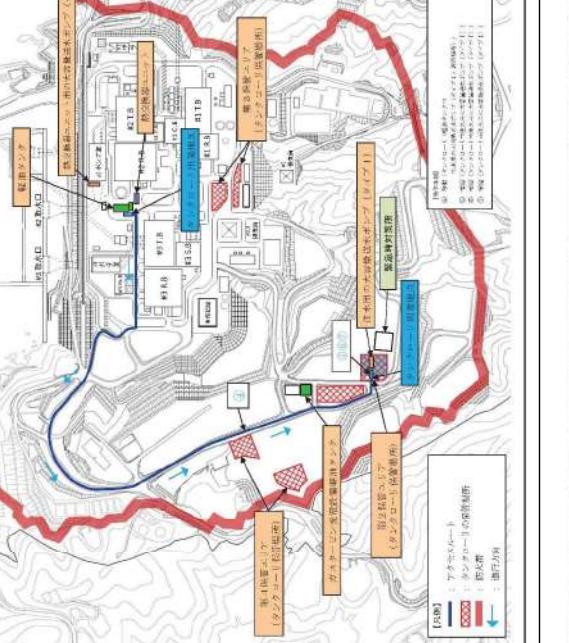
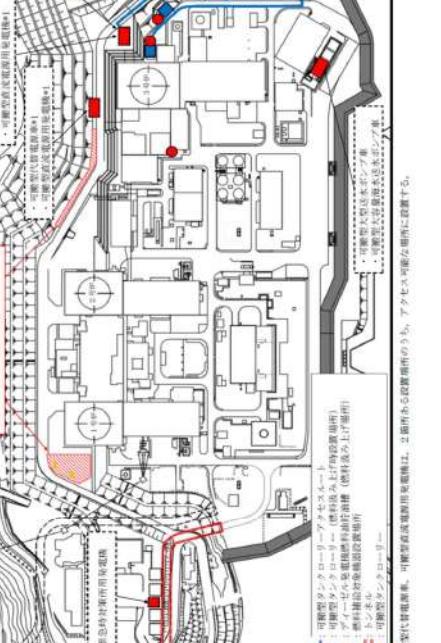
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図57-11-2 タンクローリ A 移動及び補給ルート (2/8)      (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1), 热交換器ユニット用の大容量送水ポンプ      (タイプ1) 及び热交換器ユニット)</p>	<p>図57-11-2 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及 ブリッジルート (2/20)      *) 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用遮光板は、2箇所ある設備構造のうち、アセスス可能な側に設置する。</p>	<p>【大飯】      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

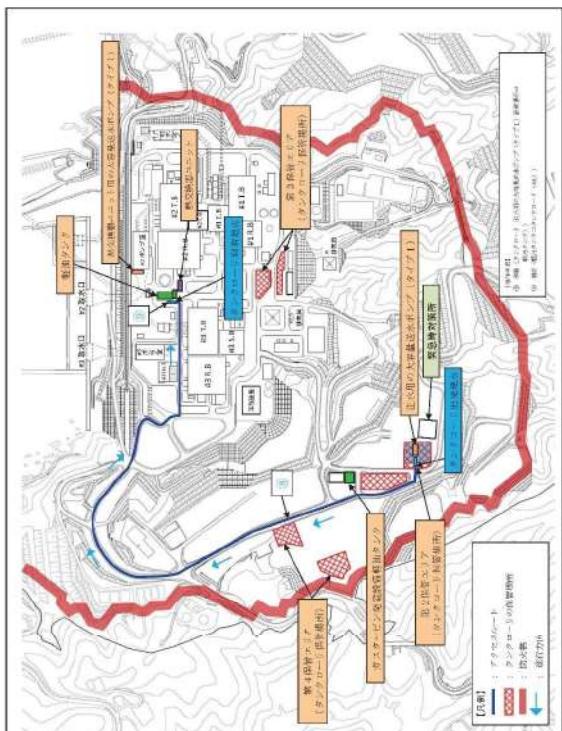
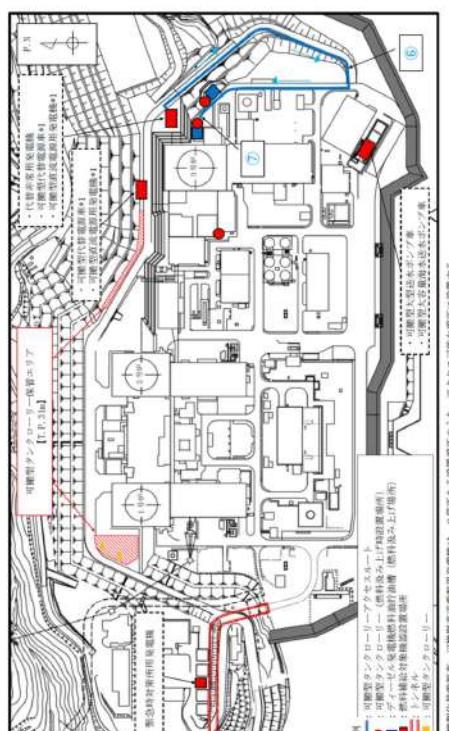
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図57-11-3 タンクローリーA 移動及び補給ルート (3/8) (注水用の大容量送水ポンプ(タイプI), 热交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプII) 及び热交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-3 可搬型タンクローリー「可搬型タンクローリー給水ポンプ」により補給する場合 移動及び補給ルート (3/20)</p>	 <p>*1 可搬型化甘油槽車、可搬型高濃度用充電槽車は、生産所から設置場所のうち、アクセス可能な箇所に配置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

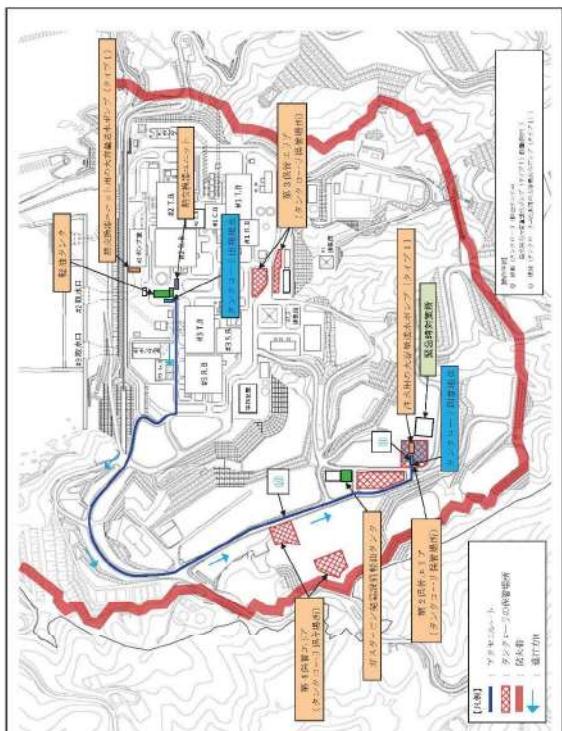
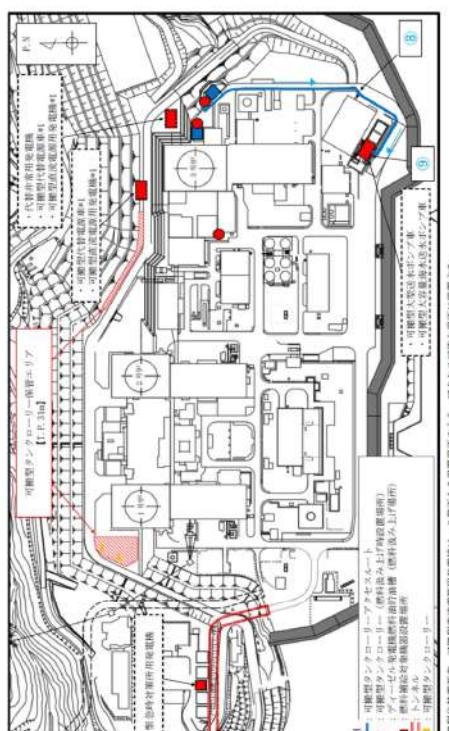
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-4 タンククローリーA 移動及び補給ルート (4/8) (注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-4 可搬型タンククローリー (可搬型タンククローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (4/20)</p> <p>*1：可搬型タンククローリーを用いる場合、出力が不足する場合は、2台並行で運転する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンククローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

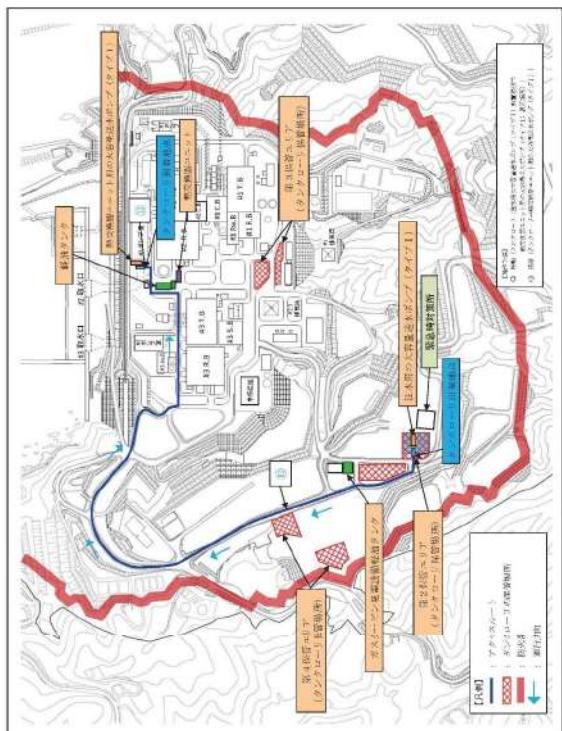
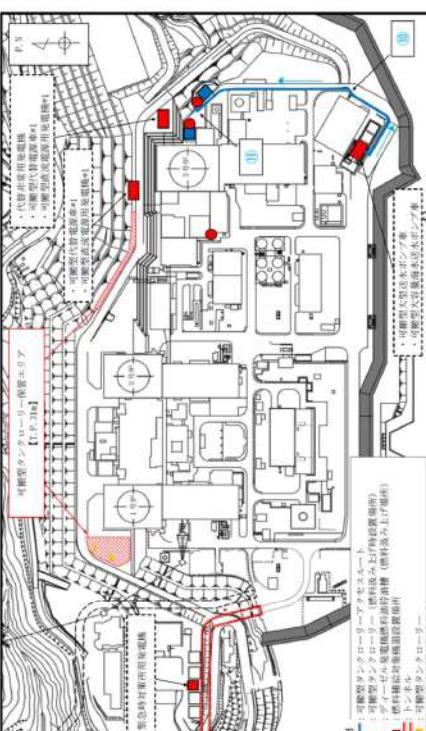
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-5 タンクローリーA 移動及び補給ルート (5/8) (注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプII）及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-5 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (5/20)</p> <p>* 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリーAセミトレーラーは、2台用あるる況兼ね他のうえ、アセスリ能な施外に設置する。</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-6 タンクローリ A 移動及び補給ルート (6/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプ1), 热交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプ1) 及び热交換器ユニット)</p>	 <p>図 57-11-6 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー転油用ポンプにより輸給する場合) 移動及び補給ルート (6/20)</p> <p>*4 可搬型代用車両、可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー転油用ポンプにより輸給する場合は、2箇所ある設置場所のうち、アセヒスマ可搬型タンクローリー</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

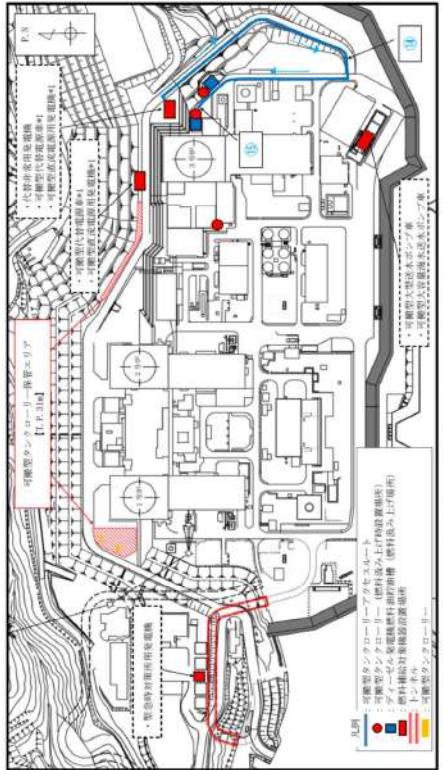
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-11-7 タンクローリ A 移動及び補給ルート (7/8) (注水用の大容量送水ポンプ (タイプI), 热交換器ユニット用の大容量送水ポンプ (タイプII) 及び热交換器ユニット)</p>	<p>図 57-11-7 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ボブにより補給する場合) 移動及び補給ルート (7/20)</p> <p>● : 可搬型タンクローリー ○ : アセスルート △ : ディーゼル発電機 □ : 热交換器ユニット用ポンプ ■ : 热交換器ユニット ◆ : ドア ▲ : ガソリンタンク</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>The site plan illustrates the layout of the Tomi Power Plant. Key features include the reactor building, turbine building, and various auxiliary structures. A red line highlights the '可搬型タンクローリー移動ルート' (movable tank truck route) which starts near the reactor building, passes through the plant area, and ends at the fuel receiving facility. Other labels on the plan include 'P,N' (Pitch, North), 'T1 P,T2 T3' (likely referring to specific tanks or areas), and various Japanese text labels describing equipment and locations.</p> <p>図57.11.8 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油車）による燃料供給場所への燃料供給ルート (8/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

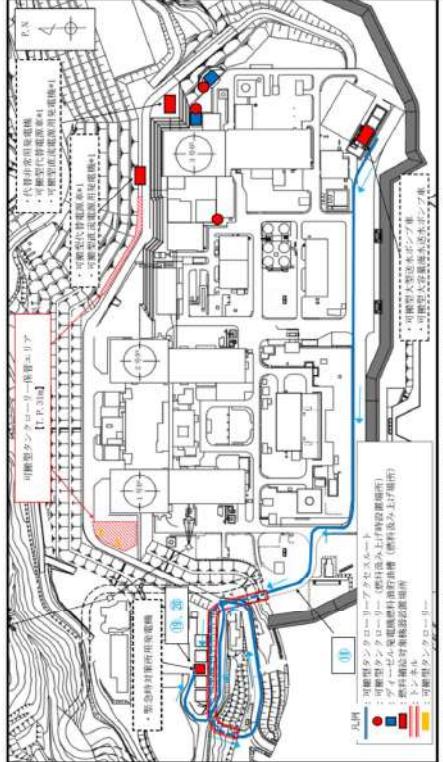
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11.9 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合） 移動及び補給ルート (9/29)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用施設、2箇所ある貯蔵所のうち、アセス可能な場所に設置する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

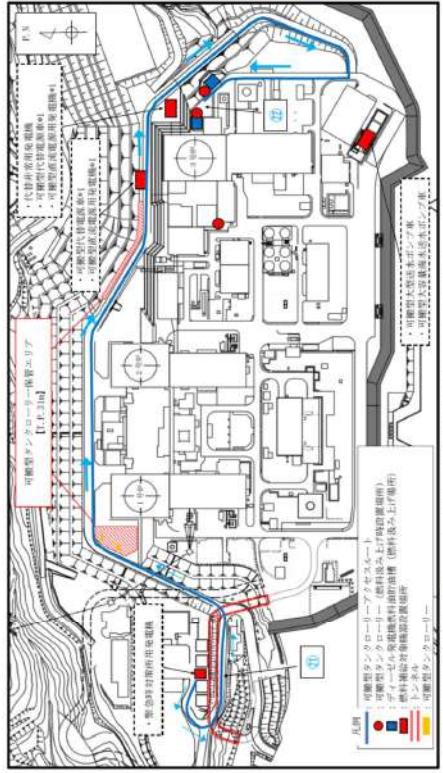
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.10 可搬型タンクローリー、可搬油ポンプによる給油ポートにより補給する場合</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬油ポンプによる給油ポートにより補給する場合。2箇所ある貯蔵場所のうち、アケセル可能な場所に設置する。</p> <p>図57.11.20 移動及び輸送ルート (10/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

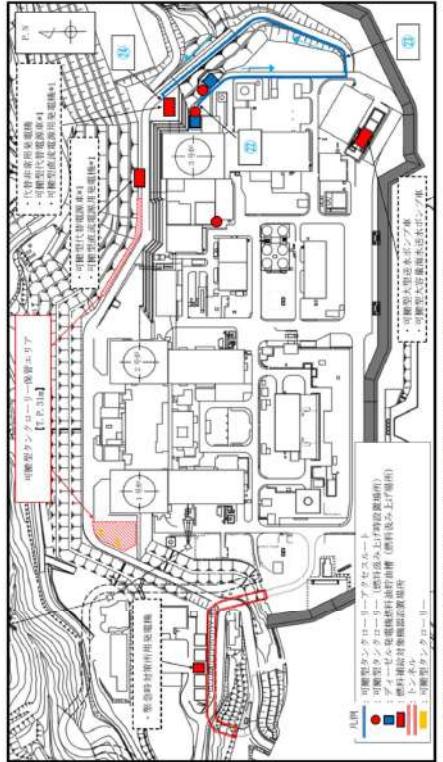
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.11 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油管）により補給する場合 移動式燃料給付ルート (11/20)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー給油管は、2箇所ある設備場所のうち、アセサヘ開港場に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

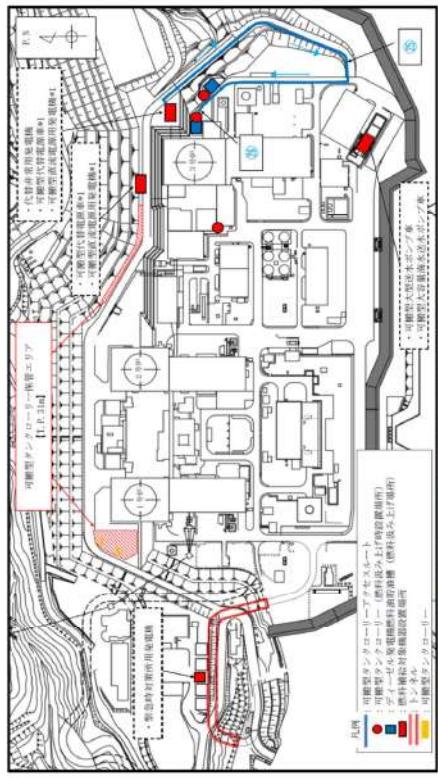
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.12 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー一括油ポンプにより補給する場合） 移動及び補給ルート（12/20）</p> <p>*1: 可搬型タンクローリー、可搬型直結油ポンプ用油槽、2面異なる給油施設があるうち、アクスル可能な側面に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

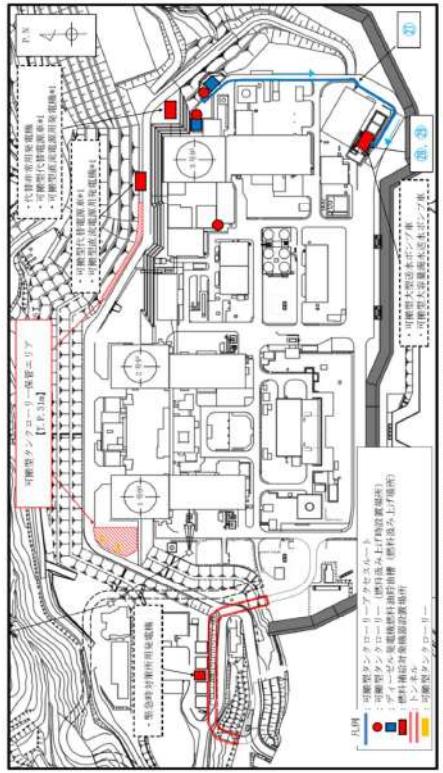
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

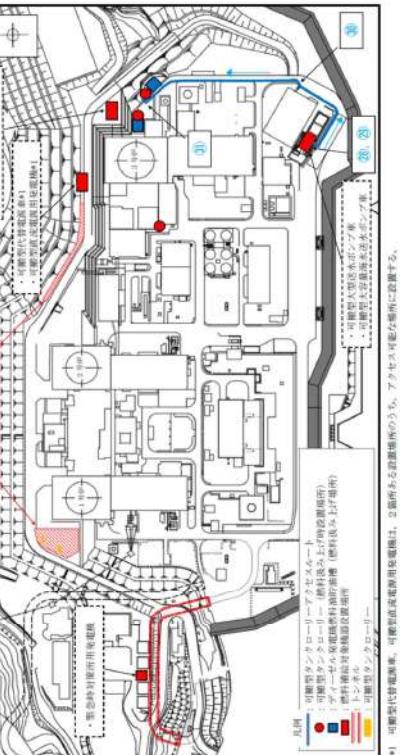
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Nuclear Power Plant. Key features include the reactor buildings, various auxiliary structures, and the fuel transport system. A red line highlights the '可搬型タンクローリー輸送ルート' (movable tank truck transport route) which starts near the reactor buildings and extends through the plant area. Other highlighted areas include '可搬型タンクローリー保管場' (movable tank truck storage area) and '可搬型タンクローリー給油場' (movable tank truck refueling area). The map also shows '可搬型タンクローリー車セミトレーラー' (movable tank truck semi-trailer) and '可搬型タンクローリー車セミトレーラー' (movable tank truck semi-trailer) locations.</p> <p>図57.11.13 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油場）により補給する場合 移動式ガソリンルート (13.20)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー用油槽は、2箇所ある設置場所のうち、アクセスが難しくなる場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-14 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合） 図57-11-14 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプによる補給する場合）</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型貯蔵槽車を搬出。2箇所ある貯蔵場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p> <p>移動及び補給ルート (14/20)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

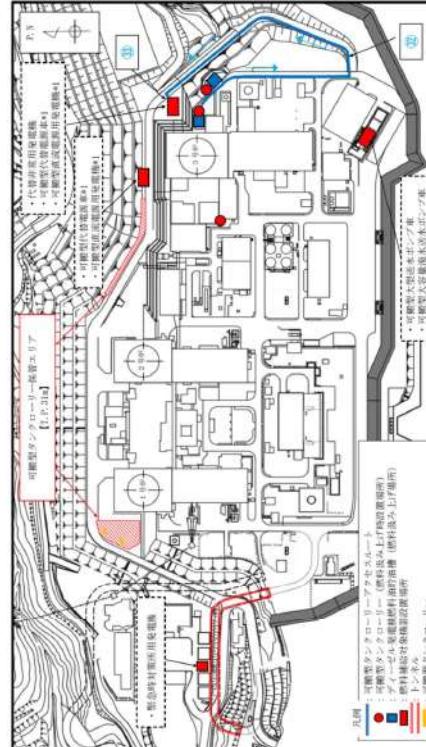
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.15 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合）</p> <p>移動及び補給ルート（15/20）</p> <p>図57.11.15 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合）</p> <p>移動及び補給ルート（15/20）</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

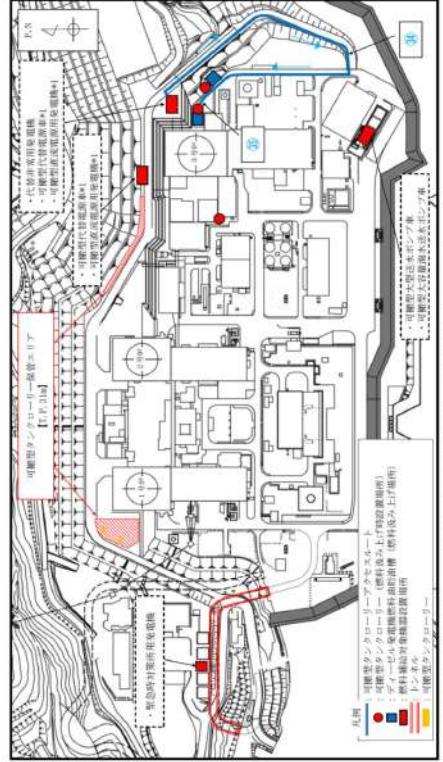
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11.16 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油セルバートにより補給する場合) 移動式給油ルート (16.20)</p> <p>*1 年齢交代停電時、可搬型タンクローリーを用いる場合の「アセスリクシタ」は、2箇所ある認證箇所のうち、アセスリクシタ側方に設置する。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

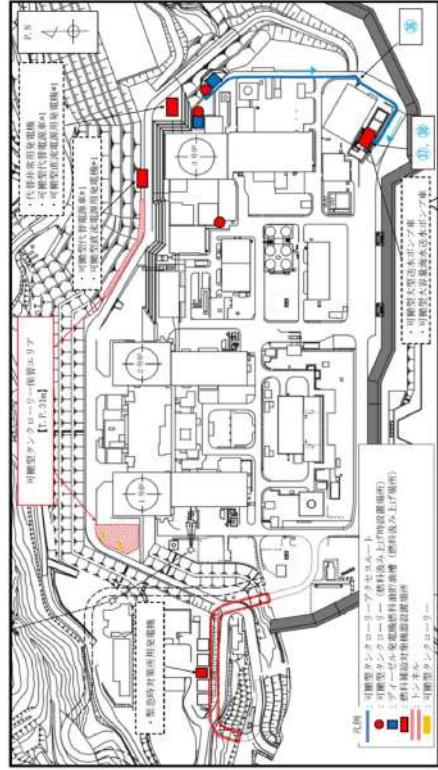
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>Figure 57.11.17: Site map of Tomi Power Plant showing fuel supply routes and storage tanks. The map highlights the mobile tank truck route (red line) from the fuel storage tanks to the reactor building. Labels include: 可搬型タンクローリー (Mobile tank truck), 可搬型タンクローリー用給油ポート (Mobile tank truck fueling port), 原油貯蔵槽 (Crude oil storage tank), ディーゼル燃料貯蔵槽 (Diesel fuel storage tank), 燃料油貯蔵槽 (Fuel oil storage tank), ドーム (Dome), 可搬型タンクローリー (Mobile tank truck), and 原油貯蔵槽 (Crude oil storage tank). A note at the bottom left states: *1 原油貯蔵槽周囲、可搬型タンクローリー (Mobile tank truck)給油ポートにより油給付する場合、アセス可能な範囲内に設置する。</p> <p>*1 原油貯蔵槽周囲、可搬型タンクローリー (Mobile tank truck)給油ポートにより油給付する場合、アセス可能な範囲内に設置する。</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

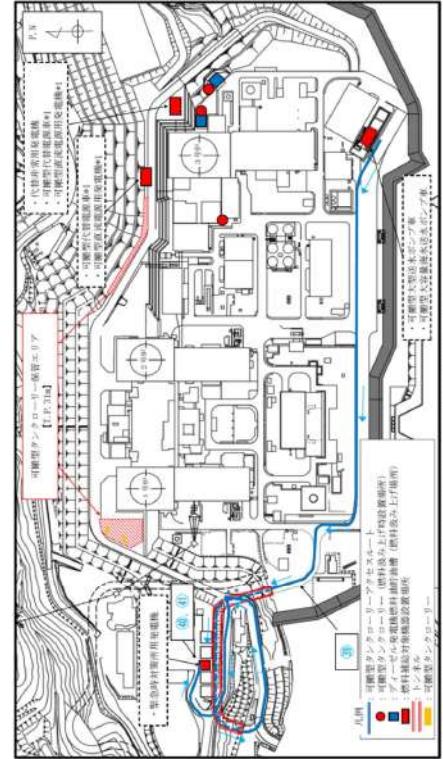
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.18 可搬型タンクローリー（可搬型タンクローリー給油がシップにより補給する場合）移動式燃料給付ポート (18/20)</p> <p>*1 可搬型代替供給車、可搬型油槽車用充填槽は、2面外から設置箇所のうち、アクセス可能な面に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

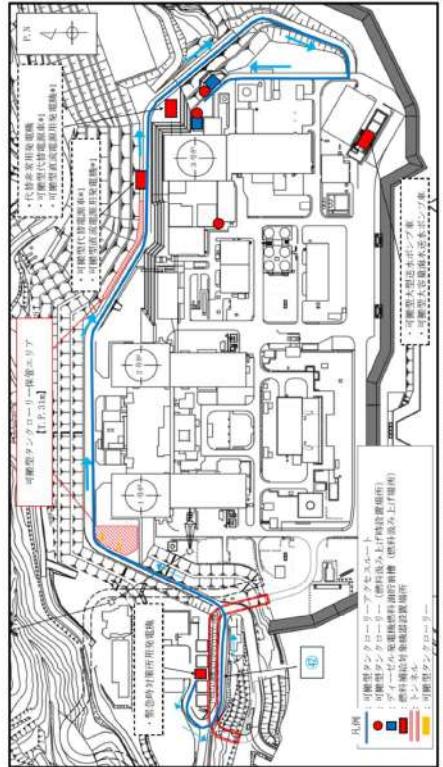
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>Figure 57.11.19: Site map of Tomi Nuclear Power Plant showing fuel transport routes and storage tanks. The map illustrates the layout of the plant buildings, roads, and the movement paths for mobile tank trailers (red lines) and railcars (blue lines). Key locations labeled include '可搬型タンクローリー [T1-T3用]' (Mobile Tanker for T1-T3), '可搬型タンクローリー [T4-T5用]' (Mobile Tanker for T4-T5), '可搬型タンクローリー [T6-T7用]' (Mobile Tanker for T6-T7), '可搬型タンクローリー [T8-T9用]' (Mobile Tanker for T8-T9), '可搬型タンクローリー [T10-T11用]' (Mobile Tanker for T10-T11), '可搬型タンクローリー [T12-T13用]' (Mobile Tanker for T12-T13), '可搬型タンクローリー [T14-T15用]' (Mobile Tanker for T14-T15), '可搬型タンクローリー [T16-T17用]' (Mobile Tanker for T16-T17), '可搬型タンクローリー [T18-T19用]' (Mobile Tanker for T18-T19), '可搬型タンクローリー [T20-T21用]' (Mobile Tanker for T20-T21), and '可搬型タンクローリー [T22-T23用]' (Mobile Tanker for T22-T23).</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

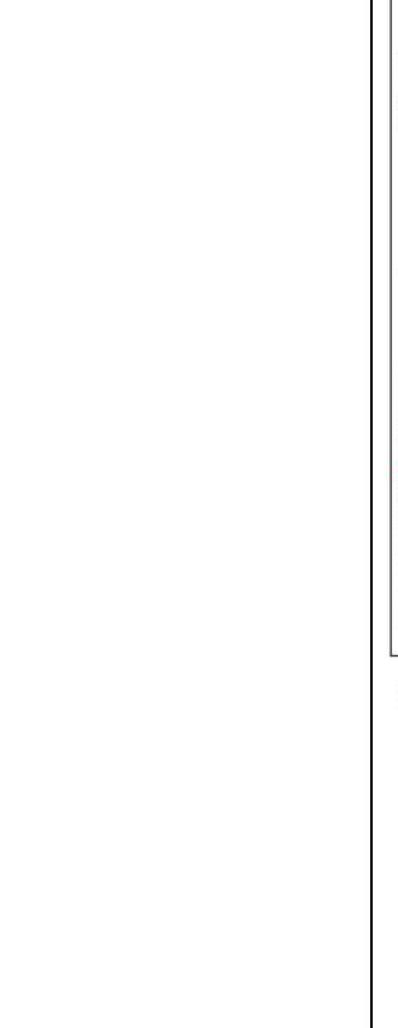
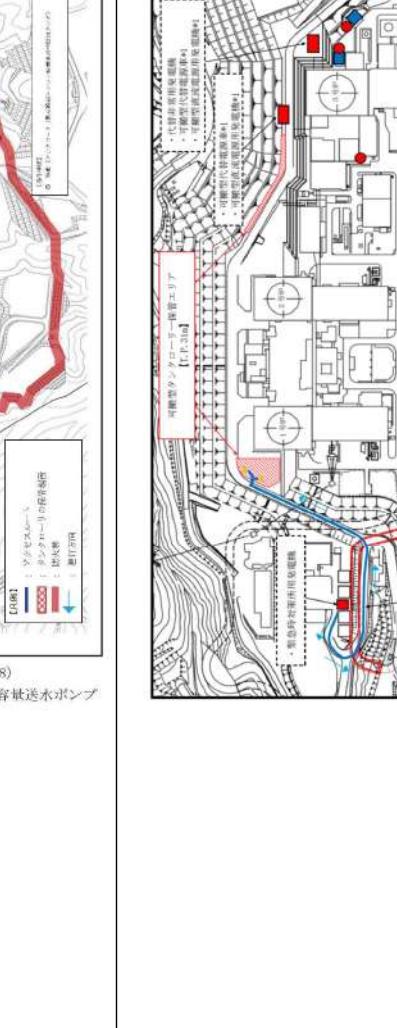
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Power Plant. It shows various buildings, roads, and infrastructure. A specific area is highlighted in red, labeled '可搬型タンクローリー一時保管場所 [P.T.10a]' (Mobile tank truck temporary storage site). A blue line indicates the '移動及び輸送ルート (20/200)' (Movement and transport route). Other labels include 'P.T.3' (Point 3), 'P.T.4' (Point 4), and 'P.T.5' (Point 5). A legend at the bottom right defines symbols for '可搬型タンクローリー' (Mobile tank truck), '貯蔵槽' (Storage tank), 'ダーベリ' (Derrick), '燃料油供給装置' (Fuel oil supply equipment), '燃科油供給装置' (Kankai oil supply equipment), 'トロッカ' (Trolley), and '可搬型タンクローリー' (Mobile tank truck).</p> <p>図 57.11-20 可搬型タンクローリー (可搬型タンクローリー給油ポンプにより油給付場合) 図 57.11-21 可搬型タンクローリー、可搬型直送燃料用車輌2、2箇所から送油場所のうち、アセス可能な場所に設置する。</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所 3号炉 SA基準適合性 比較表

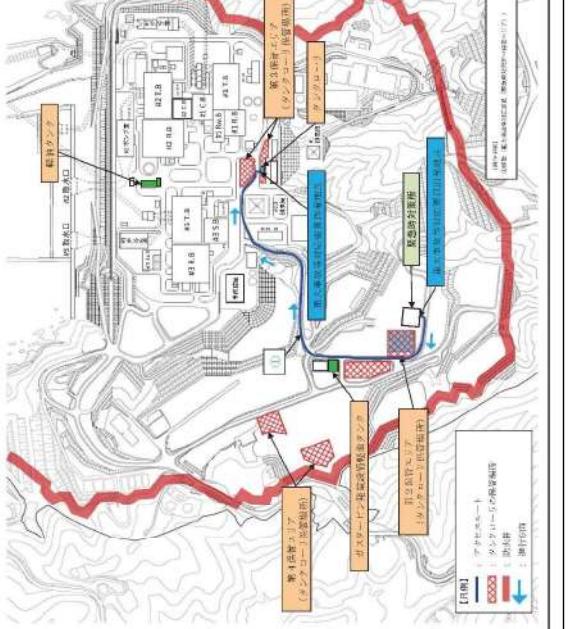
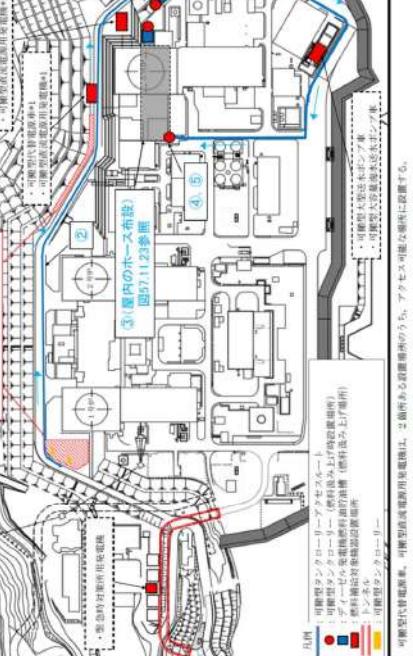
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

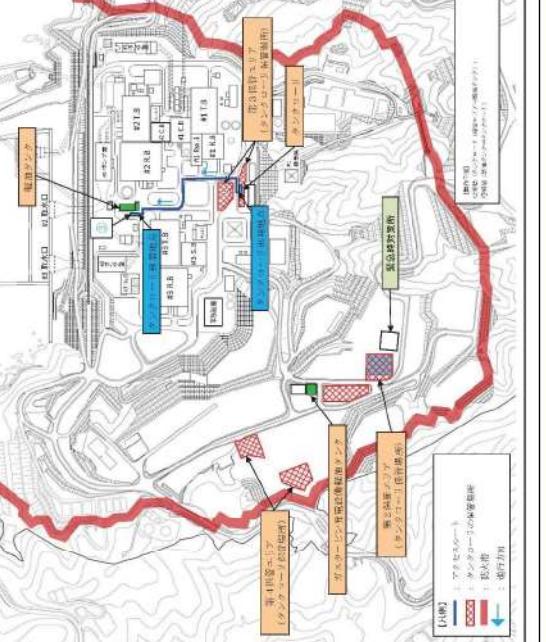
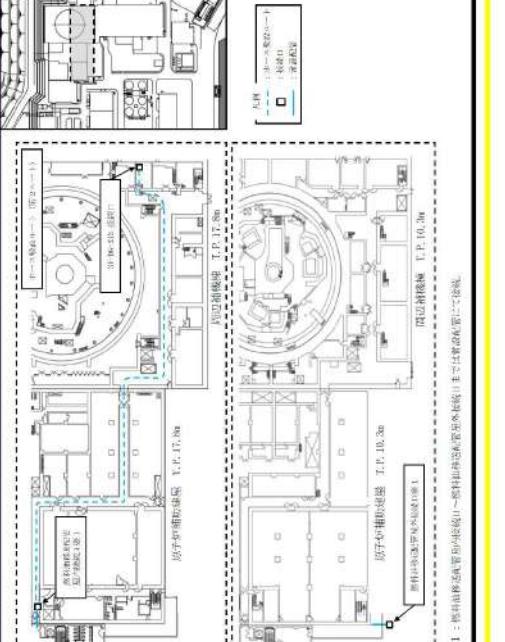
### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図57-11-8 タンクローリーA 移動及び補給ルート (8/8)      (注水用の大容量送水ポンプ(タイプ1)、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ(タイプ1)及び熱交換器ユニット)</p>	 <p>図57-11-21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	 <p>図57-11-21 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び補給ルート (1/21)</p>	<p>【大飯】      記載の充実 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】      運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

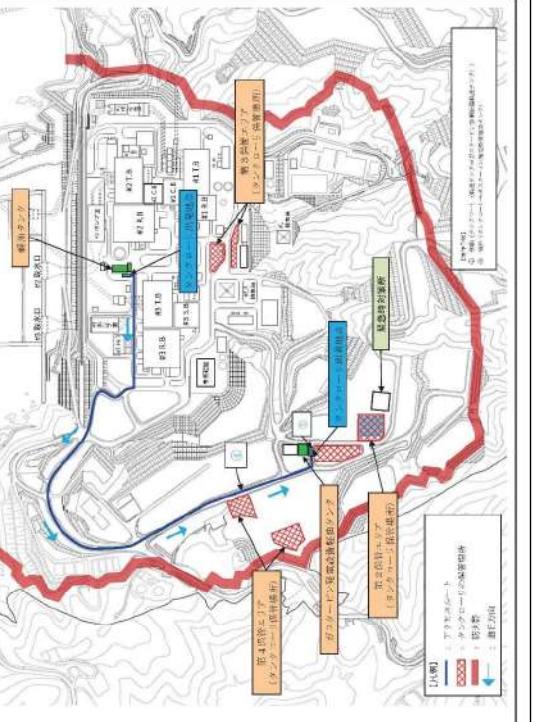
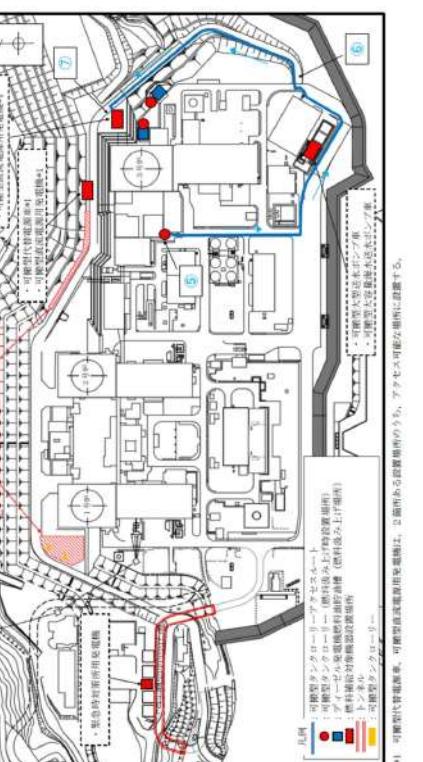
### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図 57-11-9 タンククローリーB 移動及び補給ルート (1/4) (ガスタービン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57-11-22 可搬型タンククローリー (ディーゼル発電機燃料移送ボンプ)により補給する場合 移動及び補給ルート (2/21)</p>	 <p>*1 可搬型タンククローリー、可搬型タンククローリーA(タセルバー)、可搬型タンククローリーB(燃料汲み上げ槽)、ディーゼル発電機燃料移送ボンプ(燃料汲み上げ槽)、燃料油供給装置設置場所、タンククローリー</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンククローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-10 タンクローリーB 移動及び補給ルート (2/4) (ガスター・ビン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57-11-23 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)により補給する場合</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセルルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-11-11 タンクローリーB 移動及び補給ルート (3/4) (ガスターイン発電設備軽油タンク)</p>	 <p>図 57-11-24 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料移送ポンプ)により補給する場合 移動及び補給ルート (4/21)</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

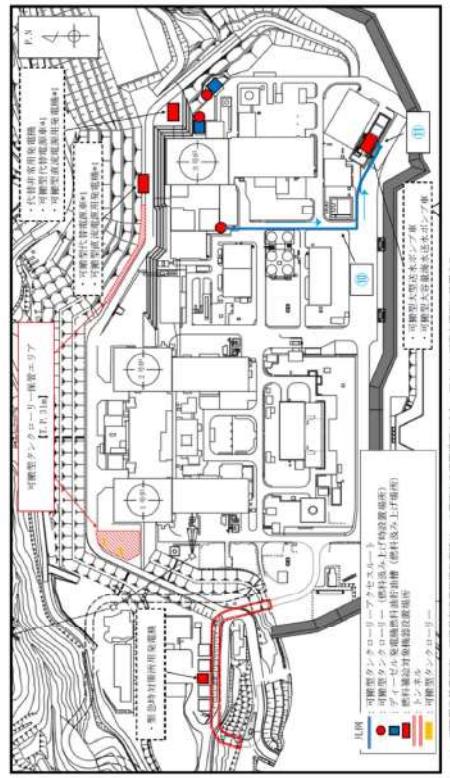
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-11-12 タンクローリーB 移動及び補給ルート (4/4) (ガスバービン発電設備用タンク)</p>	<p>図 57-11-25 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移注ポンプ)により補給する場合</p> <p>*1 可搬型タンクローリー。引取料が支障となる場合は、2種類ある搬運搬出物のうち、アクセル可能な搬出物に置換する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>移動及び補給ルート (5/21)</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>The site map illustrates the layout of the Tomi Power Plant. Key features include:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Fuel Supply Routes:</b> Red lines indicate various fuel supply routes, including mobile tank trucks (marked with red circles) and diesel fuel tanks (marked with blue squares).</li> <li><b>Storage Tanks:</b> Large rectangular tanks are shown, some labeled with Japanese text such as "可搬型タンクローリー" (mobile tank truck) and "ディーゼル発電機用油槽" (diesel generator oil tank).</li> <li><b>Buildings:</b> Various industrial buildings are depicted throughout the facility.</li> <li><b>Legend:</b> A legend at the bottom right provides color-coded keys for different types of equipment and infrastructure.</li> </ul> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用油槽）は、2箇所から設置場所のうち、アセス可能な場所に設置する。</p> <p>図57.11.26 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用油槽）供給ルート（6.21）</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

図 57.11.27 可搬型タンクローリー（ディーゼル式発電機用発電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に配置する。）

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

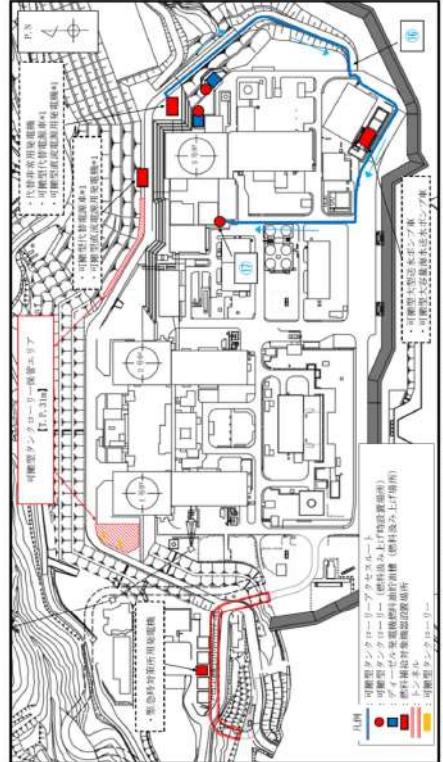
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

図 57.11.28 可搬型タグローリー（ディーゼル充電機燃料補給ボンブにより補給する場合）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

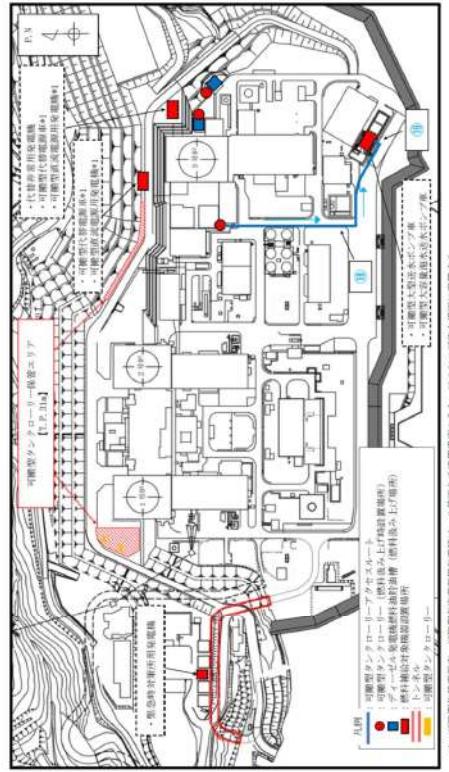
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.29 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料搬送ポンプ）により補給する場合 移動及び補給ルート（9/21）</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

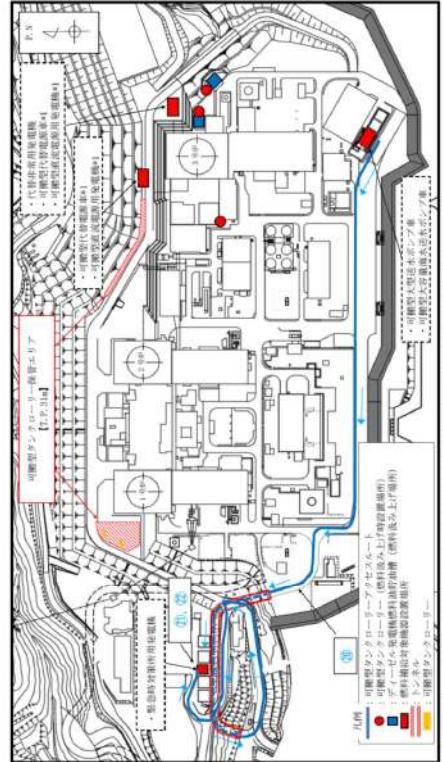
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.30 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ）により輸送する場合 ④ 可搬型タンクローリー、可搬型タンク貯蔵庫、2箇所ある貯蔵庫のうち、アタミ可搬式場所に配置する。</p> <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

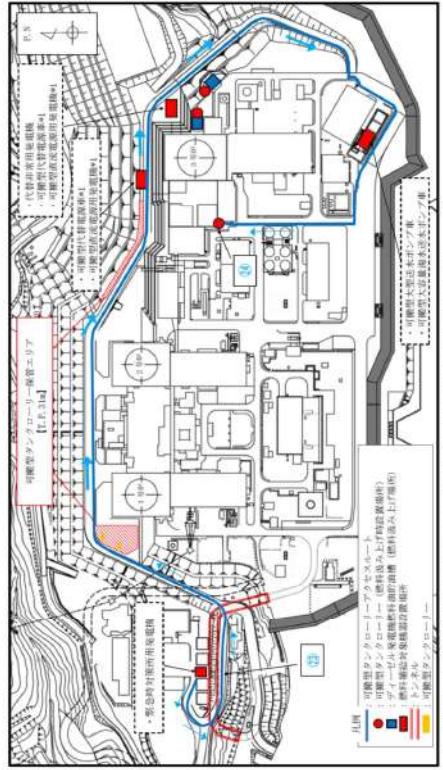
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンククローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>§§ 57.11.31 可搬型タンククローリー（ディーゼル式発電機燃料油移送ポンプにより給油する場合） 移動式給油ルート (11/21)</p> <p>4.1 可搬型タンククローリー、可搬型タンク用充電器は、当該所から最寄駅所のところへ向かう場合に算入する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用燃料供給路）は、2箇所から記載箇所のうち、アクセス可能な箇所に記載する。</p> <p>図 57.11.32 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用燃料供給路）により輸送する場合 移動及び油箱ルート (12/21)</p>	<p><b>【大飯】</b> 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p><b>【女川】</b> 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

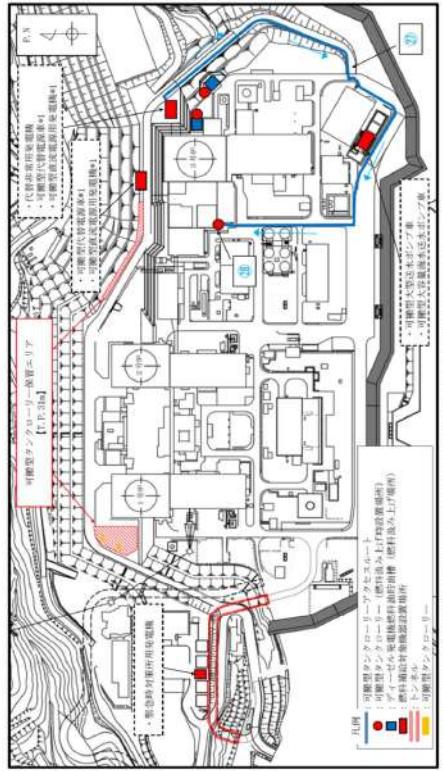
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11.33 可搬型タンクローリー（ディーゼル式電機燃料油移動ポンプにより補給する場合） 移動式燃料供給ルート (13.21)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型油槽車用油槽車は、2箇所ある設置場所のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

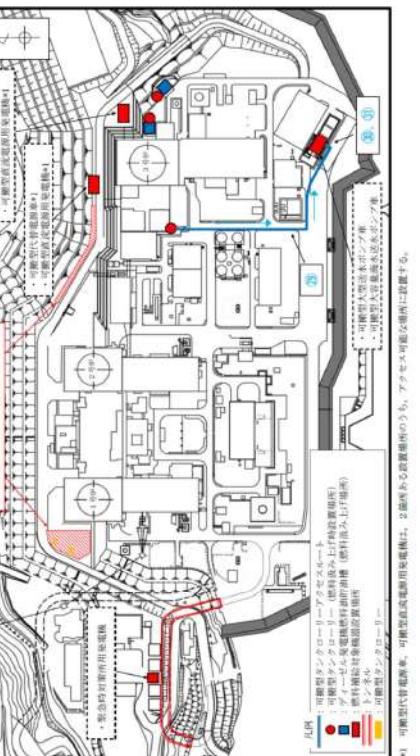
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57-11-34 可搬型タンクローリー・ディーゼル発電機燃料搬送ポンプに土上輸送する場合</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型直通運搬車は、2箇所ある貯蔵場所のうち、アケシヤ可能を場所に設置する。</p> <p>移動及び輸送ルート (14/21)</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

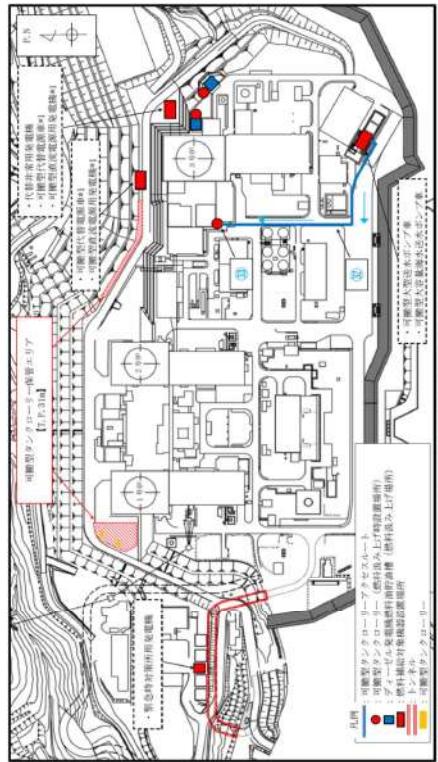
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 67.11.35 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 移動及び輸送ルート (15/21)</p> <p>*1 今回の改修計画、可搬型タンクローリー、2箇所から給油場所のうち、アクセス可能な場所に計画する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

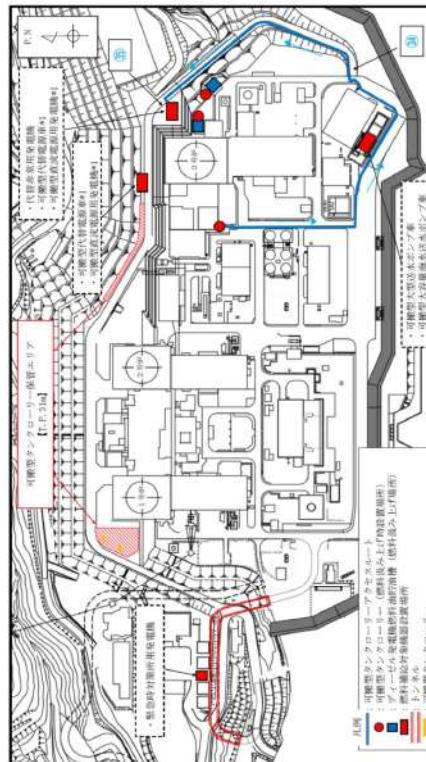
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11.36 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより輸送する場合） 移動式燃料ルート (16/21)</p> <p>*：可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー、2箇所ある貯蔵庫のうち、アクセル可能な側方に配置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

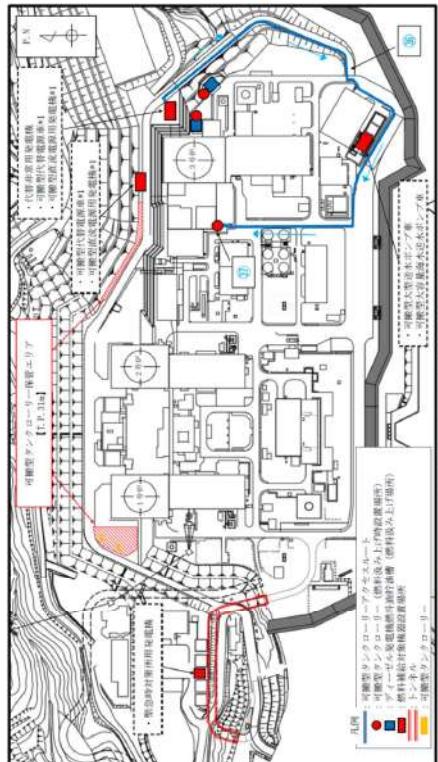
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図57.11-37 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料移設用シップ）により輸送する場合 移動及び輸送ルート (17/21)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料移設用シップ）により輸送する場合、2箇所ある貯蔵槽のうち、アクセス可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

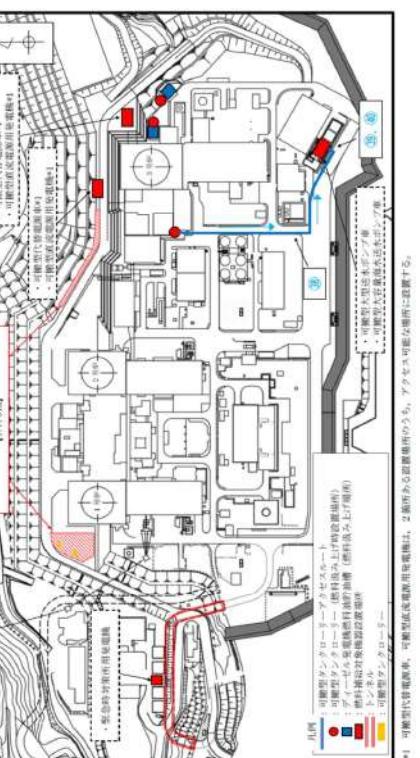
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11.38 可搬型タクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合） 移動及び補給ルート（18/21）</p> <p>* 可搬型タクローリー、可搬型タクシングルート、2箇所ある設置場所のうち、アセスルートが異なる箇所に設置する。</p>	

### 第57条 電源設備（補足説明資料）

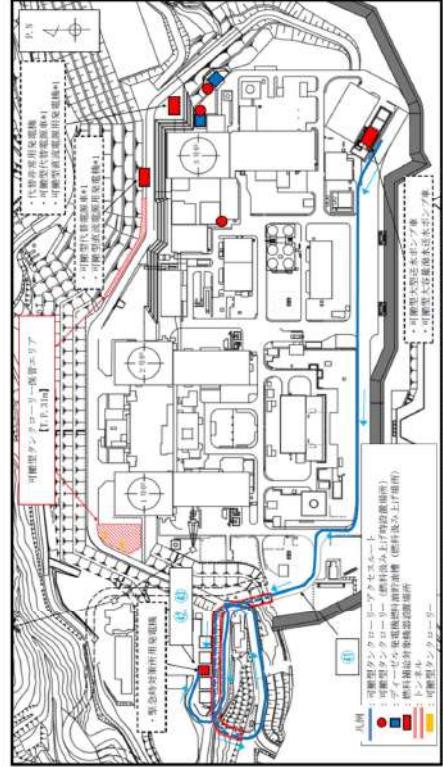
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図 57.11.39 可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合) 移動及び輸送ルート (19/21)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンク貯蔵庫、可搬型タンク貯蔵庫用充電機は、2箇所ある設置場所のうち、アクセル可能な場所に設置する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型タンクローリーのアクセルルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図 57.11.40 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用油移動ルート） 図 57.11.40 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機用油移動ルート）により補給する場合 移动及び搬出ルート (20/21)</p>	

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 運用の相違 ・可搬型タンクローリーのアクセスルートに相違はあるが、燃料補給ルートを確保している点においては同等である。</p> <p>図57.11-41 可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油送油ポンプにより給油する場合） 移動及び堆積ルート (21/21)</p> <p>*1 可搬型タンクローリー、可搬型タンク用充電施設は、2施設から設置場所のうち、アセスルートに設置する。</p>	

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>11.2 原子炉格納容器ベントに伴う補給作業への悪影響有無について</p> <p>原子炉格納容器ベント後数時間においては、プラント周辺の雰囲気線量が上昇するため、各可搬型重大事故等対処設備への補給が困難になる可能性がある。ここでは、原子炉格納容器ベント後の補給作業成立性について述べる。</p> <p>11.2.1 検討条件</p> <p>雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）が発生し、原子炉格納容器ベントに至ることを想定する<sup>※</sup>。交流電源はガスタービン発電機によりプラントに供給されていると仮定する。 ※中央制御室設計における被ばく評価にて想定する基本シナリオと同じ</p> <p>11.2.2 放射性雲通過時の補給の必要性</p> <p>同条件下において、機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備は以下のとおり。</p> <p>ガスタービン発電機 2台 注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）1台 熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）1台 熱交換器ユニット 1台</p> <p>事象発生から約45時間以降に原子炉格納容器ベントに至ることを考慮し、ガスタービン発電設備軽油タンク、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）は原子炉格納容器ベントに伴う待避前までに一度補給を行うこととする。</p> <p>11.2.3 タンクローリーを用いた補給作業時の被ばく線量について</p> <p>ガスタービン発電機、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）について実負荷での燃料消費量から、連続運転可能時間の評価を行う。なお、ガスタービン発電設備軽油タンクへの補給にタンクローリー1台、熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）設備への補給にタンクローリー1台で行うことを想定する。熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）は、原子炉格納容器除熱等に必要な流量は約1,200m<sup>3</sup>/h (1.2MPa)であるが、残留熱除去系及び代替循環冷却系が使用できず、原子炉格納容器ベントを実施する状況において必要な流量は600m<sup>3</sup>/h (0.7MPa)以下であるため、残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）の流量を絞ることにより、連続運転可能時間を延長することができる。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</li> </ul>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p><b>【ガスタービン発電機】</b>            ガスタービン発電機は、連続運転可能時間は、  <math>(300\text{kL}+160\text{kL}^{\text{青}}) \div 2.46\text{kL/h}=186\text{h}</math>            ※ガスタービン発電機は、軽油タンクからタンクローリにて            160kL(補給回数40回)を燃料補給する。</p> <p><b>【熱交換器ユニット】</b>            热交換器ユニットの連続運転可能時間は、  <math>900\text{L} \div 56\text{L/h}=\text{約 }16\text{h}</math></p> <p><b>【熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）】</b>            残留熱除去系及び代替循環冷却系の機能喪失確認後に、以下の            とおり流量を600m<sup>3</sup>/h及び吐出圧を0.7MPaに調整を実施する。            流量：600m<sup>3</sup>/h 吐出圧：0.7MPa 燃料消費量：60L/h            大容量送水ポンプ（タイプI）の連続運転可能時間は、  <math>990\text{L} \div 60\text{L/h}=\text{約 }16\text{h}</math></p> <p>ガスタービン発電機は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は<math>(300\text{kL}+160\text{kL}-12\text{kL}^{\text{青}}) \div 2.46\text{kL/h}=182\text{h}</math>となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要なく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>熱交換器ユニット及び熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）は、原子炉格納容器ベント開始後から放射性雲通過するまで10時間であり、また、ベント前後の要員の移動等で約1時間を要するが、連続運転可能時間は<math>16\text{h}-12\text{h}=4\text{h}</math>となるため、原子炉格納容器ベント中に補給作業する必要はなく、放射性雲通過後、適宜補給を行う必要がある。</p> <p>※タンクローリにて4時間に1回(4kL/回)燃料補給するため、放射性雲通過中は<math>12\text{h} \div 4\text{h}=3</math>回分の燃料補給ができなくなる。</p> <p>11.2.4 タンクローリを用いた補給作業時の被ばく線量について</p> <p>タンクローリを用いた補給作業場所である、ガスタービン発電設備軽油タンクを設置するガスタービン発電設備地下軽油タンクピット付近、注水用の大容量送水ポンプ（タイプI）を設置する淡水貯水槽付近、熱交換器ユニット用の大容量送水ポンプ（タイプI）を設置する海水ポンプ室付近及び熱交換器ユニットを設置する原子炉建屋大物搬出入口付近のうち、被ばく線量が一番高い場所は、原子炉格納容器フィルタベント系の排気口に近い原子炉建屋大物搬出入口であり、当該場所で補給作業を実施した場合、補給に伴う現場作業を約45分と見積もると以下のとおりとなる。</p>		<p><b>【女川】</b>            運用の相違            ・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

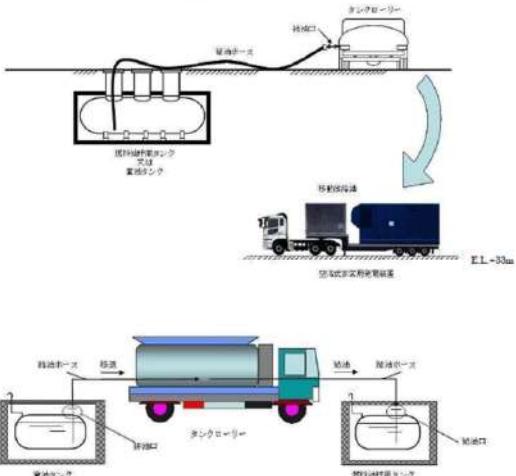
第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>7.1mSv/h × (45 ÷ 60) h=5.4mSv</p> <p>なお、プラント周辺の雰囲気線量率は時間経過に伴い低下していくことから、これ以降の補給作業時の被ばく線量は上記の値以下となる。</p> <p>11.2.5 検討結果</p> <p>上記のとおり、原子炉格納容器ベント後のプラント周辺の雰囲気線量を考慮し、補給作業の成立性を確認した結果、原子炉格納容器ベント後の補給作業時の被ばく線量は最大で5.4mSvとなり、緊急時の作業基準である100mSvを下回っているため、補給作業は実施可能である。</p>		<p>【女川】</p> <p>運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は50条第2項に要求により、原子炉格納容器内の圧力を大気中に逃がすための設備である原子炉格納容器フィルタベント系を設けている。一方、PWRアイスコンデンサ型格納容器を有しない泊は適用対象外である。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>57-8 タンクローリーによる燃料補給について</p> <p>・川内1.2号機の常設代替電源である大容量空冷式発電機（燃料消費率 1,370L/h）の燃料補給については、外付けで燃料タンクおよび燃料ポンプが備え付けることで、給油間隔を約8時間としている。</p> <p>・高浜3.4号機の空冷式非常用発電装置に外付け燃料タンク及び燃料ポンプは付いていないが機器付タンク 1.66m<sup>3</sup>を有し、燃料消費率が約 238.2L/h であることから起動から始発までの時間は約 7時間と想定している。空冷式非常用発電装置の運転開始約 2.4 時間後の燃料補給以降、約 3 時間毎の給油間隔としている。</p> 			<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。</li> <li>・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。</li> </ul>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>○空冷式非常用発電装置、電源車等への燃料（重油）補給（イメージ）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川に合わせた記載方針とするため、大飯は比較対象外とした。</li> <li>・可搬型タンクローリーの給油間隔に問題が無い事の説明については、女川と同様に容量設定根拠（可搬型タンクローリー）に記載している。</li> </ul>			

## 泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について	57-12 その他設備	57-12 その他設備	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績を参照） 【大飯】 項目番号の相違 (以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する)

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

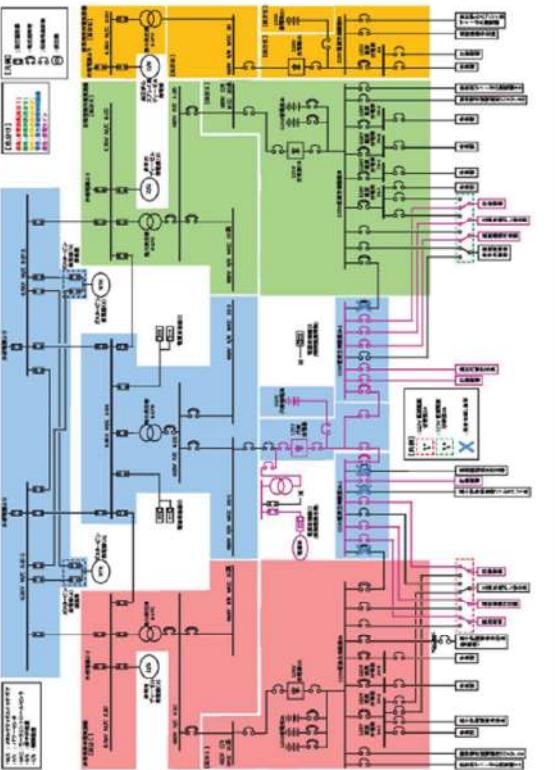
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>1. 125V代替充電器用電源車接続設備 125V代替充電器用電源車接続設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>125V代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接125V代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-1及び図57-12-2に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載の充実（女川審査実績の反映） 【女川】 設備・運用の相違 ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-1 125V 代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(別御壁面北側))</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違            ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。            ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 57-12-2 125V代替充電器用電源車接続設備系統図 (電源車～電源車接続口(制御建屋南側))</p>		<p><b>【女川】</b> 設備・運用の相違 ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して125V充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から125V代替充電器に給電する手段を整備している。</p> <p>・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR  
固有の設備や対応手段であり、泊3  
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

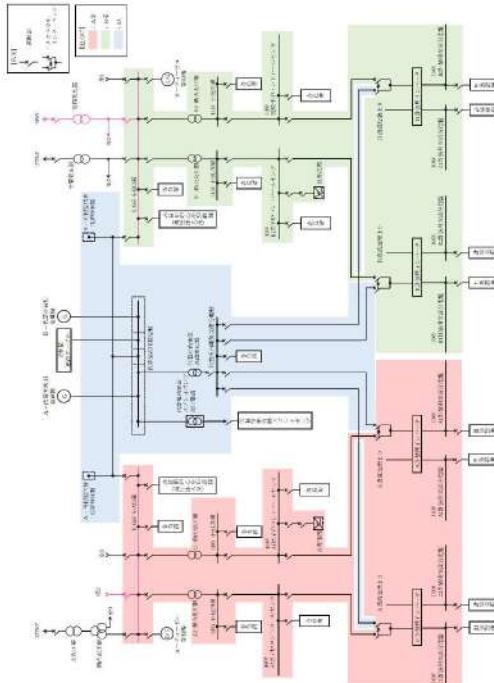
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1. 後備変圧器</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV送電線から非常用高圧母線に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。</p> <p>後備変圧器は、66kV送電線から受電し、非常用高圧母線の遮断器を操作することで、非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p>	<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は大飯と同様に66kV（大飯は77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第57条 電源設備（補足説明資料）

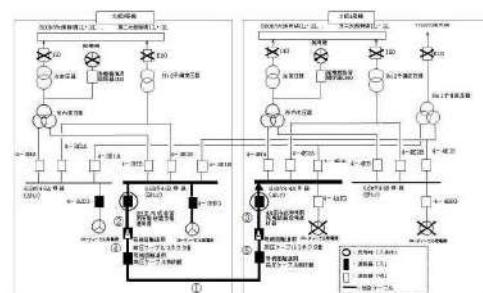
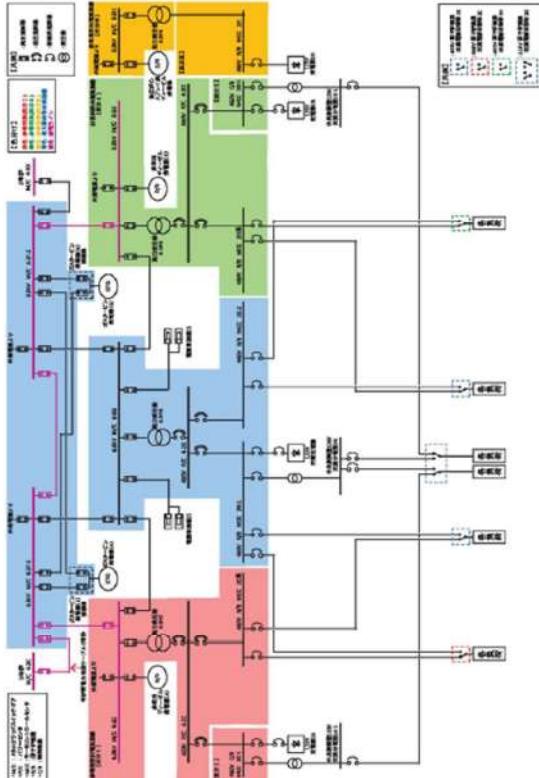
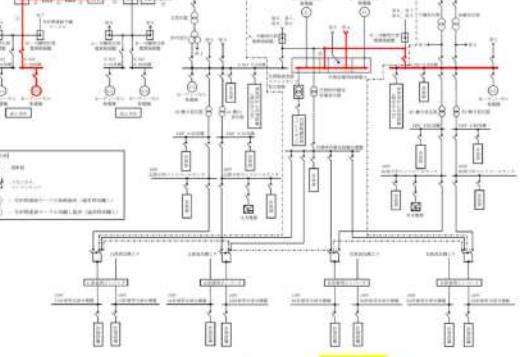
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

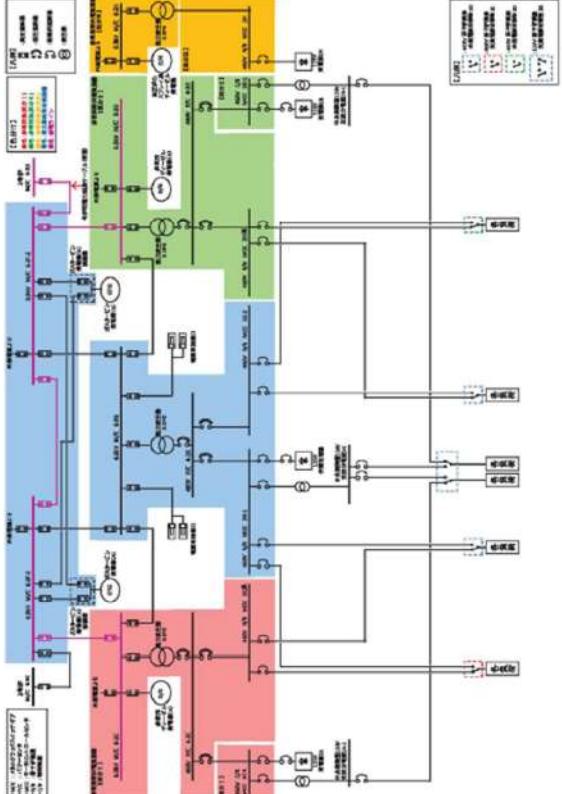
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯、女川】</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は大飯と同様に 66kV（大飯は 77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。</li> </ul> <p>図 57-12.1 後備変圧器系統図 (6-a) 及び(6-b)高圧母線 (6-c) 低圧</p>

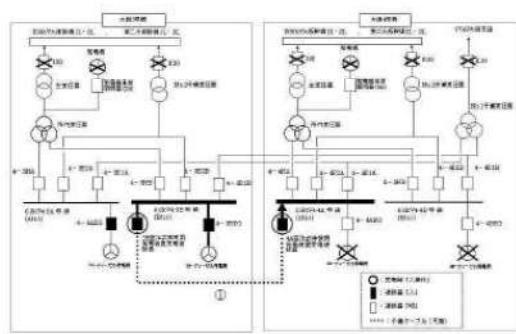
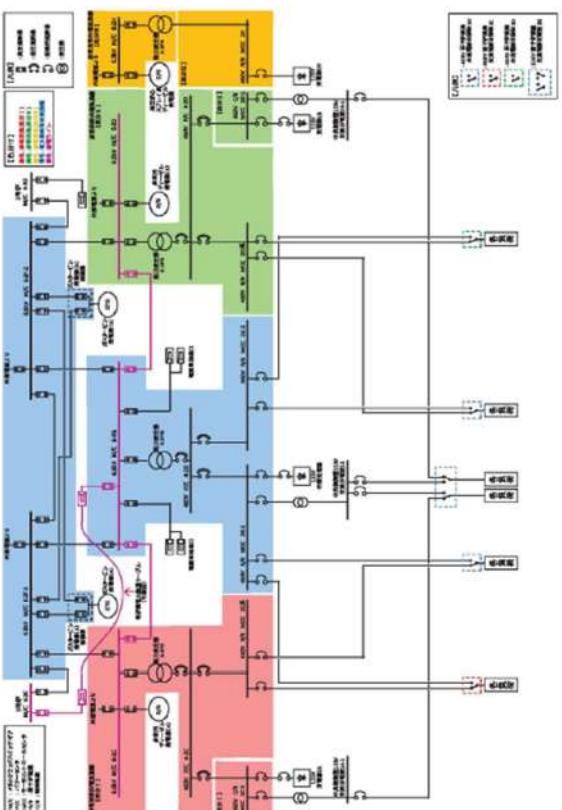
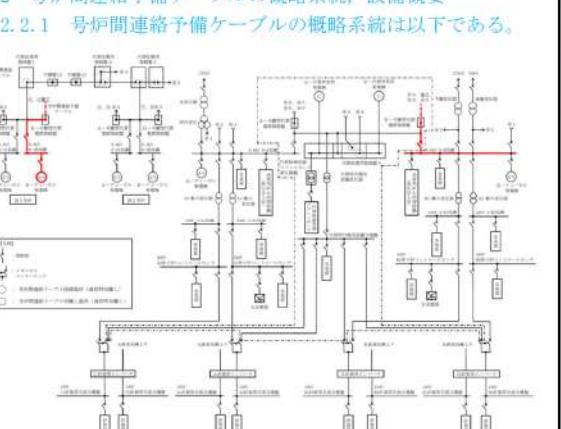
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル(常設)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(緊急用電気品建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線(原子炉建屋側)及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図57-12-3～6に示す。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>2. 号炉間電力融通設備</p> <p>号炉間電力融通設備は、設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合、他号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉及び他号炉の非常用高圧母線の遮断器を操作することで、3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。なお、号炉間連絡ケーブルが使用できない場合は、配備している号炉間連絡予備ケーブルを用いて3号炉の非常用高圧母線に電源供給する設計とする。</p> <p>なお、本設備は事業者の自主的な取り組みで設けるものである。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載の充実（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は複数号炉同時申請のため、号炉間電力融通設備を「重大事故等対処設備」として整備している。</li> <li>・泊は女川と同様に単独号炉申請のため、「自主対策設備」として整備する。</li> <li>また、女川は2号炉代替所内電気設備及び3号炉非常用所内電気設備を使用する構成に対して、泊は他号炉の非常用高圧母線及び3号炉非常用高圧母線を使用する構成である。</li> </ul> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル（常設）</p> <p>一泊：号炉間連絡ケーブル</p> <p>女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）</p> <p>一泊：予備ケーブル</p> <p>（以降、「設計・運用の相違（号炉間電力融通設備）」と記載する。）</p> <p>【女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川：使用済燃料プール→泊：使用済燃料ピット</li> <li>・女川：号炉間電力融通ケーブル→泊：号炉間連絡ケーブル</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川は号炉間電力融通設備について、概要図を用いて説明しており項目分けしていないが、泊は大飯と同様に項目を分けて説明している。</li> </ul>

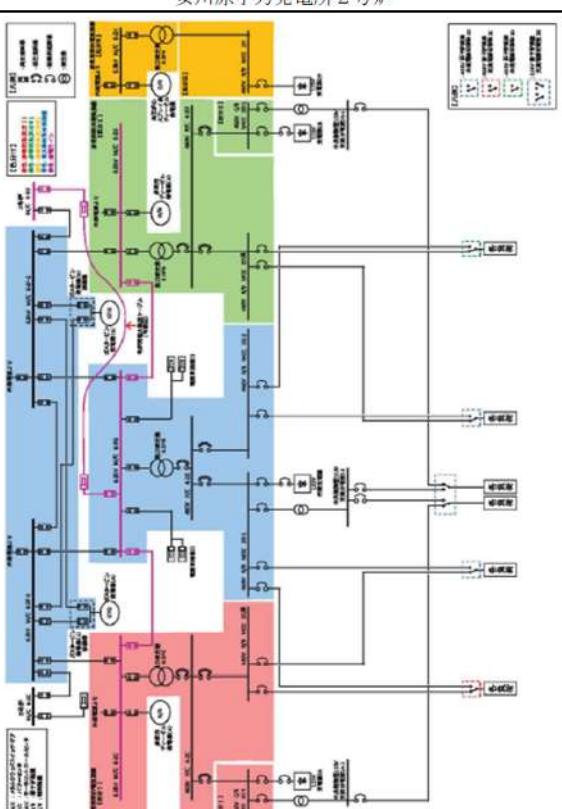
## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>57-13 号機間電力融通ケーブルの設備構成について</p> <p>1. 号機間電力融通ケーブル（常設）の概略系統、設備概要</p> <p>(1). 号機間電力融通ケーブル（常設）の概略系統は以下である。</p>  <p>設計基準対応設備から追加した箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電気ケーブル、コネクタ種類</th> <th>大飯3号炉</th> <th>大飯4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① FR-CSHVT 3c-150sq 2本</td> <td>約50m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-60sq 2本</td> <td>約50m</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>③ FR-CSHVT 3c-50sq 2本</td> <td>-</td> <td>約100m</td> </tr> <tr> <td>④ 今後電力融通用ケーブル追加予定</td> <td>各1本</td> <td>各1本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2). 連結方法</p> <p>常設の号機間融通用高圧ケーブルは、号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤内でコネクタ接続する。通常時は、コネクタは切り離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。</p> 	電気ケーブル、コネクタ種類	大飯3号炉	大飯4号炉	① FR-CSHVT 3c-150sq 2本	約50m	-	② FR-CSHVT 3c-60sq 2本	約50m	-	③ FR-CSHVT 3c-50sq 2本	-	約100m	④ 今後電力融通用ケーブル追加予定	各1本	各1本	 <p>図 57-12-3 号機間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線 3C 系～号機間電力融通ケーブル（常設）～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p>	<p>2.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統、設備概要</p> <p>2.1.1 号炉間連絡ケーブルの概略系統は以下である。</p>  <p>図 52.12.2 号炉間連絡ケーブル系統概要図</p> <p>表 52.12.1 号機間連絡ケーブル仕様及び敷設長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>電路（ケーブル）</th> <th>敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 180m</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 300m</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 20m</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 200m</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 370m</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 150m</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 230m</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約 180m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.1.2 連結方法</p> <p>号炉間連絡ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、代替給電用接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。通常時は、号炉間連絡ケーブルは切離し状態で、既設備への悪影響防止を図る。</p>		電路（ケーブル）	敷設長さ	①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 180m	②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 300m	③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 20m	④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 200m	⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 370m	⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 150m	⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 230m	⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 180m	<p>【女川】</p> <p>記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル（常設）→ 泊：号機間連絡ケーブル</p> <p>【大飯】</p> <p>設計・運用の相違（号機間電力融通設備）</p> <p>【大飯・女川】</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は図表番号及び名称の記載なし</li> <li>・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。</li> </ul> <p>【大飯・女川】</p> <p>設備名称の相違</p> <p>大飯：号機間電力融通ケーブル（常設）→ 女川：号機間電力融通ケーブル（常設）→ 泊：号機間連絡ケーブル</p> <p>【大飯・女川】</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。</li> <li>・女川は遮断器の手動操作による接続としている。</li> <li>・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。</li> </ul>
電気ケーブル、コネクタ種類	大飯3号炉	大飯4号炉																																											
① FR-CSHVT 3c-150sq 2本	約50m	-																																											
② FR-CSHVT 3c-60sq 2本	約50m	-																																											
③ FR-CSHVT 3c-50sq 2本	-	約100m																																											
④ 今後電力融通用ケーブル追加予定	各1本	各1本																																											
	電路（ケーブル）	敷設長さ																																											
①	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 180m																																											
②	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 300m																																											
③	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 20m																																											
④	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 200m																																											
⑤	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 370m																																											
⑥	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 150m																																											
⑦	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 230m																																											
⑧	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約 180m																																											

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-4 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高压母線3D系～号炉間電力融通ケーブル(常設) ～非常用高压母線2C系及び非常用高压母線2D系電路)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p><b>2. 号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）の概略系統、設備概要</b></p> <p>（1）号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）の概略系統は以下である。</p>  <p>手書きの仕様、配備数</p> <table border="1"> <tr> <th>電路（ケーブル、コネクタ）種類</th> <th>大飯3、4号炉</th> <th>配備数量（組）</th> </tr> <tr> <td>① FR-C5HVT 3c-38sq 2本</td> <td>約9.0m</td> <td>1（下書き）</td> </tr> </table> <p>（2）連結方法</p> <p>号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）は、3号及び4号炉の空冷式非常用発電装置受電しや断器間等で羽子板付予備ケーブルを布設し、しや断器の負荷側を解線し、両端を手動で接続（ボルト止め）する。</p> <p>予備ケーブルは、恒設ケーブルライン（安全系補機開閉室）と位置的分散を図った耐震建屋内に保管。</p> 	電路（ケーブル、コネクタ）種類	大飯3、4号炉	配備数量（組）	① FR-C5HVT 3c-38sq 2本	約9.0m	1（下書き）	 <p>図 57-12-5 号機間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3C系～号機間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>	<p><b>2.2 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統、設備概要</b></p> <p><b>2.2.1 号炉間連絡予備ケーブルの概略系統</b>は以下である。</p>  <p>図 52.12.3 号炉間連絡予備ケーブル系統概要図</p> <p><b>表 52.12.2 号炉間連絡予備ケーブルの仕様、敷設長さ及び配備数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>可搬型代替電源接続盤</th> <th>電路（ケーブル）</th> <th>敷設長さ</th> <th>配備数量（組）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 1号炉A</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>② 3号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>③ 1号炉D</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約570m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>④ 3号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2号炉A</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>⑥ 3号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約340m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>⑦ 2号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約450m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> <tr> <td>⑧ 3号炉B</td> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約310m</td> <td>1（予備1）</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2.2.2 連結方法</b></p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、羽子板付きケーブルであり、可搬型代替電源接続盤内の端子とボルト・ナットで接続する。</p> <p>号炉間連絡予備ケーブルは、号炉間連絡ケーブルと位置的分散を図った屋外（展望台西側エリア）及び51m倉庫・車庫に保管。</p>  <p>図 57.12.4 号炉間連絡予備ケーブル接続盤</p>	可搬型代替電源接続盤	電路（ケーブル）	敷設長さ	配備数量（組）	① 1号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1（予備1）	② 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）	③ 1号炉D	FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1（予備1）	④ 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）	⑤ 2号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）	⑥ 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1（予備1）	⑦ 2号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）	⑧ 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1（予備1）	<p><b>【女川】</b> 記載の充実（大飯審査実績の反映）</p> <p><b>【大飯・女川】</b> 設備名称の相違 大飯：号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）→女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型）→泊：号炉間連絡予備ケーブル</p> <p><b>【大飯・女川】</b> 記載表現の相違 ・大飯は図表番号及び名称の記載なし ・女川は記載内容は異なるものの、図表番号及び名称を記載する点については同等である。</p> <p><b>【大飯・女川】</b> 設備構成の相違 ・大飯はケーブルと盤をコネクタによる接続としている。 ・女川はケーブルと盤を手動接続後、遮断器の手動操作による接続としている。 ・泊はケーブルと盤をボルト・ナットによる接続としている。</p>
電路（ケーブル、コネクタ）種類	大飯3、4号炉	配備数量（組）																																											
① FR-C5HVT 3c-38sq 2本	約9.0m	1（下書き）																																											
可搬型代替電源接続盤	電路（ケーブル）	敷設長さ	配備数量（組）																																										
① 1号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1（予備1）																																										
② 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）																																										
③ 1号炉D	FR-HCV 単芯 80sq	約570m	1（予備1）																																										
④ 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）																																										
⑤ 2号炉A	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）																																										
⑥ 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約340m	1（予備1）																																										
⑦ 2号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約450m	1（予備1）																																										
⑧ 3号炉B	FR-HCV 単芯 80sq	約310m	1（予備1）																																										

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 57-12-6 号炉間電力融通設備系統図 (非常用高圧母線3D系～号炉間電力融通ケーブル(可搬型) ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p>		<p><b>【女川】</b> 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p><b>【女川】</b> 記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p>

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																	
<p>3. 電路等の電流容量</p> <p>(1) ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>①号機間電力融通ケーブル（常設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)、コネクタ種類</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-150sq 2条</td> <td>840A</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>② FR-CSHVT 3c-250sq 2条</td> <td>350A</td> <td>3号機 約50m 4号機 約100m</td> </tr> <tr> <td>③号機間電力融通用正弦波ケーブル（L型コネクタ）</td> <td>455A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>②号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)、コネクタ種類</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-38sq 2条</td> <td>330A</td> <td>約50m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時の必要容量電流193A（負荷容量1,759kW）を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW) = <math>\sqrt{3} V I \cos \theta</math> から、I[A]を求める。  <math>I[A] = 2,139 / \sqrt{3} \times 6.6 \times 0.8 \approx 193A</math></p> <p>なお、最大負荷として、号機間電力融通ケーブル（常設）は約3,200kW、号機間電力融通ケーブル（予備ケーブル）では約3,017kW相当が常時通電可能。</p> <p>第1表 全交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シールLOCA時に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量(kW)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充電器(A, B)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td></td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>計装用電源(A, B, C, D)</td> <td>充電器(A, B)に含む</td> </tr> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>高圧注入ポンプ（海水冷却）</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室空調ファン</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>合計(kW)</td> <td>1,759</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等防止技術的能力の添付資料1.14.4-(1)より引用</p>	電路(ケーブル)、コネクタ種類	許容電流容量	参考: 敷設長さ	FR-CSHVT 3c-150sq 2条	840A	約50m	② FR-CSHVT 3c-250sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m	③号機間電力融通用正弦波ケーブル（L型コネクタ）	455A		電路(ケーブル)、コネクタ種類	許容電流容量	参考: 敷設長さ	FR-CSHVT 3c-38sq 2条	330A	約50m	負荷名称	負荷容量(kW)	充電器(A, B)	77		77	計装用電源(A, B, C, D)	充電器(A, B)に含む	恒設代替低圧注水ポンプ	145	高圧注入ポンプ（海水冷却）	1,400	アニュラス空気浄化ファン	19	中央制御室空調ファン	19	中央制御室循環ファン	11	中央制御室非常用循環ファン	11	合計(kW)	1,759	<p>2.3 電路等の電流容量</p> <p>2.3.1 ケーブルの電流容量（連続許容電流）について</p> <p>表 52.12.3 号炉間連絡ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-CSHVT 3c-250sq 1条</td> <td>約280A</td> <td>約1070m</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 52.12.4 号炉間連絡予備ケーブル許容電流容量及び敷設長さ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路(ケーブル)</th> <th>許容電流容量</th> <th>参考: 敷設長さ(最長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FR-HCV 単芯 80sq</td> <td>約325A</td> <td>約570m</td> </tr> </tbody> </table> <p>最大所要負荷となる、全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時の必要容量電流約 234A（負荷容量2,139kW）を上回る電流容量としており問題ない。</p> <p>必要容量(kW) = <math>\sqrt{3} V I \cos \theta</math> から、I[A]を求める。  <math>I[A] = 2,139 / \sqrt{3} \times 6.6 \times 0.8 \approx 234A</math></p> <p>なお、最大負荷として、号炉間連絡ケーブルは約 2,560kW、号炉間連絡予備ケーブルでは約 2,970kW 相当が常時通電可能。</p> <p>表 57.12.5 全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時に必要な負荷</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負荷名称</th> <th>負荷容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧注入ポンプ</td> <td>1,098kW</td> </tr> <tr> <td>充電器(A, B)</td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td></td> <td>113kW</td> </tr> <tr> <td>計装用電源(安全系) (A, B, C, D)</td> <td>22kW (A充電器に含む) 22kW (B充電器に含む) 22kW (A充電器に含む) 22kW (B充電器に含む)</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ</td> <td>200kW</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化ファン</td> <td>39kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室給気ファン</td> <td>21kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室循環ファン</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環ファン</td> <td>5kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室照明等</td> <td>23kW</td> </tr> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒーター</td> <td>13kW</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ<sup>†</sup></td> <td>7kW</td> </tr> <tr> <td>合計(連続負荷)</td> <td>1,645kW</td> </tr> <tr> <td>(最大負荷)</td> <td>2,139kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 事故シーケンス上の最大負荷としては考慮していないが、代替非常用発電機の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p>	電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ(最長)	FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m	電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ(最長)	FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m	負荷名称	負荷容量	高圧注入ポンプ	1,098kW	充電器(A, B)	113kW		113kW	計装用電源(安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器に含む) 22kW (B充電器に含む) 22kW (A充電器に含む) 22kW (B充電器に含む)	代替格納容器スプレイポンプ	200kW	アニュラス空気浄化ファン	39kW	中央制御室給気ファン	21kW	中央制御室循環ファン	13kW	中央制御室非常用循環ファン	5kW	中央制御室照明等	23kW	中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒーター	13kW	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>†</sup>	7kW	合計(連続負荷)	1,645kW	(最大負荷)	2,139kW	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：号機間電力融通ケーブル（常設） →泊：号機間連絡ケーブル</li> <li>・大飯：号機間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：号機間連絡予備ケーブル</li> </ul> <p>【大飯】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</li> </ul> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯：全交流電源喪失→泊：全交流動力電源喪失</li> </ul> <p>【大飯、女川】 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川および大飯は有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷を選定している。</li> <li>・泊はディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて燃料を補給することから、美浜と同様に有効性評価において負荷が最大となる事故シーケンスの負荷に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの負荷を追加している。</li> </ul>
電路(ケーブル)、コネクタ種類	許容電流容量	参考: 敷設長さ																																																																																		
FR-CSHVT 3c-150sq 2条	840A	約50m																																																																																		
② FR-CSHVT 3c-250sq 2条	350A	3号機 約50m 4号機 約100m																																																																																		
③号機間電力融通用正弦波ケーブル（L型コネクタ）	455A																																																																																			
電路(ケーブル)、コネクタ種類	許容電流容量	参考: 敷設長さ																																																																																		
FR-CSHVT 3c-38sq 2条	330A	約50m																																																																																		
負荷名称	負荷容量(kW)																																																																																			
充電器(A, B)	77																																																																																			
	77																																																																																			
計装用電源(A, B, C, D)	充電器(A, B)に含む																																																																																			
恒設代替低圧注水ポンプ	145																																																																																			
高圧注入ポンプ（海水冷却）	1,400																																																																																			
アニュラス空気浄化ファン	19																																																																																			
中央制御室空調ファン	19																																																																																			
中央制御室循環ファン	11																																																																																			
中央制御室非常用循環ファン	11																																																																																			
合計(kW)	1,759																																																																																			
電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ(最長)																																																																																		
FR-CSHVT 3c-250sq 1条	約280A	約1070m																																																																																		
電路(ケーブル)	許容電流容量	参考: 敷設長さ(最長)																																																																																		
FR-HCV 単芯 80sq	約325A	約570m																																																																																		
負荷名称	負荷容量																																																																																			
高圧注入ポンプ	1,098kW																																																																																			
充電器(A, B)	113kW																																																																																			
	113kW																																																																																			
計装用電源(安全系) (A, B, C, D)	22kW (A充電器に含む) 22kW (B充電器に含む) 22kW (A充電器に含む) 22kW (B充電器に含む)																																																																																			
代替格納容器スプレイポンプ	200kW																																																																																			
アニュラス空気浄化ファン	39kW																																																																																			
中央制御室給気ファン	21kW																																																																																			
中央制御室循環ファン	13kW																																																																																			
中央制御室非常用循環ファン	5kW																																																																																			
中央制御室照明等	23kW																																																																																			
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒーター	13kW																																																																																			
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>†</sup>	7kW																																																																																			
合計(連続負荷)	1,645kW																																																																																			
(最大負荷)	2,139kW																																																																																			

## 第57条 電源設備（補足説明資料）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																	
<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 372kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 372kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 1,759kW</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) 美浜3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時に必要な負荷】<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>負荷名称</td> <td>容量 (kW) <sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>光てん／高圧注入ポンプ</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>充電器(A,B)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  S A監視操作盤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    静的触媒式水素再結合装置温度監視装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    原子炉格納容器水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    原子炉下部キャビティ水位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    可燃型格納容器内水素濃度計測装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    A, B, C, D 計器用電源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    衛星電源（備定）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    安全パラメータ伝送システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>    可燃型警報（S A）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>  アニュラス循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>  制御建屋送気ファン</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>  制御建屋循環ファン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>  中央制御室非常用循環ファン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>  補助建屋非常用分電盤用変圧器</td> <td>70<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>  燃料油移送ポンプ（A, B）</td> <td>3<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>  燃料油移送ポンプ充油電磁弁（A, B）</td> <td>1<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>  合計(kW)</td> <td>1,567</td> </tr> </table> <p>※1 重大事故象シーケンスにおいて負荷容量の合計が最大となる事象を示す。</p> <p>※2 電動弁は、短時間の動作であり、負荷容量には含めない。</p> <p>※3 事故シーケンス上負荷として考慮しないが、空冷式非常用発電装置の出力決定に際しては最大負荷に含める。</p> <p>(備考) その他事象の所要負荷(重大事故等への対応に係る措置の有効性評価より引用) ① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 616kW ② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 622kW ③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 713kW</p> </div>	【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時に必要な負荷】 <sup>※1</sup>		負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>	余熱除去ポンプ	270	光てん／高圧注入ポンプ	780	充電器(A,B)		S A監視操作盤		静的触媒式水素再結合装置温度監視装置		原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置		原子炉格納容器水位		原子炉下部キャビティ水位		可燃型格納容器内水素濃度計測装置		A, B, C, D 計器用電源		衛星電源（備定）		安全パラメータ表示システム（SPDS）		安全パラメータ伝送システム		可燃型警報（S A）		恒設代替低圧注水ポンプ	160	アニュラス循環ファン	15	制御建屋送気ファン	55	制御建屋循環ファン	22	中央制御室非常用循環ファン	15	補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ（A, B）	3 <sup>※3</sup>	燃料油移送ポンプ充油電磁弁（A, B）	1 <sup>※3</sup>	合計(kW)	1,567	<p>(備考) その他事象の所要負荷</p> <p>① 大破断 LOCA+高圧注入失敗+低圧注入失敗+格納容器スプレイ失敗時に必要な負荷 約 540kW</p> <p>② 外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+補助給水失敗時に必要な負荷（格納容器過温破損） 約 540kW</p> <p>③ 燃料取出前のミッドループ運転中における外部電源喪失+非常用所内交流電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失時に必要な負荷 約 1,638kW</p>	<p>【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。</p>
【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA 時に必要な負荷】 <sup>※1</sup>																																																				
負荷名称	容量 (kW) <sup>※2</sup>																																																			
余熱除去ポンプ	270																																																			
光てん／高圧注入ポンプ	780																																																			
充電器(A,B)																																																				
S A監視操作盤																																																				
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置																																																				
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置																																																				
原子炉格納容器水位																																																				
原子炉下部キャビティ水位																																																				
可燃型格納容器内水素濃度計測装置																																																				
A, B, C, D 計器用電源																																																				
衛星電源（備定）																																																				
安全パラメータ表示システム（SPDS）																																																				
安全パラメータ伝送システム																																																				
可燃型警報（S A）																																																				
恒設代替低圧注水ポンプ	160																																																			
アニュラス循環ファン	15																																																			
制御建屋送気ファン	55																																																			
制御建屋循環ファン	22																																																			
中央制御室非常用循環ファン	15																																																			
補助建屋非常用分電盤用変圧器	70 <sup>※3</sup>																																																			
燃料油移送ポンプ（A, B）	3 <sup>※3</sup>																																																			
燃料油移送ポンプ充油電磁弁（A, B）	1 <sup>※3</sup>																																																			
合計(kW)	1,567																																																			

### 第57条 電源設備（補足説明資料）